

令和5年4月27日

令和5年度第1回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第1回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市社会教育委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市教育文化センター条例施行規則の一部改正について
- 第3号 教育文化センター専門委員の委嘱について【非公開】
- 第4号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第5号 令和5年度教育委員会各課重点目標について
- 第6号 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について
- 第7号 松本市学校給食センター再整備事業について【非公開】
- 追加 第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う市立小中学校の対応について

[報告]

- 第1号 令和4年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について
- 第2号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について
- 第3号 令和5年度の学級編制等について
- 第4号 グリンデルワルト村中学生ホームステイ受入事業について
- 第5号 部活動の地域クラブ活動への移行に係る調査の結果について
- 第6号 図書館資料特別整理期間の設定について
- 第7号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第8号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第9号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について
- 第10号 窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

[周知]

- 1 令和5年度博物館パスポートの配布について

[その他]

議案第 2 号

松本市教育文化センター条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

教育文化センター条例施行規則に定める教育文化センター専門委員会の研修委員会について、令和4年に設置された教育研修センターが研修関係業務を一括して実施するため該当箇所を削除するとともに、同じ専門委員会である視聴覚委員会にかかる文章を整理するため、条例施行規則の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正内容

条例施行規則第7条に規定されている研修委員会にかかる部分を削除するとともに、視聴覚センター委員会を視聴覚委員会に改めます。併せて字句の軽微な修正を行います。

3 新旧対照表（一部抜粋）

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年5月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

現行	改正後(案)
<p>(専門委員会)</p> <p>第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 研修委員会</p> <p>(2) 視聴覚委員会</p> <p>(3) 科学博物館委員会</p> <p>2 委員会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 小・中学校教職員</p> <p>(2) 社会教育関係職員</p> <p>(3) その他特に教育委員会において必要と認めたる者</p> <p>3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 研修委員会 18人以内</p> <p>(2) 視聴覚センター委員会 12人以内</p> <p>(3) 科学博物館委員会 30人以内</p> <p>以下略</p>	<p>(専門委員会)</p> <p>第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>(1) 視聴覚委員会</u></p> <p><u>(2) 科学博物館委員会</u></p> <p>2 委員会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 小・中学校教職員</p> <p>(2) 社会教育関係職員</p> <p>(3) その他特に教育委員会において必要と認めたる者</p> <p>3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(1) 視聴覚委員会 12人以内</u></p> <p><u>(2) 科学博物館委員会 30人以内</u></p> <p>以下略</p>

※併せて以下の3箇所を改正

- 1 第2条第2項の「2カ月」を「2か月」へ、「6カ月」を「6か月」に改める。

現行	改正後(案)
<p>(使用の申請)</p> <p>第2条</p> <p>2 使用の申請は、使用日の<u>2カ月</u>(視聴覚ホールは<u>6カ月</u>)前から受け付けるものとする。(以下略)</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条</p> <p>2 使用の申請は、使用日の<u>2か月</u>(視聴覚ホールは<u>6か月</u>)前から受け付けるものとする。(以下略)</p>

2 第4条第2項の「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

現行	改正後（案）
（使用料の納付） 第4条 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは <u>この限りではない</u> 。	（使用料の納付） 第4条 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは <u>この限りでない</u> 。

3 使用許可申請書等の様式に記載の「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
 該当する様式は以下のとおり。

- (1) 松本市教育文化センター使用許可申請書、松本市教育文化センター使用料減免申請書（様式第1号）
- (2) 松本市教育文化センター使用許可・取消申請書、松本市教育文化センター使用料還付申請書（様式第3号）
- (3) 松本市教育文化センター使用許可変更・取消許可書、松本市教育文化センター使用料還付決定書（様式第4号）
- (4) 松本市教育文化センター観覧料減免申請書（様式第5号）

（現様式）

様式第1号(第2条、第5条関係)

係		所長		松本市教育文化センター		使用許可		申請書		受付印		
						使用料減免						
				許可番号								
年月日		申請		住所		団体名		氏名		電話		
(あて先)松本市教育委員会		次のおより、松本市教育文化センター		施設等の使用許可を申請します。		使用料の減免		使用責任者				
使用日時		午前 時 分から 午後 時 分まで		予定人員		人数		円				
使用目的												
施設・冷房使用料	施設区分	使用日	使用区分	施設使用料	冷房使用料	備考						
	観覧ホール	月 日	午前・午後・夜間	円	円							
	第1研修室	月 日	午前・午後・夜間									
	第2研修室	月 日	午前・午後・夜間									
	会議室()	月 日	午前・午後・夜間			減免申請						
	会議室()	月 日	午前・午後・夜間			別表第2号						
施設・冷房使用料小計				A	B							
備品使用料	区分	数量	金額	区分	数量	金額	円					
	器具使用料小計				C							
使用料算出	区分使用料小計①			減免額②	差引額①-②	円		円		円		
	施設使用料A											
	冷房使用料B											
	器具使用料C											
合 計									取印			

注意事項
 ・ 準備や後片付けも使用時間に含まれます。
 ・ 使用を終了したときは、清掃し備品をもとの位置にもどしてください。
 ・ 駐車場の整理は主催者が責任をもって行ってください。

教育委員会資料
5.4.27
教育政策課

議案第 4 号

松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除に関し協議するものです。

2 条例第2条第1号及び第2号関係

- (1) 第2号に該当するもの
人間ドック

3 規則第2条関係

- (1) 第1号に該当するもの
松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会 教育長
- (2) 第2号に該当するもの
ア 長野県公文書審議会 委員
イ 県立高校改革推進懇談会 構成員
- (3) 第3号に該当するもの
ア 一般財団法人松本市芸術文化振興財団 副理事長
イ Mウイング管理組合 副理事長
- (4) 第4号に該当するもの
ア 松本地区保護司候補者検討協議会 委員
イ 信州大学教育学部教員養成連携協議会（教育課程連携協議会） 委員

4 根拠法令

別紙のとおり

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和4年4月28日

教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年条例第7号）第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。

教育委員会資料
5. 4. 27
教育政策課

議案第 5 号

令和5年度教育委員会各課重点目標について

1 趣旨

令和5年度における教育委員会各課重点目標について協議するものです。

2 令和5年度教育委員会各課重点目標

別冊のとおり

3 今後の予定

各課が設定した重点目標は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年市議会9月定例会に提出する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」における主要点検項目に位置付けるとともに、第3次教育振興基本計画の各分野・各方針の「施策の方向性」に沿ったものに努めることとします。これにより、第3次教育振興基本計画の進捗管理を併せて行います。

なお、取組結果は、今年度末の教育委員会において報告します。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



令和5年度 教育委員会各課重点目標

I	教育政策課	1
II	学校教育課	4
III	学校給食課	7
IV	生涯学習課・中央公民館	10
V	中央図書館	13
VI	文化財課	16
VII	博物館	18

松本市教育委員会

令和5年度事務事業の概要

課名： 教育政策課

1 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、第3次教育振興基本計画の施策の方向性に沿った事業を各課と連携を図りながら進めます。教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、これからの時代を生きるために必要な力は何か、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現に繋がります。また、庁内関係課との連携や、広く市民と協働しながら事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 人口定常化につなげる教育施策の推進（継続）</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 内容 「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、「すべての子どもにやさしいまち」を目指す取組みを通じて、人口の定常化につなげます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 安曇小中学校に導入した小規模特認校制度について、他の小規模校における様々な学びの可能性とニーズの把握に努め、導入校拡大に向けた取組みを進めます。 (イ) 松本デュアルスクール制度の導入を進めるとともに、大野川小中学校への積極的な活用を行います。また、居住地の確保や将来的な移住へ繋げる取組みなど、関係各課と連携して進めます。</p>	
<p>(2) リーディングスクールMatsumoto サポート事業（新規） (Leading school)</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>
<p>ア 内容 「子どもが主人公」の学校づくりに向けたシステム改革や授業改革に挑戦する小中学校をリーディングスクール（LS）として、学校の主体的な取組を支援し、松本市における学校改革・授業改善への機運の拡大を図ります。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 「子どもが主人公」の学校づくりへの挑戦を支援するため、非常勤講師配置を4校、研究費用助成を8校へ実施します。また、全国レベルで活躍する有識者4名をLSアドバイザーとして依頼、実践校および松本市小中学校全校への支援・助言を受けられる体制を作ります。 (イ) 教育研修センターを中心にLSサポートチームを組織し、担当指導主事等が各校に伴走的にかかわり、研究・学校づくり推進を継続支援します。 (ウ) 定期的にリーディングスクールが相互の情報交換を行うオンラインミーティングを開催し、各校の進捗状況を交流するとともに、学校間のネットワークの構築を図ります。 (エ) LSラボ、LSフェスを開催し、各学校の取組の成果を松本市の全ての学校で共有するとともに、各回においてLSアドバイザーによる講演を実施し、学校改革・授業改善の実践への歩み出しを支えます。</p>	
<p>(3) 教職員研修の充実（継続）</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>

【様式1】

<p>ア 内容 令和4年度に策定した教職員研修計画に基づき、教職員研修を実施するとともに、令和6年度の完全実施に向けて、研修計画の一層の充実を図ることを通して、教職員の職能の向上を図り、「子どもが主人公の学び」の実現を支えます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 教育政策課内に設置した教育研修センターを中心に、昨年度策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、松本市の教職員を対象とした約60講座の研修を実施します。また、県教育委員会と連携し、県が実施する研修に松本市の教職員が参加できる体制を整備し、教職員のより豊かな学びを支えます。 (イ) 令和6年度の完全実施に向け、松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら教職員研修の一層の充実を目指して、講座内容、人員体制、予算規模等を検討します。</p>	
<p>(4) 学都松本寺子屋事業の推進（継続）</p>	<p>1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 内容 地域の多様な人が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や、基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 地区公民館や地域づくりセンター、町会に呼びかけるほか、各種SNSを活用して周知を図り、活動の場を市内全域に広がります。令和9年度30団体の実施を目標とします。（令和4年度実績8団体） (イ) 子どもたちの学びをバックアップする学習支援者（寺子屋先生・寺子屋サポーター）を継続的に募集し、新規実施団体を中心とした学習支援者を必要とする居場所に人材を紹介します。 (ウ) 学習支援者に対して継続的に研修を実施し、質の向上を図るとともに、支援者を拡大し、持続可能な仕組みに繋がります。</p>	
<p>(5) 教育文化センター再整備事業（継続）</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 4-1 社会教育活動の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 内容 不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「（仮称）学都ラボ」として再整備を進めます。新たな施設は人と人、人と学びをつなぐハブとなり、また、ICTを活用した学びの発信、松本独自の教職員研修等を実施します。それらの実現のために必要となる施設機能や備品等について令和5年度に内部検討します。</p>	

【様式1】

<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 空調設備や照明機器の改修等、施設の老朽化対策として必要な整備内容を精査します。</p> <p>(イ) 昨年度のアドバイザー会議の意見を踏まえた、「学びや人をつなぐハブ機能」、「時間や空間にとらわれない学びの場」等の（仮称）学都ラボの方向性を実現するため、不登校対策のオンライン授業や各種映像制作を行うスタジオ、来館者が自由に学習環境を選べ、情報共有の場となるフリースペースの整備を検討します。</p> <p>(ウ) 整備内容等について内部検討をした結果を教育文化センター運営委員会において協議をし、整備計画や設計等に反映をさせます。運営委員としてアドバイザーを務めていただいた方に参加をいただく予定です。</p>	<p>(6) 情報発信力の強化（継続）</p>	<p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実</p>
<p>ア 内容</p> <p>教育委員会の透明性を高めるとともに、市民が教育行政の取組みに関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、情報をわかりやすく発信します。</p>		
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 市ホームページ内の教育委員会小サイトでは、市民が知りたい情報を的確に捉え、わかりやすく閲覧できるよう、サイト内デザインの見直しを図ります。また、不足している情報や未掲載データ等がないか、教育委員会内で一斉チェックを行うなどして、サイト内のコンテンツ整理を実施します。</p> <p>(イ) 庁内関係課をはじめ、学校・民間事業者等とも連携しながら、子どもたちの学びを深められる動画コンテンツの制作、配信に取り組みます。</p>		

令和5年度事務事業の概要

課名：学校教育課

1 事務事業の概要

「子どもが主人公・学都松本のシンカ」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組みます。

前年度から引続き、学びのICT活用を推進するとともに、特にいじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒に係る情報化について検討を進めます。

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化事業や改築事業を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入等、学校環境の充実を進めます。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進(継続)

1-1 子育て支援の充実
1-3 子どもの居場所づくりの推進
2-1 学童期の遊びと学びの充実
2-4 多様な遊びと学びの機会の保障
3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進

ア 内容

(ア) いじめ防止対策

教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめ(SNS、スマホトラブルを含む。)や体罰のない学校づくりを進めます。

(イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援

令和3年度から4年度にかけて、不登校児童生徒が増加していることから不登校児童生徒に対する支援の骨太の方針を策定し、包括的な支援に取り組みます。

イ 具体的な進め方等

(ア) いじめ防止対策

「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けたり、GIGA 端末から記入できる仕組みを用意したりすることで、子どもがより早く SOS を出せる仕組みを庁内で検討します。また、学校外で起きている虐待のような事案についても認知できるように、早期の対応を推進します。

(イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援

- ・ 市全体での不登校支援の在り方についてプロジェクト会議で検討し、骨太の方針を策定して関係者で共有します。
- ・ オンラインを活用した不登校支援を令和6年度から開始できるよう、授業づくりに取り組む専任職員の増員、教育文化センターを拠点施設としたエプソンとの連携推進などについて制度設計に取り組みます。
- ・ 市内中学校の実践を研究し、国・県の動向を注視しながら、学校以外で学んだ場合の評価のあり方を研究します。
- ・ 県の動向を注視しながら、不登校特例校の研究を進めるとともに、民間団体との連携を進めます。
- ・ 寿中間教室の立ち上げに伴い、7月までに「中間教室」の名称のあり方について検討します。
- ・ 昨年度の実績をもとに、スクリーニング会議の充実を図ります。
- ・ 引き続き不登校支援アドバイザー、自立支援教員に関わる取組みとして、不登校傾向の児童生徒、家に引きこもっている児童生徒やその保護者、それぞれの状況に合った各機関への働きかけを実施します。

【様式1】

<p>(2) 特別支援教育推進事業(インクルーシブ教育推進事業) (継続)</p>	<p>1-1 子育て支援の充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>
<p>ア 内容 (ア) 特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級へと、適切な学びの場の見直しを進めていきます。 (イ) インクルーシブ教育を推進するとともに、特別支援教育の充実を図ります。 (ウ) 松本市インクルーシブセンターの令和6年4月開設に向けて、設立準備委員会で協議を継続します。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施します。 (イ) 市内全校の特別支援教育コーディネーターと指導主事との懇談を実施します。 (ウ) 令和6年4月、松本市インクルーシブセンター設立に向け、インクルーシブセンター設立準備委員会を開催し、委員の専門的な知見を踏まえ、具体的な検討を進めます。 (エ) 松本市インクルーシブセンターへの特別支援教育コーディネーターの配置について、県教育委員会と連携して進めます。</p>	
<p>(3) 部活動の地域クラブ活動への移行 (新規)</p>	<p>1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 内容 子どもたちが自分のやりたいスポーツや文化活動を楽しめる環境を構築するため、土日だけでなく平日も含めた学校部活動の地域クラブ活動への段階的な移行に取り組めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 先行して移行に取り組める特定の競技や学校を4つのモデルケースとして市が選定し、取組みの中での課題等を把握します。 (イ) 学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会を立ち上げ、モデルケースを通じた課題の整理や必要な公的支援策の具体的な検討を行います。 (ウ) 教育委員会だけでなく、文化観光部やスポーツ本部とも情報を共有し、連携を図りながら部局横断で取り組めます。</p>	
<p>(4) 学校教育情報化推進事業(継続)</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 内容 児童生徒の1人1台端末や学習用クラウドサービス等の基盤整備や学校内外における学びのICT活用を進めるとともに、人的支援（ICT支援員の配置等）や教職員の校務の情報化など、国の掲げる「GIGAスクール構想」に基づく教育の情報化やICT活用能力の向上に取り組めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 児童生徒の1人1台端末配備(約1万9千台)や修繕対応等を進め、切れ目のないICT利用環境を目指します。 (イ) 人的支援(ICT支援員*の配置)により、ICTを活用する授業づくりや活用支援とヘルプデスク対応、このほか教職員のICT関連研修に取り組めます(※ ICT支援員数:4校に1名、計12名配置)。 (ウ) 普通教室等のICT利用環境整備と活用を進めます(学習用クラウドサービスのほか、電子黒板やオンライン授業のマイクスピーカー、等)。 (エ) 令和6年度から順次始まる学習者用デジタル教科書の利用や不登校児童生徒等の学びのICT活用等、さらなる教育の情報化に向けた検討を進めます。 (オ) 教職員の負担軽減に向けた校務の情報化を引続き推進します(統合型校務支援システムの運用、学校と保護者とのコミュニケーションシステムの構築)。</p>	

【様式1】

<p>(5) 小中学校施設整備事業(継続)</p>	<p>1-1 子育て支援の充実 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p>
<p>ア 内容 教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校トイレ整備事業、学校照明整備事業など計画的に進めます。 また、学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後は、こども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効活用し、施設の複合化・併設化を進めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 長寿命化改良事業では、菅野小・梓川小で第1期の工事完了、2期工事の着手、波田小で第1期工事着手、高綱中では実施設計、今井小・岡田小では劣化度調査を進めていきます。 (イ) 改築事業では、少子化による児童生徒の減少、ゆとりある学習空間、多様化する学びに柔軟に対応でき、地域の交流の場となる学校施設の今後のあり方を検討します。 (ウ) 学校トイレ整備事業では、小中学校12校で洋式化の改修工事、小中4校で共用多目的トイレの設置を進めます (エ) 本市が掲げるゼロカーボン及び水銀灯や蛍光管の製造中止に伴い、学校施設の照明のLED化を進めていきます。 (オ) 明善小に児童センターを併設する計画を進めます。</p>	
<p>(6) 学校における働き方改革(継続)</p>	<p>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</p>
<p>ア 内容 部活動の地域クラブ活動への移行をはじめ、ICTの活用や支援員の配置など、保護者や地域の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を進めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 令和4年度に経産省のモデル事業として実施した波田小学校の事例を紹介するなど、校長会、教頭会と連携しながら、教職員の働き方について具体的な方策について研究を進めます。 (イ) 山間小規模校を中心に県費でつかない教員業務支援員を市費で配置し、教職員の業務軽減を図ります。 (ウ) 部活動の地域クラブ活動への移行モデルを実施する学校に対し、積極的な支援をするとともに、その他の学校においても部活動指導員の導入を進め、働き方の変化を検証します。 (エ) 令和5年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき、研修の方法・頻度・時間帯を工夫した教職員が参加しやすい効果的な研修を実施します。</p>	

令和5年度事務事業の概要

課名：学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通じた食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備について早急に解消できるよう、再整備に向けた取組みを進めます。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 学校給食センターの再整備事業（継続）	6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 波田（昭和46年開設）及び梓川（昭和63年同）学校給食センターは老朽化が著しく建替えの必要があり、また、西部学校給食センターは建設から20年が経過し、大規模修繕が必要となっています。そこで令和4年度に策定した学校給食センター全体の再整備基本方針に基づき、基本計画を策定します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 速やかに建設用地の選定を行い、地元等への丁寧な説明を行うとともに、議会で諮り決定します。 1カ所目の新センターの建設用地決定後、新センターの施設規模・調理能力などの詳細を検討し、来年度に基本設計・実施設計に取り掛かれるよう再整備基本計画を策定します。</p>	
(2) 食育の推進（継続）	6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 学校給食を生きた教材として活用し、「豊かな体験でつながる松本の食 はぐくむすこやかな体と心」の実現を図ります。献立の充実、学校、家庭、地域との連携により、楽しく食べる経験を通じて健やかな心と体を育み、松本の郷土食や地域の食材について学び伝え、食べ物を残すことをもたないと思う気持ちを育てます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 和食を中心に「主食・主菜・副菜・汁物」をバランスよく組み合わせた献立の提供や、地域食材や郷土料理を提供する「松本の日」の実施等により献立を充実させます。 具体目標として、「長野県や地域の郷土食を知っている児童生徒の割合」を小学5年生 47.7%(R元)から50%(R7)、中学2年生 65.8%(R元)から70%(R7)を目指します。</p> <p>(イ) 「食に関する指導の全体計画」に沿って、栄養教諭・調理員による学校訪問、給食指導や教科と連携した授業、朝食摂取の大切さについての授業等学校と連携した食育事業を実施します。実施にあたっては学校への訪問に加え、ICTを活用し生産現場と学校にいる児童をつないだ食育の取り組みを行います。 具体目標として、「朝食を毎日食べる児童生徒の割合」を小学5年生 90%、中学2年生 85.2%(R元)から100%(R7)に近づけます。 「栄養教諭による学校訪問を行った学校数」24校（西部17、東部7）(R4)から33校（西部17、東部16）(R5)を目指します。 「ICT活用による生産現場と児童をつなぐ取り組み」をR5年度中に小学校1校以上で実施します。</p> <p>※ (ア)(イ)の目標値は、「松本市総合計画（第11次基本計画）」の成果指標による</p> <p>(ウ) PTAによる試食会や親子見学会の受け入れ、保護者への講話、献立表・食育だよ</p>	

【様式1】

<p>り等の発行・システムでの配信により家庭と連携した食育を推進していきます。</p> <p>(エ) 農政課、JAとの連携や生産者との情報交換による地域食材の活用やテレビ松本・FMまつもとへの献立情報提供、献立表・食育だよりや「きゅうしょくゆうびん」の市ホームページへの掲載により、地域と連携を図ります。</p>	
(3) 地産地消の推進（継続）	<p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用します。</p> <p>地産地消の取組みにより、梱包資材、流通コストやCO₂の削減、環境へ配慮したゼロカーボンシティの取組みを推進します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>具体目標として、主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和7年度までに重量ベースで30%を目指します。(令和3年度25%、令和4年度29.5%)</p> <p>※ 目標値は、「松本市総合計画（第11次基本計画）」の成果指標による</p> <p>(ア) 地産地消率向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促します。また、「松本の日」*1を継続して実施します。</p> <p>(イ) 児童生徒が総合学習で生産した米等の農産物を給食食材として受け入れ、使用します。</p> <p>(ウ) 松本地域産食材のジャガイモ・豚肉・玉ねぎを使用した肉じゃがコロッケ等の加工品の研究開発を進めます。</p> <p>*1「松本の日」:旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日</p>	
(4) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）	<p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供するとともに、アレルギーの理解を深める情報を発信し、対応食解除の取組みを推進します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりに合わせた対応食を提供します。</p> <p>(イ) 成長期に必要な栄養素を様々な食品から摂取できるよう、対応食解除に向けたアレルギーに関する情報発信を行います。</p> <p>(ウ) 学校への訪問を中学校1年・小学校1年で年度当初に1回実施していたものを、担任が変更になった学級への訪問を追加することで連携を強化し、誤食防止につなげていきます。</p>	
(5) 学校給食費滞納整理（新規）	<p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>令和2年度からの学校給食費の公会計化により、市が収納業務を担うこととなった。</p> <p>(ア) 学校給食費の滞納整理を強化します。</p> <p>(イ) 滞納繰越分を中心に、文書・電話・臨戸による催告を実施し、過年度滞納繰越の収納率25%を目標とします。</p> <p>滞納世帯数 410人（見込み）</p> <p>滞納繰越額 14,600千円（見込額）（R2～R4）</p>	

【様式1】

公会計後の収納率（参考）			
項 目	R 2	R 3	R 4
現年収納率	99.37%	99.42%	99.46%（見込み）
滞繰収納率	27.33%	49.64%	18.00%（見込み）

(ウ) 新規滞納者を増やさないように、早期に対応をします。

具体的な取組み内容

- ・就学援助費からの直接収納
- ・過去の滞納分を含め児童手当からの直接収納（要承諾書）【R5～】
- ・コンビニ納付、電子決済（スマホアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング）に対応【R5～】

イ 具体的な進め方等

電話催告を中心に、下記の取組みにより収納率の向上を図ります。

- ・現年度、過年度滞納者への一斉催告 年1回→年3回実施
- ・電話催告強化 通年（1日/5件→1日/10件）
- ・臨戸による特別催告 年1回（年度末）→年2回実施（年末、年度末）

令和5年度事務事業の概要

生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

生涯学習の施設整備や地域住民の主体的な学習活動の支援を行い、自治能力を高める学習活動の推進及び生涯学習による地域づくりを目指します。地区公民館を総合的な地域づくりの拠点と位置づけ、地域課題と向き合い、地域住民が主体的に解決するための学習・実践を充実させ、松本らしい公民館活動を展開します。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) コミュニティスクール事業（継続）</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>(ア) 地区公民館がコーディネートを行う松本版コミュニティスクールを進めてきましたが、国制度のコミュニティ・スクールをモデル校に導入し、効果検証を行い、他地区への展開について検討します。また、学校の負担軽減などに向けた検討を進めます。</p> <p>(イ) コミュニティスクール事業を通じ、地域、保護者、学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。</p>	<p>2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 4-2 リカレント教育の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進</p>
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 国制度のコミュニティ・スクールの導入に当たっては、大野川小中学校をモデル校として、地教行法に基づく学校運営協議会の設置及び学校と地域のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員を配置し、学校の負担軽減を図るとともに事業を推進します。また、コミュニティスクールのあり方検討会などで、モデル校の効果検証を踏まえ、他地区への展開を検討します。</p> <p>(イ) これまで進めてきた松本版コミュニティスクール事業については、引き続き、地区公民館がコーディネーターを務めながら、コミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域の特性を生かした事業を展開します。</p>	<p>(2) 子ども・若者の居場所づくりと社会参画事業（継続）</p>
<p>ア 内容</p> <p>(ア) 若者の居場所として中央公民館（Mウイング）2階のフリースペースを拡充し、多様なニーズに対応できる魅力ある居場所づくりと環境づくりを進めます。また、地区公民館において、小中学校の長期休業に合わせた施設開放、家庭で過ごしている子ども・若者の居場所づくりなど、地域づくりセンターと連携し、子ども・若者の居場所づくりを推進します。</p> <p>(イ) 若者のニーズに合わせた講座やイベントを開催し、魅力のある若者の居場所づくりを進めます。</p> <p>(ウ) ひきこもりの若者支援として、交流を通じて他者との関係性の構築や学び直しの事業に取り組みます。また、若者が成長し、社会で活躍できるきっかけづくりとして、関係機関と連携し、まちづくりに取組む場の提供など、若者の多様な社会参画を推進します。</p>	

	<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 若者の居場所について、中央公民館2階のフリースペースを拡充するとともに、居心地のよいレイアウトへの変更、使いやすい机・椅子などの備品を導入します。</p> <p>(イ) 地区公民館において、小中学校の長期休業にあわせ、児童・生徒の居場所として施設を開放します。また、様々な事情により家で過ごしている子ども・若者の居場所として松原地区公民館・笹賀公民館に開設している「居場所支援ほっとスペース」の取組みを広く周知するとともに、他地区への展開方法について検討します。</p> <p>(ウ) 青少年ホームの若者の居場所づくりとして、若者向け講座のヤングスクール、コーディネーターを配置したボードゲームカフェ等を開催します。また、若者が地域や企業に働きかけ提案を行う「松本若者会議」へ、地域づくり課ユースサポート担当と連携し、若者の参加を促します。</p> <p>(エ) ひきこもりの若者を支援する事業として、当事者とその家族、地域住民を主な対象とする、ひきこもりに関する研修会を開催します。また、若者が自由に過ごし交流ができる場所として、なんなんひろばに開設している「若者カフェ」の環境整備を行うとともに、ひきこもりの若者も利用ができることを周知します。</p> <p>(オ) 二十歳の方を祝い激励し、故郷松本の良さを再認識することで、将来松本にUターンし、活躍する若者を増やすことを目的に「ハタチの記念式典」を開催します。</p>
<p>(3) ICTを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業 (継続)</p>	<p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-2 互いを認め合い学び合う教育の推進 4-1 社会教育活動の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進</p>
	<p>ア 内容</p> <p>ICTの活用により、いつでも・だれでも・どこでも学ぶことができる学習の場をさらに充実させ、多世代かつ多様な住民が主体的に学び、つながりや住民自治を育むためのコミュニティづくりを推進します。また、デジタル社会ですべての人が活躍し続けるため、ICTの活用支援やメディアリテラシー教育の取組みの検討を進めます。</p>
	<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) ICTを活用した動画配信等により、公民館に出向くことなく利用できる学びの場を提供します。また、革新を続ける複雑で多様なICTの情報を収集すると共に、効果的な情報発信の方策について研究を続けます。</p> <p>(イ) オンライン上で多様な住民同士が語り合い、つながり合うことができる場として、「オンライン公民館」の研究を進めます。</p> <p>(ウ) デジタルディバイドの解消などを推進するため、学習講座の開催を続けます。また、DX推進本部等と連携し、地域での人材の発掘・育成を行います。</p> <p>(エ) ICTを活用した事業を進めるなかで、いつでも、どこでも学ぶことができる学習の場を充実させるなど、まるごと学都構想の実現に向けて、図書館や博物館との話合いの場を設け、具体的な連携事業を検討します。</p>
<p>(4) 公民館等長寿命化事業 (継続)</p>	<p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
	<p>ア 内容</p> <p>個別施設計画に基づく中間補修及び大規模改修等により、公民館等の長寿命化を図ります。当面は、設備機器（照明・トイレ）の更新をメインとする中間補修を行うこととし、施設の機能維持・回復に努めます。</p>

【様式1】

<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) Mウイング(中央公民館)は、令和4年度から4カ年で補修(改修)するもので、その2年目となる本年度は、主に電気・機械設備工事を進めます。松南地区公民館は、屋根・外壁をはじめとする施設全体の間補修を行います。</p> <p>(イ) 令和6年度に中間補修を計画している、島立と寿台の各公民館の実施設計にも着手します。10月頃までに概算工事費を整理し、3月までに実施設計を完了します。</p> <p>(ウ) なお、経常的な修繕については、地域づくりセンター長を教育委員会職員(館課長)に併任したことに伴い、各地区公民館で予算執行ができるようになった施設の維持管理について迅速に対応します。</p>		<p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>(5) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業(継続)</p>		
<p>ア 内容</p> <p>平成28年度に策定した保存活用計画等を基に、平成30年度から6カ年の予定で、耐震補強工事を実施しています。最終年度となる今年度は、本館北棟の耐震補強工事をを行います。</p>	<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 国庫補助事業計画に基づき、段階的に耐震補強工事を実施し、最終年度となる令和5年度は、本館IV期耐震補強工事として、本館北棟の工事を実施します。</p> <p>(イ) 耐震補強工事に合わせ、美観向上整備(国庫補助事業)として外壁塗装工事を行っており、本館北棟及び講堂の外壁塗装工事を実施します。</p> <p>(ウ) 令和4年度に工事が終了した本館西棟に、工事の進捗と調整し、占有貸室、文化会館事務室及び図書館等を順次元の場所に戻していきます。</p>	

令和5年度事務事業の概要

課名：中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、新しいつながりや交流の拠点となるべく、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点を目指します。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進(継続)

4-2 リカレント教育の充実
4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実
4-5 社会教育関係施設等の整備・充実

ア 内容

令和4年10月に策定した「松本市図書館未来プラン」に位置付けられた「施策の柱」及び「具体的な取組み」に沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組みを推進します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 未来プランに定めた具体的な取組みに基づき、博物館・美術館・文書館とのMLA連携を進めます。また、松本まるごと学都構想の視点から、公民館・博物館・図書館で話合いの場を設け、具体的な連携事業を検討します。
- (イ) ビジネス支援サービスを強化するため、企業・業界情報を調査する資料のほか、仕事や企業・創業・経営などに必要な資料を集めたビジネス支援関連コーナーを設置します。
- (ウ) 行政の課題解決に寄与するため、市内への貸出方法の簡素化、レファレンスの受付体制の整備など利便性の向上に努めます。
- (エ) 松本城三の丸エリアビジョンに基づき、三の丸エリア市内プロジェクトチームと連携し、中央図書館が含まれる旧開智学校界隈の将来像を共有した取組みを進めていきます。
- (オ) 若者世代への広報を強化するため、令和5年4月にTwitterを開始、年度内に動画配信、LINEなどのSNSを活用した情報発信を進めます。
- (カ) 市民の利便性を高めるため、通勤通学に便利な村井駅や、地区内に分館設置がない四賀地区に、サービスポイントの設置を検討します。
- (キ) 毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、令和5年度は10回を目標に職員研修を実施します。また、図書館に関する講演会・研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質・能力の向上を図ります。
- (ク) 市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点として図書館サービスの充実を図るため、外部からアドバイザーを登用することを検討します。

※サービスポイント：蔵書管理はなく、主に図書館の予約資料の受渡しと本の返却に特化した場所。

(2) 中央図書館の大規模改修(継続)

4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実
4-5 社会教育関係施設等の整備・充実

【様式1】

<p>ア 内容 中央図書館は平成3年の開館から31年が経過し、機械設備等の老朽化、書庫の狭隘化、開架書架の耐震強化、慢性的な駐車場の不足等のハード面での課題が生じています。また、市民からは明るく開放的で複数の機能と融合した施設を望む声が多く寄せられています。居場所・交流・勉強・趣味など市民ニーズに対応し、利用者の視点に立ったゾーニングを行い、多様な空間の確保に努める必要があります。安全安心で快適な環境の整備、市民の利便性の向上のための大規模改修を行う時期を迎えています。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 令和4年度に実施した劣化度調査を踏まえ、中央図書館の改修のコンセプトを検討し、未来プランが実現できるよう工事内容に反映させていきます。 (イ) 令和5年10月1日以降に着工される建築物の解体・改修工事に義務付けられた、有資格者によるアスベスト調査を行います。 (ウ) 改修工事期間中も、図書館サービスを継続して提供できるよう、仮設図書館の設置について検討します。 (エ) 仮設図書館の設置にあたっては、ビジネス支援サービスや仲間づくりや交流の場、家庭や職場・学校以外の第3の場所となるような機能性、まちの活性化を考慮し、駅周辺を候補地として検討します。 (オ) 改修工事等への民間活力の導入について検討します。</p>	
<p>(3) 電子図書館の導入とICTの利活用(継続)</p>	<p>4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 内容 コロナ禍や急速に進むICT化を受け、時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスの充実を図ります。また、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備に努めます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 図書館利用者の利便性と窓口業務の効率化を図るため、図書館利用者カードの新規登録と更新手続きのオンライン申請の取組みを進めます。 (イ) 令和4年8月から参加した長野県と県内市町村による協働電子図書館事業について、より一層の利用促進に向け広報を実施し、様々な状況により図書館の利用や読書が困難な人にも、「電子書籍」を用いた電子図書館サービスを提供します。 (ウ) ICTを活用したオンラインデータベースの増加の検討を進めます。現在8種類を令和5年度は1種類追加して9種類にします。 (エ) 令和5年度中にあがたの森図書館にWiFi環境を整備します。 (オ) 貸出・返却作業などの効率化による利用者の利便性向上を図るため、ICタグの導入について研究します。</p>	
<p>(4) 子どもの読書活動の推進(継続)</p>	<p>1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2-1 学童期の遊びと学びの充実 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 内容 令和元年度から5年計画で進める第2次学都松本子ども読書活動推進計画では、子どもが読書に親しめる環境づくりのほか、図書館が中心となって、家庭、地域、団体、学校、施設等、本市の子ども読書活動を担う人材が情報を共有し、交流を深め、協働して活動を高めていくための計画を推進しています。</p>	

【様式1】

イ 具体的な進め方等

- (ア) 子ども読書活動推進委員会と連携し、令和5年度からサードブック事業を開始し、公立小学校27校にブックセットを設置します。
- (イ) 中・高校生に向けて、豊かな心を育む自由で自発的な読書や生きる糧になる素敵な本と出合うためのきっかけ作りとなるブックリストの作成等の支援事業を引き続き進めます。令和5年度は3冊目のブックリスト作成支援を行います。
- (ウ) 読み聞かせボランティア講座、子ども読書活動スキルアップ講座を引き続き開催し、読書活動に意欲的にかかわる人材（読み聞かせボランティア、読書推進サポーター）を養成し、図書館、地域等での活躍の機会を増やしていきます。
- (エ) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の最終年度となるため、評価・検証を行うとともに、年度内に第3次学都松本子ども読書活動推進計画を策定します。

※ サードブック事業：家庭における本に親しむ習慣を発達段階に応じて切れ目なく働きかけるため市立小学1年生の各学級に学級文庫として児童書をプレゼントするもの。ブックスタート（10カ月児健診時）、セカンドブック（3歳児健診時）事業に加えて実施するもの

令和5年度事務事業の概要

課名： 文化財課

1 事務事業の概要

行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。

史跡松本城及び国宝松本城天守を確実に後世に守り伝えるため、歴史的遺構の復元・整備及び史跡内建造物の整備を進めます。また、今後必要となる整備事業の事業費について、庁内関係課と協力し、募金や寄付金などの新たな財源確保に取り組みます。併せて、歴史的資料の収集・保存・研究を計画的に進め、その成果を周知します。

歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 文化財の魅力をも市民に周知し理解を深めるための情報発信 (継続)	2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
<p>ア 内容 令和3年度から本格的に運用を開始したSNSの Facebook、Instagram やYouTube等を活用した情報発信を通じ、文化財の魅力や価値を幅広い世代の市民に周知します。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) SNS「まつもとの文化財」や市ホームページ等を活用し、市内の文化財の情報を幅広く発信します。また、令和4年度に改訂し、利用者に好評な文化財マップを併用した情報発信で文化財の魅力を伝えます。 (イ) 市内の埋蔵文化財の発掘調査成果について、現地説明会や報告会・講演会の開催に加え動画配信を活用して広く周知を図ります。 (ウ) 市ホームページを通じて閲覧が可能な発掘調査報告書等について、引き続き登録の推進と周知を図り、埋蔵文化財保護の気運を高めます。</p>	
(2) まつもと文化遺産活用事業(継続)	8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
<p>ア 内容 「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、住民が地域の文化財を主体的に保存活用する取組みを支援し、地域の活性化につなげるものです。地域住民による文化財の持続的な活用を支えるため、博物館や公民館とも連携してまつもと文化遺産の周知や活動の支援を図ります。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、「まつもと文化遺産」の認定を進めるとともに、認定済みの7件に対し、引き続き補助金等の支援策を講じます。 (イ) 認定候補団体への活用策等の助言の他、ロゴマークの活用等により制度の周知拡大を図ります。</p>	
(3) 史跡整備事業の推進(継続)	8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
<p>ア 内容 国史跡の小笠原氏城跡及び弘法山古墳について、保存活用計画及び整備基本計画の策定を経て史跡整備を行い、保存活用を図るものです。また、現地保存されている殿村遺跡の整備に向け、国史跡指定を目指します。いずれも地域住民から大切にされている文化財であり、史跡の価値等の市民周知を図りながら、地域づくりにもつながる整備を目指します。</p>	

【様式1】

<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 史跡小笠原氏城跡整備基本計画を令和5年度に策定します。</p> <p>(イ) 史跡弘法山古墳調査委員会からの指導により、弘法山古墳の追加発掘調査を実施します。また、令和6年度の発掘調査報告書刊行に向け、調査成果の取りまとめを行います。</p> <p>(ウ) 殿村遺跡の史跡指定に向け、文化庁・長野県教育委員会との協議を進めます。</p>	
(4) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業(継続)	<p>8-3 地域づくりの推進</p> <p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 内容</p> <p>白色の温泉水がもたらした特殊な地形(特別天然記念物)を、学びながら安全に見学できるよう、令和6年度の公開に向けて観察路・安全柵・案内板などを整備します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 令和4年度に実施した設計に基づき、観察路などの整備を行います。</p> <p>(イ) 保存活用計画に基づき、支障木伐採など見学エリアの環境整備を行います。</p> <p>(ウ) 魅力的な観光資源として活用されるよう、地域や関係機関と連携して進めます。</p> <p>(エ) 旅館関係者や地元小学生対象の見学会を開催し、活用に向けた機運を高めます。</p>	
(5) 史跡松本城整備事業(継続)	<p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 内容</p> <p>史跡松本城を後世に守り伝え、新たな魅力や価値を創出するため、「幕末期」の姿に計画的に整備を推進します。実施する事業は、史跡松本城整備基本計画の策定、黒門・太鼓門耐震対策事業、堀浄化対策事業(堀浚渫)、南・西外堀復元事業です。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 史跡松本城整備基本計画は、今後10年間に進める主な整備事業である「南・西外堀復元事業」及び「堀浚渫事業」に特化した基本計画として策定します。</p> <p>(イ) 黒門・太鼓門耐震対策基本計画に基づき、太鼓門の耐震工事を実施します。令和5年度は、袖堀の耐震工事を実施します。(令和6年度は漆喰壁工事を予定)</p> <p>(ウ) 長年の懸案であった堀浚渫事業に着手します。令和5年度は、東内堀の浚渫工事を実施し、令和11年度までに内堀・外堀・総堀の浚渫事業完了を目指します。</p> <p>(エ) 南・西外堀復元事業は、主管課のお城まちなみ創造本部と協力しながら、水をたたえた堀の復元に向けて、調査研究を推進し、整備方針を検討します。また、復元整備によって創出される新たな空間の回遊性の向上を、三の丸エリアビジョンの実現とともに目指します。</p>	
(6) 国宝松本城天守整備事業(継続)	<p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 内容</p> <p>国宝松本城天守を松本の象徴として後世に守り伝え、来訪者が安全・快適に見学でき、文化財に親しむことができる整備を行います。事業内容は、天守耐震診断結果に基づく国宝松本城天守耐震対策事業と、防災設備の更新・新設を行う松本城防災設備整備事業を推進します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 国宝松本城天守耐震対策事業は、天守及び石垣の耐震対策補強案の検討を行い、令和5年度に天守耐震対策基本計画を策定し、令和9年度の工事着手を目指します。</p> <p>(イ) 国宝松本城天守防災整備事業は、屋外消火栓用の既設ポンプ室と既設配管の改修を進めます。(令和6年度に事業完了)</p>	

令和5年度事務事業の概要

課名： 博物館

1 事務事業の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、展覧会や講座のほか、多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。博物館本館の開館を契機に、他の博物館や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光等の活動の推進を図り、地域の活力向上に取り組みます。松本まるごと学都構想の視点から、博物館・公民館・図書館で話合いの場を設け、具体的な連携事業を検討します。

2 令和5年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 松本市立博物館本館のリニューアルオープン (継続)	4-2 リカレント教育の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
<p>ア 内容 「松本まるごと博物館」の拠点施設として、多様な人々が集い松本の魅力を発信するため、10月7日の開館に向けて特別展や各種事業の開催準備、指定管理者との調整などを進めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 新たに設置するアソシエイトプロデューサーと連携しながら、博物館事業や人づくり、まちづくりの仕掛けを進めます。 (イ) 開館記念特別展（博覧会展および浮世絵展）の準備を進めます。様々な企業や他の博物館と連携しながら、松本の魅力を展示し、関連事業と合わせて、広く情報発信を行います。 (ウ) 魅力的なミュージアムショップや観光ガイド等への充実に向け、指定管理者と協議を進めます。 (エ) 開館記念行事は、特別展関連事業のほか、高校や大学の部活、伝統行事を継承している地域など多様な団体と連携し実施します。</p>	
(2) 松本市立博物館本館1階のにぎわい創出事業 (新規)	4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
<p>ア 内容 博物館1階を「人と人、人とまち」をつなぐ松本のハブとして位置づけ、交流の中から新たな価値が生まれ、まち全体の賑わいを創出するための事業を展開します。</p> <p>イ 具体的な進め方等 (ア) 昨年度計画した観光客向けワークショップや学校向けワークショップ等を実施し、松本の歴史文化を体験的に学ぶ機会を創出します。 (イ) ウィンドーギャラリーを活用し、学校や企業など松本で展開する多様な活動を展示することで、まちを歩く人に対して松本の文化を発信します。 (ウ) 市民学芸員、友の会会員と連携し、博物館からまちへつながる展示案内ガイド等を実施し、博物館に親しんでもらい、街への愛着を高める事業を展開します。 (エ) エントランスホールを活用したピアノの演奏やまちなかイベントと連携した夜間開館等、まちとのつながりを高める施策に取り組みます。</p>	

【様式1】

(3) 国宝旧開智学校校舎保存活用事業（継続）	9-2 文化遺産の保存と活用
<p>ア 内容</p> <p>(ア) 校舎の耐震対策工事、防災設備整備を行います。</p> <p>(イ) 工事休館中は、隣接する旧司祭館のほか、開智小学校等とも連携し、旧開智学校校舎の紹介展示や耐震工事に関する情報発信を行います。</p> <p>(ウ) 松本城三の丸エリアビジョン実現のため周辺環境の在り方を見直していきます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 令和4年度に引き続き、令和6年秋を竣工予定として校舎の耐震対策工事及び防災設備整備を実施します。</p> <p>(イ) 耐震工事見学会や速報展を開催するとともに、開智小学校等と連携し、学都松本の象徴としての多様な情報発信に努めます。</p> <p>(ウ) 三の丸エリアビジョン庁内プロジェクトチームの一員として、ビジョン実現のための施策をエリアプラットフォームや庁内関係部署と連携を図り進めます。</p>	
(4) 博物館施設の管理運営のあり方（継続）	4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用
<p>ア 内容</p> <p>(ア) 分館を法体系に沿って整理し、施設の管理運営のあり方を検討します。</p> <p>(イ) 文化財建造物系の施設に建築士を配置する仕組みづくりを検討します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 分館を博物館法に基づく施設、文化財保護法等に基づく適切な保存活用が求められる建造物、その他に整理し、効果的な活用について検討します。</p> <p>(イ) 松本市立博物館本館の開館(10月)に併せて、分館の無料化・休館日変更等の実施を検討します。</p> <p>(ウ) 分館の事業の効果を検証して、事業の廃止・新設も含め効率的に見直します。</p> <p>(エ) 博物館以外の文化財施設等の管理運営（文化財建造物担当者の配置等）について、関係課と方針を協議します。</p> <p>(オ) 学芸員等の計画的採用と人材育成の方法について検討します。</p>	
(5) 旧博物館施設の解体準備（継続）	9-2 文化遺産の保存と活用
<p>ア 内容</p> <p>個別施設計画に基づき、旧博物館施設の解体準備を進めます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 松本城整備研究会に報告し、解体方法について史跡保護の指導を仰ぎます。</p> <p>(イ) 令和6年度の解体工事着手を目指し、本年度は実施設計を行います。</p> <p>(ウ) 解体後の史跡整備・活用については文化財課及び関係部局と協議して進めます。</p>	

議案第 6 号

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について

1 趣旨

現在保護者へ提出を求めている学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の発行が、令和4年度の診療報酬の改定に伴い診療情報提供料として保険適用の対象になることから、次のとおり「松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」（以下実施要綱という）の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

実施要綱第4条の様式第2号「学校生活管理指導表（アレルギー疾患）」について、保険適用受けるため長野県から示された様式に改正するものです。

3 新旧対照表

別紙のとおり（詳細がわかるよう様式第2号を別添えする）

4 施行期日

令和5年5月1日

担当 学校給食課
課長 三代澤 昌秀
電話 45-1120

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱(平成12年教育委員会告示第8号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱</p> <p>平成12年4月1日 教育委員会告示第8号</p> <p>改正 平成14年11月29日教育委員会告示第30号 平成16年7月1日教育委員会告示第24号 平成21年7月29日教育委員会告示第23号 平成29年3月15日教育委員会告示第4号 平成31年4月22日教育委員会告示第12号 令和2年9月24日教育委員会告示第39号 令和4年3月24日教育委員会告示第8号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、食物アレルギーがある児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象児童又は生徒)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギーがある児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから審査により</p>	<p>○松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱</p> <p>平成12年4月1日 教育委員会告示第8号</p> <p>改正 平成14年11月29日教育委員会告示第30号 平成16年7月1日教育委員会告示第24号 平成21年7月29日教育委員会告示第23号 平成29年3月15日教育委員会告示第4号 平成31年4月22日教育委員会告示第12号 令和2年9月24日教育委員会告示第39号 令和4年3月24日教育委員会告示第8号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、食物アレルギーがある児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象児童又は生徒)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギーがある児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから審査により</p>

決定された者とする。

(1) 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅から弁当を持参する必要がある者

(2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要がある者

(アレルギー対応食の内容等)

第3条 アレルギー対応食の提供は、学校給食のうち副食について実施するものとし、主食、飲物(牛乳等)、デザート等については、原則、実施しない。

2 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの原因となる食材を除去することを原則とする。

(意向調査)

第4条 事業の実施を希望する保護者(以下「希望保護者」という。)

は、松本市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表(様式第1号。以下「調査表」という。)及び学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)松本市版(様式第2号。以下「管理指導表」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の調査表及び管理指導表を受理したときは、希望保護者に対し、事業の内容について説明を行うものとする。

(実施の申込及び決定)

第5条 前条第2項の説明を受けた上で、事業の実施を申請しようとする保護者(以下「申請保護者」という。)は、松本市学校給食アレルギー

決定された者とする。

(1) 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅から弁当を持参する必要がある者

(2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要がある者

(アレルギー対応食の内容等)

第3条 アレルギー対応食の提供は、学校給食のうち副食について実施するものとし、主食、飲物(牛乳等)、デザート等については、原則、実施しない。

2 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの原因となる食材を除去することを原則とする。

(意向調査)

第4条 事業の実施を希望する保護者(以下「希望保護者」という。)

は、松本市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表(様式第1号。以下「調査表」という。)及び学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)松本市版(様式第2号。以下「管理指導表」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の調査表及び管理指導表を受理したときは、希望保護者に対し、事業の内容について説明を行うものとする。

(実施の申込及び決定)

第5条 前条第2項の説明を受けた上で、事業の実施を申請しようとする保護者(以下「申請保護者」という。)は、松本市学校給食アレルギー

一対応食実施申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査するとともに、事業の実施について決定し、その旨を松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書(様式第4号)により申請保護者に通知するものとする。

(献立等)

第6条 教育委員会は、前条第2項に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の予定献立表を事前に送付するものとする。

- 2 前項の予定献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認の上、実施月の給食開始日前日までに松本市学校給食アレルギー対応食実施承諾書(様式第5号。以下「承諾書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 除去を希望する食品等の変更がある申請保護者は、承諾書にその旨を記載するものとする。

- 4 教育委員会は、実施月の中で食材等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申請保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

(事業の中止)

第7条 事業の中止を希望する保護者は、松本市学校給食アレルギー対応食提供事業中止願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

一対応食実施申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査するとともに、事業の実施について決定し、その旨を松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書(様式第4号)により申請保護者に通知するものとする。

(献立等)

第6条 教育委員会は、前条第2項に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の予定献立表を事前に送付するものとする。

- 2 前項の予定献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認の上、実施月の給食開始日前日までに松本市学校給食アレルギー対応食実施承諾書(様式第5号。以下「承諾書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 除去を希望する食品等の変更がある申請保護者は、承諾書にその旨を記載するものとする。

- 4 教育委員会は、実施月の中で食材等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申請保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

(事業の中止)

第7条 事業の中止を希望する保護者は、松本市学校給食アレルギー対応食提供事業中止願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

ない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成14年11月29日教育委員会告示第30号)

この告示は、平成14年12月2日から施行する。

附 則(平成16年7月1日教育委員会告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用されているこの告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成21年7月29日教育委員会告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業

ない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成14年11月29日教育委員会告示第30号)

この告示は、平成14年12月2日から施行する。

附 則(平成16年7月1日教育委員会告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用されているこの告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成21年7月29日教育委員会告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業

実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成29年3月15日教育委員会告示第4号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成31年4月22日教育委員会告示第12号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定により様式とみなす。

附 則(令和2年9月24日教育委員会告示第39号)

(施行期日)

実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成29年3月15日教育委員会告示第4号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成31年4月22日教育委員会告示第12号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定により様式とみなす。

附 則(令和2年9月24日教育委員会告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和4年3月24日教育委員会告示第8号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第4条関係)

(略)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和4年3月24日教育委員会告示第8号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書

年 月 日

(宛先) 松本市教育委員会

保護者氏名

次のとおり松本市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施を申請します。

フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
児童・生徒氏名			
学 校 名	学 校 年 組	学級担任	
住 所	〒 松本市	電 話	
		FAX	
緊急時連絡先 (優先順に記入。連絡先が勤務先等の場合は名称も記入してください。)			
1	(勤務先等)	姓 名	電 話 ()
2	(勤務先等)	姓 名	電 話 ()
3	(勤務先等)	姓 名	電 話 ()
かかりつけの医療機関及び医師	医療機関名	住所	電 話

学校地理費

学級担任	給食主任	養護教諭	教 頭	校 長	受付年月日 年 月 日

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書

年 月 日

(宛先) 松本市教育委員会

次のとおり松本市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施を申請します。

		保護者氏名	
フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
児童・生徒氏名			
学 校 名	学 校 年 組	学級担任	
住 所	〒 松本市	電 話	
		FAX	
緊急時連絡先 (優先順に記入。連絡先が勤務先等の場合は名称も記入してください。)			
1	(勤務先等)	姓 名	電 話 ()
2	(勤務先等)	姓 名	電 話 ()
3	(勤務先等)	姓 名	電 話 ()
かかりつけの医療機関及び医師	医療機関名	住所	電 話

学校地理費

学級担任	給食主任	養護教諭	教 頭	校 長	受付年月日 年 月 日

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市教育委員会

年 月 日付で申請のあった松本市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施について、次のとおり決定したので通知します。

実施対象児童 又は生徒	学 校 名	学 校 年
	氏 名	
事業開始月	年 月 から	

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市教育委員会
(公 印 省 轄)

年 月 日付で申請のあった松本市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施について、次のとおり決定したので通知します。

実施対象児童 又は生徒	学 校 名	学 校 年
	氏 名	
事業開始月	年 月 から	

様式第 5 号(第 6 条関係)

(略)

様式第 6 号(第 7 条関係)

(略)

様式第 5 号(第 6 条関係)

(略)

様式第 6 号(第 7 条関係)

(略)

様式第2号
(改正前)

様式第2号(第4条関係)

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 松本市版

受診前に保護者が記入してください。

ふりがな _____

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

依頼 □	病型・治療	学校生活上の留意点	保護者 電話番号: _____
アレルギー疾患 (アレルギー疾患) アレルギー疾患	1 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) (1) 即時型 (2) 口腔アレルギー症候群 (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 2 アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) (1) 食物(原因) (4) 昆虫 (2) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (5) 医薬品 (3) 運動誘発アナフィラキシー (6) その他() 3 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 (1) 鶏卵 《 》 () 【除去根拠】該当するものを全て()内に記載 (2) 牛乳・乳製品 《 》 () (1) 明らかな症状の既往 (3) 小麦 《 》 () (2) 食物経口負荷試験陽性 (4) ソバ 《 》 () (3) IgE抗体等検査結果陽性 (4) 未摂取 (5) ビーナッツ 《 》 () () に具体的な食品名を記載 (6) 甲殻類 《 》 () (すべて・エビ・カニ) () (7) 木の实類 《 》 () (木の实類すべて・くるみ・カシュー・アーモンド) (8) ごま 《 》 () () (9) 果物類 《 》 () () (10) 魚類 《 》 () () (11) 肉類 《 》 () () (12) その他1 《 》 () () (13) その他2 《 》 () () 4 緊急時に備えた処方薬 (1) 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) (2) アドレナリン自己注射薬(「エビペン®」) (3) その他() 【「エビペン®」処方の場合は以下に確認のチェックをしてください。】 <input type="checkbox"/> 小児アレルギー学会の「一般向けエビペン®」の適応で使用	1 給食 (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 食物・食料を扱う授業・活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 3 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 5 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 <input type="checkbox"/> 鶏卵・卵殻カルシウム <input type="checkbox"/> ゴマ・ゴマ油 <input type="checkbox"/> 牛乳・乳糖・乳糖低減カルシウム <input type="checkbox"/> 魚類:かつおだし・いりこだし・魚醤 <input type="checkbox"/> 小麦・醤油・酢・味噌 <input type="checkbox"/> 肉類:エキス <input type="checkbox"/> 大豆・大豆油・醤油・味噌 <input type="checkbox"/> 製造中のコンタミネーション(混入)で症状が出る原因食品がある。 食品名() <input type="checkbox"/> 微量の原因食物で症状が出るために食器、調理器具を分ける必要がある。食品名() <input type="checkbox"/> 調理油(揚げ油)への混入で症状が出る原因食品がある。 食品名() 6 その他の配慮・管理事項(自由記述)	保護者 電話番号: _____
	1 症状のコントロール状態 (1) 良好 (2) 比較的良好 (3) 不良 2 長期管理薬(吸入) (1) ステロイド吸入薬 () () () () () () () () (2) ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () () () () () () () (3) その他 () () () () () () () () 3 長期管理薬(内服) (1) ロイコトリエン受容体拮抗薬 薬剤名() () (2) その他 薬剤名() 4 長期管理薬(注射) (1) 生物学的製剤 薬剤名() () () () () () () () 5 発作時の対応 (1) ベータ刺激薬吸入 () () () () () () () () (2) ベータ刺激薬内服 () () () () () () () ()	1 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 3 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 その他の配慮・管理事項(自由記述)	保護者 電話番号: _____

依頼欄に学校等からのチェックがない項目は医師による記載不要

●学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員及び学校給食センターで共有し、緊急時には救急(松本市域消防局)へ提供することに同意しますか? ※学校給食アレルギー対応食提供を希望する場合は、必ず同意が必要です。

保護者の同意欄 { 1 同意する。 保護者氏名: _____
2 同意しない。 }

(改正後)

様式第2号(第4条関係)

情報提供先学校名 _____ 学校医等 _____ 氏

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 松本市版

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ふりがな _____

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

依頼 □	病型・治療	学校生活上の留意点	保護者 電話番号: _____
アレルギー疾患 (アレルギー疾患) アレルギー疾患	1 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) (1) 即時型 (2) 口腔アレルギー症候群 (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 2 アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) (1) 食物(原因) (4) 昆虫 (2) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (5) 医薬品 (3) 運動誘発アナフィラキシー (6) その他() 3 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 (1) 鶏卵 《 》 () 【除去根拠】該当するものを全て()内に記載 (2) 牛乳・乳製品 《 》 () (1) 明らかな症状の既往 (3) 小麦 《 》 () (2) 食物経口負荷試験陽性 (4) ソバ 《 》 () (3) IgE抗体等検査結果陽性 (4) 未摂取 (5) ビーナッツ 《 》 () () に具体的な食品名を記載 (6) 甲殻類 《 》 () (すべて・エビ・カニ) () (7) 木の实類 《 》 () (木の实類すべて・くるみ・カシュー・アーモンド) (8) ごま 《 》 () () (9) 果物類 《 》 () () (10) 魚類 《 》 () () (11) 肉類 《 》 () () (12) その他1 《 》 () () (13) その他2 《 》 () () 4 緊急時に備えた処方薬 (1) 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) (2) アドレナリン自己注射薬(「エビペン®」) (3) その他() 【「エビペン®」処方の場合は以下に確認のチェックをしてください。】 <input type="checkbox"/> 小児アレルギー学会の「一般向けエビペン®」の適応で使用	1 給食 (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 食物・食料を扱う授業・活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 3 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 5 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 <input type="checkbox"/> 鶏卵・卵殻カルシウム <input type="checkbox"/> ゴマ・ゴマ油 <input type="checkbox"/> 牛乳・乳糖・乳糖低減カルシウム <input type="checkbox"/> 魚類:かつおだし・いりこだし・魚醤 <input type="checkbox"/> 小麦・醤油・酢・味噌 <input type="checkbox"/> 肉類:エキス <input type="checkbox"/> 大豆・大豆油・醤油・味噌 <input type="checkbox"/> 製造中のコンタミネーション(混入)で症状が出る原因食品がある。 食品名() <input type="checkbox"/> 微量の原因食物で症状が出るために食器、調理器具を分ける必要がある。食品名() <input type="checkbox"/> 調理油(揚げ油)への混入で症状が出る原因食品がある。 食品名() 6 その他の配慮・管理事項(自由記述)	保護者 電話番号: _____
	1 症状のコントロール状態 (1) 良好 (2) 比較的良好 (3) 不良 2 長期管理薬(吸入) (1) ステロイド吸入薬 () () () () () () () () (2) ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () () () () () () () (3) その他 () () () () () () () () 3 長期管理薬(内服) (1) ロイコトリエン受容体拮抗薬 薬剤名() () (2) その他 薬剤名() 4 長期管理薬(注射) (1) 生物学的製剤 薬剤名() () () () () () () () 5 発作時の対応 (1) ベータ刺激薬吸入 () () () () () () () () (2) ベータ刺激薬内服 () () () () () () () ()	1 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 3 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 その他の配慮・管理事項(自由記述)	保護者 電話番号: _____

依頼欄に学校等からのチェックがない項目は医師による記載不要

●学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員及び関係機関で共有し、緊急時には救急(松本市域消防局)へ提供することに同意しますか?
※学校給食アレルギー対応食提供を希望する場合は、必ず同意が必要です。

保護者の同意欄 { 1 同意する。 保護者氏名: _____
2 同意しない。 }

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
市立小中学校の対応について

1 趣旨

国の新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症（季節性インフルエンザと同類）に変更されることが決定されるとともに、今後の基本的感染対策の考え方が示されました。

このことを受け、令和2年3月以来12回にわたる改訂を重ね運用してきた市の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」を廃止し、多様で豊かな体験の中で子どもが学べる学校環境を目指し、以下の考え方に基づいて、学校の諸活動を進めることについて協議するものです。

2 基本的な感染対策

これまで求めていた感染対策	5月8日以降の考え方 ※マスクの着用については4月1日以降の運用と同様
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
手洗い等の手指衛生	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策としては引き続き有効であるため、国の通知※に基づき状況に応じて対応することとします。
換気	
「三つの密」の回避、人と人との距離の確保	

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を指す

3 現在行われている対応と今後の考え方

現在行われている対応	5月8日以降の考え方
検温、健康観察、健康観察カードの確認	一律に対応や制限を求めることはしません。
消毒	
各教科等での対応	
給食等の食事をする場面での対応	
登下校での対応	
修学旅行（宿泊行事）での対応	

※ 状況に応じて必要な対応をとること。（流行期など）

4 陽性者の出席停止の期間について

これまでは「発症から7日間」を出席停止期間と定めていましたが、5月8日以降は次のとおり「発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」となります。



注) 無症状の場合は検体採取日を0日目とする。

- ※ 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、法律に基づく外出自粛は求められない。しかし、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えることを推奨する。
- ※ ただし、発症翌日から5日間が経過しても症状がある場合には、症状軽快後24時間が経過するまでを出席停止期間とする。
- ※ 発症後10日間を経過するまでは、ウイルスの排出の可能性があることから、マスクの着用を推奨するものとする。

5 濃厚接触者への対応について

5月8日以降は保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定されることはありません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求めないことから、これまでのように一律に出席停止の扱いにはなりません。陽性者との最終接触日から少なくとも5日間は健康観察を推奨します。

6 その他出席停止等の扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏に

において感染経路が不明な患者が急激に増えており、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能です。その判断に当たっては、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することとします。

7 感染が広がった場合における対応

次のいずれかの場合は、市教育委員会（以下「市教委」という。）に臨時休業の実施の必要性について相談し、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を市教委が判断します。

- (1) *¹感染可能期間に、感染者と接触があった集団の中で、*²校内感染が疑われる感染者または*³有症状者が概ね*⁴20%確認された場合
- (2) 有症状者発生から3日間に、有症状者と接触があった集団の中で、*²学校内感染が疑われる感染者または*³有症状者が概ね*⁴20%確認された場合
- (3) 上記(1)、(2)において、20%未満であっても感染が拡大する兆候が見られる場合
(一度に、複数の子どもが不調を訴える。複数の子どもが早退する等の状況)

*¹感染可能期間は発症2日前から数えて7日間とする。

*²部活動等の学校外の活動による感染も含むものとする。

*³有症状とは、普段にはない鼻水や発熱、のどの違和感や痛み、腹痛等の症状とする。

*⁴少人数学級等においては、学校長と市教委の相談協議により判断する。

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397



保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「新型コロナウイルス感染症」の出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」となりました。

新型コロナウイルスに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校に当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

上記の出席停止期間は症状軽快までの期間が個人で異なることから、お子さんの出席停止期間を確認するために、症状軽快後、この「治癒報告書」を学校へ提出してください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 番

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	新型コロナウイルス感染症
発症日	年 月 日
症状が軽快した日	年 月 日
受診した医療機関名※ (受診をした場合)	
医療機関受診日※ (受診をした場合)	
「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の日付	年 月 日まで

※…自己検査により陽性が確認された場合には、改めて医療機関を受診する必要はありません。

例) 水曜日に発症した場合、木曜日が出席停止 1 日目となります。症状軽快が土曜日であっても、月曜日(5日目)を経過するまでは出席できませんので、火曜日からの出席となります。

この場合で症状軽快が月曜日(5日目)だった場合は、その後1日経過した水曜日からの登校となります。

年 月 日

保護者氏名

報告第 1 号

令和4年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

1 趣旨

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもの権利に関する条例施行規則第12条の規定に基づき設置している、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談状況等について報告するものです。

2 経過

- 25. 4 松本市子どもの権利に関する条例施行
7 子どもの権利相談室「こころの鈴」開設
- 12 市内小中学校及び高校へのこころの鈴通信の配布を開始
- 27. 4 相談室に室長を配置、土曜日の相談日を増設
相談室カードにより、市内小中学校及び高校への訪問PRを開始
- 28. 8 市内児童館・児童センターでの出前学習会を開始
- 29. 4 子どもの権利擁護委員(教育分野)を1名増員
- 元. 6 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書作成

3 相談室の概要

- (1) 相談日 月曜日から木曜日及び土曜日 13時から18時まで
金曜日 13時から20時まで
- (2) 相談方法 電話、メール、面談等(必要に応じ、出張相談も実施)
- (3) 職員体制 子どもの権利擁護委員 3名(弁護士、大学教授、元小中学校長)
子どもの権利相談室 相談室長 1名
子どもの権利相談室 調査相談員 2名

4 相談件数等

- (1) 相談件数等 (単位:件)

	相談件数		相談者数(延べ:人)				相談方法(延べ:件)				
	実数	延べ	子ども	大人	不明	計	電話	メール	面談	手紙	計
2年度	205	408	246	167	27	440	256	48	104	0	408
3年度	155	327	190	175	5	370	172	92	63	0	327
4年度	143	268	149	138	13	300	179	54	35	0	268

※ 相談件数と相談者数の差は、1件の相談に複数で訪れることなどがあるためです。

- (2) 相談内容(延べ) (単位:件)

	いじめ	不登校	心身の 悩み	交友 関係	教職員 の対応	学校の 対応	家族 関係	子育て	虐待	その他	計
2年度	6	31	88	68	67	2	42	19	3	82	408
3年度	16	31	78	41	59	10	32	13	6	41	327
4年度	21	25	70	44	28	1	16	13	4	46	268

5 普及・啓発活動

	学校訪問	児童館・児童センター訪問 学習講座 普及活動	こころの鈴 通信配付
2年度	高等学校・中等教育学校 13校	児童センター・放課後児童クラブ 10館 14回 (81件 87人) 出前学習会 0件	4回
3年度	小学校 29校、私立学校 1校	児童センター 1館 (12件 12人) 学習講座 1回、普及活動 1回	4回
4年度	高等学校 7校	児童センター 1館 (10件 10人) 学習講座 2回、普及活動 1回	4回

6 今後の進め方

引き続き、子どもの心に寄り添った相談対応に努めるとともに、市内小・中学校及び高等学校、児童館・児童センター等への普及・啓発活動を行いながら、教育委員会と連携して子どもの権利擁護に取り組みます。

担当	こども育成課
課長	塚田 喜代志
電話	34-3291

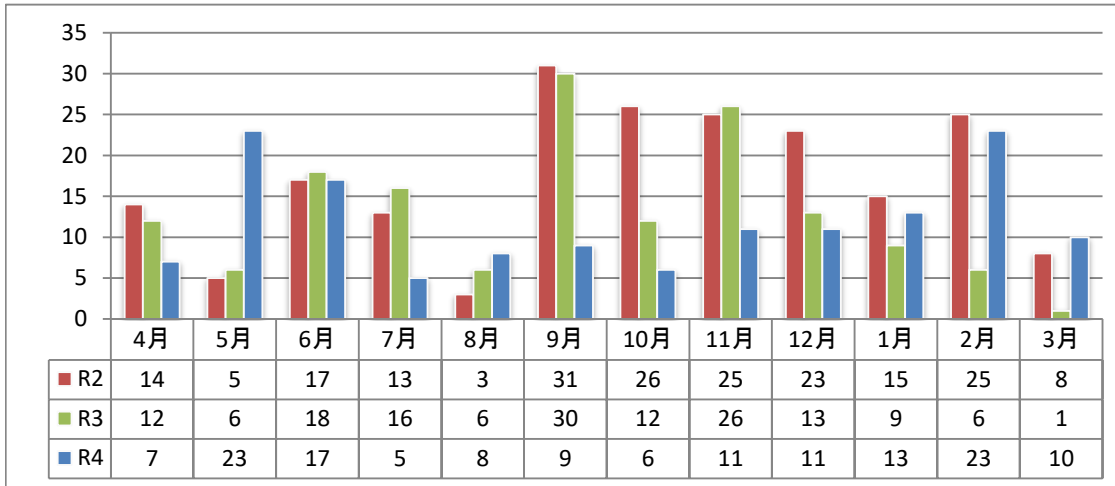
令和2年度・令和3年度・令和4年度 相談状況

(令和5年3月31日 現在)

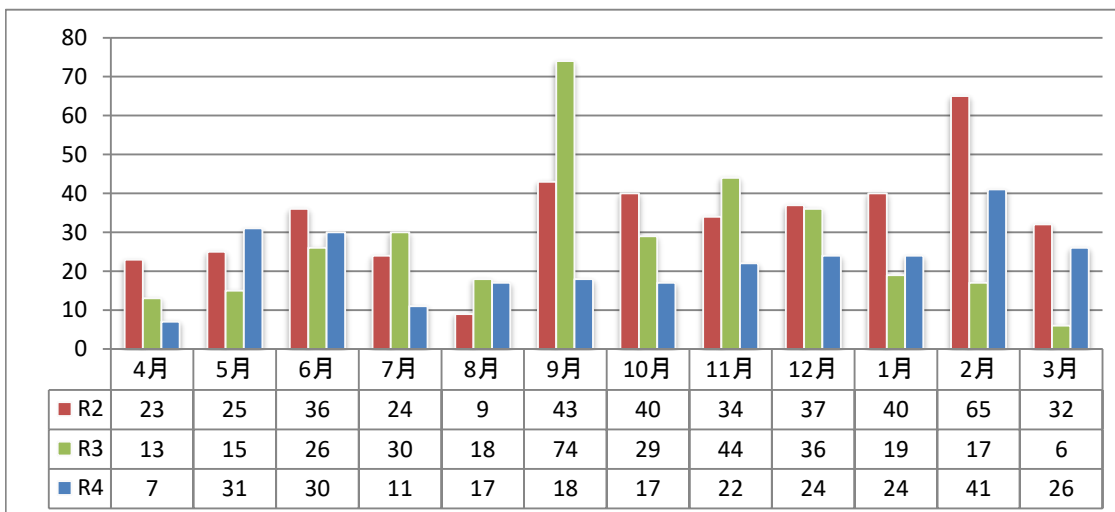
●相談件数

年度	実数	延べ
令和2年度	205	408
令和3年度	155	327
令和4年度	143	268

●月別相談件数(実数)

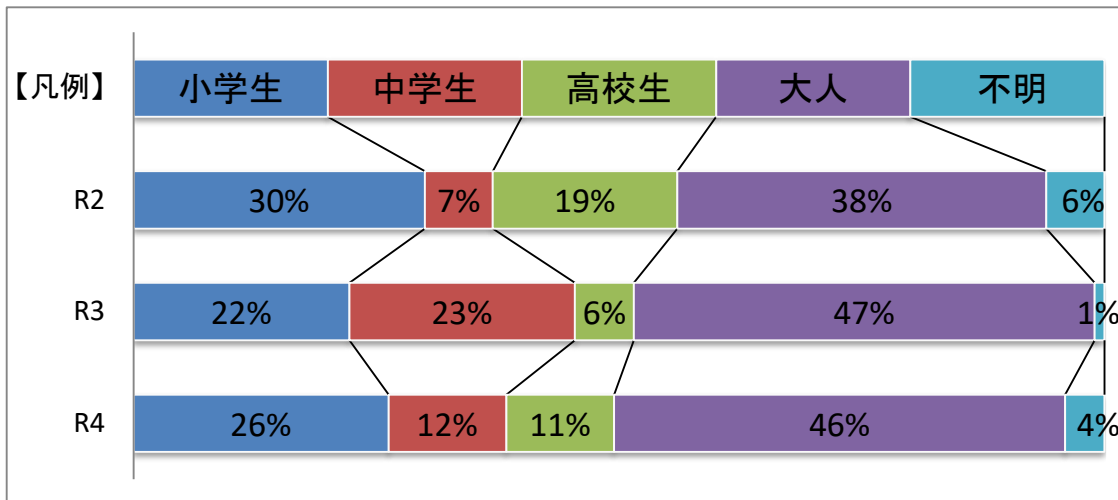


●月別相談件数(延べ)



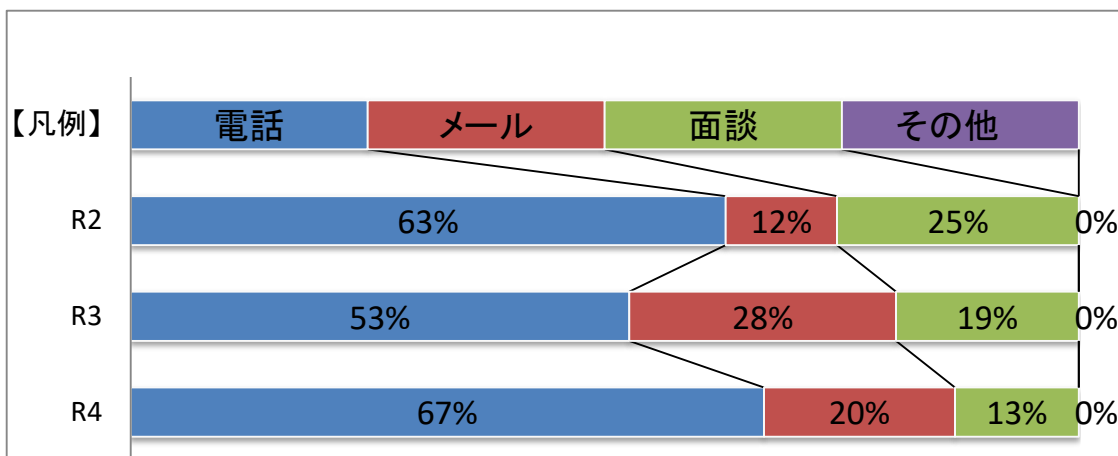
●相談者数(延べ)

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
R2	132	29	85	167	27	440
R3	81	85	24	175	5	370
R4	79	36	34	138	13	300



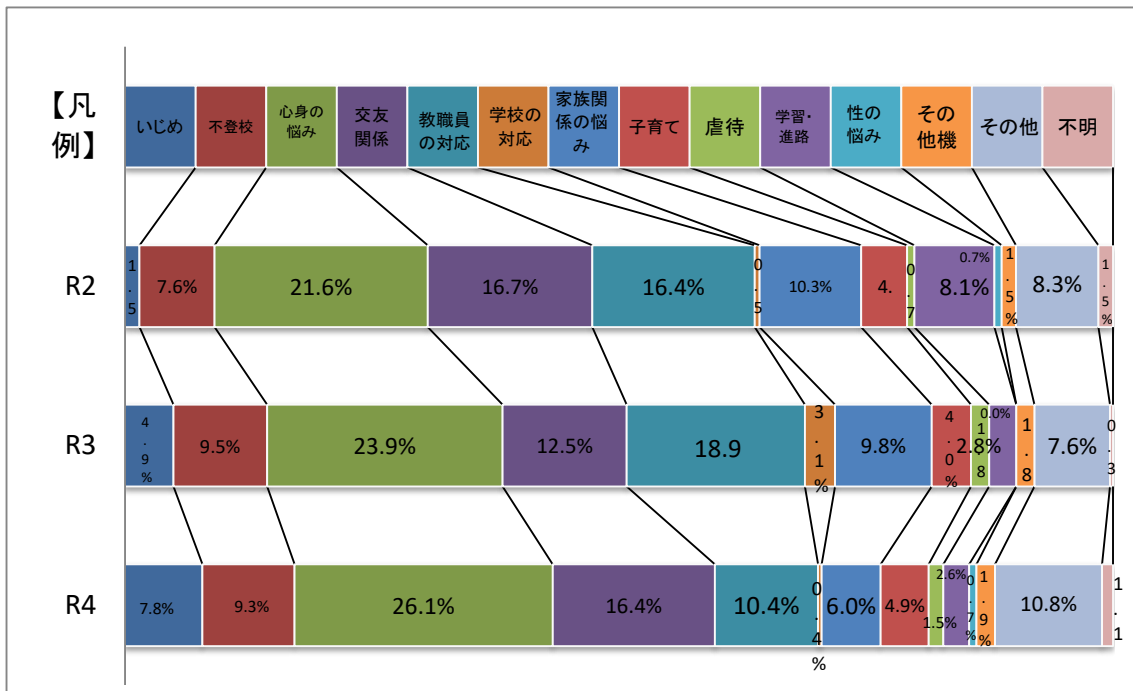
●相談方法(延べ)

年度	電話	メール	面談	その他	計
R2	256	48	104	0	408
R3	172	92	63	0	327
R4	179	54	35	0	268



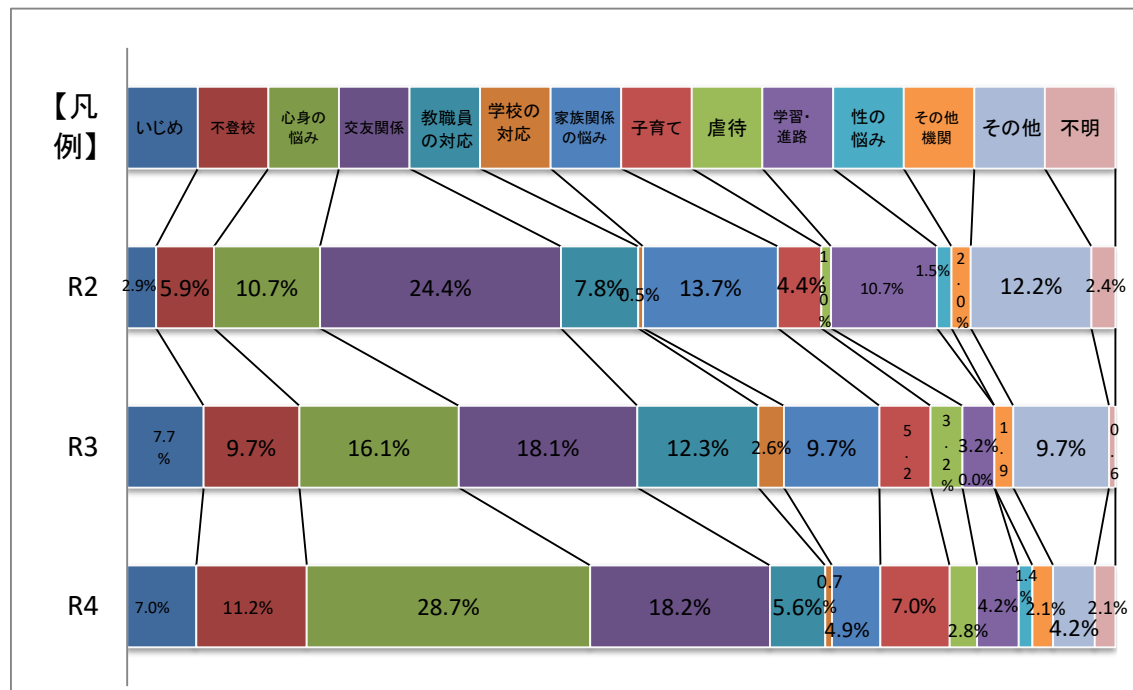
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R2	6	31	88	68	67	2	42	19	3	33	3	6	34	6	408
R3	16	31	78	41	59	10	32	13	6	9	0	6	25	1	327
R4	21	25	70	44	28	1	16	13	4	7	2	5	29	3	268



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R2	6	12	22	50	16	1	28	9	2	22	3	4	25	5	205
R3	12	15	25	28	19	4	15	8	5	5	0	3	15	1	155
R4	10	16	41	26	8	1	7	10	4	6	2	3	6	3	143



報告第 2 号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について

1 趣旨

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 委嘱者

裏面名簿のとおり

3 任期

委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

4 根拠規則（抜粋）

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱
（組織）

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 今後の予定

令和5年6月を目途に、第1回協議会を開催します。



担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会 委員名簿（案）

1 委員

(1) 人数 10人以内

(2) 構成

大区分	小区分	氏名	所属等
有識者	大学教授等 (2人)	長沼 豊	日本部活動学会副会長、大日向中学校長
		新井 喜代加	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科准教授
学校関係者	校長会 (2人)	宮下 昌史	中学校長会長（吹奏楽連盟の長兼務）：丸ノ内中学校長
		宮澤 陽子	山間小規模校代表：会田中学校長
	PTA連合会 (2人)	加藤 慎介	会長等役職に関わらず部活動の地域クラブ活動への移行に積極的に参加いただける役員から男女2名を選出
		矢野 麻美	
スポーツ・文化関係者	スポーツ関係 (2人)	横内 俊哉	市スポーツ協会事務局長
		柄沢 深	スポーツクラブ関係者等：NPO 法人松本山雅スポーツクラブ理事長
	文化関係 (1人)	青山 織人	芸術文化関係団体の長：芸術文化振興財団理事長
教育委員会が必要と認める者	地域団体等 (1人)	櫻井 貞文	地区公民館長会長：今井公民館長

2 事務局

部局名	課名または役職名
教育委員会	教育長、教育次長、教育監、教育政策課、学校教育課、生涯学習課
文化観光部	文化観光部長、文化振興課
スポーツ本部	スポーツ本部長、スポーツ事業推進課
住民自治局	住民自治局長、地域づくりセンター長

松本市教育委員会告示第7号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月23日

松本市教育委員会

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。
- (2) 移行に係る市の基本方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 検討協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明

又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 3 号

令和5年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校の今年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

市立学校の設置数は、小学校28校で分校2校(あさひ分校、美ヶ原分校)及び分室1室(松原分室)、中学校19校で分校3校(桐分校、あさひ分校、松原分校)となっています。

学級編制状況の詳細は別紙1のとおりです。

(1) 児童生徒数及び学級数

区 分		令和5年度	令和4年度	増 減
小学校	児童数(人)	11,559	11,690	△131
	学級数(クラス)	516	517	△1
中学校	生徒数(人)	5,689	5,862	△173
	学級数(クラス)	249	256	△7

(2) 国基準と県基準との比較

ア 国基準

「公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項により、小中学校ともに1学級40人、小学1年生から4年生は35人と定められています。

イ 県基準

県は独自に国を上回る基準を定めており、平成18年度から小学6年生までを35人、平成25年度から中学3年生まで拡大し、全ての学年を1学級35人としています。

ウ 比較

国基準で学級編制をした場合と比べると、小学校では10学級、中学校では22学級多い状態となっています。

学級数の国基準と県基準の比較の詳細は別紙2のとおりです。

(単位：学級数)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校					3	7	10
中学校	5	8	9				22

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子
 学校支援室 室長 坂口 俊樹
 電話 33-4397

令和5年度 学級編制

学	校	学校名	4.4.6現在		5.4.6現在		増減		1年		2年		3年		4年		5年		6年		通常学級計		知的障害		情緒障害		病虚弱		難聴他		特別支援計				
			学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	
			学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	
		総計	517	11,690	516	11,559	-1	-131	64	1,761	61	1,742	64	1,763	63	1,788	66	1,816	68	1,884	386	10,754	46	259	82	542	1	3	1	1	130	805			
小	学	校	1	智池	22	581	24	587	2	6	3	86	3	99	3	90	3	93	3	93	3	18	552	2	10	4	25	0	0	0	0	6	35		
			2	源池	13	236	13	233	0	-3	1	29	1	31	1	30	2	43	2	42	2	38	9	213	1	4	2	15	0	0	1	1	4	20	
			3	筑摩	15	363	15	364	0	1	2	58	2	61	2	62	2	62	2	50	2	52	12	345	1	6	2	13	0	0	0	0	3	19	
			4	旭町	18	356	18	344	0	-12	2	47	2	48	2	52	2	49	2	54	2	55	12	305	2	16	3	20	1	3	0	0	6	39	
			5	田川	16	272	15	268	-1	-4	2	42	2	45	1	37	2	40	2	41	2	42	11	247	1	4	3	17	0	0	0	0	4	21	
			6	鎌田	34	906	33	868	-1	-38	4	120	5	151	4	127	5	146	4	133	5	146	27	823	2	15	4	30	0	0	0	0	6	45	
			7	清水	24	595	24	606	0	11	3	92	3	101	3	97	3	82	3	99	3	101	18	572	2	9	4	25	0	0	0	0	6	34	
			8	島内	30	775	32	787	2	12	4	121	4	110	4	119	4	119	4	127	5	148	25	744	2	9	5	34	0	0	0	0	7	43	
			9	中山	8	98	8	97	0	-1	1	16	1	18	1	15	1	14	1	12	1	17	6	92	1	3	1	2	0	0	0	0	2	5	
			10	中島	15	301	15	294	0	-7	2	52	1	31	2	46	2	43	2	53	2	50	11	275	1	1	3	18	0	0	0	0	4	19	
			11	芝沢	19	424	17	409	-2	-15	2	67	2	71	2	59	2	58	2	63	2	63	12	381	1	3	4	25	0	0	0	0	5	28	
			12	菅野	23	588	23	564	0	-24	3	78	3	89	3	85	3	98	3	91	3	91	18	532	2	10	3	22	0	0	0	0	5	32	
			13	芳川	32	786	31	777	-1	-9	4	120	4	135	4	107	4	140	4	108	4	122	24	732	3	18	4	27	0	0	0	0	7	45	
			14	寿	27	678	27	663	0	-15	4	109	3	94	4	110	3	97	3	100	4	112	21	622	2	16	4	25	0	0	0	0	6	41	
			15	岡田	17	364	17	373	0	9	2	51	2	53	2	61	2	60	2	53	2	61	12	339	2	13	3	21	0	0	0	0	5	34	
					あさひ分校	2	9	2	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11	0	0	0	0	2	11
			16	山辺	23	571	24	586	1	15	3	104	3	74	3	94	3	99	3	94	3	79	18	544	2	11	4	31	0	0	0	0	6	42	
			17	今井	8	148	8	150	0	2	1	29	1	33	1	22	1	19	1	25	1	15	6	143	1	3	1	4	0	0	0	0	2	7	
			18	開明	27	592	27	589	0	-3	3	87	3	92	3	89	3	81	3	77	4	109	19	535	4	26	4	28	0	0	0	0	8	54	
			19	明善	18	401	18	382	0	-19	2	54	2	55	2	56	2	64	2	57	2	59	12	345	3	18	3	19	0	0	0	0	6	37	
			20	本郷	16	341	16	351	0	10	2	58	2	49	2	59	2	47	2	61	2	54	12	328	1	5	3	18	0	0	0	0	4	23	
			21	二子	13	226	12	216	-1	-10	1	33	1	25	1	28	1	32	2	37	2	39	8	194	2	10	2	12	0	0	0	0	4	22	
			22	並柳	15	313	15	291	0	-22	2	39	2	43	2	48	2	39	2	61	2	46	12	276	1	4	2	11	0	0	0	0	3	15	
			23	四賀	8	124	8	123	0	-1	1	17	1	12	1	25	1	20	1	18	1	24	6	116	1	2	1	5	0	0	0	0	2	7	
			24	安曇	5	29	5	29	0	0	1	5	1	7	1	7	1	3	1	2	1	5	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			25	大野川	4	20	3	19	-1	-1	1	2	4	1	3	1	5	1	4	1	4	1	3	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			26	奈川	3	11	2	8	-1	-3	0	0	0	1	2	0	0	1	5	1	5	1	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			27	梓川	30	761	30	723	0	-38	3	92	3	91	4	107	3	104	4	131	4	131	21	656	3	23	6	44	0	0	0	0	9	67	
28	波田	31	820	33	846	2	26	5	153	4	120	4	126	4	133	4	124	4	130	25	786	3	20	5	40	0	0	0	0	8	60				
		松原分室	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		小計	32	821	34	847	2	26	5	153	4	120	4	126	4	133	5	125	4	130	26	787	3	20	5	40	0	0	0	0	8	60			
		総計	256	5,862	249	5,689	-7	-173	58	1,695	62	1,790	66	1,850							186	5,335	24	127	36	224	2	2	1	1	63	354			
中	学	校	1	清水	18	349	16	331	-2	-18	3	93	4	107	4	114						11	314	1	4	2	11	1	1	1	1	5	17		
			2	鎌田	19	481	19	477	0	-4	5	158	5	164	4	125							14	447	2	9	3	21	0	0	0	0	5	30	
			3	丸ノ内	12	251	12	237	0	-14	2	60	3	80	3	75							8	215	1	3	3	19	0	0	0	0	4	22	
			4	旭町	14	321	13	302	-1	-19	3	89	3	95	3	100							9	284	1	7	2	10	1	1	0	0	4	18	
				桐分校	1	6	1	3	0	-3	0	0	0	0	1	3							1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			5	松島	16	397	15	413	-1	16	4	139	5	145	4	117							13	401	1	6	1	6	0	0	0	0	2	12	
			6	高網	13	327	13	320	0	-7	3	106	3	80	4	117							10	303	1	6	2	11	0	0	0	0	3	17	
			7	菅野	18	445	18	445	0	0	4	132	4	125	5	157							13	414	2	13	3	18	0	0	0	0	5	31	
			8	筑摩野	25	699	26	680	1	-19	7	219	6	203	7	219							20	641	3	17	3	22	0	0	0	0	6	39	
			9	山辺	13	334	12	300	-1	-34	3	90	3	90	3	106							9	286	1	3	2	11	0	0	0	0	3	14	
			10	開成	16	375	14	359	-2	-16	3	93	4	111	4	133							11	337	1	7	2	15	0	0	0	0	3	22	
			11	女鳥羽	14	330	13	297	-1	-33	3	72	4	112	3	92							10	276	1	8	2	13	0	0	0	0	3	21	
					あさひ分校	2	11	2	10	0	-1	0	0	0	0	0							0	0	0	0	2	10	0	0	0	0	2	10	
			12	明善	11	221	11	226	0	5																									

☑小学校35人学級編制した場合の学級数の国基準と県基準の比較

(5.4.6現在)

	1年		2年		3年		4年		5年			6年			影響数 6学年計 (5年度)
	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	
松本市合計	1,761	64	1,742	61	1,763	64	1,788	63	1,816	66	63	1,884	68	61	10
増加学級数										3			7		
旧松本市計	1,492	53	1,508	52	1,493	52	1,523	54	1,531	54	51	1,592	58	51	10
増加学級数										3			7		
開智	86	3	99	3	90	3	91	3	93	3	3	93	3	3	0
源池	29	1	31	1	30	1	43	2	42	2	2	38	2	1	1
筑摩	58	2	61	2	62	2	62	2	50	2	2	52	2	2	0
旭町	47	2	48	2	52	2	49	2	54	2	2	55	2	2	0
田川	42	2	45	2	37	1	40	2	41	2	2	42	2	2	0
鎌田	120	4	151	5	127	4	146	5	133	4	4	146	5	4	1
清水	92	3	101	3	97	3	82	3	99	3	3	101	3	3	0
島内	121	4	110	4	119	4	119	4	127	4	4	148	5	4	1
中山	16	1	18	1	15	1	14	1	12	1	1	17	1	1	0
島立	52	2	31	1	46	2	43	2	53	2	2	50	2	2	0
芝沢	67	2	71	2	59	2	58	2	63	2	2	63	2	2	0
菅野	78	3	89	3	85	3	98	3	91	3	3	91	3	3	0
芳川	120	4	135	4	107	4	140	4	108	4	3	122	4	4	1
寿	109	4	94	3	110	4	97	3	100	3	3	112	4	3	1
岡田	51	2	53	2	61	2	60	2	53	2	2	61	2	2	0
山辺	104	3	74	3	94	3	99	3	94	3	3	79	3	2	1
今井	29	1	33	1	22	1	19	1	25	1	1	15	1	1	0
開明	87	3	92	3	89	3	81	3	77	3	2	109	4	3	2
明善	54	2	55	2	56	2	64	2	57	2	2	59	2	2	0
本郷	58	2	49	2	59	2	47	2	61	2	2	54	2	2	0
二子	33	1	25	1	28	1	32	1	37	2	1	39	2	1	2
並柳	39	2	43	2	48	2	39	2	61	2	2	46	2	2	0
旧4村計	116	6	114	5	144	8	132	5	160	7	7	162	6	6	0
増加学級数										0			0		
四賀	17	1	12	1	25	1	20	1	18	1	1	24	1	1	0
安曇	5	1	7	1	7	1	3	1	2			5	1	1	0
大野川	2	1	4		3	1	5		4	1	1	1			0
小計	7	2	11	1	10	2	8	1	6	1	1	6	1	1	0
奈川	0		0		2	1	0		5	1	1	1			0
梓川	92	3	91	3	107	4	104	3	131	4	4	131	4	4	0
波田計	153	5	120	4	126	4	133	4	125	5	5	130	4	4	0
増加学級数										0			0		
波田	153	5	120	4	126	4	133	4	124	4	4	130	4	4	0
松原									1	1	1				

報告第 4 号

グリンデルワルト村中学生ホームステイ受入事業について

1 概要

姉妹都市スイス・グリンデルワルト村から、中学生一行が来松し、ホームステイや学校訪問などの交流事業を行います。その概要について報告するものです。

2 来松期間

令和5年5月14日（日）～18日（木）

3 訪問者

グラーベン校の中学生25名、引率教員等5名、計30名

4 交流内容

(1) ホームステイ

14、15日は旧市、16、17日は安曇地区でホームステイをする見通しです。

(2) 学校交流

市内3校を訪問し、郷土の紹介をするなど交流を深めるとともに、日本文化(七夕人形づくり等)を体験します。

5 全体スケジュール

5月14日（日）	(午前中)京都観光→名古屋→松本駅着（16:03）、ホストファミリーとの顔合わせの会
15日（月）	市長表敬（9:00～、第3委員会室）、学校訪問（清水中学校）、松本城等見学
16日（火）	学校訪問（安曇中学校、大野川中学校）
17日（水）	上高地散策、乗鞍でさよなら夕食会
18日（木）	乗鞍発→東京へ

6 グリンデルワルト村との主な中学生の交流経過（合併後）

訪問	平成18年9月	中学生（安曇地区のみ）訪問団12名が訪問
	平成21年8月	中学生（全市）20名が訪問
	平成24年9月	中学生（全市）20名が訪問
	平成27年9月	中学生（全市、白骨地区訪問団を含む）25名が訪問
	平成30年9月	中学生（全市）20名が訪問
来松	平成19年5月	中学生6名を含む一行10名が来松、ホームステイを行った。
	平成28年5月	中学生21名を含む一行27名が来松、ホームステイを行った。
	令和元年5月	中学生25名を含む一行30名が来松、ホームステイを行った。

(昭和47年4月 旧安曇村と姉妹提携(本年51周年))

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397

報告第 5 号

部活動の地域クラブ活動への移行に係る調査の結果について

1 趣旨

部活動の地域クラブ活動への移行を進めるに当たって、子どもが「やってみたい」と思う文化・スポーツ活動をできる限り支える制度とするため、児童生徒及びその保護者並びに教員を対象としたニーズ調査を実施しましたので、その結果等について報告するものです。

2 調査の概要

(1) 対象

- ア 小学5・6年生
- イ 小学5・6年生の保護者
- ウ 中学1・2・3年生
- エ 中学1・2・3年生の保護者
- オ 中学校教員

(2) 期間

令和4年12月2日から12月31日まで

(3) 方法

QRコード又はURLからリンクされた調査に、オンライン上で回答を求めた。

(4) 回答状況

	調査対象者(名)	分析対象者(名)	有効回答率(%)
小学5・6年生	3,746	3,031	80.9
中学1・2年生	3,894	2,922	75.0
中学3年生	2,003	1,361	67.9
小学5・6年生保護者	3,746	1,274	34.0
中学生保護者	5,897	1,518	25.7
中学校教員	545	204	37.4

注) 保護者へは、お子さん1名につき1回の回答を依頼した。

3 調査結果(結果の概要及び結果の詳細)

別冊のとおり

4 主な結果

(1) 小学5・6年生

- ア 中学校の部活動が地域クラブ活動に移行した後のスポーツや文化活動に対して、「平日」は81.2%、「休日」は55.6%の児童が「やりたい」と回答した。
- イ やってみたいスポーツや文化活動の上位5位は、「平日」はバドミントン、バスケットボール、サッカー、美術、卓球、「休日」はバドミントン、バスケットボール、サッカー、キャンプ、バレーボールであった。

ウ 地域クラブ活動に望むこととして、「楽しむことを大切にしてほしい」、「いじめなどがなくようなサポートをしてほしい」、「自分のレベルに合った指導が受けられるようにしてほしい」と回答した割合が高かった。

(2) 中学1・2年生

ア 「休日」のスポーツや文化活動への参加について、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した生徒の割合は56.2%だった。

イ 「休日」にやってみたいスポーツや文化活動の上位5位は、バドミントン、卓球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニスであった。

ウ 地域クラブ活動への加入に伴う心配として、「指導者の適切ではない指導方法」、「月謝負担」、「平日と休日で指導者が変わる」と回答した割合が高かった。

(3) 中学3年生

ア 部活動に取り組んで「良かった」こととして、「自分の技能を高めることできた」、「友人関係が広がった」、「努力した経験を生かすことができた」と回答した割合が高かった。

(4) 小学5・6年生保護者および中学生保護者

ア 地域クラブ活動への加入に伴う心配として、両保護者ともに、「月謝負担」、「指導者の適切ではない指導方法」と回答した割合が高かった。

イ 地域クラブ活動移行に伴って月謝が必要となる場合の許容できる金額は、小学5・6年生保護者においては平均約4,700円（中央値5,000円）、中学生保護者においては平均約3,600円（中央値3,000円）であった。

(5) 中学校教員

ア 部活動の顧問をしている教員の割合は78.5%であり、このうち指導経験のない種目を担当している教員が54.4%いる。

イ 「平日」および「休日」の部活動指導について、70%以上の教員が「負担である」「どちらかといえば負担である」と回答した。

ウ 移行後の「平日」および「休日」の地域クラブ活動の指導希望について、70%以上の教員が「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した。

5 今後の予定

(1) 本定例教育委員会後、市ホームページに掲載します。

(2) 本調査を本年度開催される協議会の基礎資料として活用します。

【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397

令和4年度

部活動の地域クラブ活動への 移行に係る調査

結果の概要



「やってみたい！」プロジェクト

子どもの

を応援する ガクトまつもと

令和5（2023）年4月

松本市教育委員会

1 調査目的

本調査は、部活動の地域クラブ活動への移行を受けて、スポーツや文化の活動を「やってみたい」と考えている子どもを応援するための制度を整えるためにニーズを把握することを目的とする。

2 調査時期

令和4（2022）年12月

3 調査対象者・分析対象者

所属	調査対象者（名）	分析対象者（名）	有効回答率（%）
小学5・6年生	3,746	3,031	80.9
中学1・2年生	3,894	2,922	75.0
中学3年生	2,003	1,361	67.9
小学5・6年生保護者	3,746	1,274	34.0
中学生保護者	5,897	1,518	25.7
中学校教員	545	204	37.4

4 調査方法

QRコード又はURLからリンクされた調査に、オンライン上で回答を求めた。

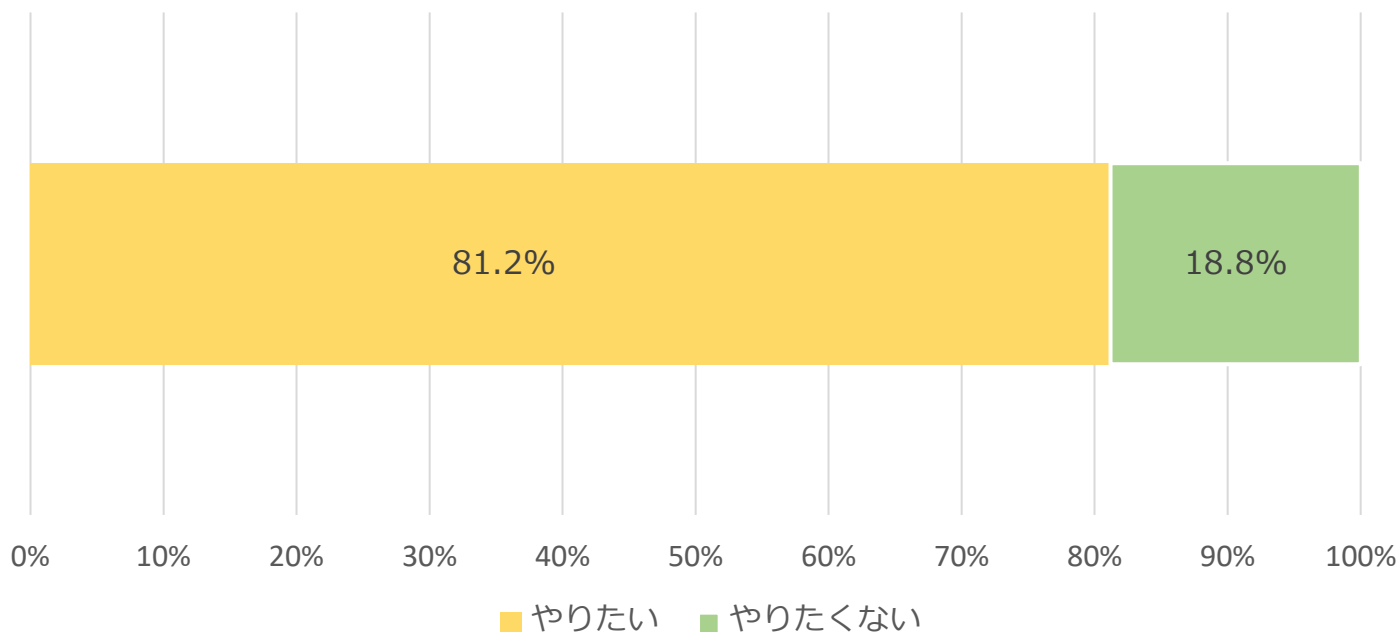
5 留意点

- 1) 調査結果は小数点第1位までの表記となり、この合計は必ずしも100%ではない。
- 2) 調査項目は、見やすさの観点から簡略化して表記している箇所がある。
- 3) 項目の上位を表示する場合、4件法の場合は、項目文を肯定する回答の割合の和の上位を記している。
たとえば、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合の和を上位としている。

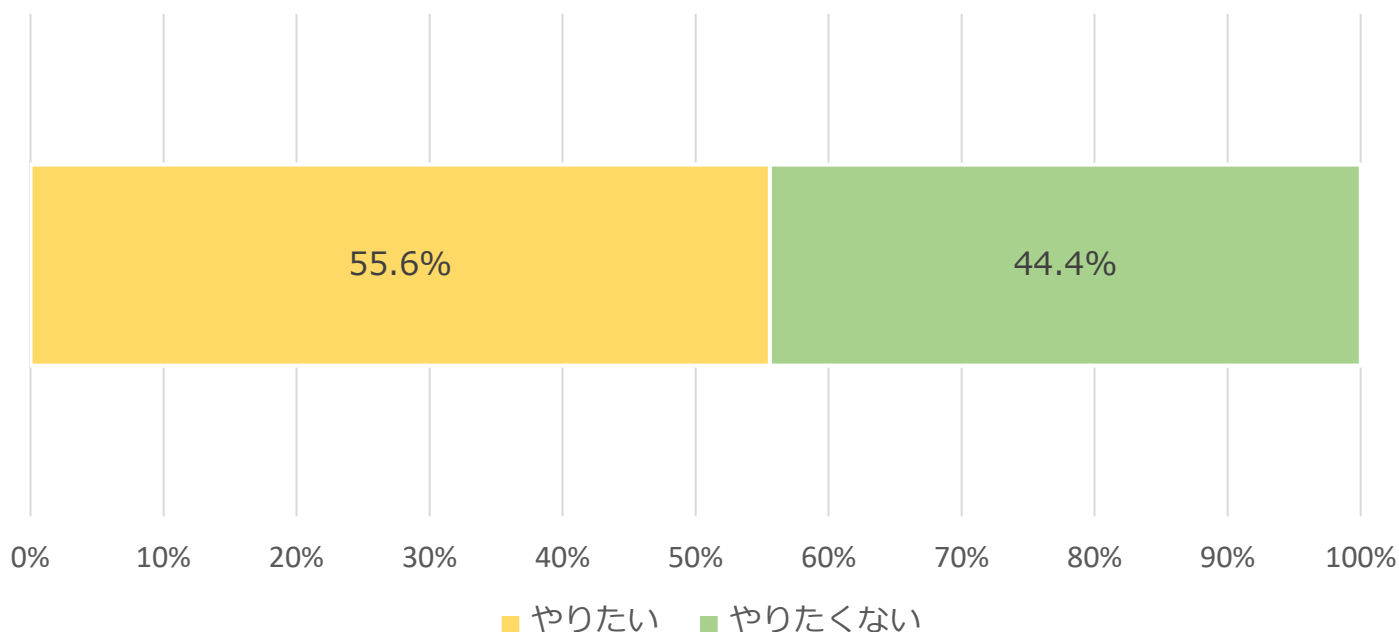
小学5·6年生

小学5・6年生

中学校の部活動が地域クラブ活動に移行した後の
「平日」のスポーツや文化活動の実施希望

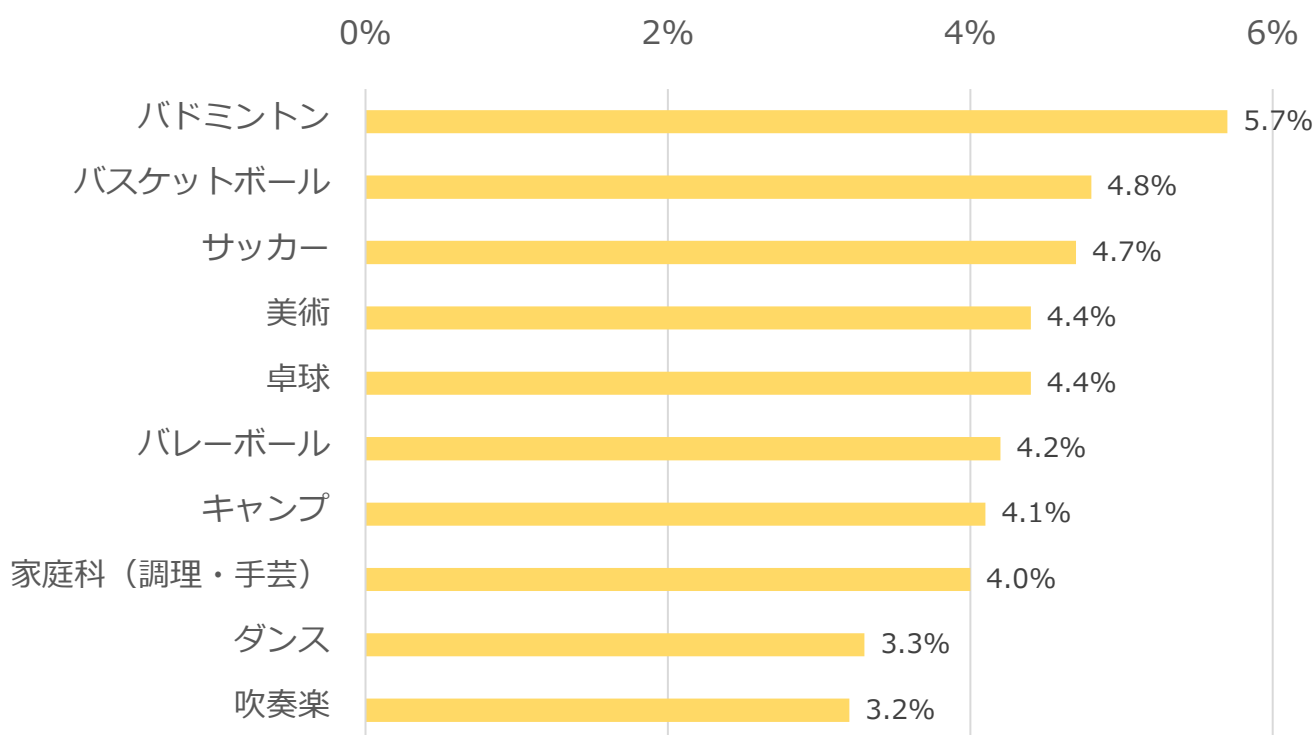


中学校の部活動が地域クラブ活動に移行した後の
「休日」のスポーツや文化活動の実施希望

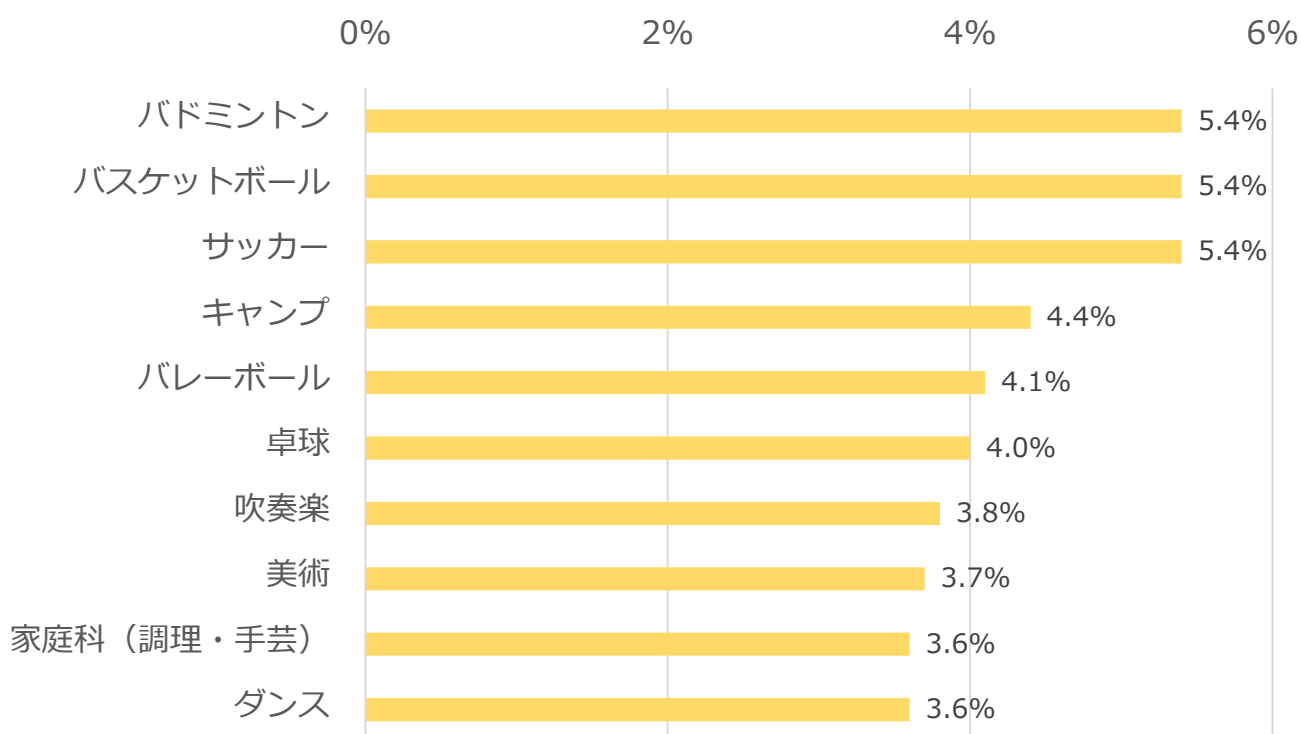


小学5・6年生

「平日」にやってみたいスポーツや文化活動 トップ10

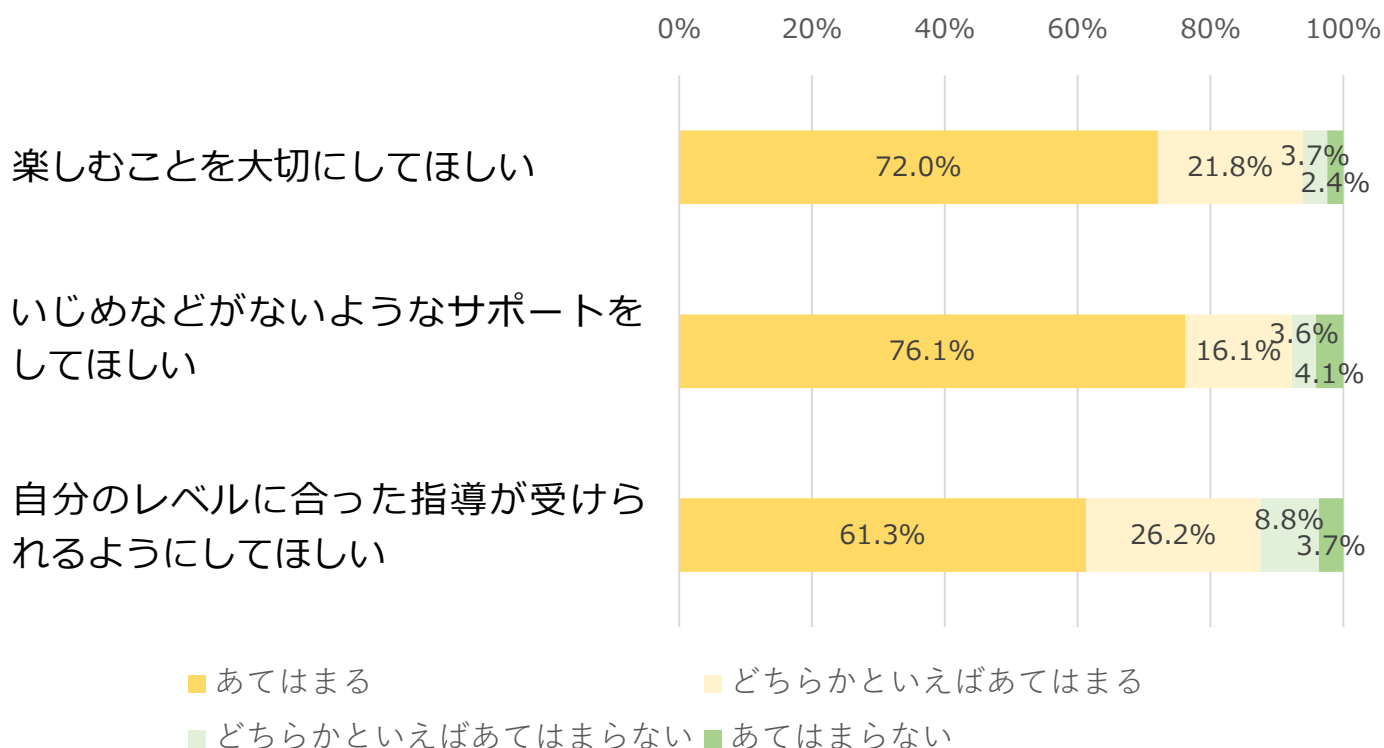


「休日」にやってみたいスポーツや文化活動 トップ10

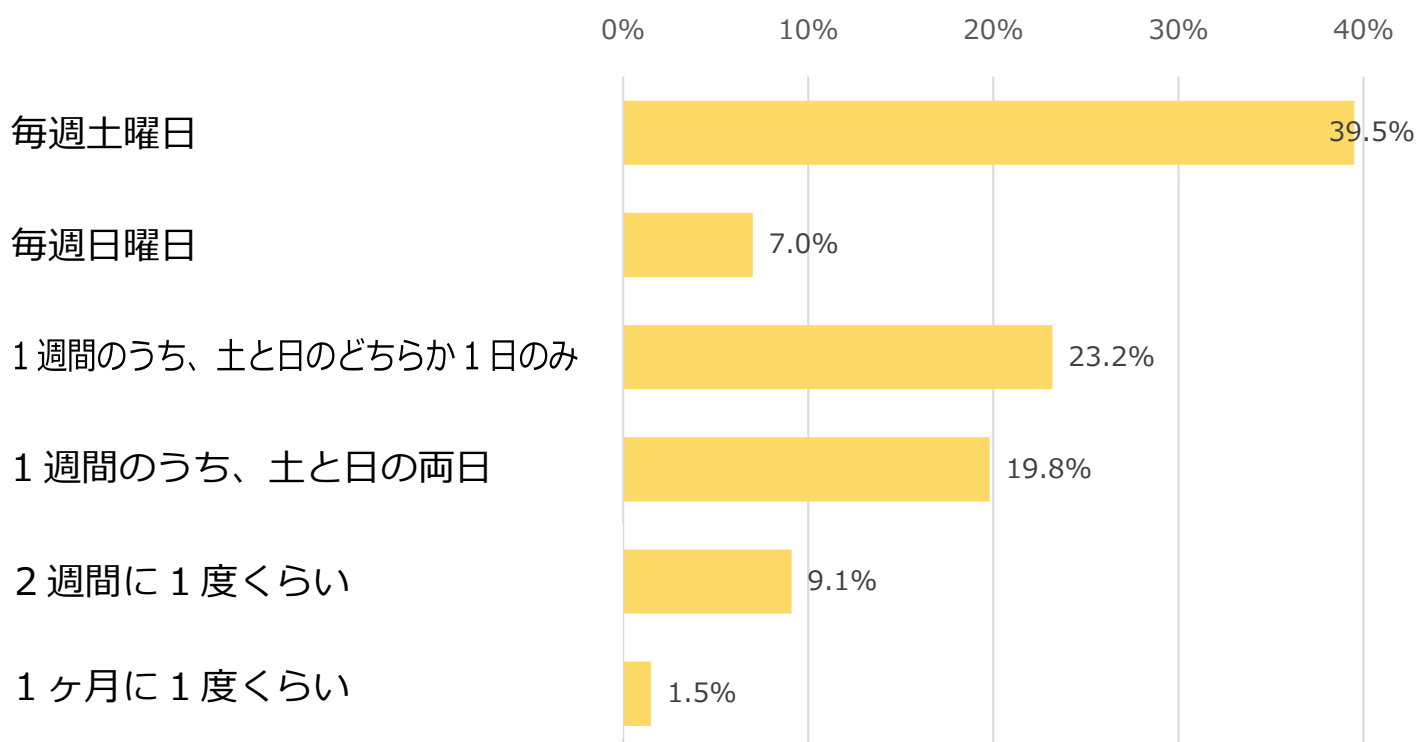


小学5・6年生

地域クラブ活動に望むこと トップ3



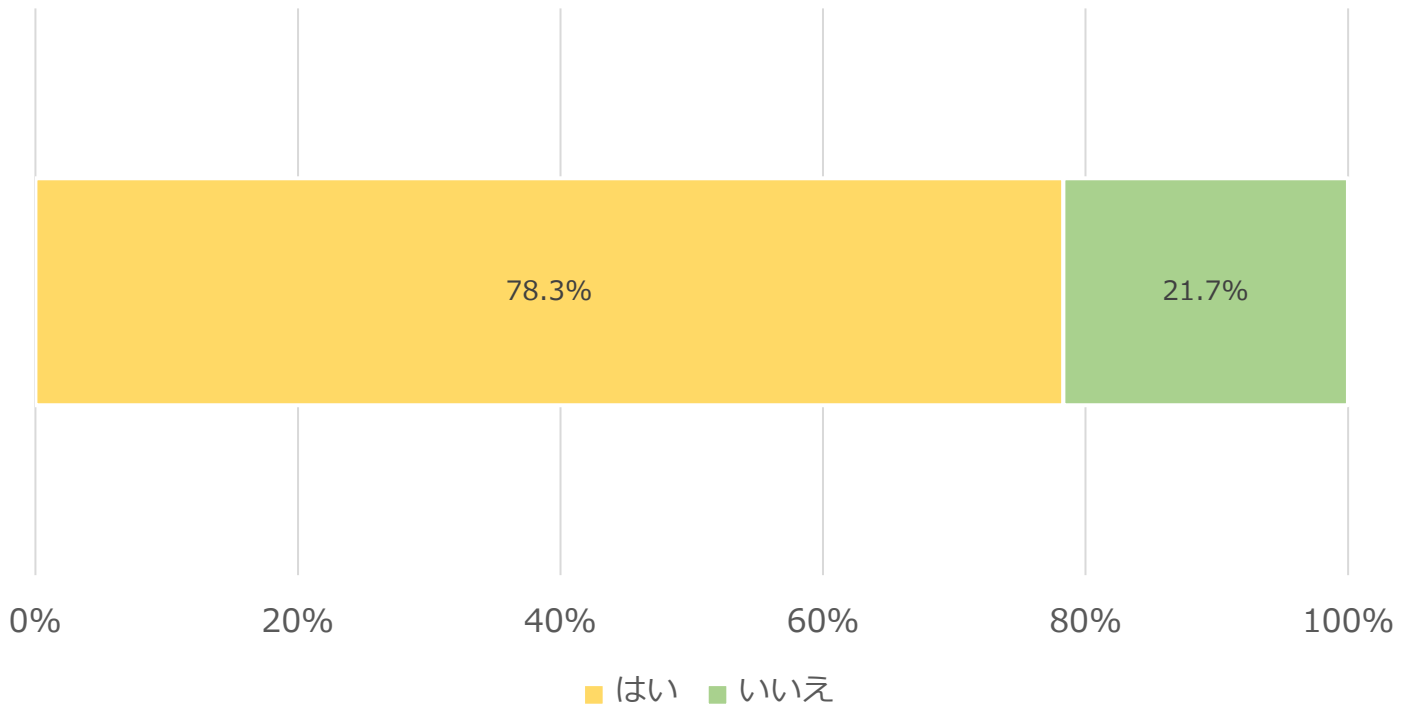
休日の地域クラブ活動の希望実施頻度



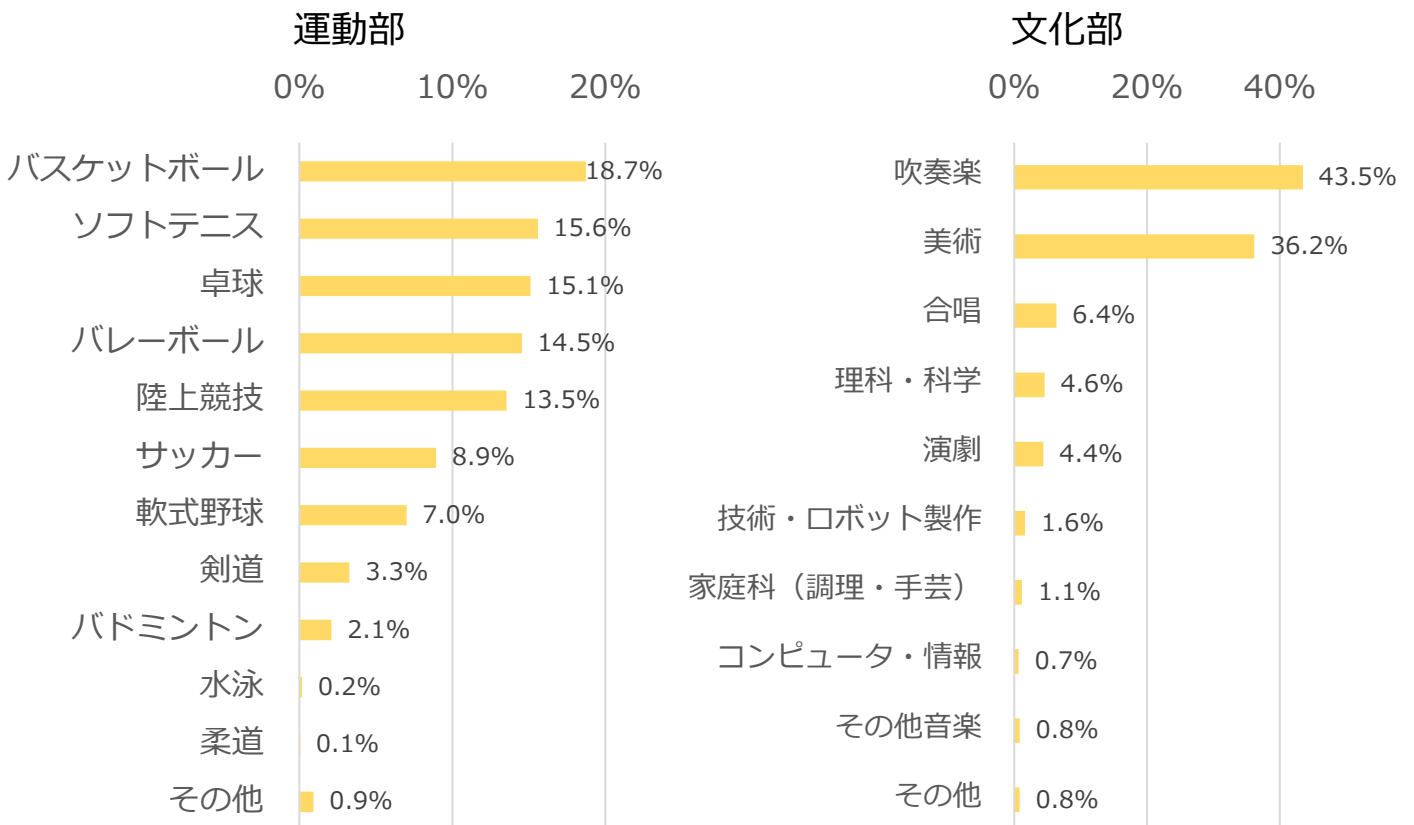
中学1・2年生

中学 1・2 年生

中学でやってみたい部活動はあった？

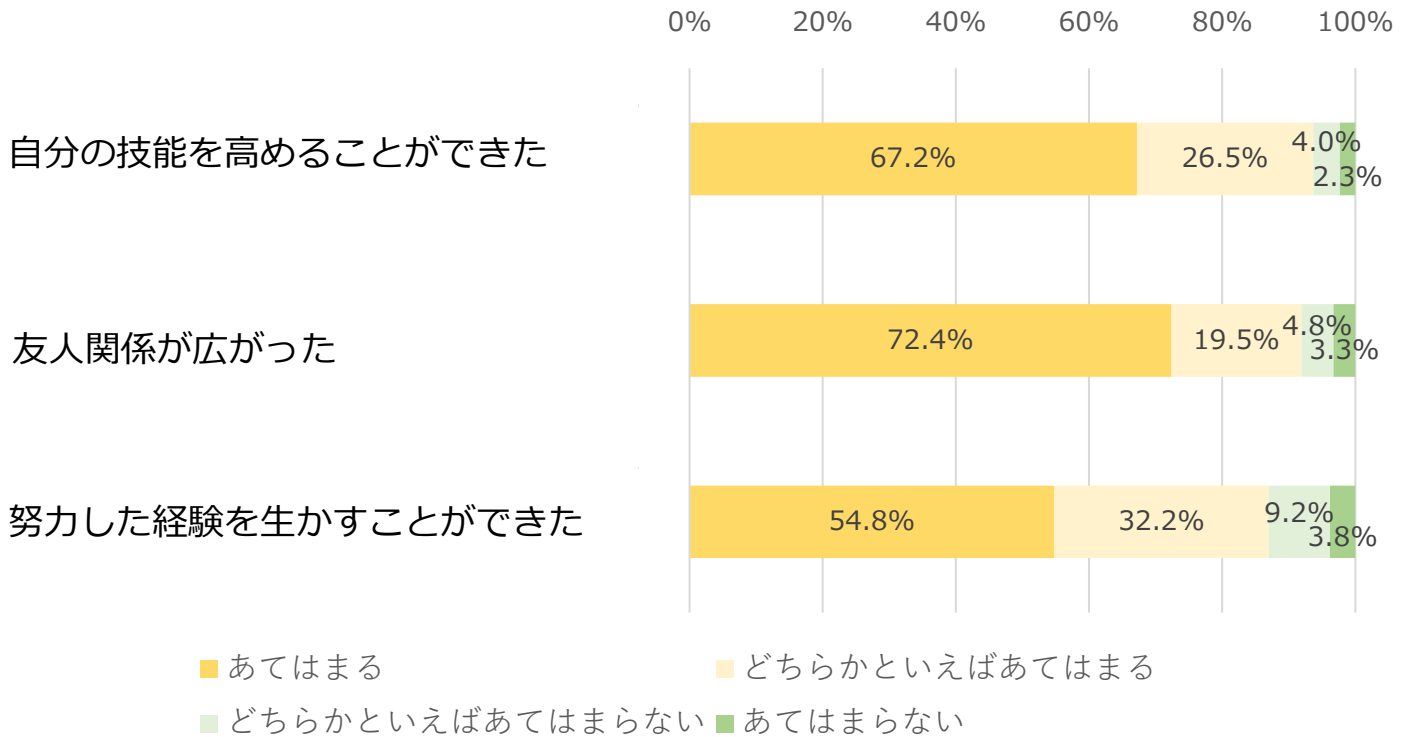


所属部活動

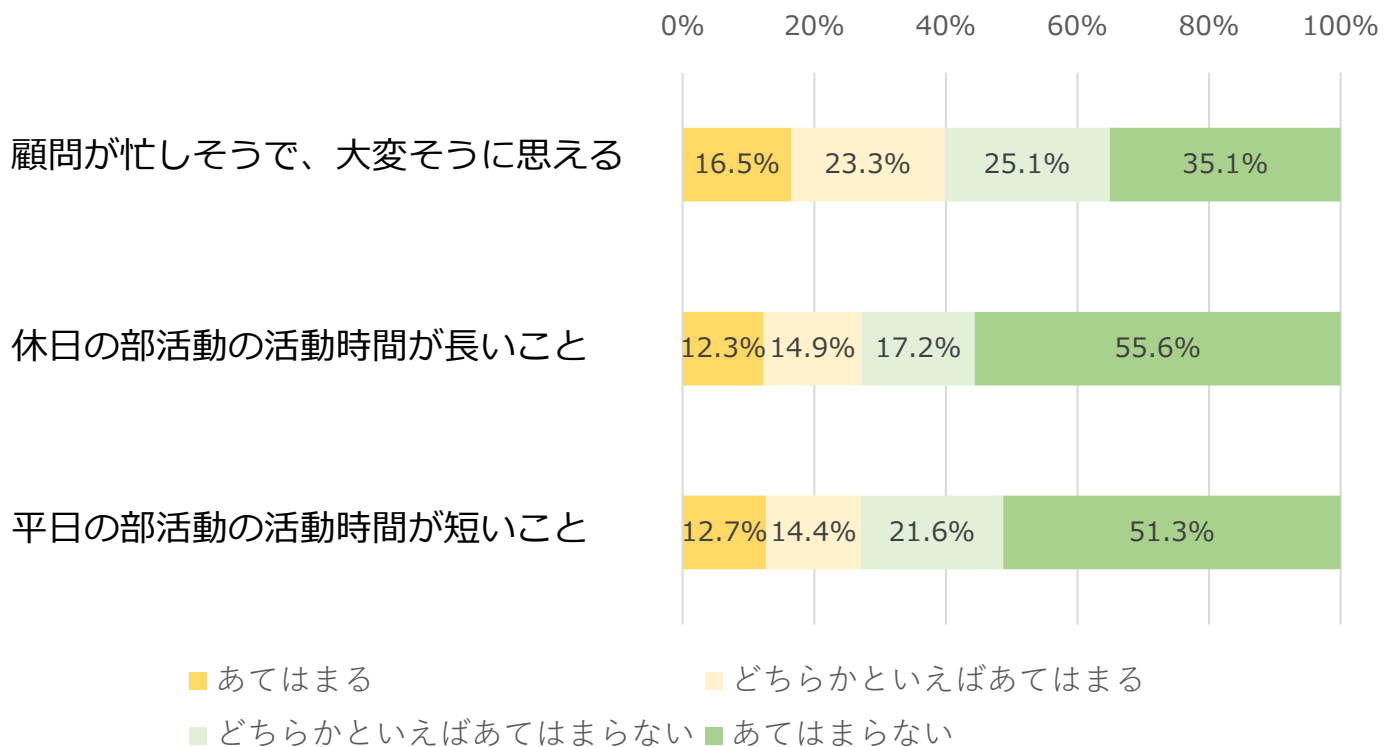


中学 1・2 年生

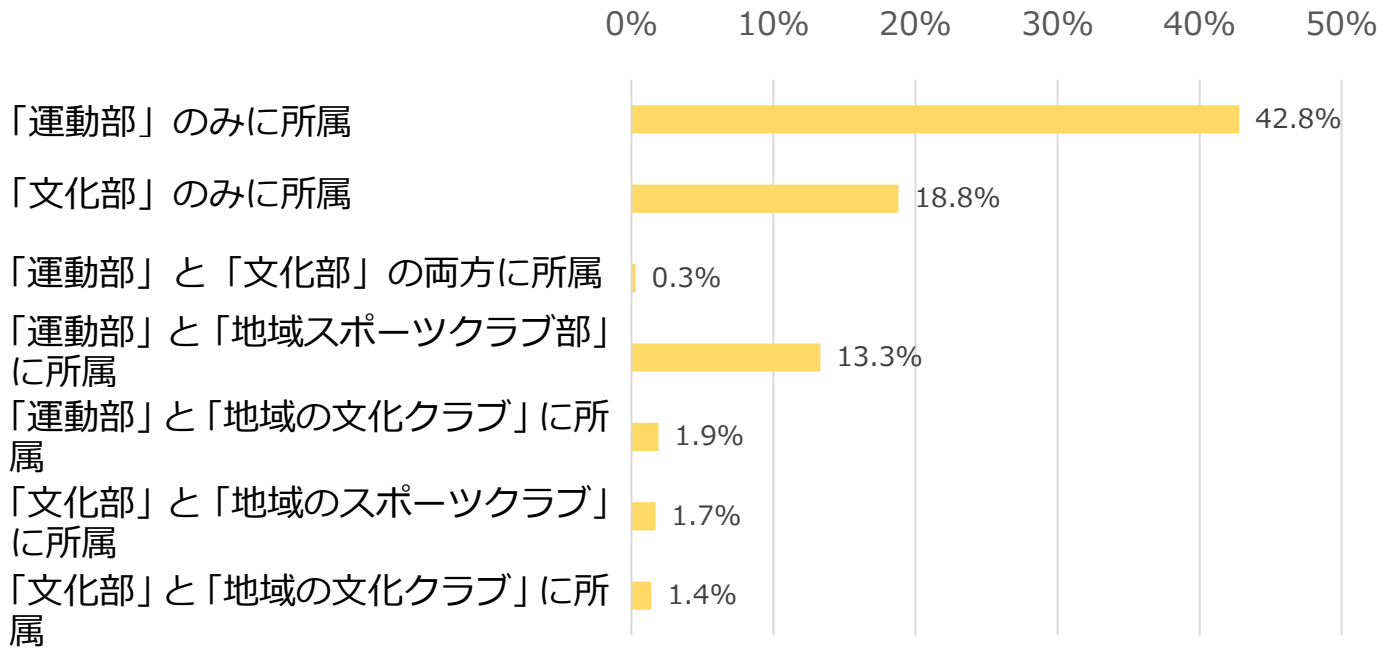
部活動に取り組んで「良かった」こと トップ3



部活動で改善が必要と感じること トップ3



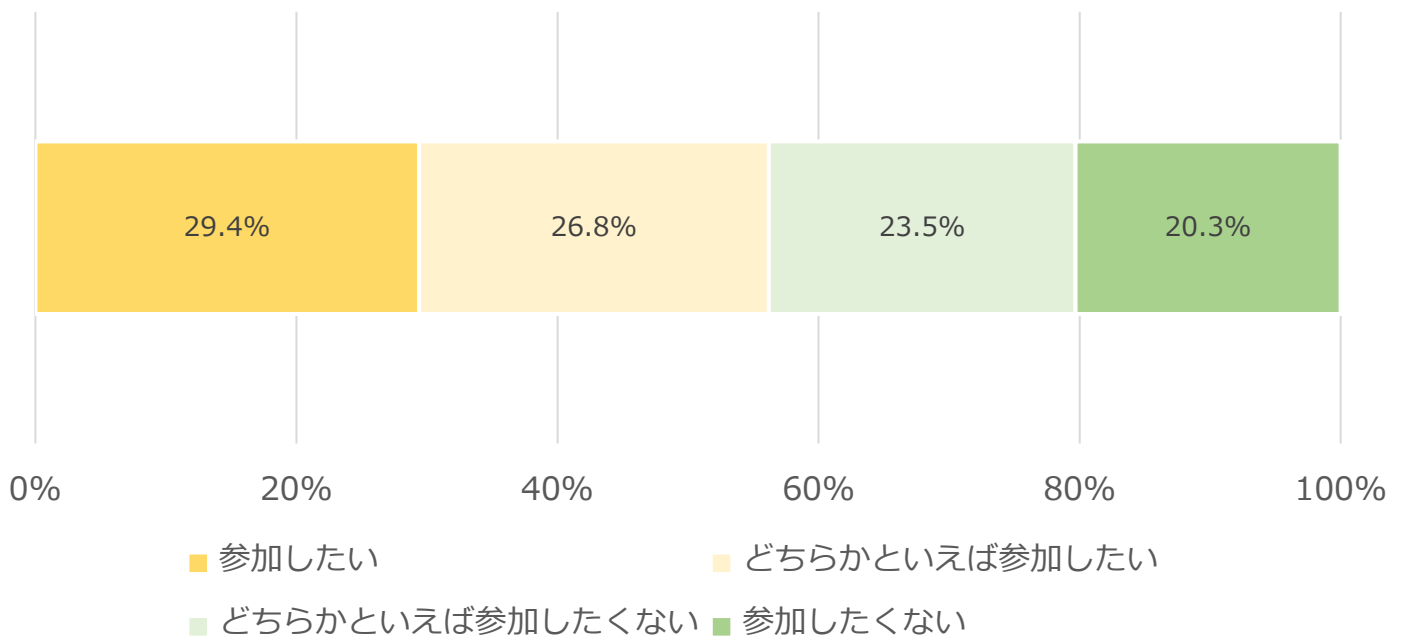
部活動への加入率



注) 地域スポーツクラブ、あるいは地域の文化クラブのみに所属している者、及びどこにも所属していない者等を含めた割合を 100%としている。

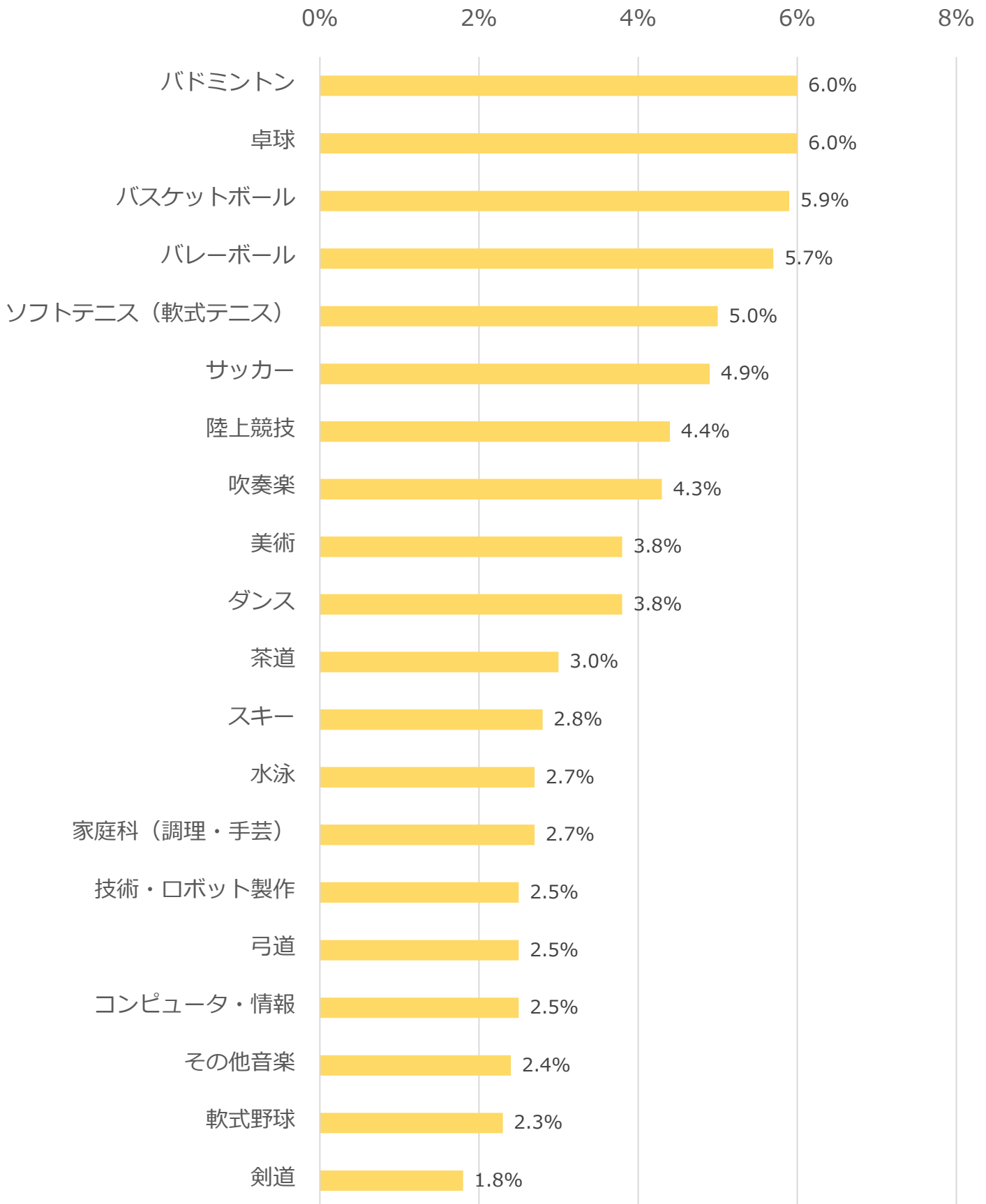
中学校の部活動が地域クラブ活動に移行した後の

「休日」のスポーツや文化活動の実施希望

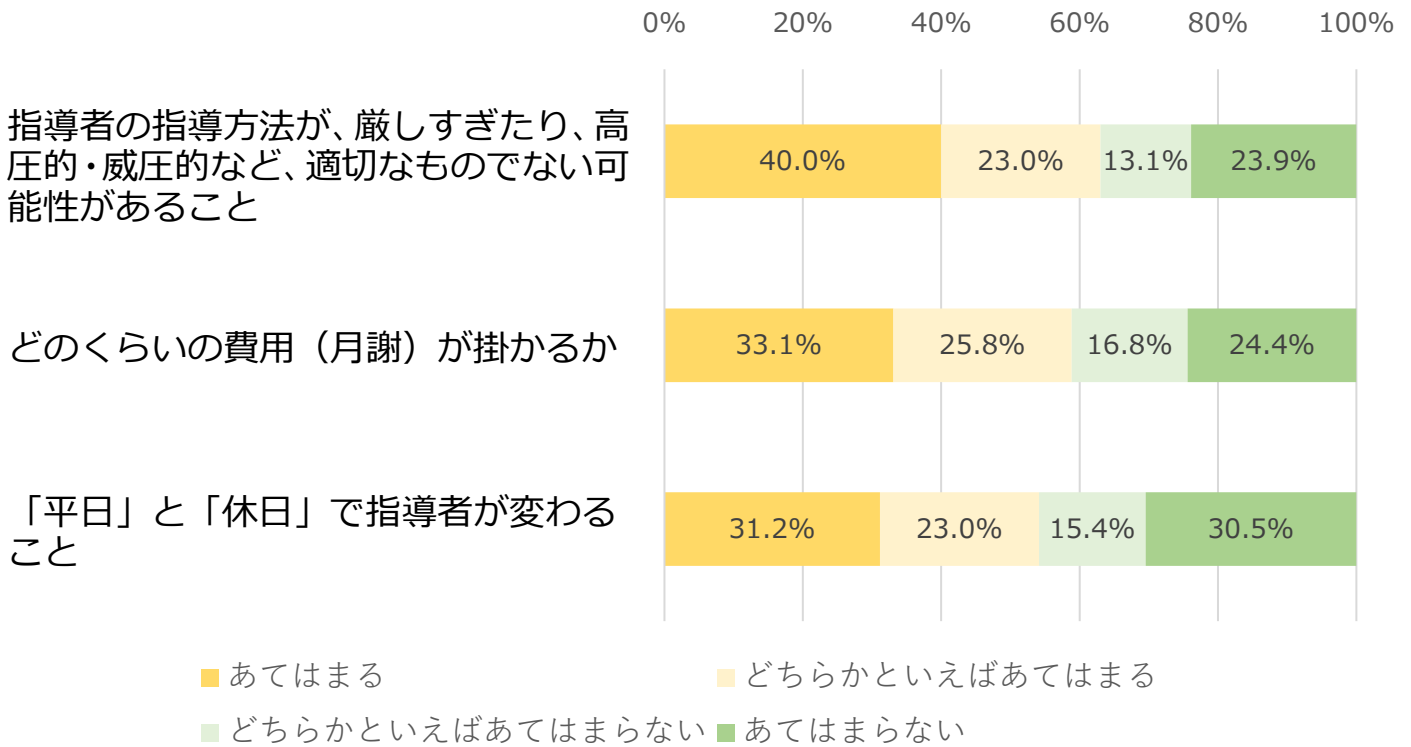


中学 1・2 年生

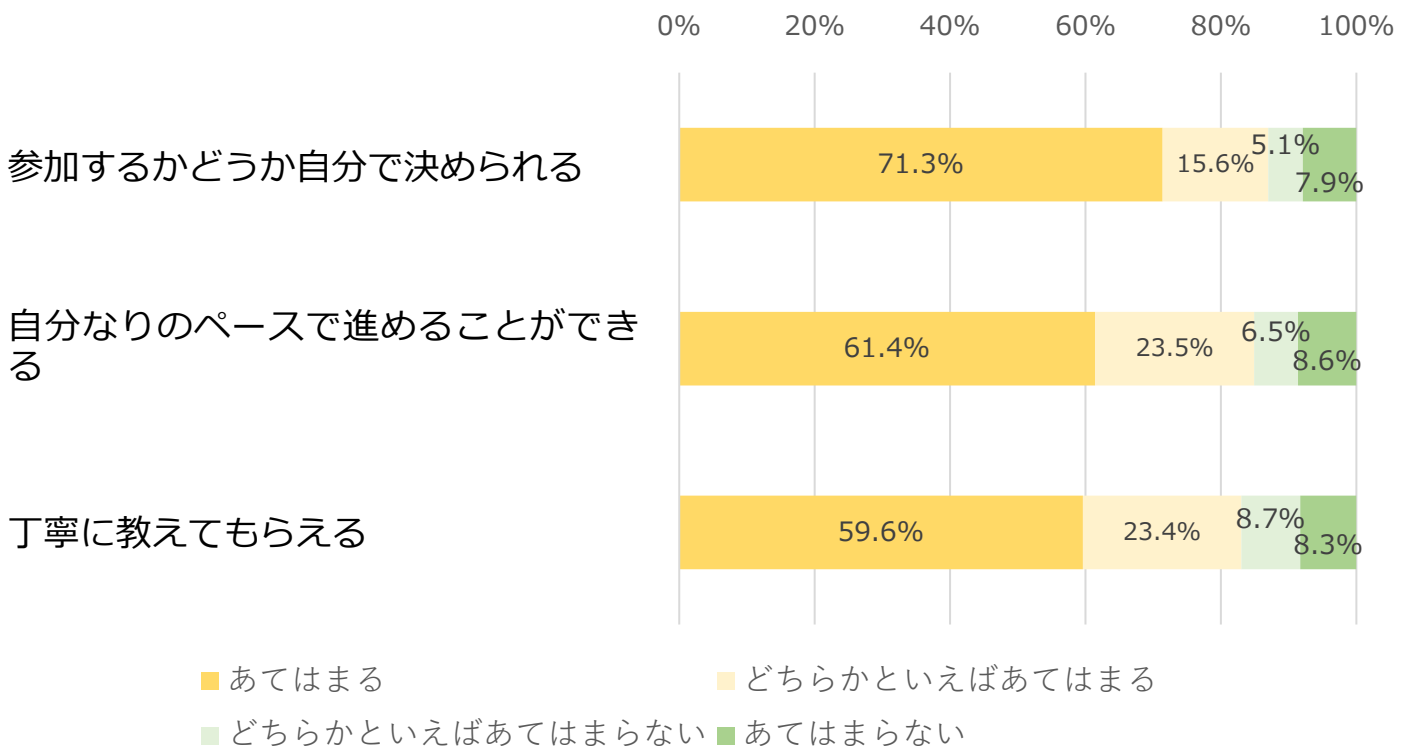
「休日」にやってみたいスポーツや文化活動 トップ 20



地域クラブ活動への加入に伴う心配 トップ3



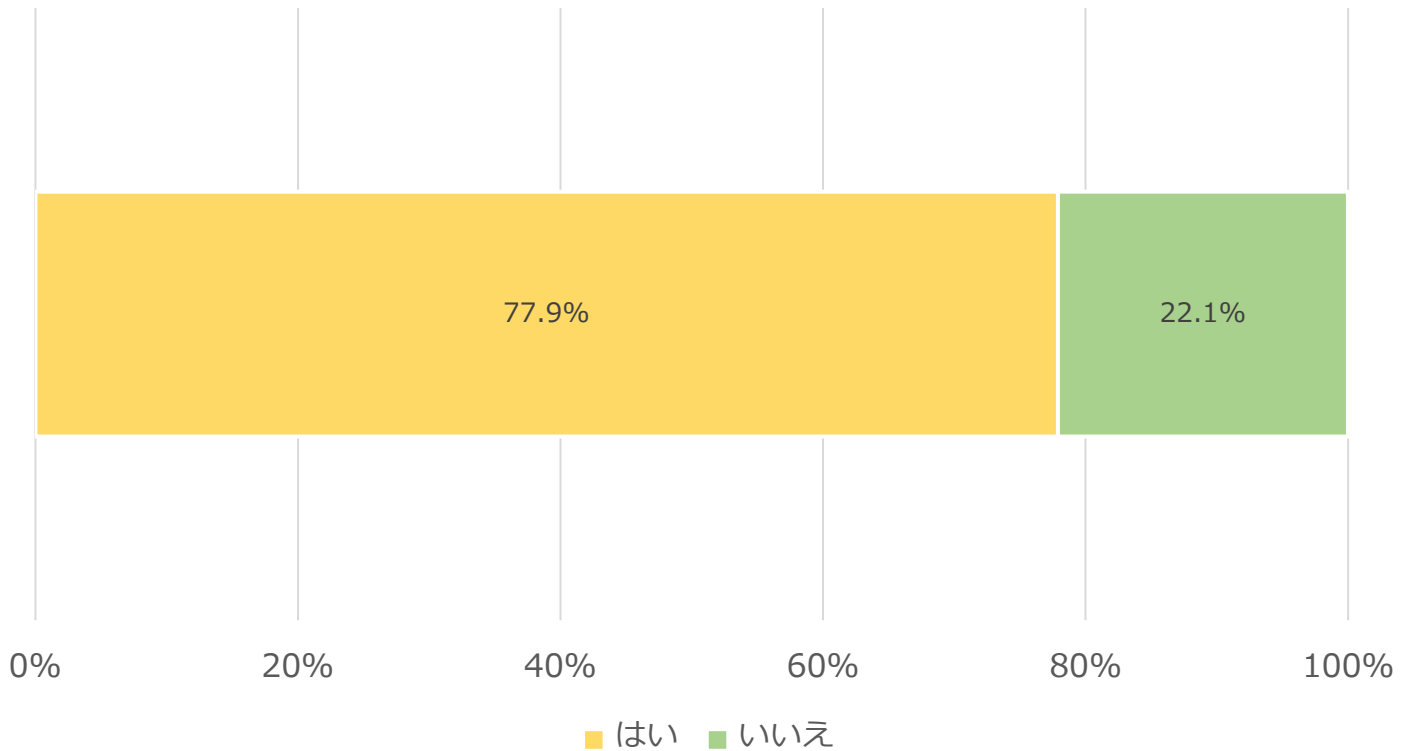
こんな地域クラブ活動であれば参加したい トップ3



中学3年生

中学3年生

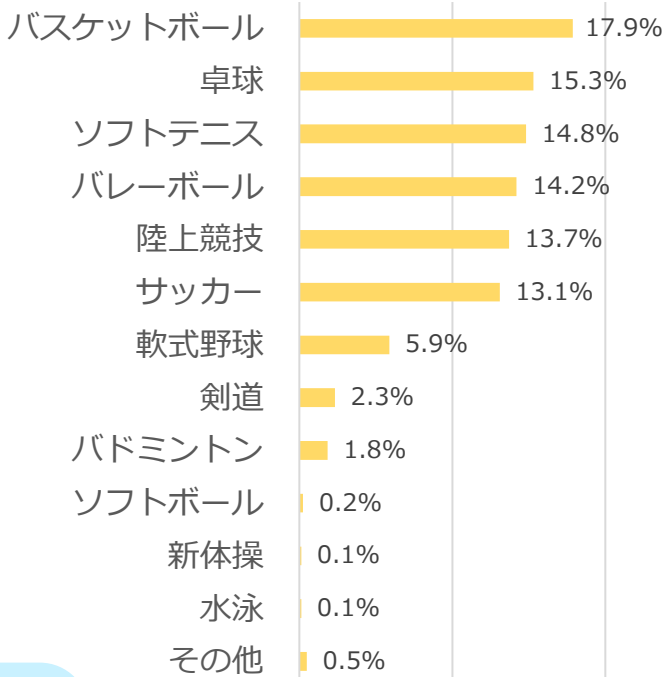
中学でやってみたい部活動はあった？



所属部活動

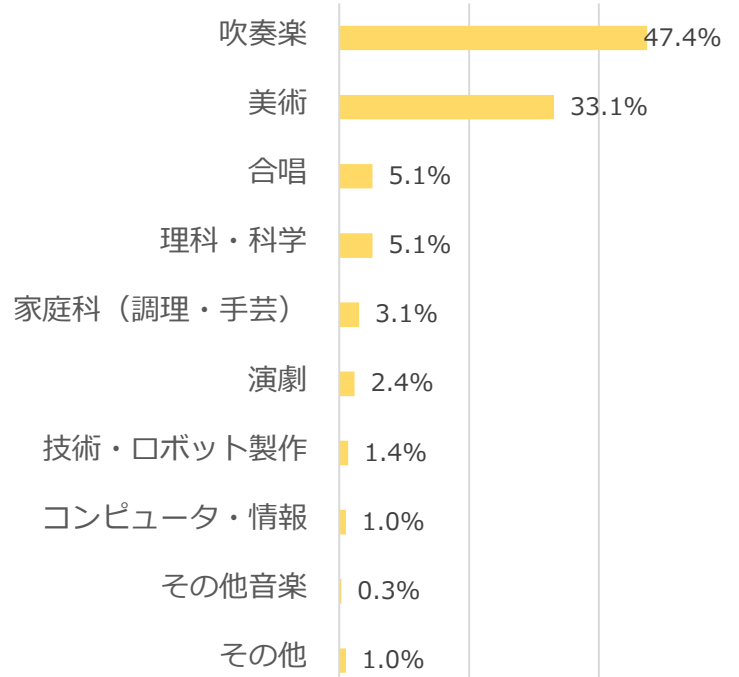
運動部

0% 10% 20%



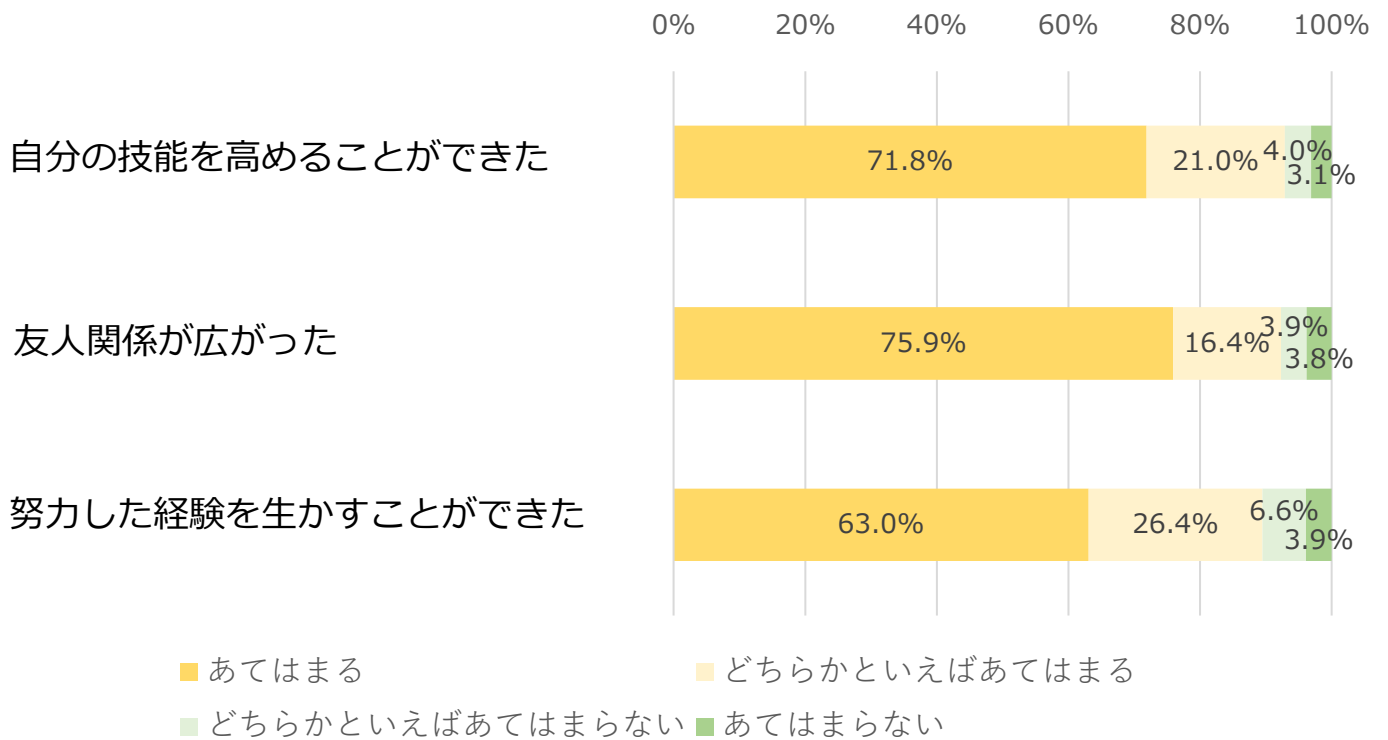
文化部

0% 20% 40%

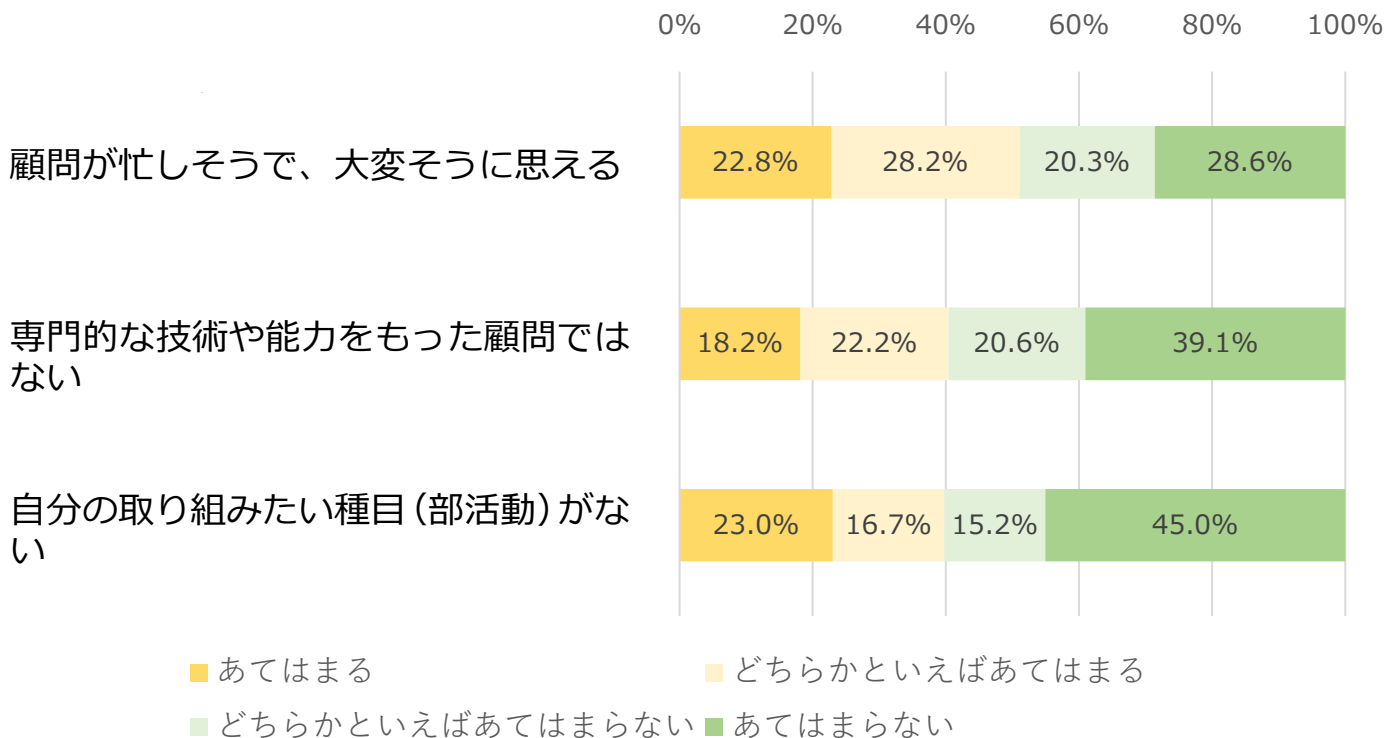


中学3年生

部活動に取り組んで「良かった」こと トップ3

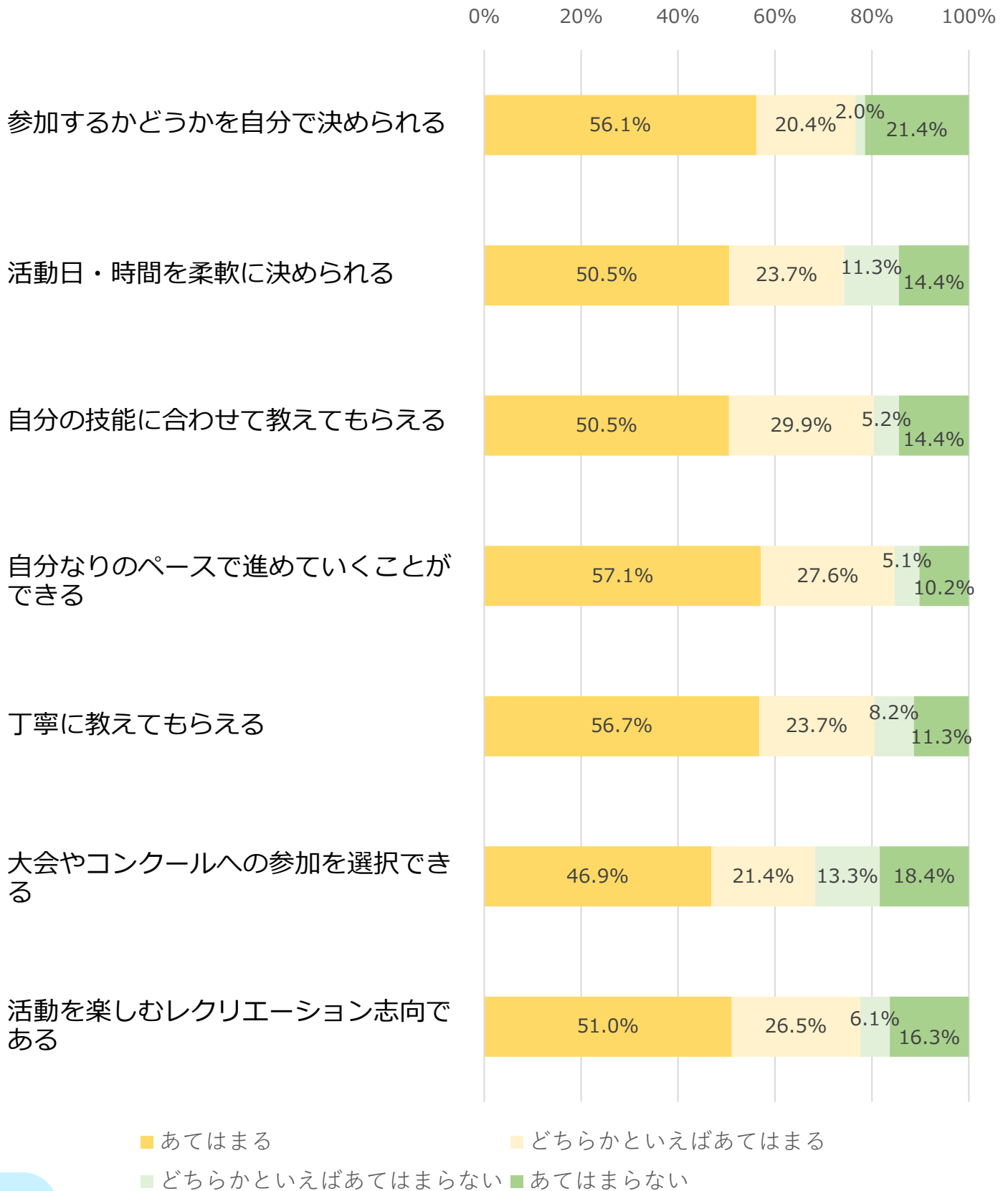


部活動で改善が必要と感じること トップ3



中学3年生

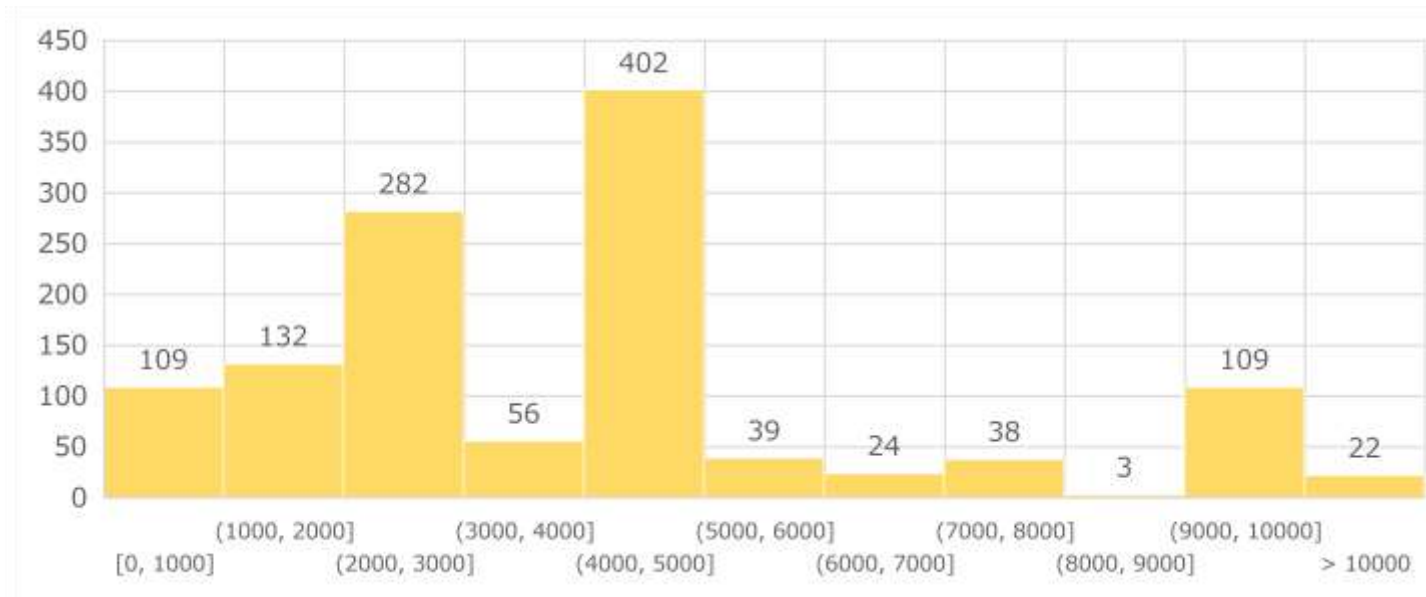
現在スポーツや文化活動をやっていない生徒が 新たな地域クラブ活動に望むこと



小学5・6年生保護者
中学生保護者

小学5・6年生保護者

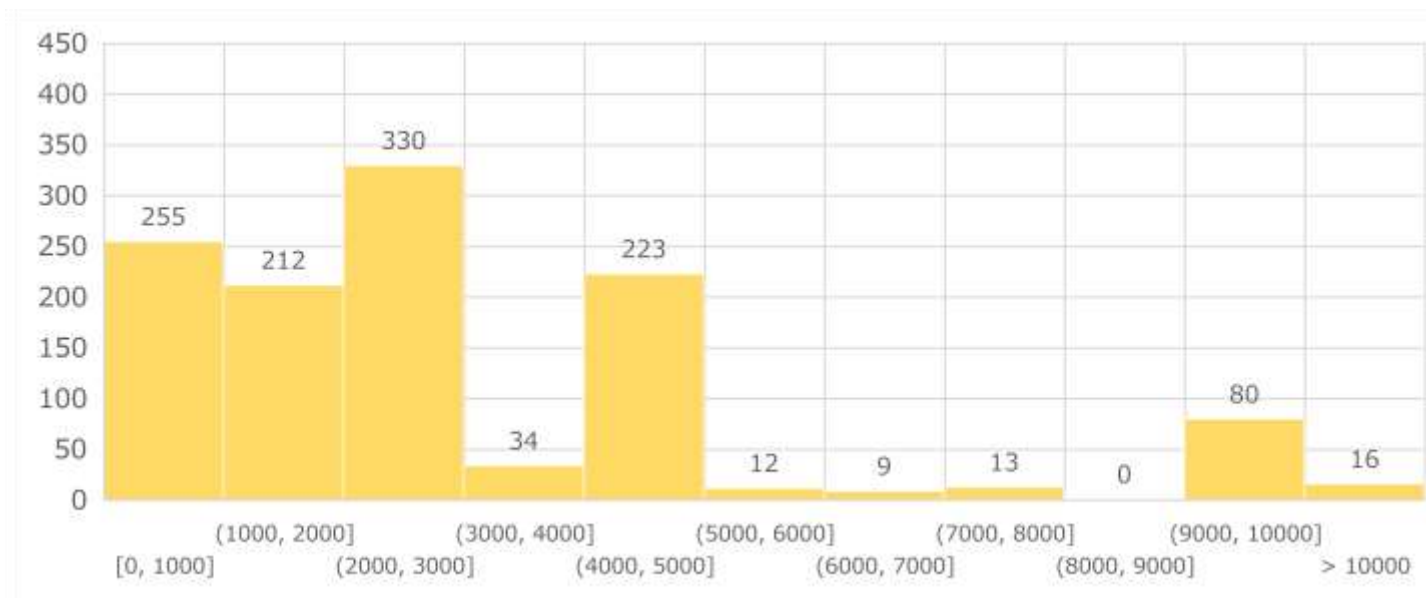
地域クラブ活動移行に伴って月謝が必要となる場合の
許容できる金額



平均値	4715.3	標準偏差	3829.2	中央値	5000
-----	--------	------	--------	-----	------

中学生保護者

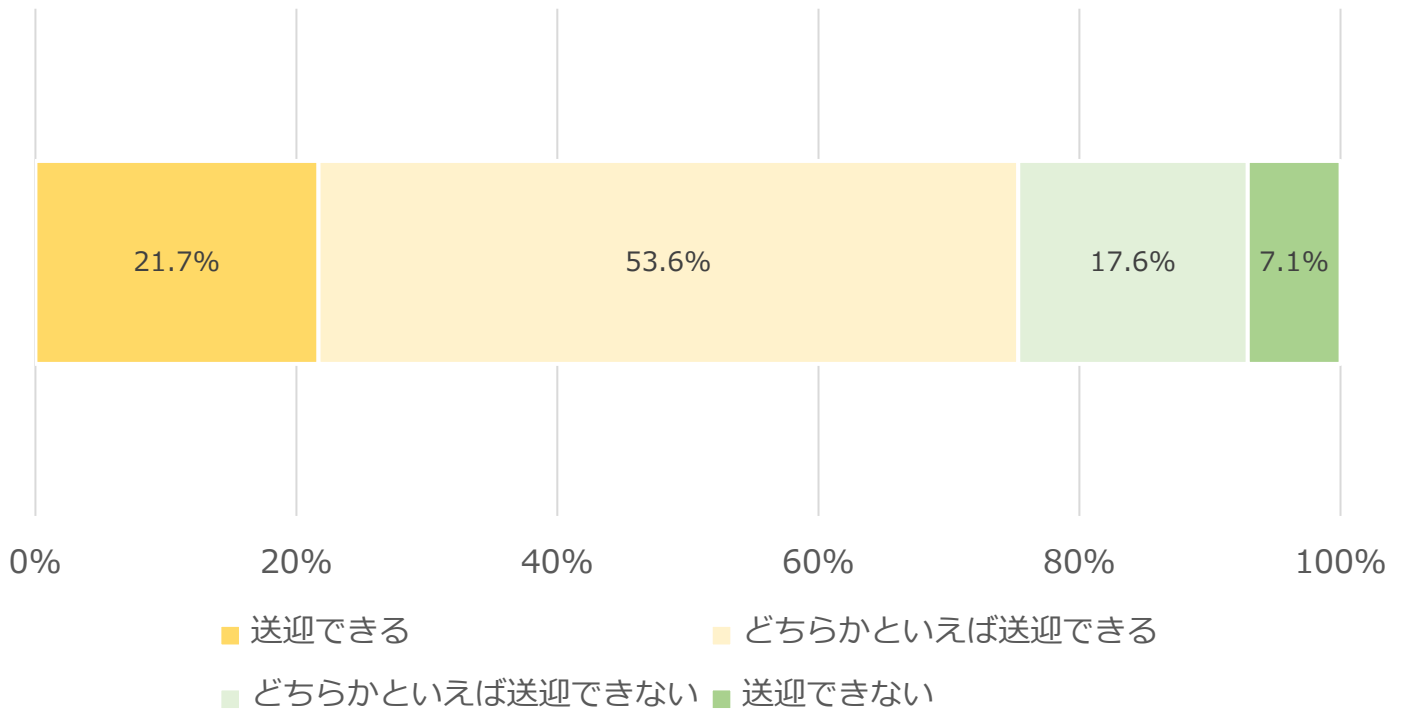
地域クラブ活動移行に伴って月謝が必要となる場合の
許容できる金額



平均値	3605.6	標準偏差	3507.8	中央値	3000
-----	--------	------	--------	-----	------

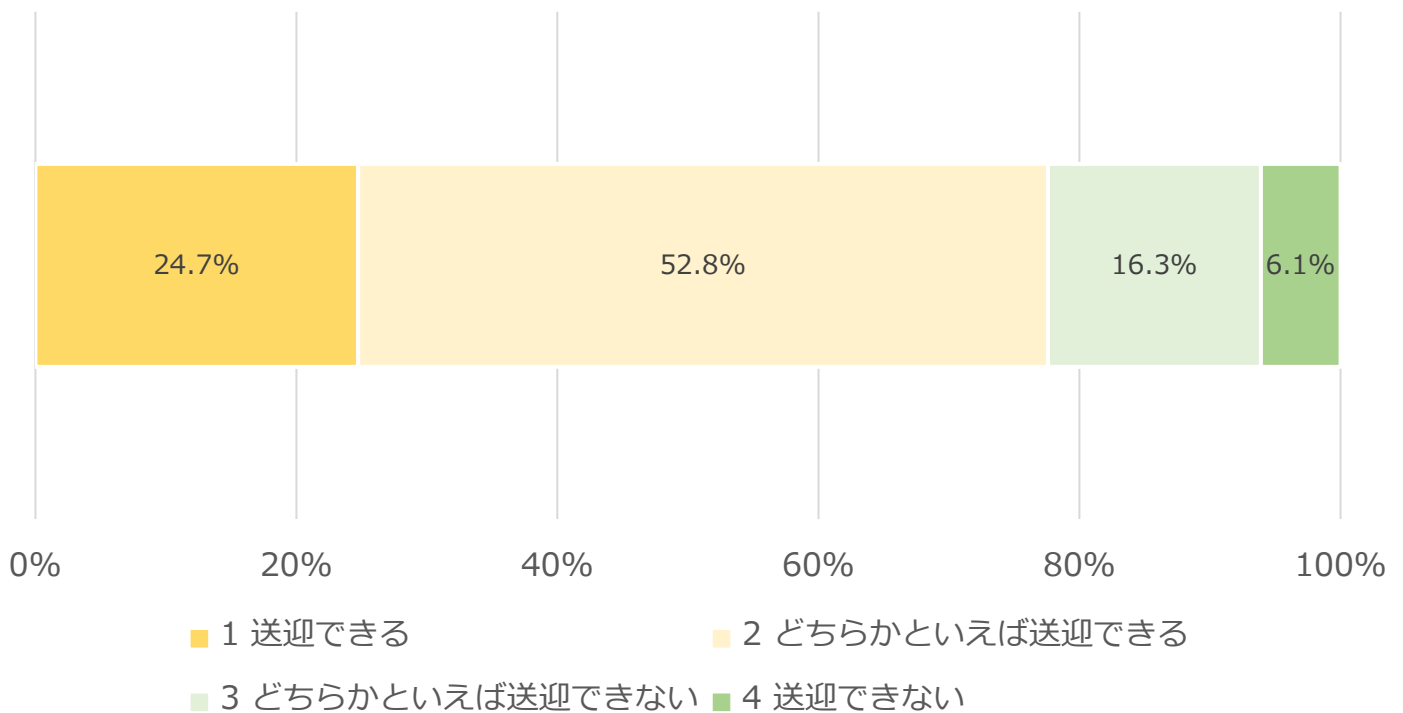
小学5・6年生保護者

地域クラブ活動への送迎の可否



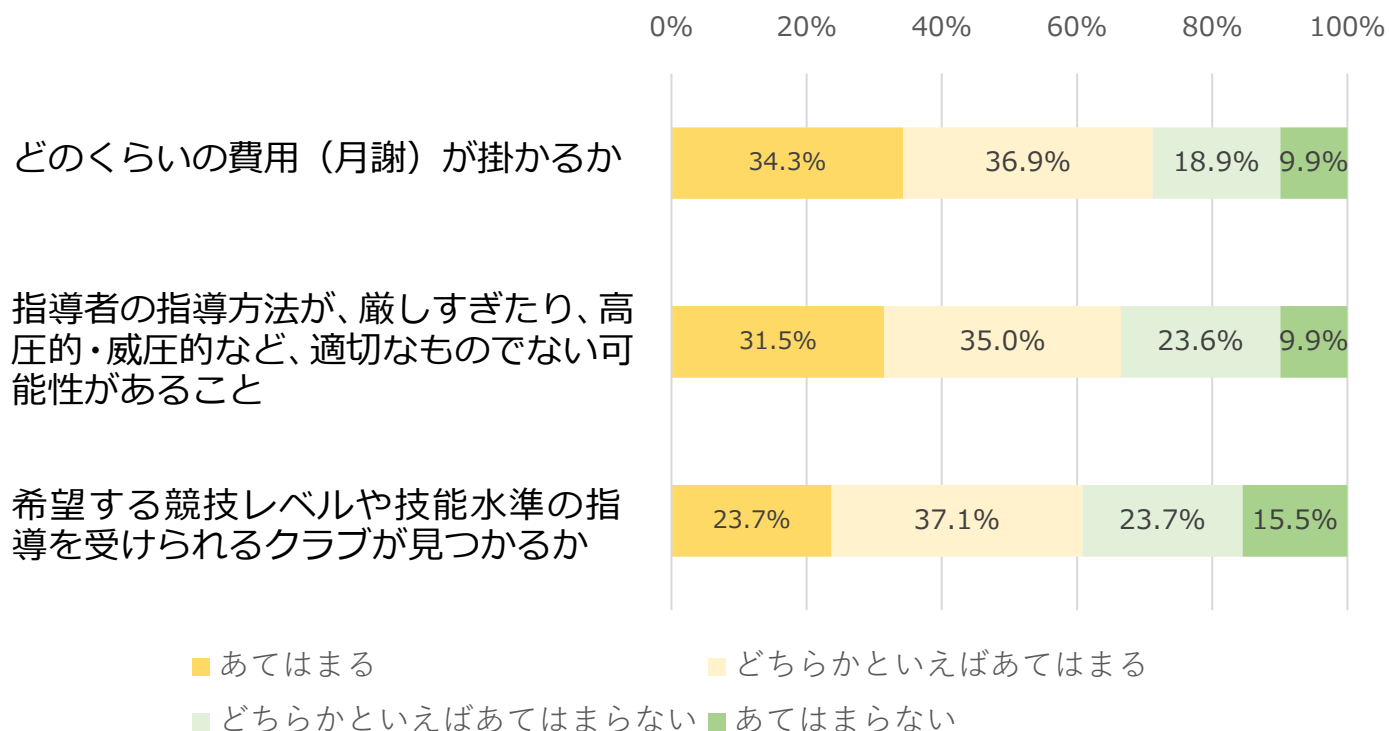
中学生保護者

地域クラブ活動への送迎の可否



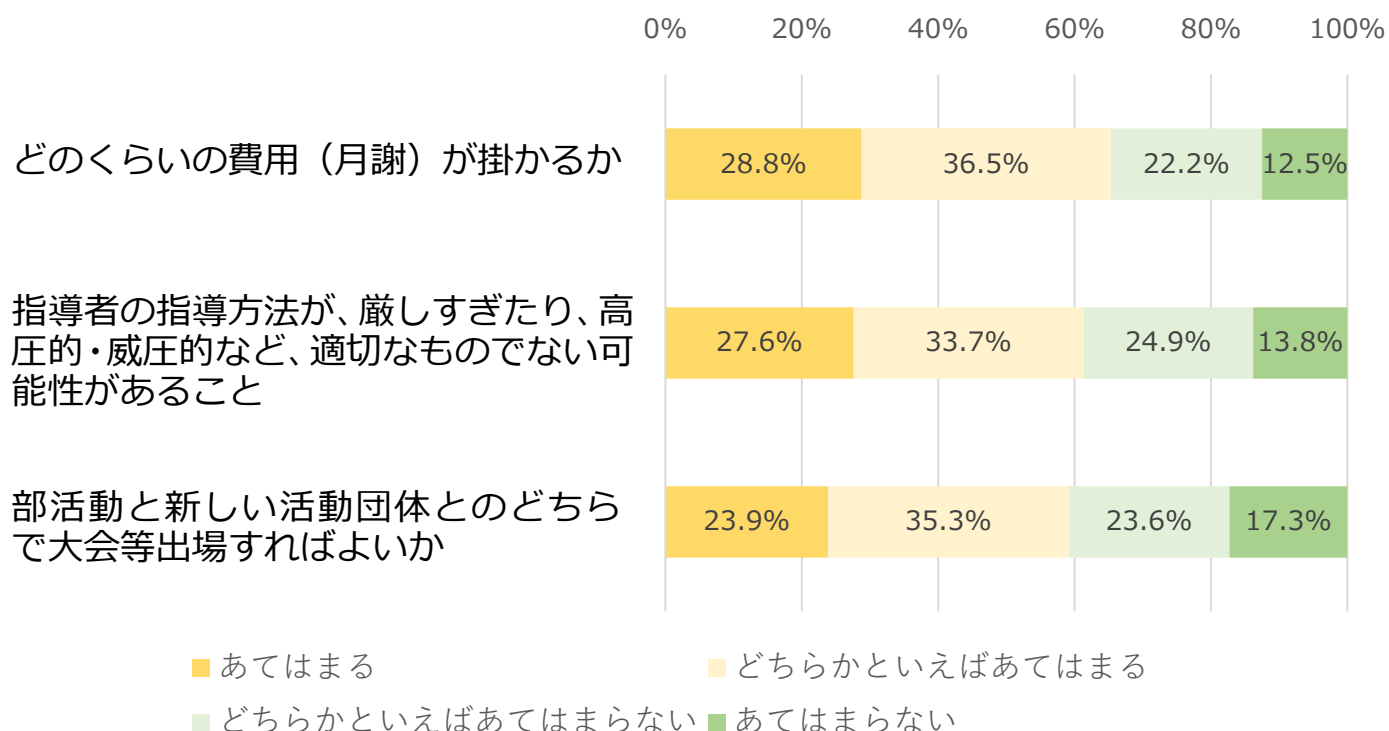
小学5・6年生保護者

地域クラブ活動への加入に伴う心配 トップ3



中学生保護者

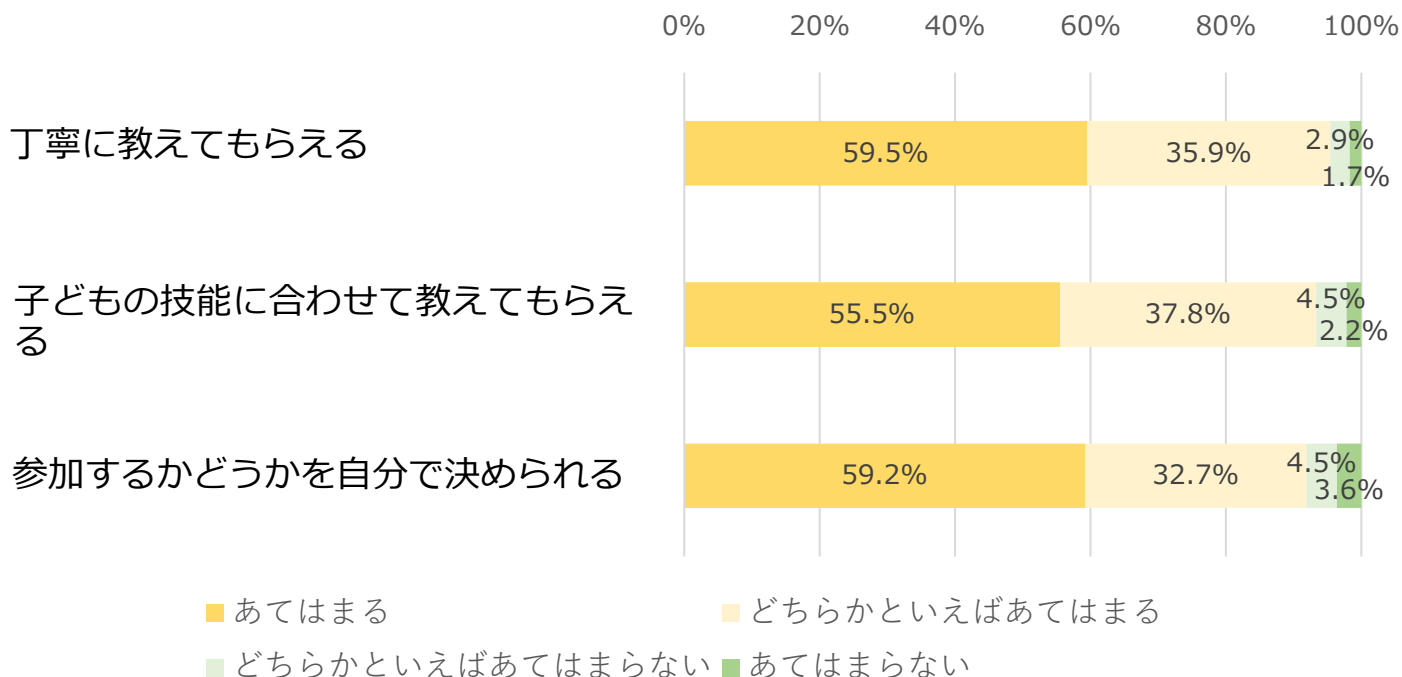
地域クラブ活動への加入に伴う心配 トップ3



小学5・6年生保護者

現在スポーツや文化活動をやっていない子どもが

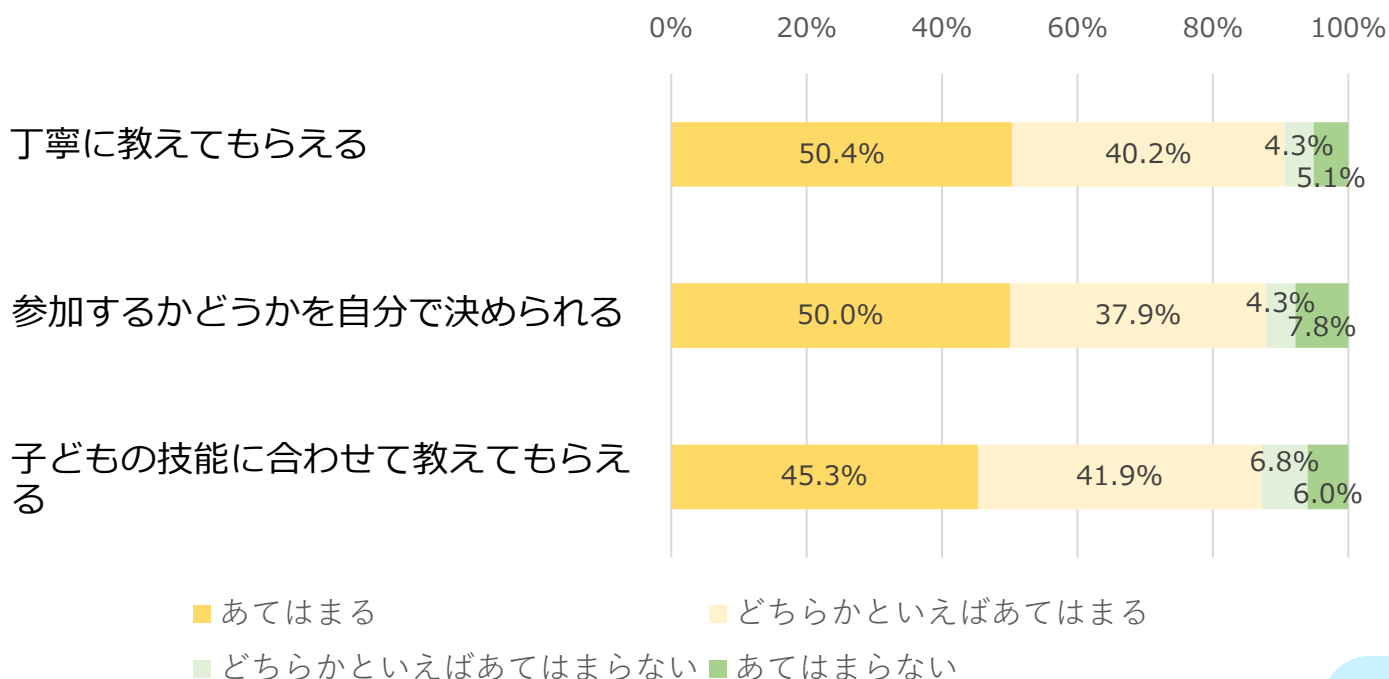
新たな地域クラブ活動に望むこと TOP 3



中学生保護者

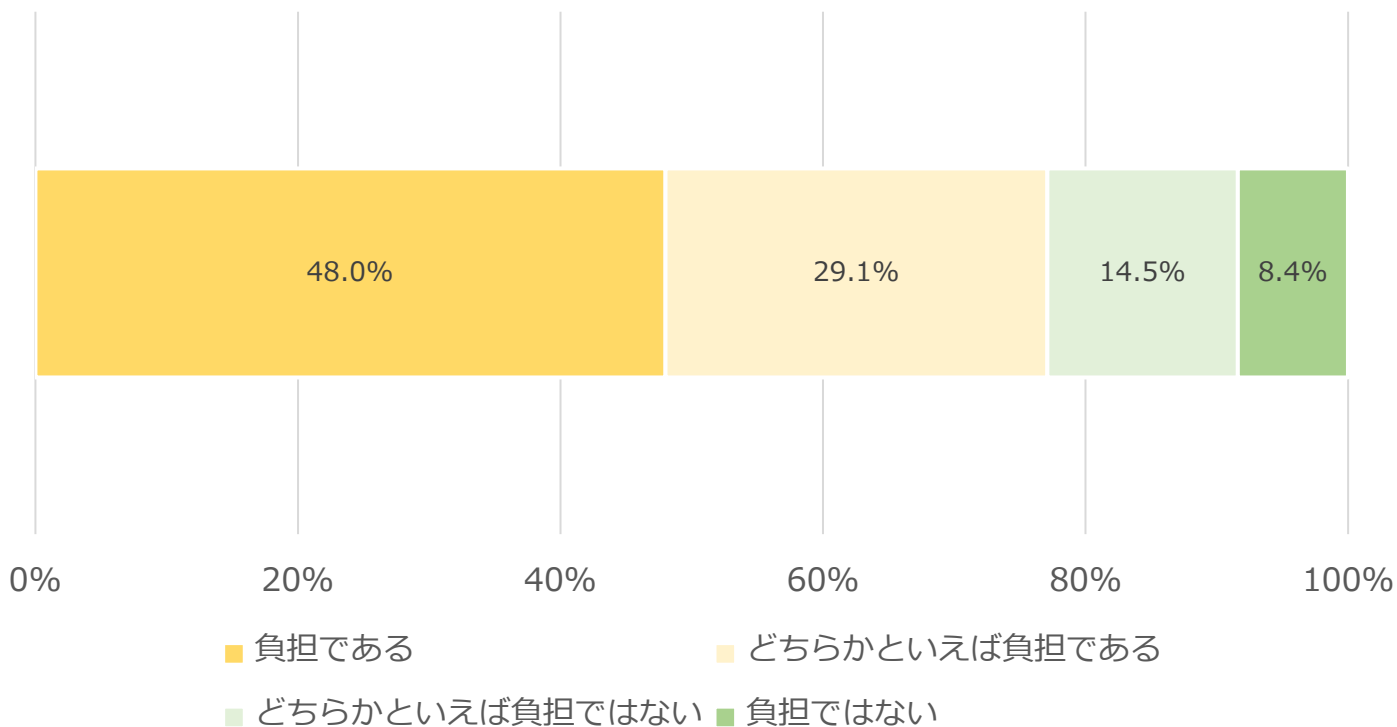
現在スポーツや文化活動をやっていない子どもが

新たな地域クラブ活動に望むこと TOP 3

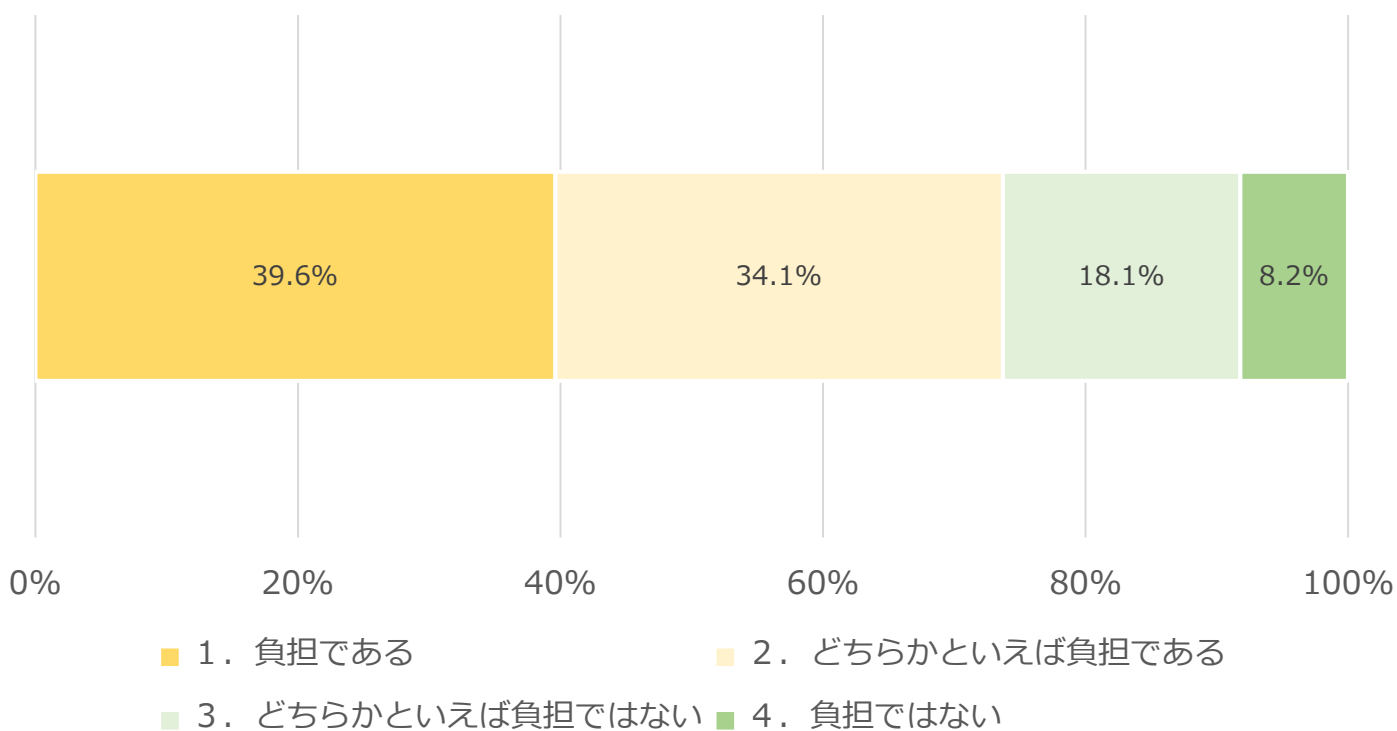


中学校教員

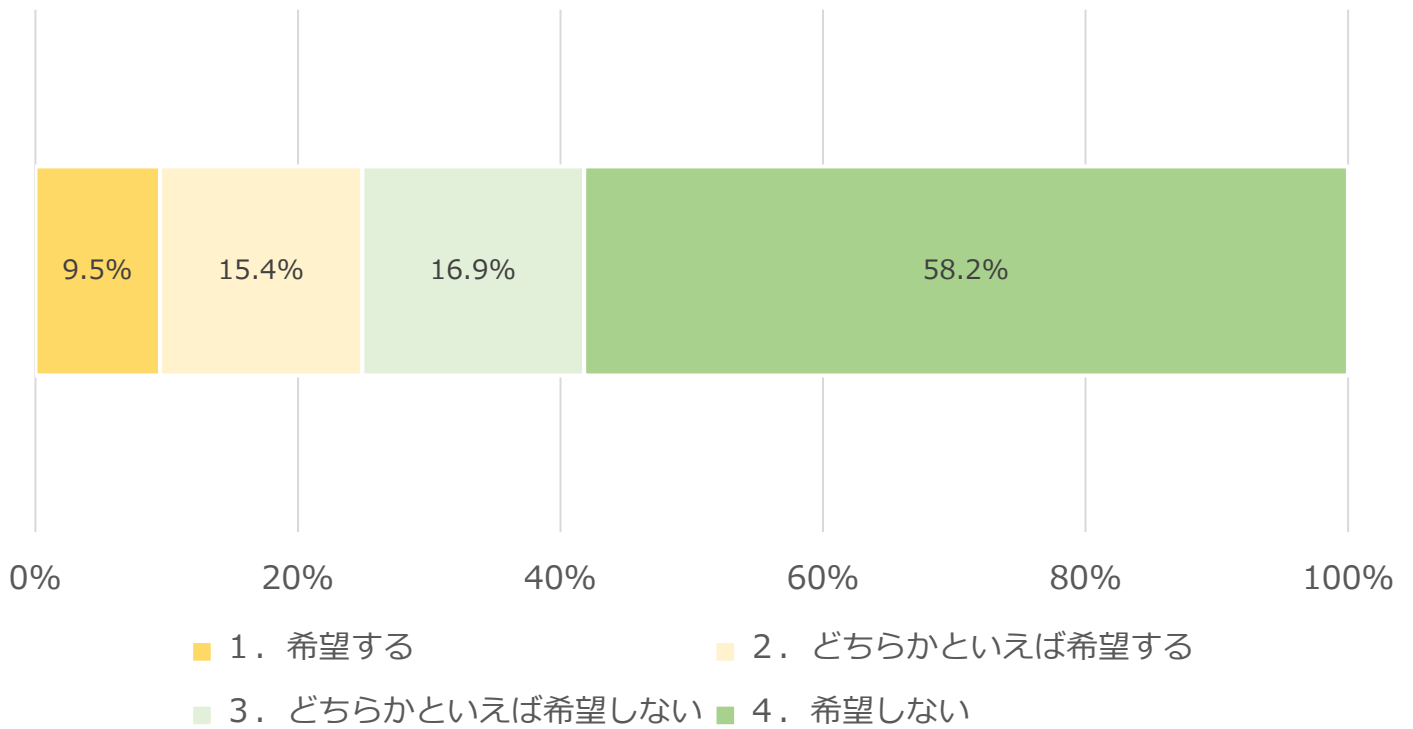
休日の部活動指導への負担感



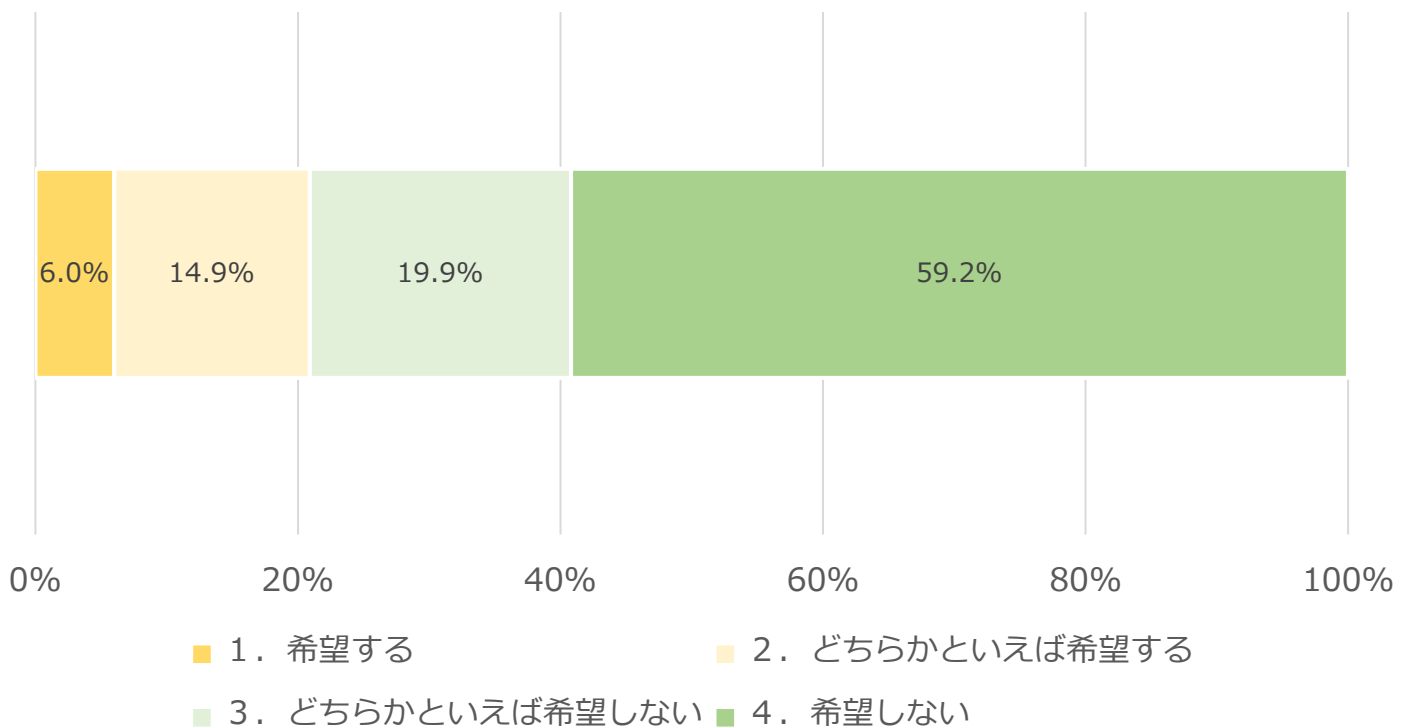
平日の部活動指導への負担感



移行後の休日の地域クラブ活動の指導希望

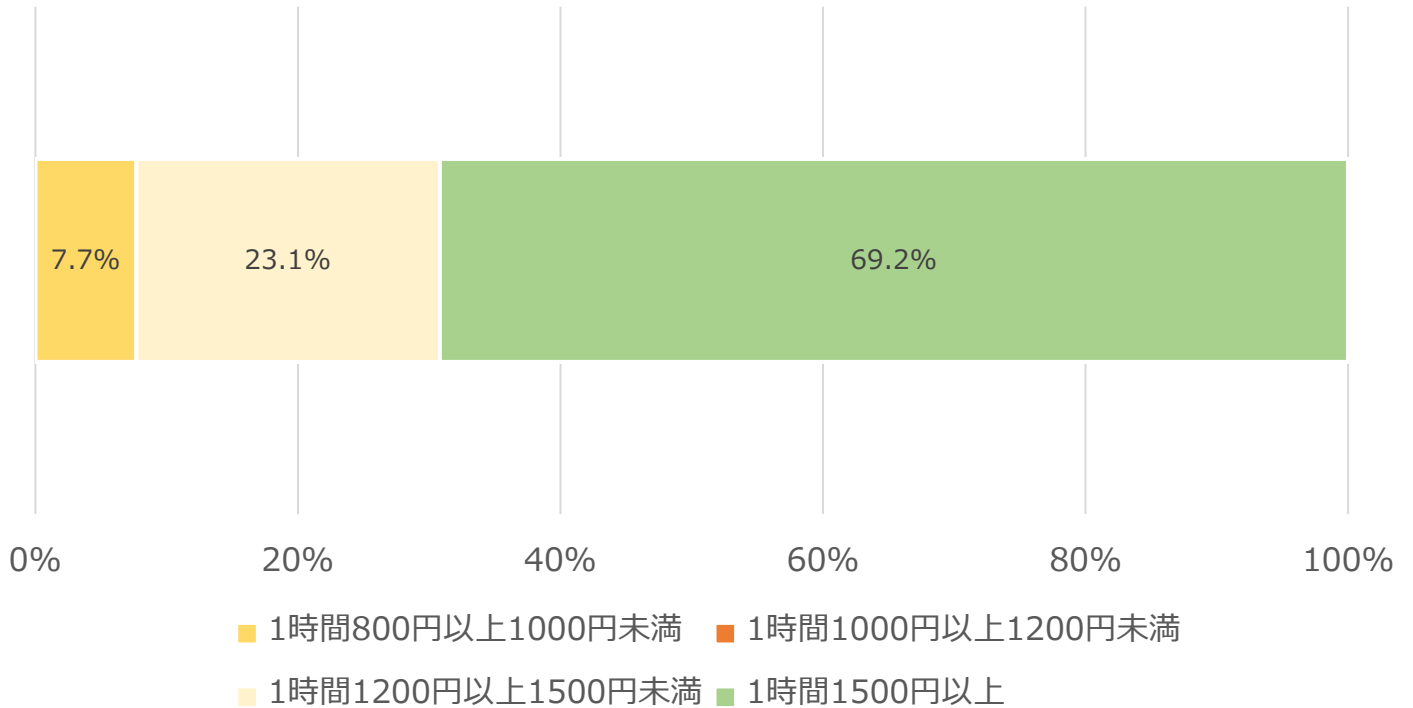


移行後の平日の地域クラブ活動の指導希望

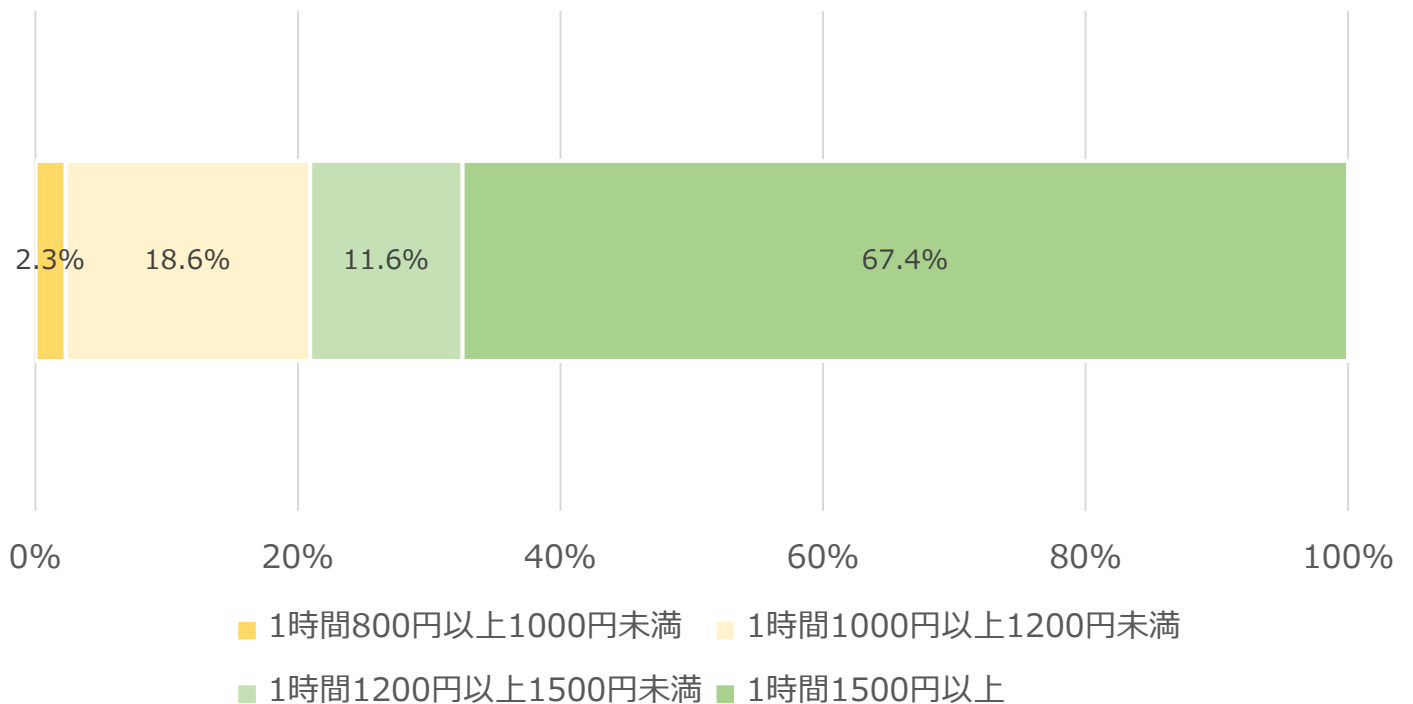


中学校教員

休日の地域クラブ活動の指導実施の際の希望報酬



平日の地域クラブ活動の指導実施の際の希望報酬



注1) 休日または平日の地域クラブ活動の指導希望について「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した者のうち、希望しない理由として「労働に対する対価が見合わないから」と回答した者への質問。

注2) 休日においては「1時間 1000 円以上 1200 円未満」は0%であった。

令和4年度

部活動の地域クラブ活動への 移行に係る調査

結果の詳細



「やってみたい！」プロジェクト

子どもの

を応援する ガクトまつもと

令和5（2023）年4月

松本市教育委員会

目 次

目的	1
方法	1
結果と考察	
小学5・6年生を対象とした調査の結果	2
1 運動・スポーツ、文化の活動に対する思いと中学校部活動への加入希望	3
2 平日に「やってみたい」種目や活動	5
3 休日のスポーツや文化活動の実施希望	8
4 休日に「やってみたい」種目や活動	9
5 「やってみたい」と思う種目・活動を選んだ理由	12
6 地域クラブ活動に望むこと	14
7 休日の地域クラブ活動の希望実施頻度と時間	17
中学1・2年生を対象とした調査の結果	19
1 運動やスポーツ、文化の活動に対する思い	20
2 部活動および地域クラブ活動への所属率	22
3 所属する部活動や地域クラブ活動の種目や活動	24
4 部活動に取り組んで「良かった」こと	29
5 部活動で改善が必要と感ずること	31
6 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと	33
7 休日の地域クラブ活動への参加希望や活動に望むこと	34
8 地域クラブ活動への加入に伴う心配	39
中学3年生を対象とした調査の結果	41
1 運動やスポーツ、文化の活動に対する思い	42
2 部活動および地域クラブ活動への所属率	44
3 所属する部活動や地域クラブ活動の種目や活動	46
4 部活動に取り組んで「良かった」こと	51
5 部活動で改善が必要と感ずること	53
6 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと	55
小学5・6年生保護者を対象とした調査の結果	56
1 地域クラブ活動への所属率と月謝及び年間の費用負担	57
2 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと	60
3 地域クラブ活動に移行した場合の月謝の許容額	62
4 地域クラブ活動への送迎	63
5 地域クラブ活動への加入に伴う心配	65
中学生保護者を対象とした調査の結果	67
1 地域クラブ活動への所属率と月謝及び年間の費用負担	68
2 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと	72
3 地域クラブ活動に移行した場合の月謝の許容額	74
4 地域クラブ活動への送迎	75
5 地域クラブ活動への加入に伴う心配	77
中学校教員を対象とした調査の結果	79
1 部活動顧問の割合、指導者資格や指導経験の有無、休日部活動の負担感	80
2 休日の地域クラブ活動の指導希望	83

3 休日の大会運営への従事希望	89
4 平日部活動に対する負担感	90
5 平日の地域クラブ活動の指導希望	92
6 指導者研修の希望	97

目 的

本調査は、部活動の地域クラブ活動への移行を進めるに当たって、子どもが「やってみたい」と思うスポーツや文化の活動をできる限り支える制度とするため、児童・生徒及びその保護者並びに教員のニーズを把握することを目的とした。

方 法

調査時期

本調査は、令和4（2022）年12月2日から12月31日までの期間で実施された。

調査対象者および分析対象者

調査対象者は、松本市内の小学5・6年生とその保護者、組合立中学校を含む松本市内中学1・2・3年生とその保護者、及び組合立中学校を含む松本市内中学校教員とした。中学生への調査は、中学1・2年生と中学3年生とで別々に実施した。中学校教員は、校長、教頭、教諭、講師、養護教諭を調査対象とした。調査対象者及び調査対象者のうち記入漏れや記入ミスがあったものを除く分析対象者の数を表1に示した。

表1 調査対象者および分析対象者

所属	調査対象者（名）	分析対象者（名）	有効回答率（%）
小学5・6年生	3,746	3,031	80.9
中学1・2年生	3,894	2,922	75.0
中学3年生	2,003	1,361	67.9
小学5・6年生保護者	3,746	1,274	34.0
中学生保護者	5,897	1,518	25.7
中学校教員	545	204	37.4

注) 保護者へは、お子さん1名につき1回の回答を依頼した。

手続き

QRコード又はURLからリンクされた調査に、オンライン上で回答を求めた。

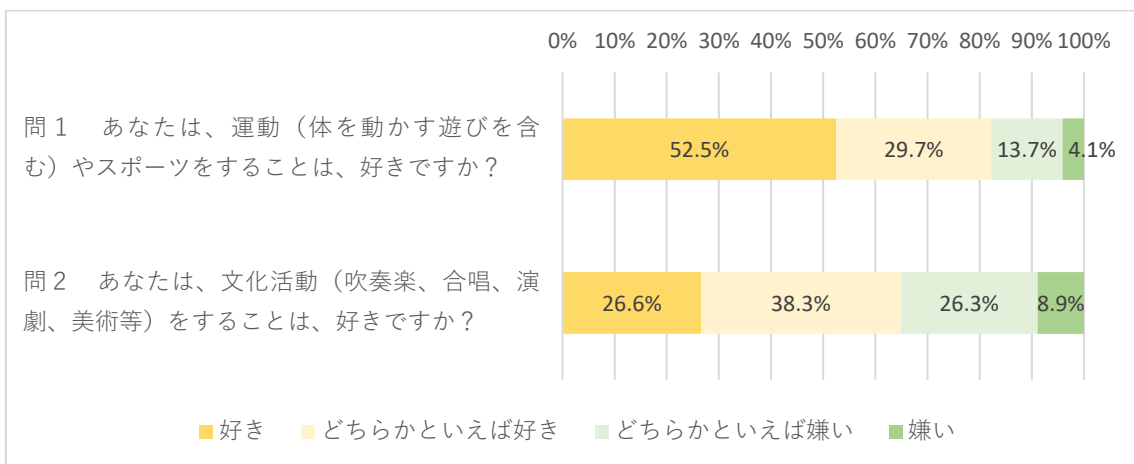
留意事項

- 1) 各対象者の結果の図表には、小数点第1位までの数値を記載した。そのため割合の合計は、必ずしも100%とならない。
- 2) 図においては質問項目を省略して表記している箇所がある。
- 3) 類似の質問項目であっても、小中学校間で異なる選択肢から構成されている項目がある。たとえば、「やってみたい」種目や活動を問う項目においては、小学生にはキャンプを選択肢に設け、中学生には設けていない。この理由は、中学生においては、自由記述を設定することで回答の自由度を増やしたことによる。

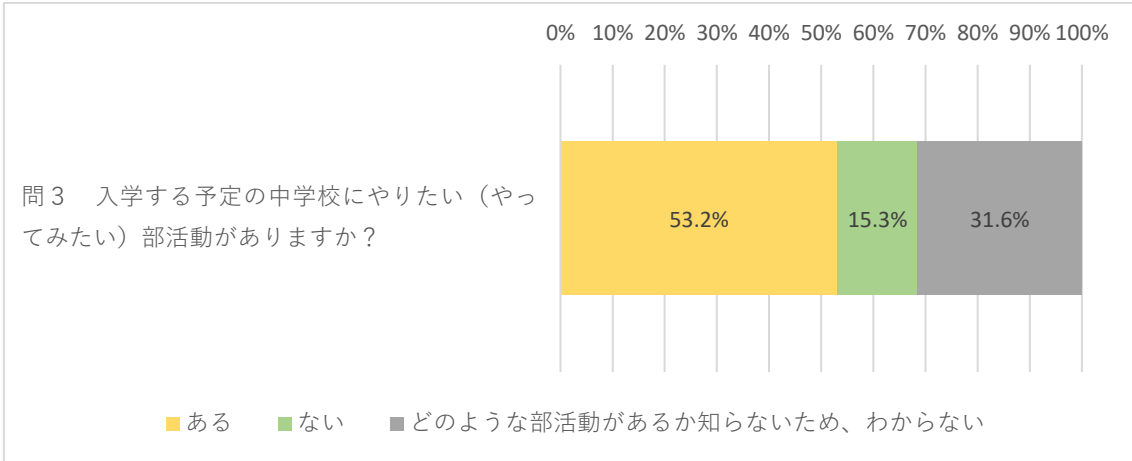
小学5・6年生を対象とした調査の結果

1 運動・スポーツ、文化の活動に対する思いと中学校部活動への加入希望

主な結果	
✓	運動やスポーツが「好き」「どちらかといえば好き」と回答した者は全体の82.2%、文化活動に対して同様に回答した者は64.9%であった。
✓	小学5・6年生の81.2%は、「平日」にスポーツや文化活動を「やってみたい」と回答した。このことからスポーツや文化活動への高い期待をうかがえる。
✓	小学5・6年生の18.8%は、「平日」にスポーツや文化活動を「やりたくない」と回答した。学校においては、スポーツや文化活動の意義に配慮しつつ、部活動が任意の活動であることから、部活動への加入が強要されないよう配慮する必要があると考えられる。

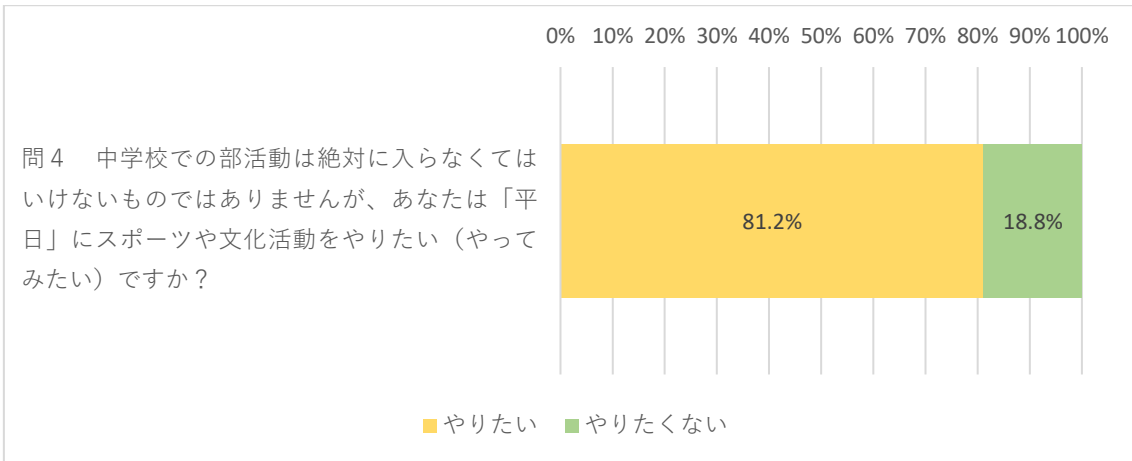


項目	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	合計
問1 あなたは、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは、好きですか？	1581 52.5%	894 29.7%	411 13.7%	124 4.1%	3010 100.0%
問2 あなたは、文化活動（吹奏楽、合唱、演劇、美術等）をすることは、好きですか？	803 26.6%	1154 38.3%	792 26.3%	267 8.9%	3016 100.0%



項目	ある	ない	わからない	合計
問3 入学する予定の中学校にやりたい（やってみたい）部活動がありますか？	1596	458	948	3002
	53.2%	15.3%	31.6%	100.0%

注) 「わからない」は「どのような部活動があるか知らないため、わからない」と尋ねた。



項目	やりたい	やりたくない	合計
問4 中学校での部活動は絶対に入らなくてはいけないものではありませんが、あなたは「平日」にスポーツや文化活動をやりたい（やってみたい）ですか？	2443	567	3010
	81.2%	18.8%	100.0%

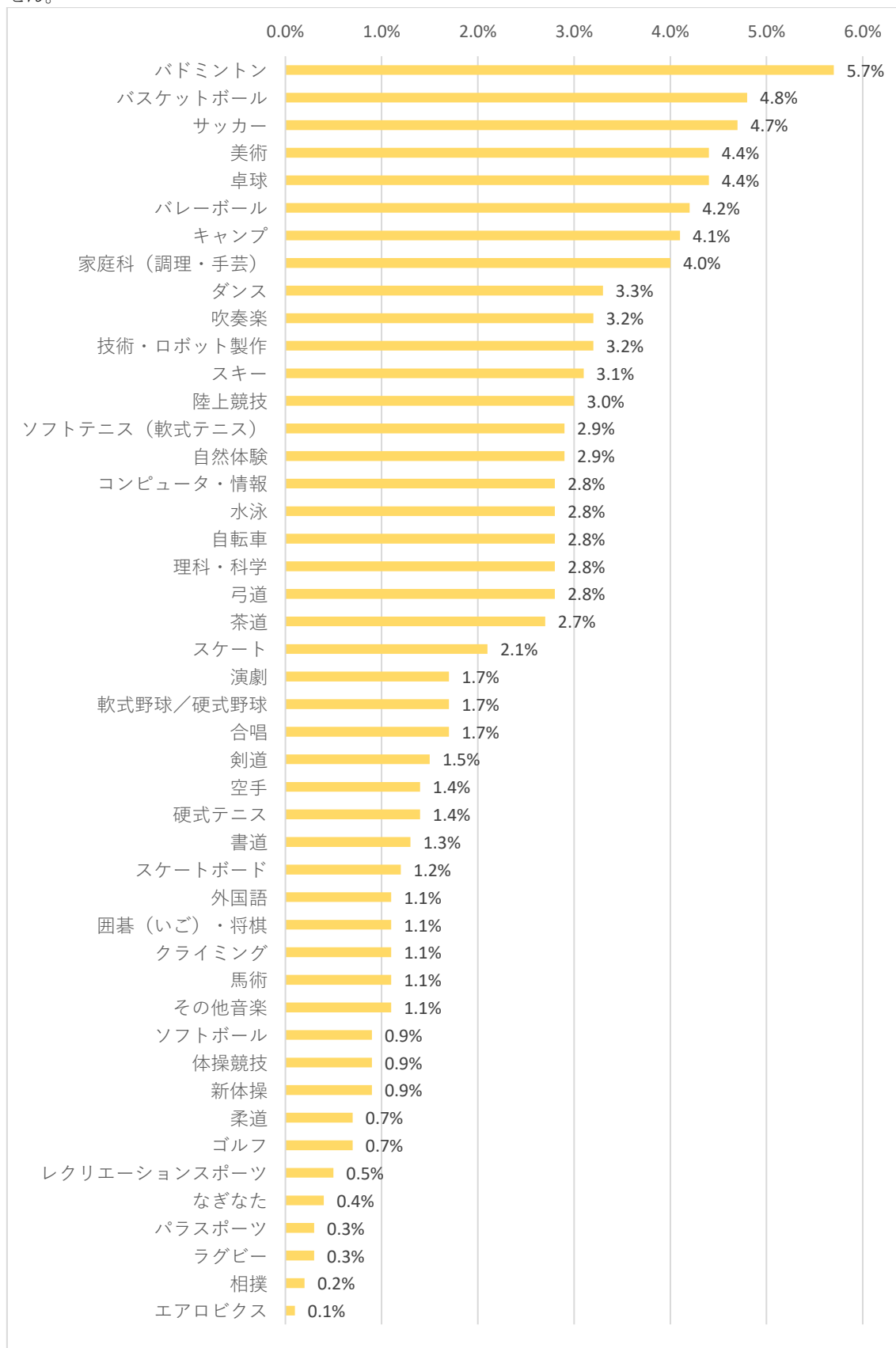
注) 問4で「やりたくない」と回答した方のアンケートは終了となる。

2 平日に「やってみたい」種目や活動

主な結果

- ✓ 「平日」に「やってみたい」と思う種目や活動は、バドミントン、バスケットボール、サッカー、美術などを上位として多岐にわたっていた。
- ✓ バドミントン部を設定している学校は松本市内 4 校と限定的である。キャンプ、家庭科（調理・手芸）、ダンスなど、中学校の部活動にはない種目・活動に取り組みたいと考えていた。
- ✓ 多様なニーズに応える環境の整備は今後の課題である。

問5 今、「平日」に「やりたい(やってみたい)」と思う種目・活動を選んでください。いくつでも構いません。



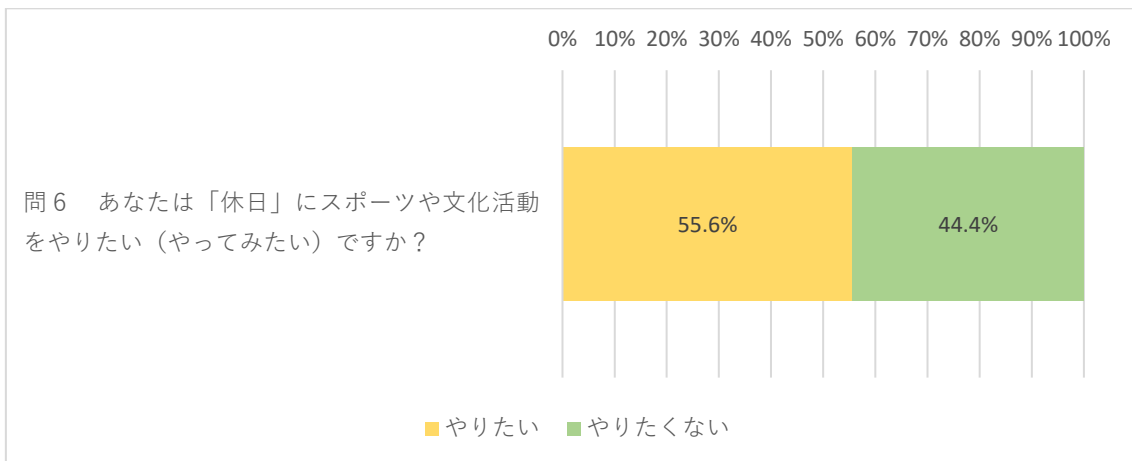
種目・活動	n	%
バドミントン	594	5.7%
バスケットボール	505	4.8%
サッカー	494	4.7%
美術	461	4.4%
卓球	459	4.4%
バレーボール	444	4.2%
キャンプ	428	4.1%
家庭科（調理・手芸）	416	4.0%
ダンス	343	3.3%
吹奏楽	339	3.2%
技術・ロボット製作	335	3.2%
スキー	327	3.1%
陸上競技	314	3.0%
ソフトテニス（軟式テニス）	307	2.9%
自然体験	299	2.9%
コンピュータ・情報	297	2.8%
水泳	294	2.8%
自転車	293	2.8%
理科・科学	292	2.8%
弓道	291	2.8%
茶道	284	2.7%
スケート	218	2.1%
演劇	176	1.7%
軟式野球／硬式野球	174	1.7%
合唱	173	1.7%
剣道	159	1.5%
空手	150	1.4%
硬式テニス	146	1.4%
書道	136	1.3%
スケートボード	128	1.2%
外国語	116	1.1%
囲碁（いご）・将棋	113	1.1%
クライミング	112	1.1%
馬術	111	1.1%
その他音楽	111	1.1%
ソフトボール	91	0.9%
体操競技	90	0.9%
新体操	89	0.9%
柔道	76	0.7%
ゴルフ	76	0.7%
レクリエーションスポーツ	51	0.5%
なぎなた	42	0.4%
パラスポーツ	36	0.3%
ラグビー	29	0.3%
相撲	19	0.2%
エアロビクス	10	0.1%
合計	10448	100.0%

注 1) 問 5 の分析対象者は 2451 名であった。

注 2) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

3 休日のスポーツや文化活動の実施希望

主な結果	
✓	小学5・6年生の55.6%は、「休日」にスポーツや文化活動を「やってみたい」と回答した。この結果は、「平日」と比較して25.6%少ない割合であった。
✓	この結果から、「平日」にスポーツや文化活動を「やってみたい」児童が、必ずしも「休日」にやりたいと考えているとは限らないことがうかがえる。



項目	やりた い	やりた くない	合計
問6 あなたは「休日」にスポーツや文化活動をやりたい（やってみたい）ですか？	1675 55.6%	1338 44.4%	3013 100.0%

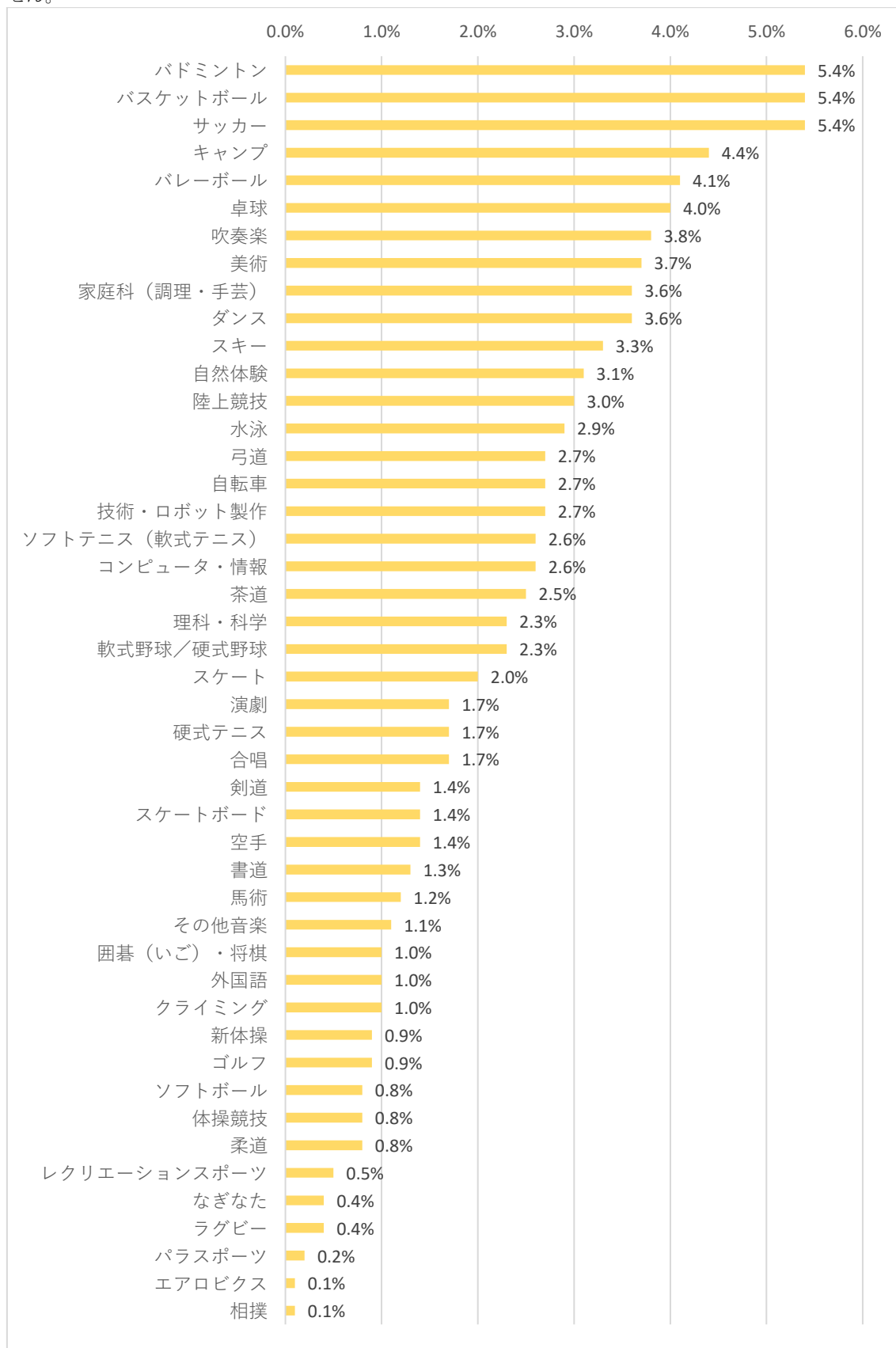
注) 問6で「やりたくない」と回答した方のアンケートは終了となる。

4 休日に「やってみたい」種目や活動

主な結果

- ✓ 「休日」に「やってみたい」と思う種目や活動は、バドミントン、バスケットボール、サッカー、キャンプなどを上位として多岐にわたっていた。
- ✓ 「休日」と「平日」とで順位の変動が少ない種目や活動があった。この結果は、小学5・6年生のなかには、平日および休日ともに同一の種目をより専門的に取り組みたいと考えている子どもが一定数いることを示していると思われる。

問7 今、「休日」に「やりたい（やってみたい）」と思う種目・活動を選んでください。いくつでも構いません。



種目・活動	n	%
バドミントン	353	5.4%
バスケットボール	352	5.4%
サッカー	350	5.4%
キャンプ	288	4.4%
バレーボール	265	4.1%
卓球	258	4.0%
吹奏楽	246	3.8%
美術	238	3.7%
家庭科（調理・手芸）	236	3.6%
ダンス	234	3.6%
スキー	213	3.3%
自然体験	198	3.1%
陸上競技	196	3.0%
水泳	187	2.9%
弓道	178	2.7%
自転車	178	2.7%
技術・ロボット製作	172	2.7%
ソフトテニス（軟式テニス）	168	2.6%
コンピュータ・情報	166	2.6%
茶道	163	2.5%
理科・科学	151	2.3%
軟式野球／硬式野球	149	2.3%
スケート	130	2.0%
演劇	109	1.7%
硬式テニス	108	1.7%
合唱	107	1.7%
剣道	93	1.4%
スケートボード	92	1.4%
空手	91	1.4%
書道	86	1.3%
馬術	78	1.2%
その他音楽	71	1.1%
囲碁（いご）・将棋	68	1.0%
外国語	68	1.0%
クライミング	64	1.0%
新体操	59	0.9%
ゴルフ	58	0.9%
ソフトボール	52	0.8%
体操競技	52	0.8%
柔道	50	0.8%
レクリエーションスポーツ	35	0.5%
なぎなた	28	0.4%
ラグビー	24	0.4%
パラスポーツ	10	0.2%
エアロビクス	7	0.1%
相撲	4	0.1%
合計	6483	100.0%

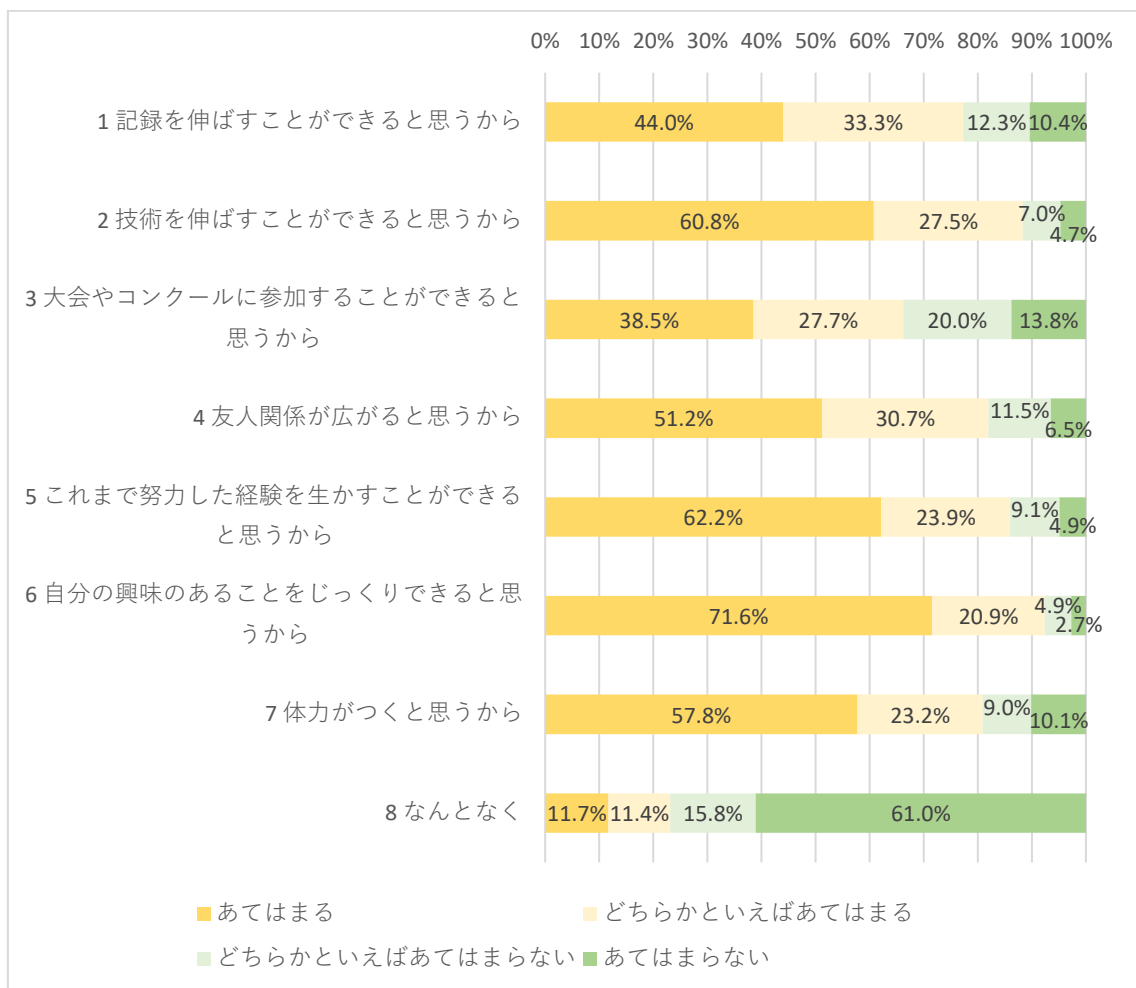
注 1) 問 7 の分析対象者 1664 名であった。

注 2) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

5 「やってみたい」と思う種目・活動を選んだ理由

主な結果	
✓	「やってみたい」と思う種目や活動を選んだ理由としては、「自分の興味のあることをじっくりできると思う」「これまで努力した経験を生かすことができると思う」ことを挙げている。
✓	一方で、「大会やコンクールに参加することができると思う」ことを理由として挙げる者の割合は、他の項目よりも低かった。
✓	スポーツや文化活動を「やってみたい」と思う動機は様々であることから、たとえば勝ちにこだわるなど、一義的な活動の在り方には留意する必要があると考えられる。

問8 「やりたい(やってみたい)」と思う種目・活動を選んだ理由について教えてください。それぞれが、どの程度自分に当てはまるかを1つ選んでください。



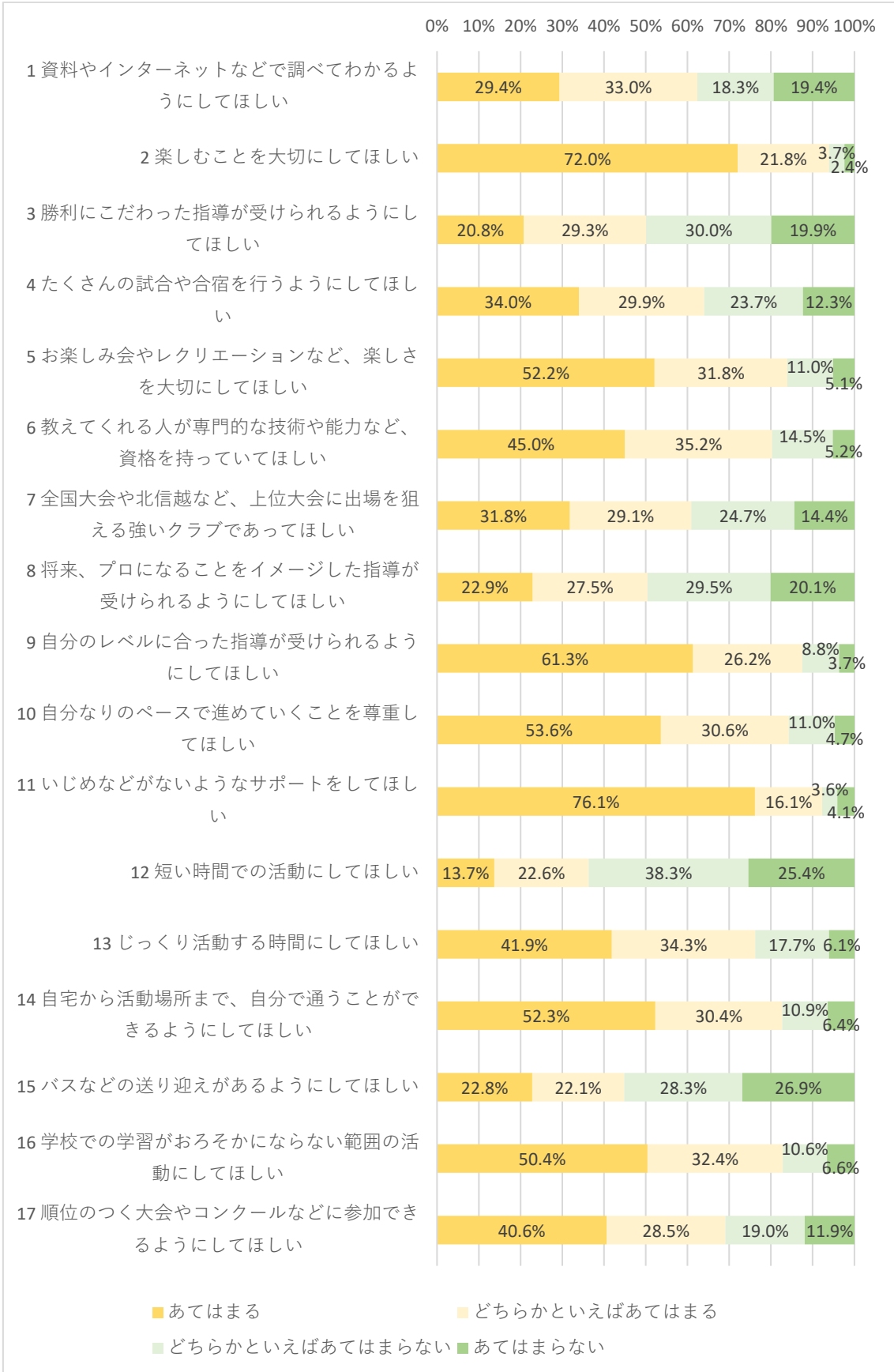
項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 記録を伸ばすことができると思うから	704 44.0%	533 33.3%	196 12.3%	167 10.4%	1600 100.0%
2 技術を伸ばすことができると思うから	977 60.8%	441 27.5%	113 7.0%	75 4.7%	1606 100.0%
3 大会やコンクールに参加することができると思うから	615 38.5%	443 27.7%	320 20.0%	220 13.8%	1598 100.0%
4 友人関係が広がると思うから	816 51.2%	490 30.7%	184 11.5%	104 6.5%	1594 100.0%
5 これまで努力した経験を生かすことができると思うから	998 62.2%	383 23.9%	146 9.1%	78 4.9%	1605 100.0%
6 自分の興味のあることをじっくりできると思うから	1156 71.6%	337 20.9%	79 4.9%	43 2.7%	1615 100.0%
7 体力がつくと思うから	922 57.8%	370 23.2%	143 9.0%	161 10.1%	1596 100.0%
8 なんとなく	177 11.7%	173 11.4%	239 15.8%	922 61.0%	1511 100.0%

6 地域クラブ活動に望むこと

主な結果

- ✓ 「やってみたい」と思う種目や活動のできるクラブに希望することとして、「あてはまる」と回答した割合の高い項目は、「楽しむこと」「いじめがないこと」「自分のレベルに合った指導を受けられること」であった。
- ✓ 一方で「勝利にこだわった指導」については、他の項目と比較して「あてはまる」と回答した割合は 20.8%と低かった。

問9 「やりたい(やってみたい)」と思う種目・活動のできるクラブに、どのようなことを希望しますか。こうしてほしいと思うことを教えてください。以下の各項目をよく読み、それぞれが、どの程度自分に当てはまるかを1つ選んでください。

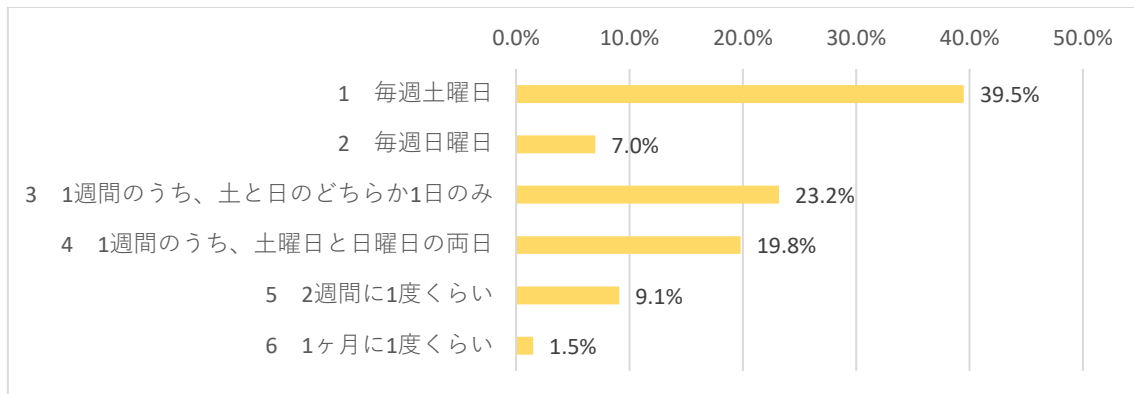


項目	あてはまる	どちらかといえはあてはまる	どちらかといえはあてはまらない	あてはまらない	合計
1 どのようなクラブであるのか、資料やインターネットなどで調べてわかるようにしてほしい	463 29.4%	519 33.0%	288 18.3%	305 19.4%	1575 100.0%
2 楽しむことを大切にしてほしい	1162 72.0%	352 21.8%	60 3.7%	39 2.4%	1613 100.0%
3 勝利にこだわった指導が受けられるようにしてほしい	330 20.8%	465 29.3%	476 30.0%	316 19.9%	1587 100.0%
4 たくさんの試合や合宿を行うようにしてほしい	543 34.0%	478 29.9%	379 23.7%	196 12.3%	1596 100.0%
5 お楽しみ会やレクリエーションなど、楽しさを大切にしてほしい	827 52.2%	503 31.8%	174 11.0%	80 5.1%	1584 100.0%
6 教えてくれる人が専門的な技術や能力など、きちんとした資格を持ってほしい	717 45.0%	561 35.2%	231 14.5%	83 5.2%	1592 100.0%
7 全国大会や北信越・東海大会など、上位の大会に出場を狙える強いクラブであってほしい	507 31.8%	464 29.1%	393 24.7%	229 14.4%	1593 100.0%
8 将来、プロになることをイメージした指導が受けられるようにしてほしい	363 22.9%	436 27.5%	467 29.5%	319 20.1%	1585 100.0%
9 自分のレベルに合った指導が受けられるようにしてほしい	975 61.3%	416 26.2%	140 8.8%	59 3.7%	1590 100.0%
10 自分なりのペースで進めていくことを尊重してほしい	856 53.6%	489 30.6%	176 11.0%	75 4.7%	1596 100.0%
11 いじめなどがないようなサポートをしてほしい	1213 76.1%	257 16.1%	57 3.6%	66 4.1%	1593 100.0%
12 短い時間での活動にしてほしい	216 13.7%	357 22.6%	604 38.3%	400 25.4%	1577 100.0%
13 じっくり活動する時間にしてほしい	667 41.9%	546 34.3%	281 17.7%	97 6.1%	1591 100.0%
14 自宅から活動場所まで、自分で通うことができるようにしてほしい	827 52.3%	480 30.4%	172 10.9%	101 6.4%	1580 100.0%
15 バスなどの送り迎えがあるようにしてほしい	359 22.8%	348 22.1%	446 28.3%	425 26.9%	1578 100.0%
16 学校での学習がおろそかにならない範囲の活動にしてほしい	797 50.4%	513 32.4%	167 10.6%	105 6.6%	1582 100.0%
17 順位をつく大会やコンクールなどに参加できるようにしてほしい	641 40.6%	451 28.5%	300 19.0%	188 11.9%	1580 100.0%

7 休日の地域クラブ活動の希望実施頻度と時間

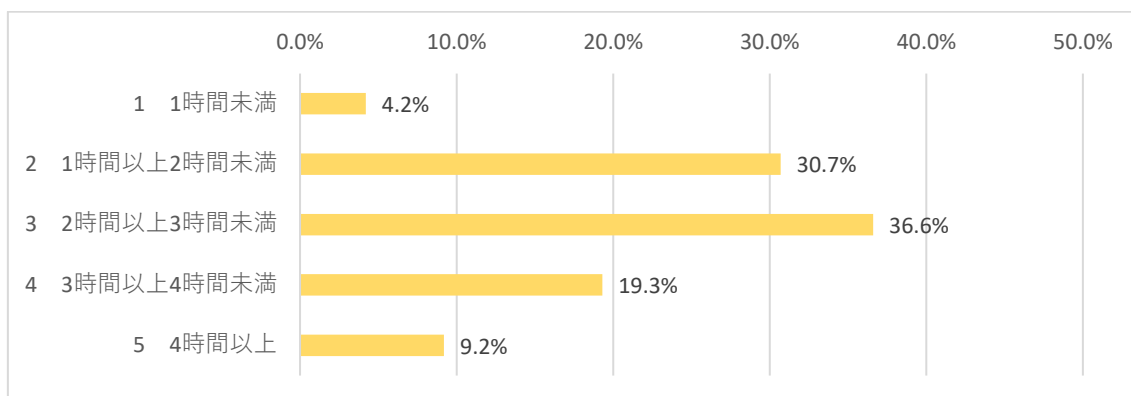
主な結果	
✓	「やってみたい」と思う地域クラブ活動の休日の実施頻度は、毎週土曜日が 39.5%と最も高い割合であった。
✓	また活動時間は、2 時間以上 3 時間未満が 36.6%と最も高い割合であった。

問 10 休日に「やりたい (やってみたい)」と思うクラブの活動は、どれくらいのペースであれば参加したいですか？ 今のあなたの希望を教えてください。



項目	<i>n</i>	%
1 毎週土曜日	650	39.5%
2 毎週日曜日	115	7.0%
3 1週間のうち、土曜日と日曜日のどちらか1日のみ	382	23.2%
4 1週間のうち、土曜日と日曜日の両日	326	19.8%
5 2週間に1度くらい	150	9.1%
6 1ヶ月に1度くらい	24	1.5%
合計	1647	100.0%

問 11 どのくらいの時間の活動であれば参加したいですか？ 活動希望時間を教えてください。

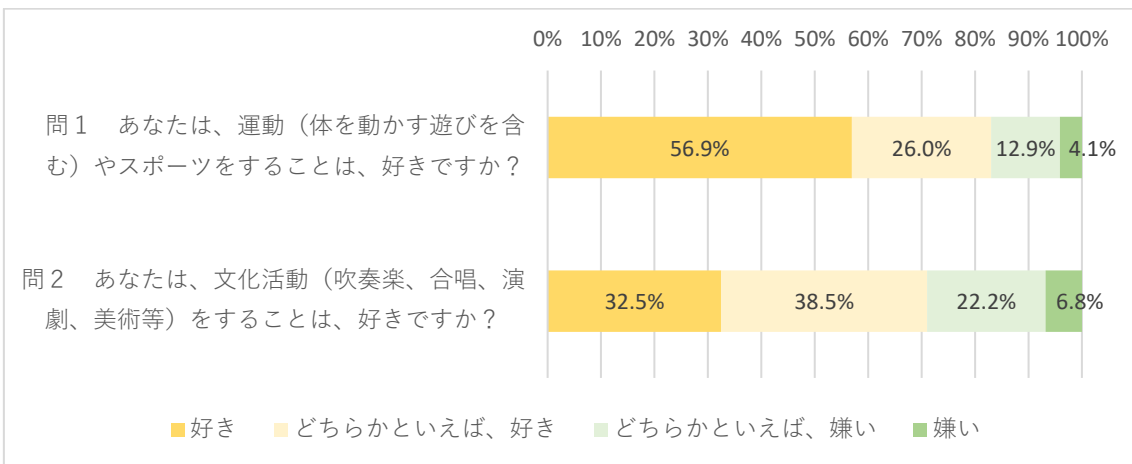


項目	<i>n</i>	%
1 1時間未満	70	4.2%
2 1時間以上 2時間未満	509	30.7%
3 2時間以上 3時間未満	608	36.6%
4 3時間以上 4時間未満	320	19.3%
5 4時間以上	152	9.2%
合計	1659	100.0%

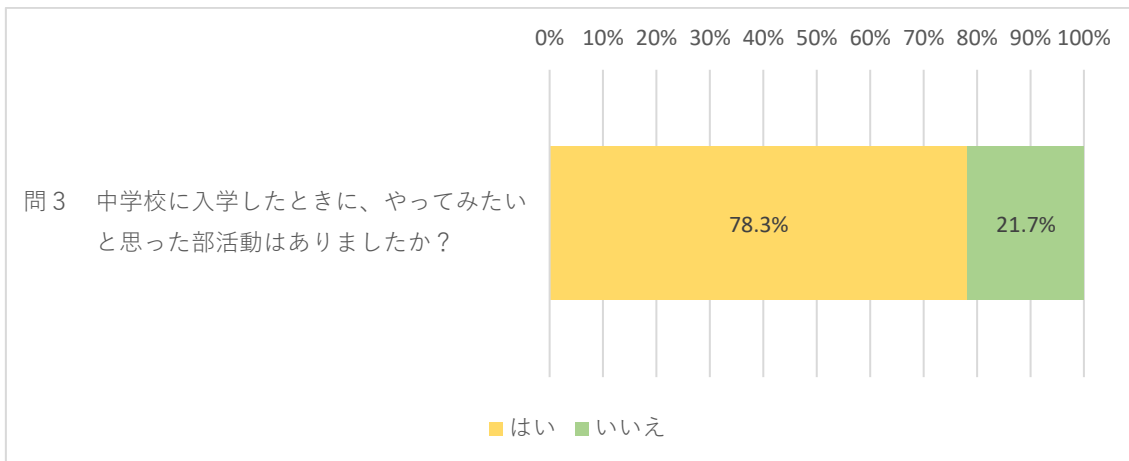
中学 1・2 年生を対象とした調査の結果

1 運動やスポーツ、文化の活動に対する思い

主な結果	
✓	運動やスポーツが「好き」「どちらかといえば好き」と回答した者は全体の 82.9%、文化活動に対して同様に回答した者は 71.0%であった。
✓	「中学校入学時に『やってみたい』と思った部活動はありましたか」という質問に対して「はい」と回答した生徒は 78.3%、「いいえ」と回答した生徒は 21.7%であった。



	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	合計
問1 あなたは、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは、好きですか？	1,661 56.9%	759 26.0%	377 12.9%	121 4.1%	2918 100.0%
問2 あなたは、文化活動（吹奏楽、合唱、演劇、美術等）をすることは、好きですか？	945 32.5%	1121 38.5%	646 22.2%	197 6.8%	2909 100.0%

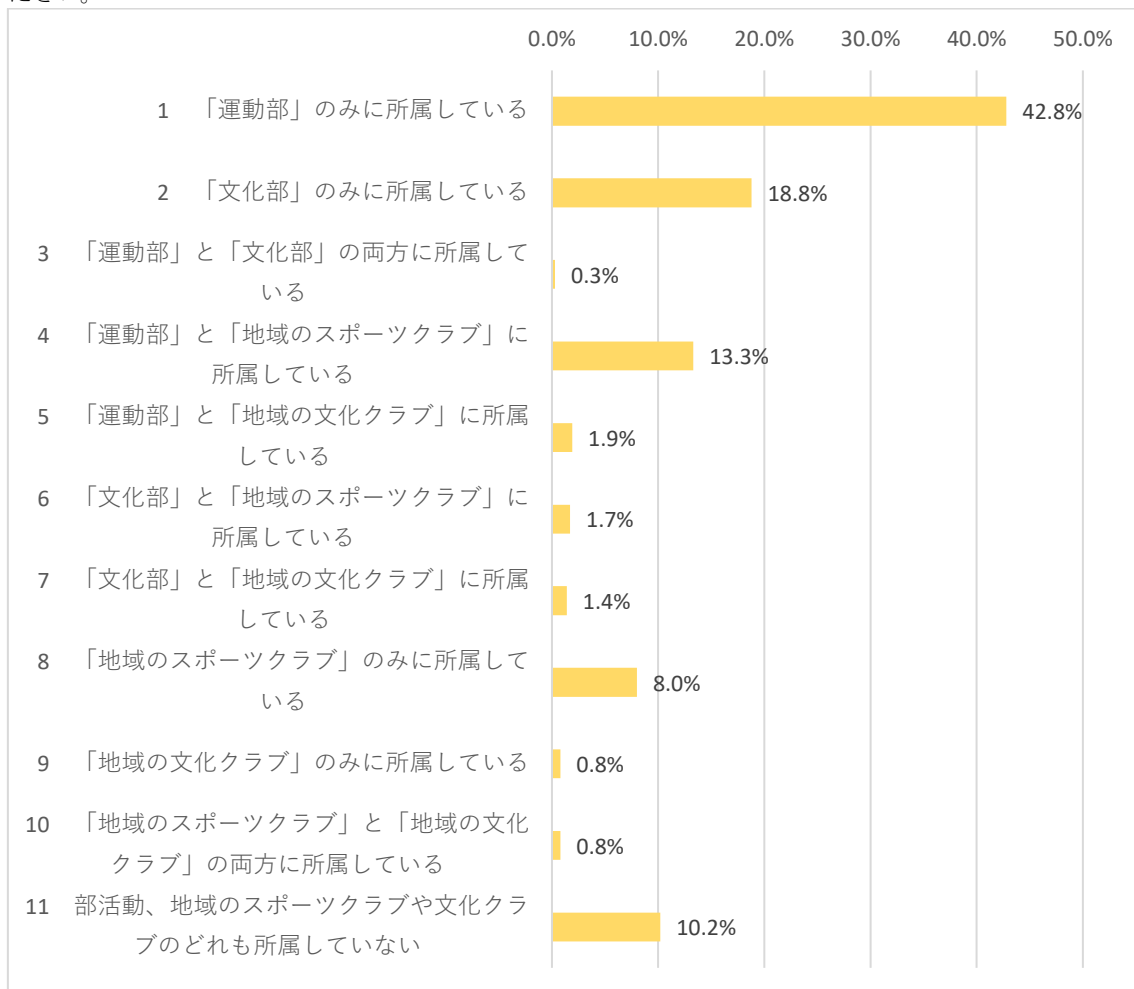


項目	はい	いいえ	合計
問3 中学校に入学したときに、やってみたいと思った部活動はありましたか？	2274 78.3%	629 21.7%	2903 100.0%

2 部活動および地域クラブ活動への所属率

主な結果	
✓	部活動に参加している者（地域クラブ活動との掛け持ちも含む）は 80.2%、地域クラブ活動に参加している者（部活動との掛け持ちも含む）は 27.9%であった。
✓	部活動にも地域クラブ活動にも参加していない者は 10.2%であった。

問 4 現在、あなたは、学校の部活動や地域のクラブに所属していますか？以下のどれか一つを選んでください。

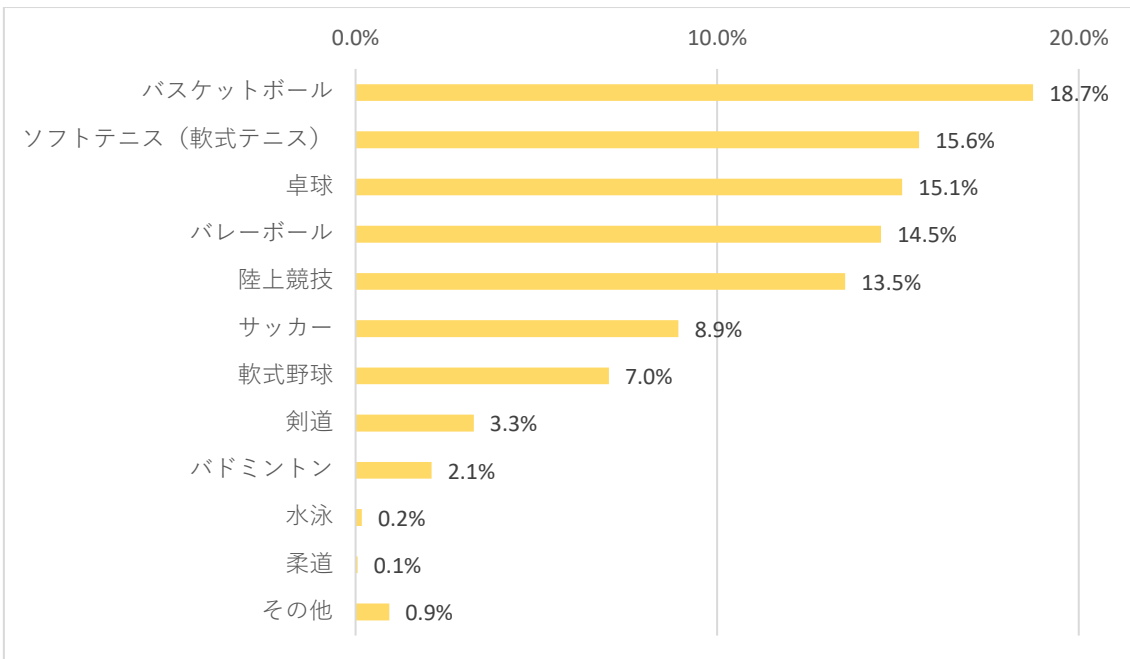


	所属	<i>n</i>	%
1	「運動部」のみに所属している	1250	42.8%
2	「文化部」のみに所属している	548	18.8%
3	「運動部」と「文化部」の両方に所属している	10	0.3%
4	「運動部」と「地域のスポーツクラブ」に所属している	387	13.3%
5	「運動部」と「地域の文化クラブ」に所属している	56	1.9%
6	「文化部」と「地域のスポーツクラブ」に所属している	49	1.7%
7	「文化部」と「地域の文化クラブ」に所属している	41	1.4%
8	「地域のスポーツクラブ」のみに所属している	234	8.0%
9	「地域の文化クラブ」のみに所属している	24	0.8%
10	「地域のスポーツクラブ」と「地域の文化クラブ」の両方に所属している	22	0.8%
11	学校の「部活動」、「地域のスポーツクラブ」、「地域の文化クラブ」のどれも所属していない	298	10.2%
	合計	2919	100.0%

3 所属する部活動や地域クラブ活動の種目や活動

主な結果	
✓	所属する部活動の種目は、運動系部活動においては「バスケットボール」「ソフトテニス」「卓球」の順に高い所属率であった。文化系部活動においては「吹奏楽」「美術」「合唱」の順に高い所属率であった。
✓	所属する地域クラブ活動の種目は、運動系においては「サッカー」「卓球」「ソフトテニス」の順に高い所属率であった。文化系においては「その他音楽（吹奏楽及び合唱以外の音楽）」「書道」「外国語」の順に高い所属率であった。

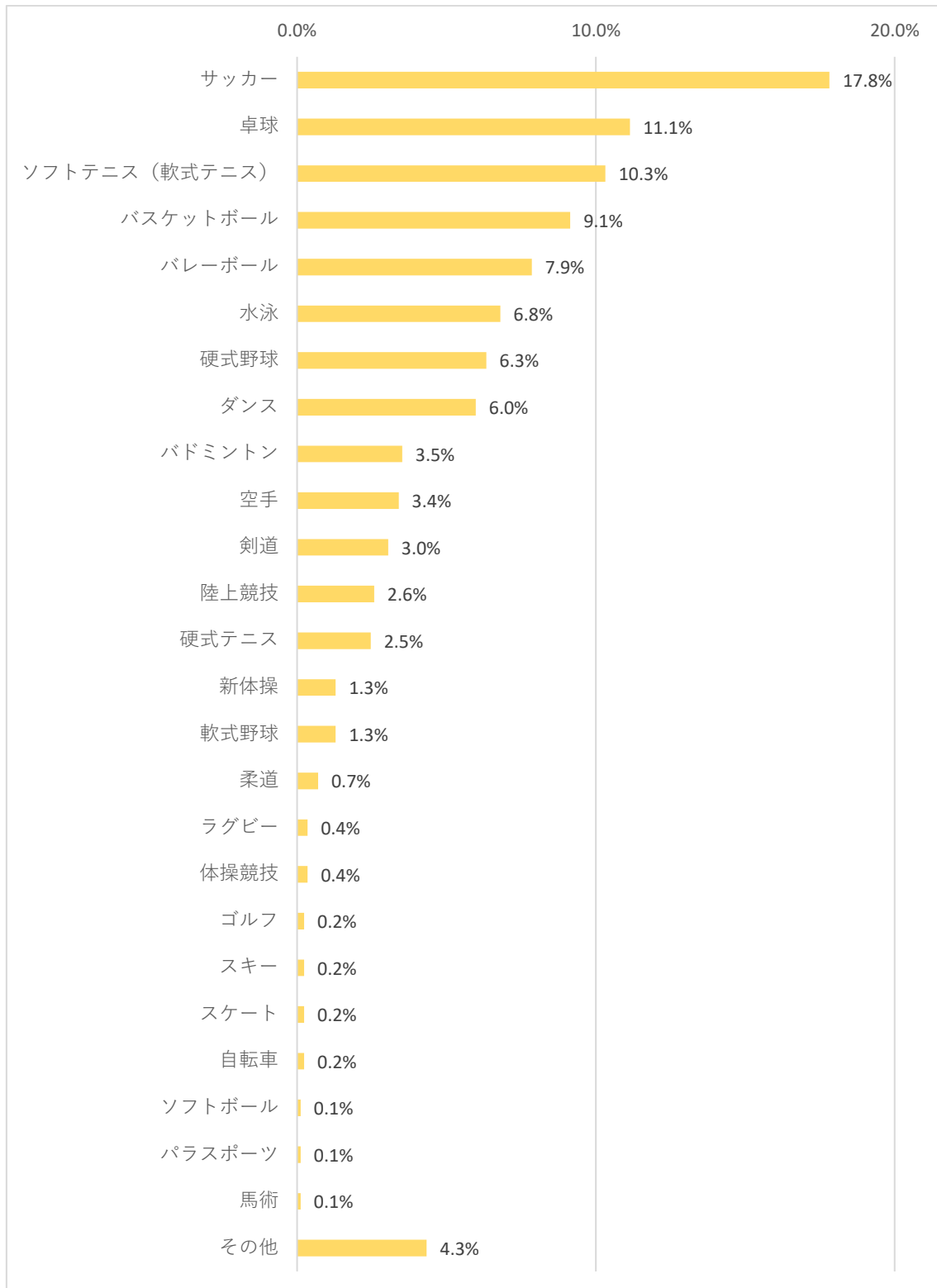
問 5-1 所属している運動系部活がある場合どのような種目ですか？



種目	n	%
バスケットボール	321	18.7%
ソフトテニス (軟式テニス)	267	15.6%
卓球	259	15.1%
バレーボール	249	14.5%
陸上競技	232	13.5%
サッカー	153	8.9%
軟式野球	120	7.0%
剣道	56	3.3%
バドミントン	36	2.1%
水泳	3	0.2%
柔道	1	0.1%
その他	16	0.9%
合計	1713	100.0%

注) 松本市内中学校に設置されていない種目 (たとえば硬式野球、硬式テニス、ラグビー、空手、ダンス、ソフトボール) の回答は除外した。

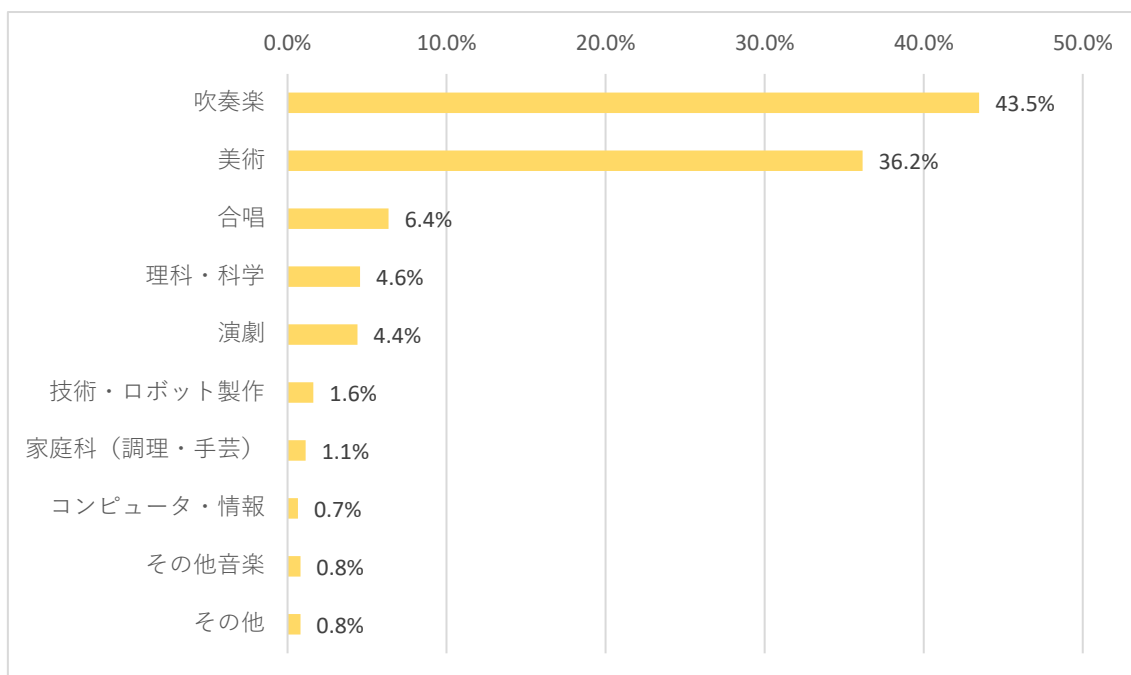
問 5-2・3 所属している地域のスポーツクラブがある場合どのような種目ですか？



種目	<i>n</i>	%
サッカー	152	17.8%
卓球	95	11.1%
ソフトテニス (軟式テニス)	88	10.3%
バスケットボール	78	9.1%
バレーボール	67	7.9%
水泳	58	6.8%
硬式野球	54	6.3%
ダンス	51	6.0%
バドミントン	30	3.5%
空手	29	3.4%
剣道	26	3.0%
陸上競技	22	2.6%
硬式テニス	21	2.5%
新体操	11	1.3%
軟式野球	11	1.3%
柔道	6	0.7%
ラグビー	3	0.4%
体操競技	3	0.4%
ゴルフ	2	0.2%
スキー	2	0.2%
スケート	2	0.2%
自転車	2	0.2%
ソフトボール	1	0.1%
パラスポーツ	1	0.1%
馬術	1	0.1%
その他	37	4.3%
合計	853	100.0%

注) 1名につき2種目以上所属している種目は合算している。

問 5-4 所属している文化系部活がある場合どのような種目ですか？所属していない場合は、この問題を飛ばしてください。

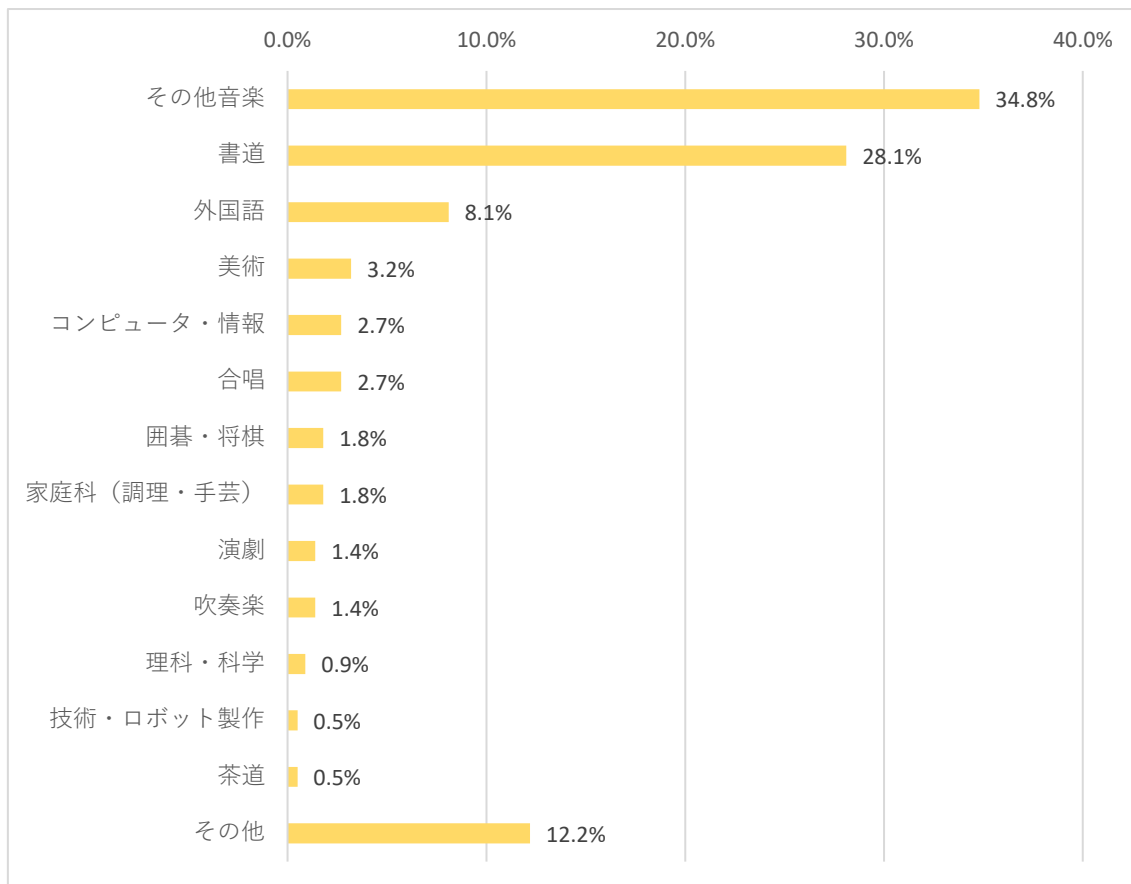


種目	<i>n</i>	%
吹奏楽	267	43.5%
美術	222	36.2%
合唱	39	6.4%
理科・科学	28	4.6%
演劇	27	4.4%
技術・ロボット製作	10	1.6%
家庭科 (調理・手芸)	7	1.1%
コンピュータ・情報	4	0.7%
その他音楽	5	0.8%
その他	5	0.8%
合計	614	100.0%

注 1) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

注 2) 松本市内中学校に設置されていない種目 (たとえば書道、外国語) の回答は除外した。

問 5-5・6 所属している地域の文化系クラブがある場合、どのような種目ですか？所属していない場合は、この問題を飛ばしてください。



種目	n	%
その他音楽	77	34.8%
書道	62	28.1%
外国語	18	8.1%
美術	7	3.2%
コンピュータ・情報	6	2.7%
合唱	6	2.7%
囲碁・将棋	4	1.8%
家庭科（調理・手芸）	4	1.8%
演劇	3	1.4%
吹奏楽	3	1.4%
理科・科学	2	0.9%
技術・ロボット製作	1	0.5%
茶道	1	0.5%
その他	27	12.2%
合計	221	100.0%

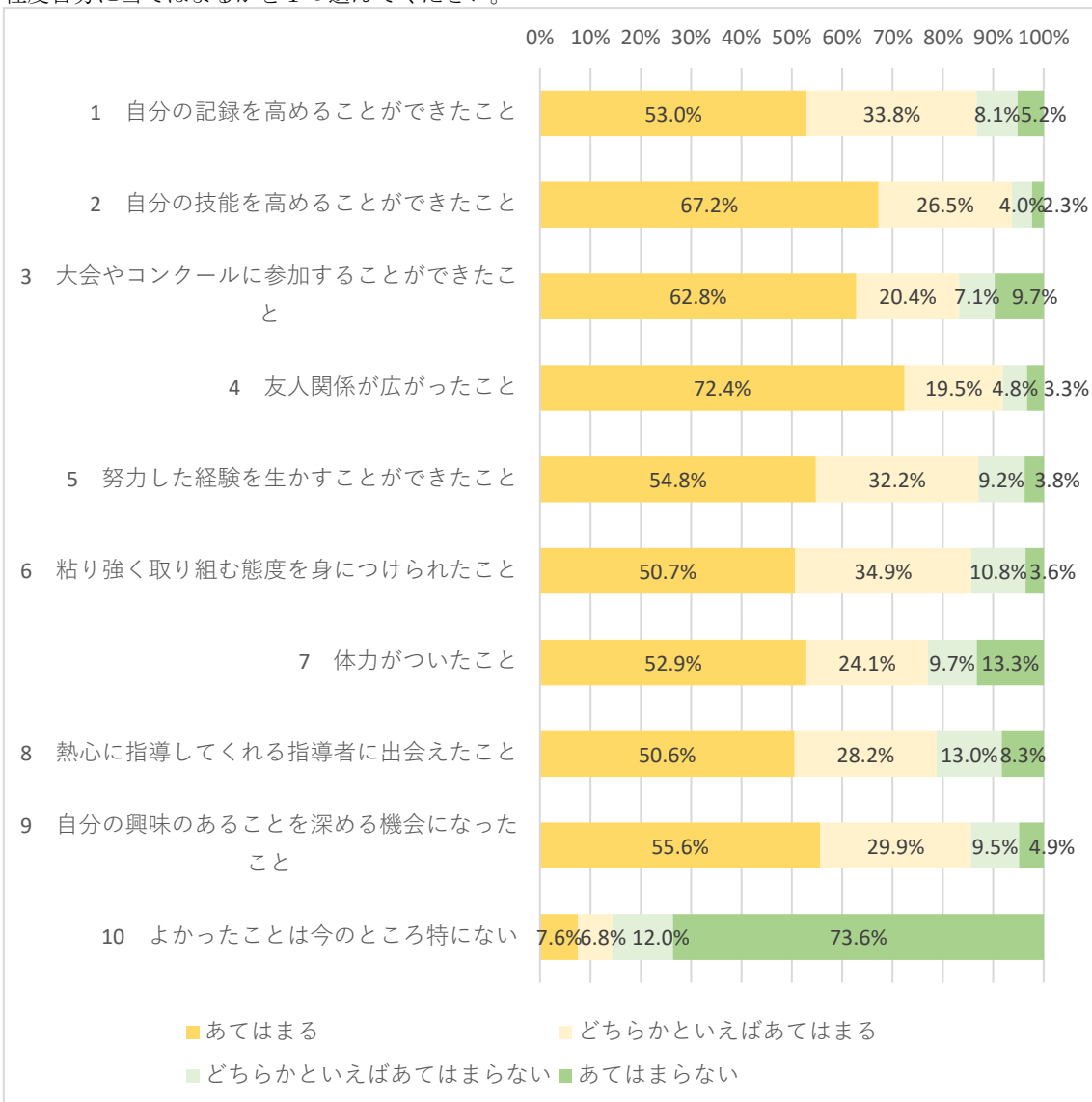
注1) 1名につき2種目以上所属している種目は合算している。

注2) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

4 部活動に取り組んで「良かった」こと

主な結果	
✓	部活動をして「良かった」と思うことは、「友人関係が広がった」「自分の技能を高めることができた」「大会やコンクールに参加できた」の順で「あてはまる」と回答した割合が高かった。
✓	指導経験のない種目を指導している教員が 54.4%いる現状に対し（81p）、「熱心に指導してくれる指導者に出会えた」という項目に「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した者は 78.8%であった。

問6 部活動（運動部や文化部）に所属していると回答した方（問4で1から7のいずれかを選択した方）に聞きます。中学校の部活動をしていて「良かった」と思っていることについて、それぞれが、どの程度自分に当てはまるかを1つ選んでください。

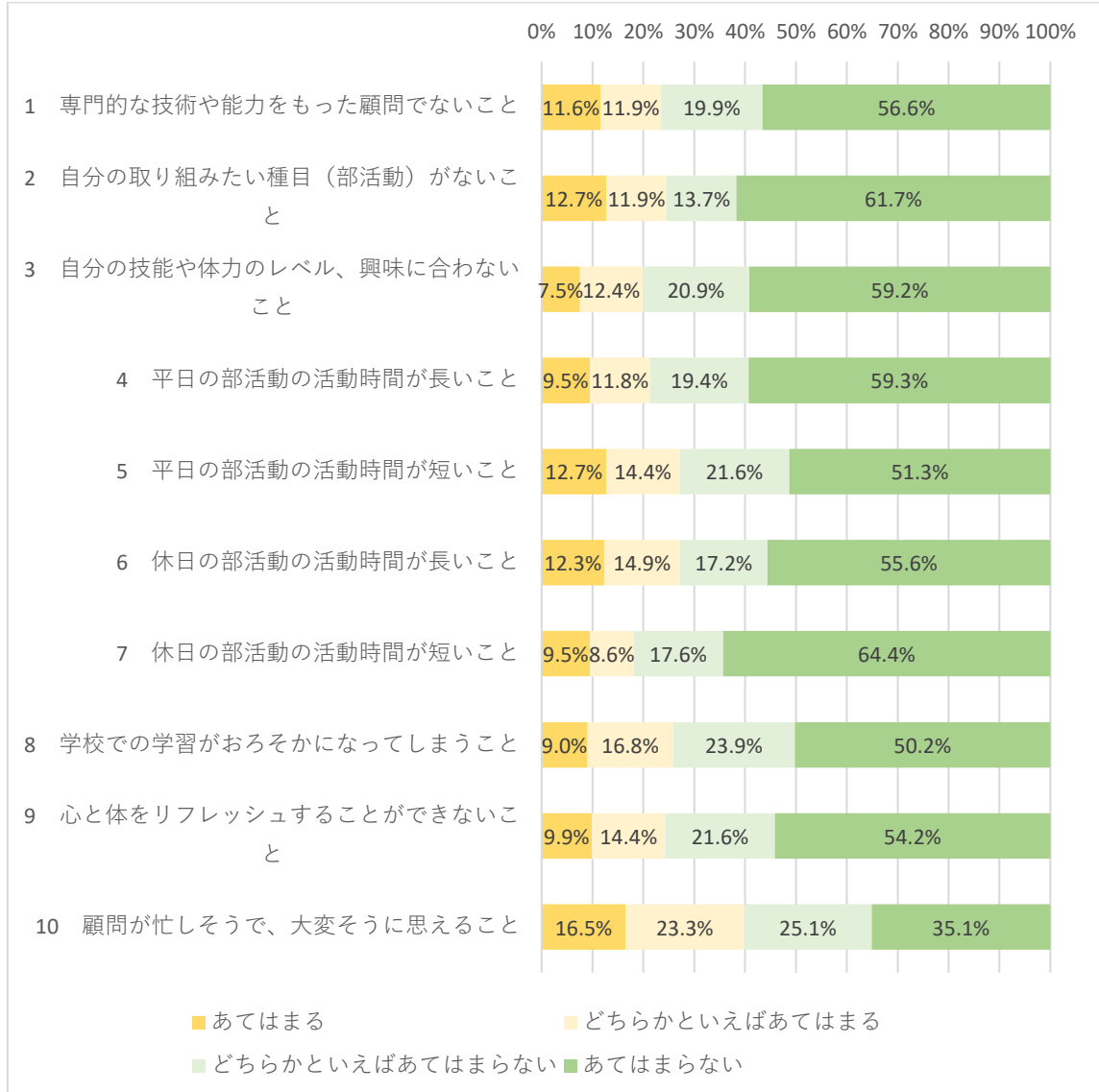


項目	あては まる	どちら かとい えばあ てはま る	どちら かとい えばあ てはま らない	あては まらな い	合計
1 自分の記録を高めることができたこと	1237 53.0%	789 33.8%	189 8.1%	121 5.2%	2336 100.0%
2 自分の技能を高めることができたこと	1577 67.2%	621 26.5%	94 4.0%	53 2.3%	2345 100.0%
3 大会やコンクールに参加することができたこと	1467 62.8%	476 20.4%	167 7.1%	227 9.7%	2337 100.0%
4 友人関係が広がったこと	1700 72.4%	459 19.5%	112 4.8%	78 3.3%	2349 100.0%
5 努力した経験を生かすことができたこと	1284 54.8%	755 32.2%	216 9.2%	88 3.8%	2343 100.0%
6 粘り強く取り組む態度を身につけられたこと	1186 50.7%	816 34.9%	253 10.8%	83 3.6%	2338 100.0%
7 体力がついたこと	1234 52.9%	562 24.1%	226 9.7%	311 13.3%	2333 100.0%
8 熱心に指導してくれる指導者に会えたこと	1178 50.6%	656 28.2%	302 13.0%	193 8.3%	2329 100.0%
9 自分の興味のあることを深める機会になったこと	1297 55.6%	698 29.9%	221 9.5%	115 4.9%	2331 100.0%
10 よかったことは今のところ特にない	168 7.6%	150 6.8%	267 12.0%	1,634 73.6%	2219 100.0%

5 部活動で改善が必要と感ずること

主な結果	
✓	部活動で改善していくべきだと思うことは、「顧問が忙しそうで、大変そうに思えること」「休日の部活動の時間が長いこと」「平日の部活動の時間が短いこと」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問7 部活動（運動部や文化部）に所属していると回答した方（問4で1から7のいずれかを選択した方）だけに聞きます。中学校の部活動で改善していくべきだと思うことについて、自分に当てはまるものを1つ選んでください。

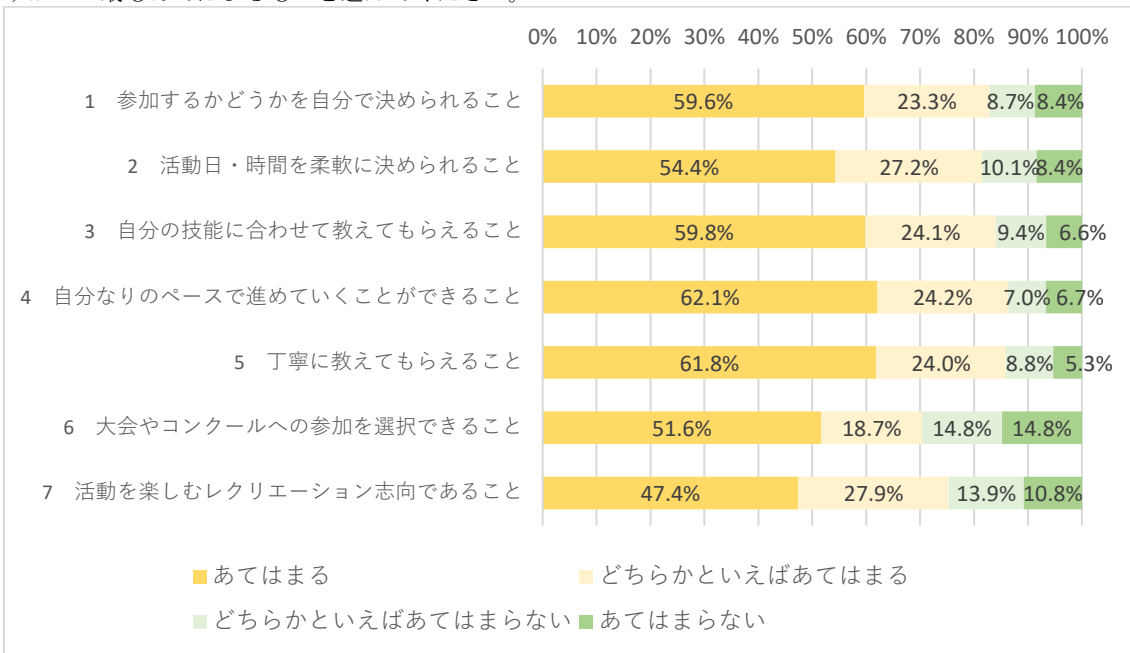


項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 専門的な技術や能力をもった顧問でないこと	266 11.6%	273 11.9%	458 19.9%	1301 56.6%	2298 100.0%
2 自分の取り組みたい種目（部活動）がないこと	292 12.7%	275 11.9%	315 13.7%	1420 61.7%	2302 100.0%
3 自分の技能や体力のレベル、興味に合わないこと	172 7.5%	283 12.4%	479 20.9%	1356 59.2%	2290 100.0%
4 平日の部活動の活動時間が長いこと	218 9.5%	271 11.8%	446 19.4%	1363 59.3%	2298 100.0%
5 平日の部活動の活動時間が短いこと	292 12.7%	332 14.4%	496 21.6%	1181 51.3%	2301 100.0%
6 休日の部活動の活動時間が長いこと	282 12.3%	341 14.9%	395 17.2%	1277 55.6%	2295 100.0%
7 休日の部活動の活動時間が短いこと	217 9.5%	197 8.6%	404 17.6%	1477 64.4%	2295 100.0%
8 学校での学習がおろそかになってしまうこと	207 9.0%	387 16.8%	550 23.9%	1154 50.2%	2298 100.0%
9 心と体をリフレッシュすることができないこと	226 9.9%	330 14.4%	495 21.6%	1242 54.2%	2293 100.0%
10 顧問が忙しそうで、大変そうに思えること	379 16.5%	534 23.3%	576 25.1%	805 35.1%	2294 100.0%

6 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと

主な結果	
✓	「部活動」「地域のスポーツクラブ」「地域の文化クラブ」のどれも所属していない生徒を対象として、どのような活動であればスポーツや文化の活動をしたいかを尋ねたところ、「自分なりのペースで進めていくことができる」「丁寧に教えてもらえる」「自分の技能に合わせて教えてもらえる」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

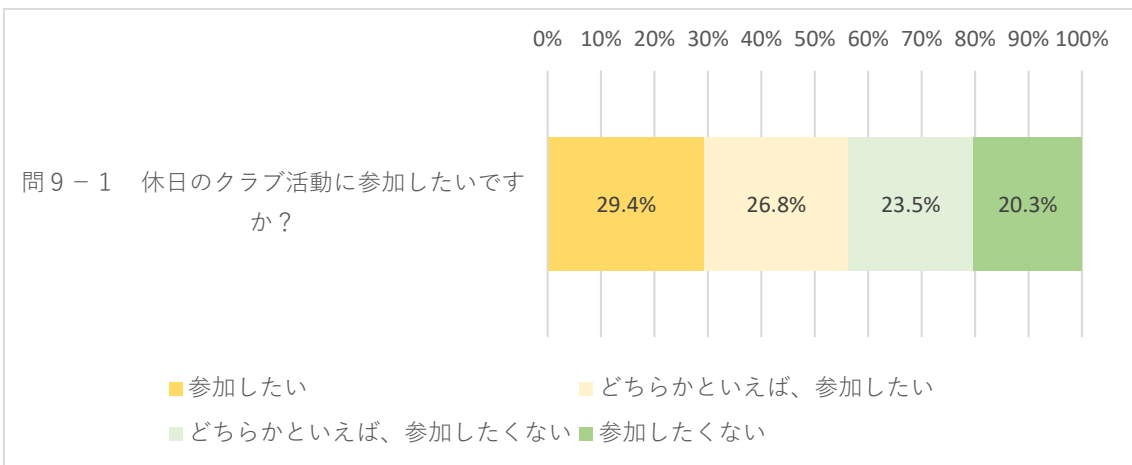
問8 問4で11と回答した方にお尋ねします。どのような活動であればスポーツや文化の活動をしたいですか？最もあてはまるものを選んでください。



項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 参加するかどうかを自分で決められること	171 59.6%	67 23.3%	24 8.4%	25 8.7%	287 100.0%
2 活動日・時間を柔軟に決められること	156 54.4%	78 27.2%	29 10.1%	24 8.4%	287 100.0%
3 自分の技能に合わせて教えてもらえること	171 59.8%	69 24.1%	27 9.4%	19 6.6%	286 100.0%
4 自分なりのペースで進めていくことができること	177 62.1%	69 24.2%	20 7.0%	19 6.7%	285 100.0%
5 丁寧に教えてもらえること	175 61.8%	68 24.0%	25 8.8%	15 5.3%	283 100.0%
6 大会やコンクールへの参加を選択できること	146 51.6%	53 18.7%	42 14.8%	42 14.8%	283 100.0%
7 活動を楽しむことを大切にしたいレクリエーション志向であること	136 47.4%	80 27.9%	40 13.9%	31 10.8%	287 100.0%

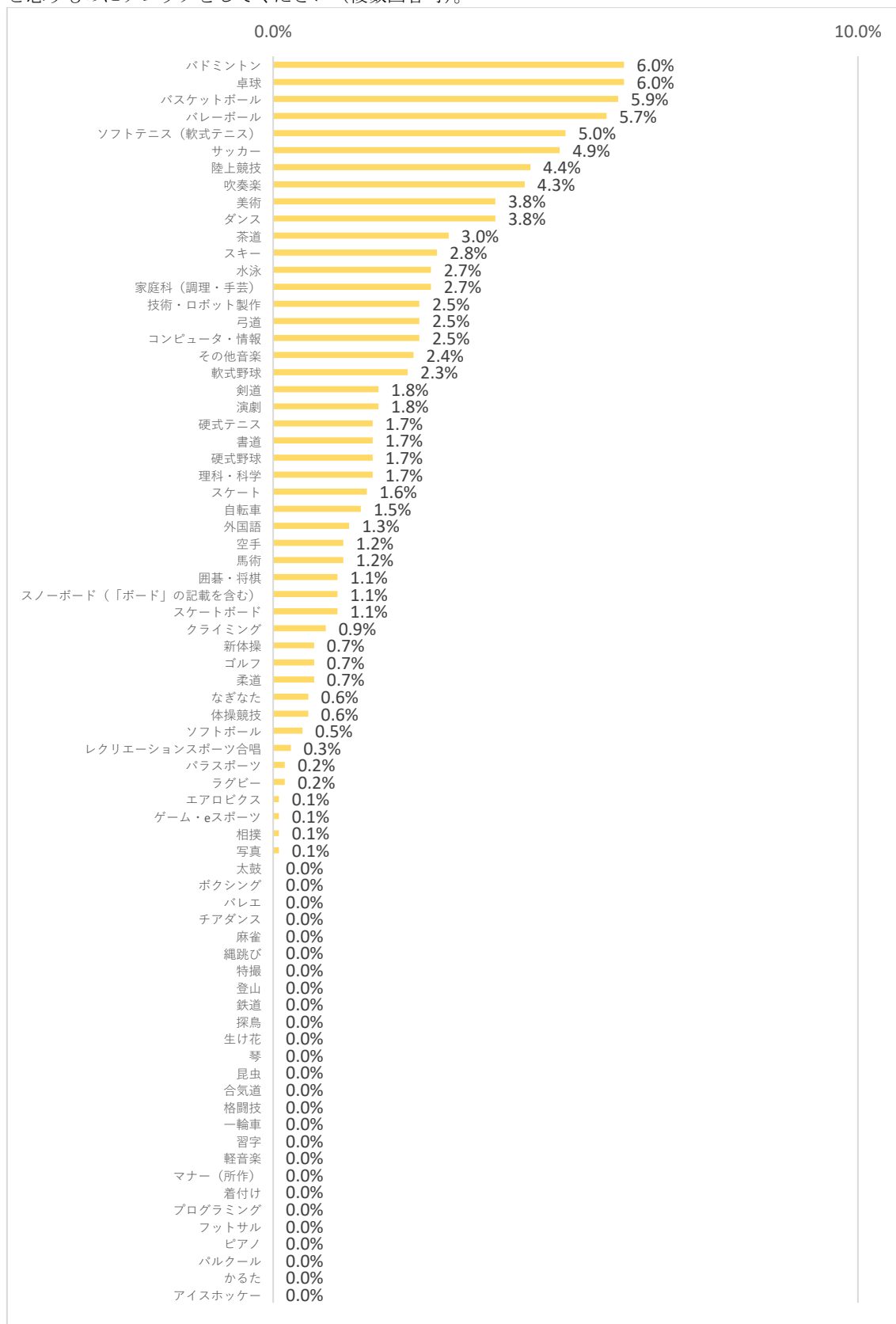
7 休日の地域クラブ活動への参加希望や活動に望むこと

主な結果	
✓	休日の地域クラブ活動に「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した者は56.2%であった。この結果は、小学5・6年生の55.6%が「休日」にスポーツや文化活動を「やってみたい」と回答した結果と同様の傾向が見られた。
✓	休日に取り組みたい種目は、バドミントン、卓球、バスケットボール、バレーボールなどを上位として多岐にわたっていた。
✓	休日の地域クラブ活動に「参加したくない」「どちらかといえば参加したくない」と回答した者を対象に、どのような地域クラブ活動であれば参加したいかを尋ねたところ、「参加するかどうかを自分で決められる」「自分なりのペースで進めていくことができる」「丁寧に教えてもらえる」の順に高い割合であった。



項目	参加したい	どちらかといえば参加したい	どちらかといえば参加したくない	参加したくない	合計
問9-1 休日のクラブ活動に参加したいですか？	838 29.4%	766 26.8%	671 23.5%	578 20.3%	2853 100.0%

問 9-2 休日のクラブ活動に参加する場合、どのようなクラブ活動に取り組みたいですか？ 参加したいと思うものにチェックをしてください（複数回答可）。



種目	n	%
バドミントン	251	6.0%
卓球	250	6.0%
バスケットボール	244	5.9%
バレーボール	239	5.7%
ソフトテニス (軟式テニス)	209	5.0%
サッカー	203	4.9%
陸上競技	183	4.4%
吹奏楽	179	4.3%
美術	160	3.8%
ダンス	158	3.8%
茶道	123	3.0%
スキー	117	2.8%
水泳	114	2.7%
家庭科 (調理・手芸)	112	2.7%
技術・ロボット製作	105	2.5%
弓道	104	2.5%
コンピュータ・情報	102	2.5%
その他音楽	101	2.4%
軟式野球	95	2.3%
剣道	73	1.8%
演劇	73	1.8%
硬式テニス	72	1.7%
書道	70	1.7%
硬式野球	69	1.7%
理科・科学	69	1.7%
スケート	65	1.6%
自転車	61	1.5%
外国語	53	1.3%
空手	51	1.2%
馬術	48	1.2%
囲碁・将棋	47	1.1%
スノーボード (「ボード」の記載を含む)	46	1.1%
スケートボード	44	1.1%
クライミング	36	0.9%
新体操	30	0.7%
ゴルフ	30	0.7%
柔道	28	0.7%
なぎなた	24	0.6%
体操競技	24	0.6%
ソフトボール	20	0.5%
レクリエーションスポーツ・合唱	14	0.3%
パラスポーツ	10	0.2%
ラグビー	9	0.2%
エアロビクス	5	0.1%
ゲーム・eスポーツ	4	0.1%
相撲	3	0.1%
写真	3	0.1%
太鼓	2	0.0%
ボクシング	2	0.0%
バレエ	2	0.0%
チアダンス	2	0.0%
麻雀	1	0.0%
縄跳び	1	0.0%

特撮	1	0.0%
登山	1	0.0%
鉄道	1	0.0%
探鳥	1	0.0%
生け花	1	0.0%
琴	1	0.0%
昆虫	1	0.0%
合気道	1	0.0%
格闘技	1	0.0%
一輪車	1	0.0%
習字	1	0.0%
軽音楽	1	0.0%
マナー (所作)	1	0.0%
着付け	1	0.0%
プログラミング	1	0.0%
フットサル	1	0.0%
ピアノ	1	0.0%
バルクール	1	0.0%
かるた	1	0.0%
アイスホッケー	1	0.0%
合計	4160	100.0%

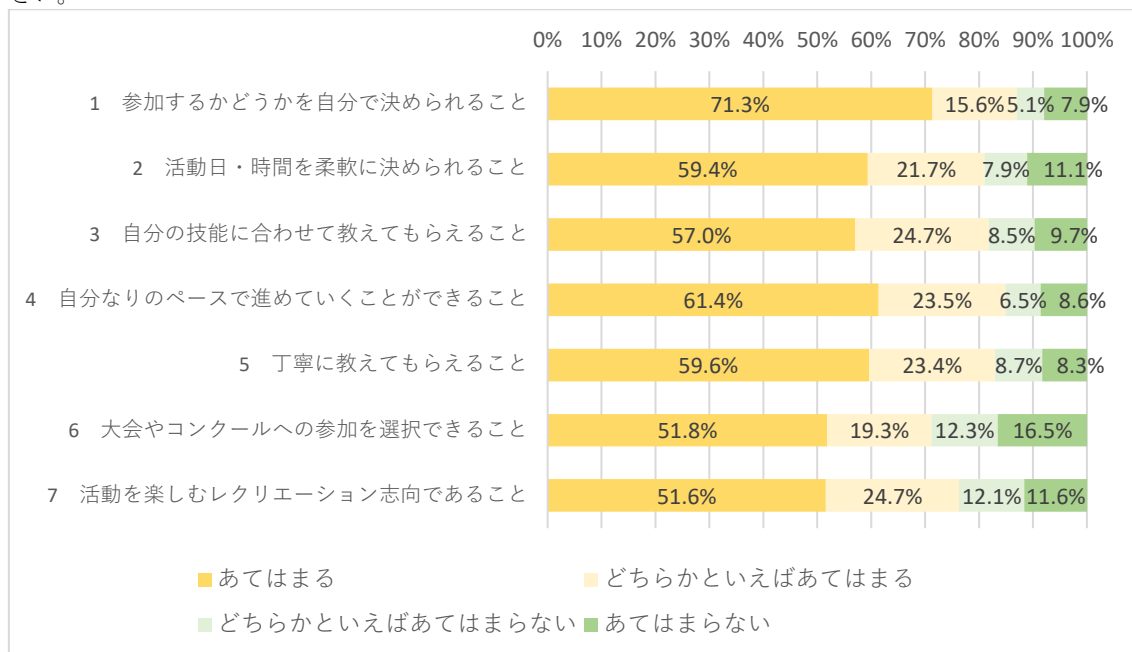
注 1) 問 9-2 の分析対象者は 1607 名であった。

注 2) 中学生に対しては「その他」として自由記述を設け、記載された種目を含めて掲載している。

注 3) 「レクリエーションスポーツ・合唱」は、「レクリエーションスポーツ」と「合唱」とを分類すべきところを同一項目としたことによる。

注 4) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

問9-3 問9-1で「参加したくない」または「どちらかといえば参加したくない」のいずれかに回答した方にお尋ねします。どのようなクラブ活動であれば参加したいですか？最もあてはまるものを選んでください。

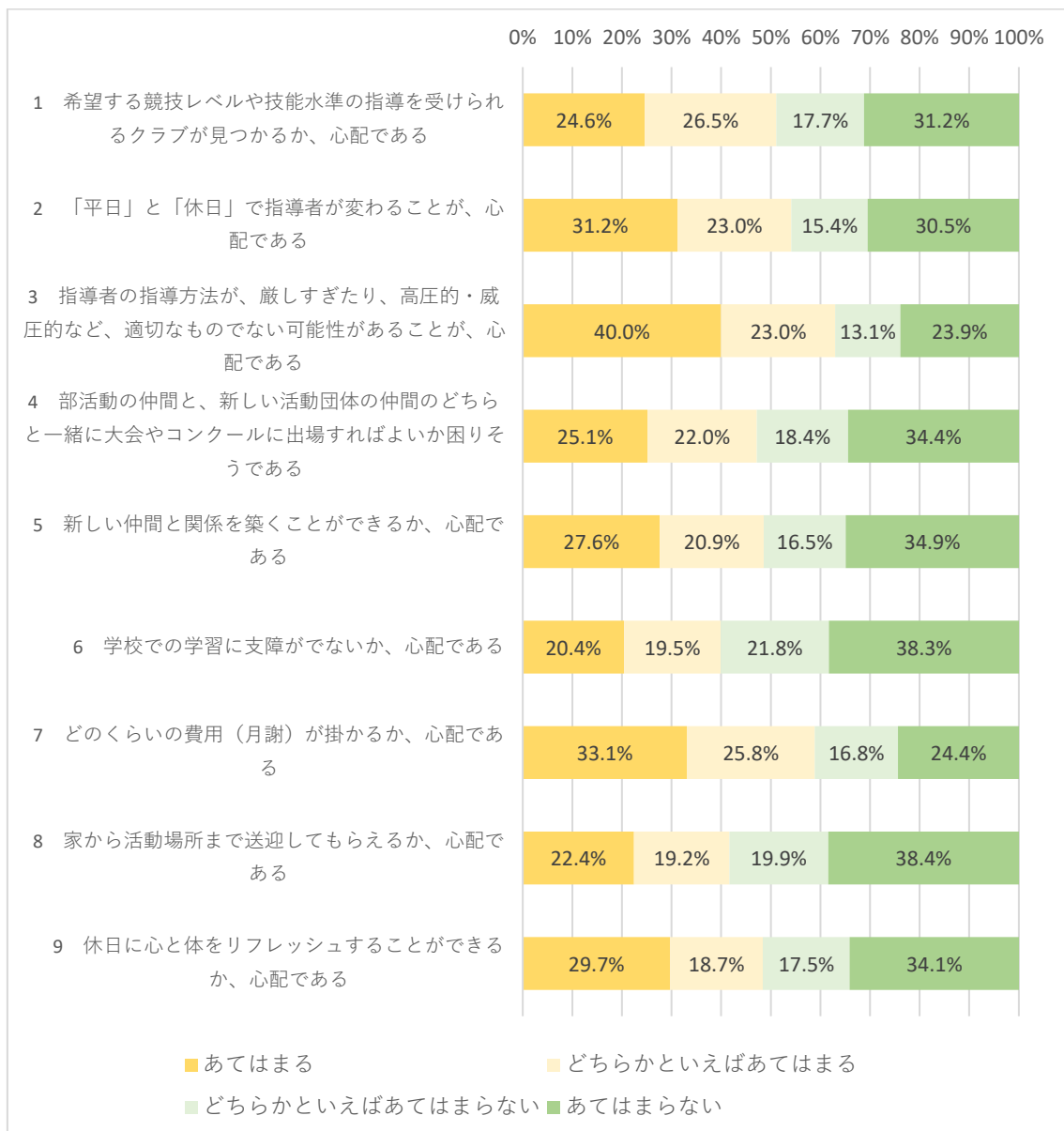


項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 参加するかどうかを自分で決められること	859 71.3%	188 15.6%	62 5.1%	95 7.9%	1204 100.0%
2 活動日・時間を柔軟に決められること	707 59.4%	258 21.7%	94 7.9%	132 11.1%	1191 100.0%
3 自分の技能に合わせて教えてもらえること	675 57.0%	293 24.7%	101 8.5%	115 9.7%	1184 100.0%
4 自分なりのペースで進めていくことができること	733 61.4%	280 23.5%	78 6.5%	103 8.6%	1194 100.0%
5 丁寧に教えてもらえること	707 59.6%	277 23.4%	103 8.7%	99 8.3%	1186 100.0%
6 大会やコンクールへの参加を選択できること	611 51.8%	228 19.3%	145 12.3%	195 16.5%	1179 100.0%
7 活動を楽しむことを大切にしたいレクリエーション志向であること	610 51.6%	292 24.7%	143 12.1%	137 11.6%	1182 100.0%

8 地域クラブ活動への加入に伴う心配

主な結果	
✓	地域クラブ活動への加入に伴う心配や困りそうなこととしては、「指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があること」「どのくらいの費用（月謝）が掛かるか」「平日と休日で指導者が変わること」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問 10 令和 7 年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。地域が運営するクラブに自分が在籍する場合、心配なことや困りそうなことはありますか？ 今のあなたの考えとして、最もあてはまるものを一つ選んでください。

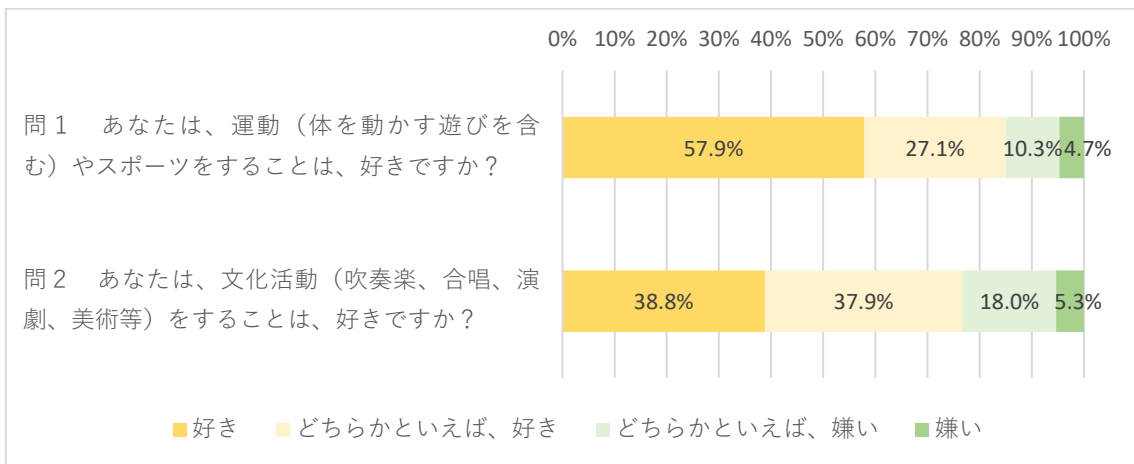


項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 希望する競技レベルや技能水準の指導を受けられるクラブが見つかるか、心配である	681 24.6%	731 26.5%	488 17.7%	863 31.2%	2763 100.0%
2 「平日」と「休日」で指導者が変わることが、心配である	864 31.2%	636 23.0%	425 15.4%	843 30.5%	2768 100.0%
3 指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があることが、心配である	1110 40.0%	638 23.0%	364 13.1%	662 23.9%	2774 100.0%
4 部活動の仲間と、新しい活動団体の仲間のどちらと一緒に大会やコンクールに出場すればよいか困りそうである	693 25.1%	608 22.0%	508 18.4%	949 34.4%	2758 100.0%
5 新しい仲間と関係を築くことができるか、心配である	762 27.6%	579 20.9%	457 16.5%	966 34.9%	2764 100.0%
6 学校での学習に支障がでないか、心配である	561 20.4%	535 19.5%	598 21.8%	1,052 38.3%	2746 100.0%
7 どのくらいの費用（月謝）が掛かるか、心配である	909 33.1%	709 25.8%	461 16.8%	670 24.4%	2749 100.0%
8 家から活動場所まで送迎してもらえるか、心配である	617 22.4%	530 19.2%	549 19.9%	1059 38.4%	2755 100.0%
9 休日に心と体をリフレッシュすることができるか、心配である	815 29.7%	515 18.7%	481 17.5%	937 34.1%	2748 100.0%

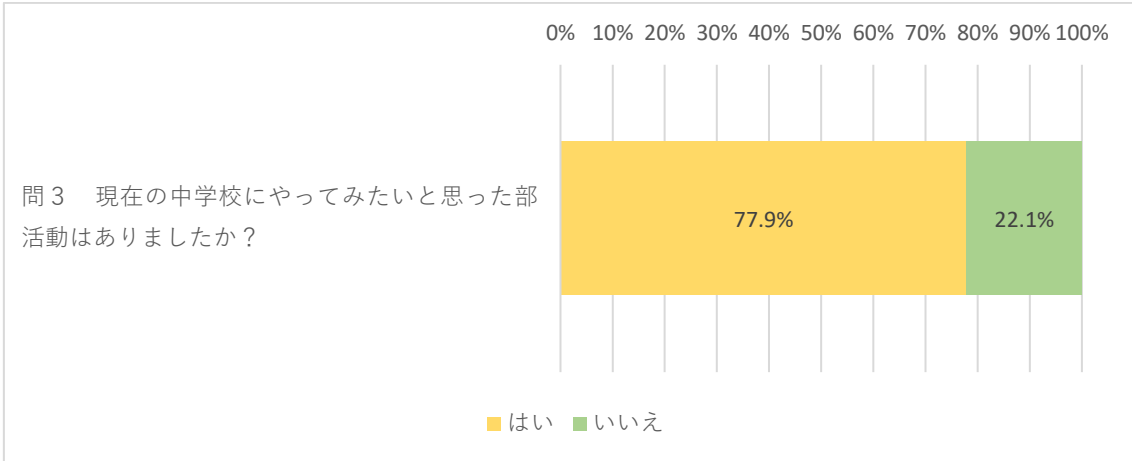
中学3年生を対象とした調査の結果

1 運動やスポーツ、文化の活動に対する思い

主な結果	
✓	運動やスポーツが「好き」「どちらかといえば好き」と回答した者は全体の 85.0%、文化活動に対して同様に回答した者は 76.7%であった。
✓	「中学校入学時に『やってみたい』と思った部活動はありましたか」という質問に対して「はい」と回答した生徒は 77.9%、「いいえ」と回答した生徒は 22.1%であった。



項目	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	合計
問1 あなたは、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは、好きですか？	784 57.9%	367 27.1%	139 10.3%	64 4.7%	1354 100.0%
問2 あなたは、文化活動（吹奏楽、合唱、演劇、美術等）をすることは、好きですか？	525 38.8%	512 37.9%	243 18.0%	72 5.3%	1352 100.0%

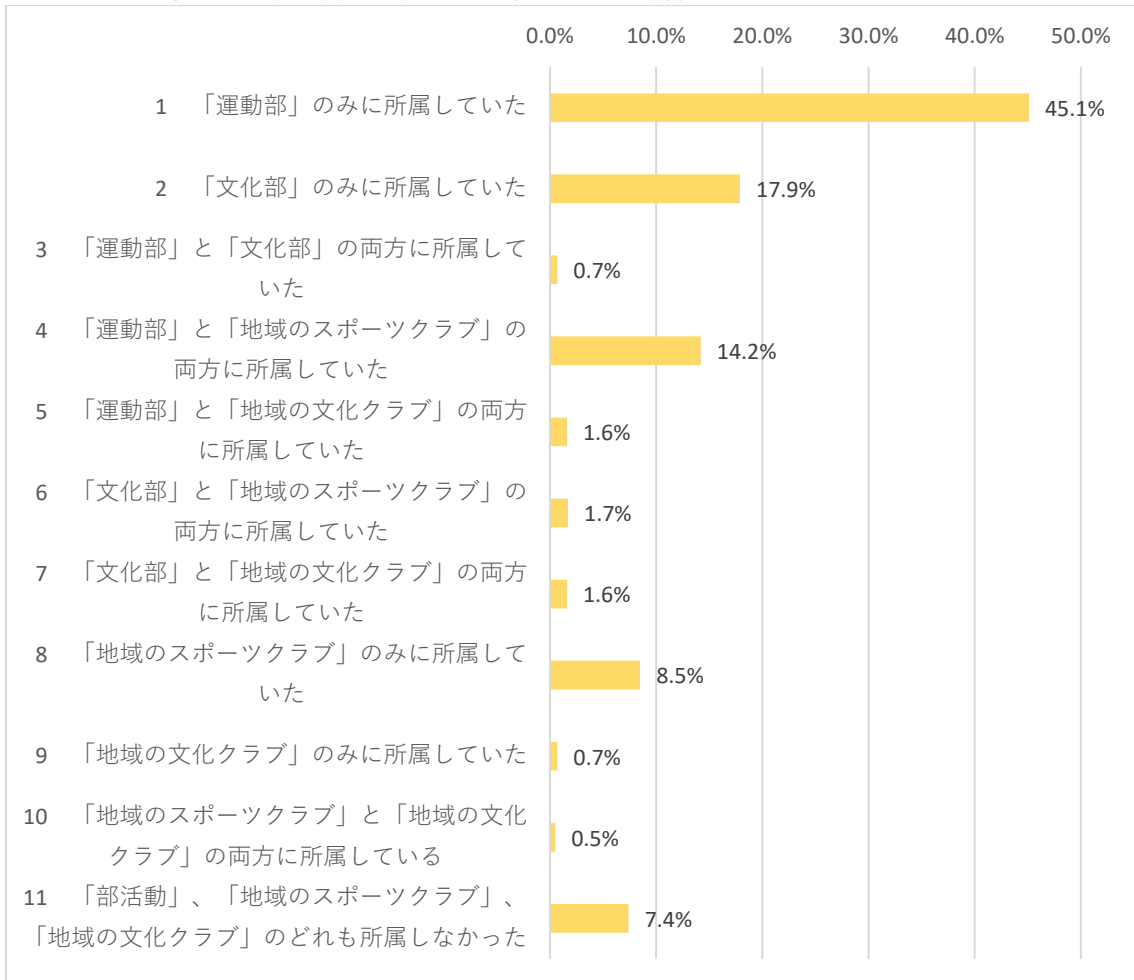


項目	はい	いいえ	合計
問3 現在の中学校にやってみたくと思った部活動はありましたか？	1041 77.9%	296 22.1%	1337 100.0%

2 部活動および地域クラブ活動への所属率

主な結果	
✓	部活動に参加している者（地域クラブ活動との掛け持ちも含む）は 82.8%、地域クラブ活動に参加している者（部活動との掛け持ちも含む）は 28.8%であった。
✓	部活動にも地域クラブ活動にも参加していない者は 7.4%であった。

問4 あなたは、どのような学校の部活動や地域のクラブに所属しましたか？

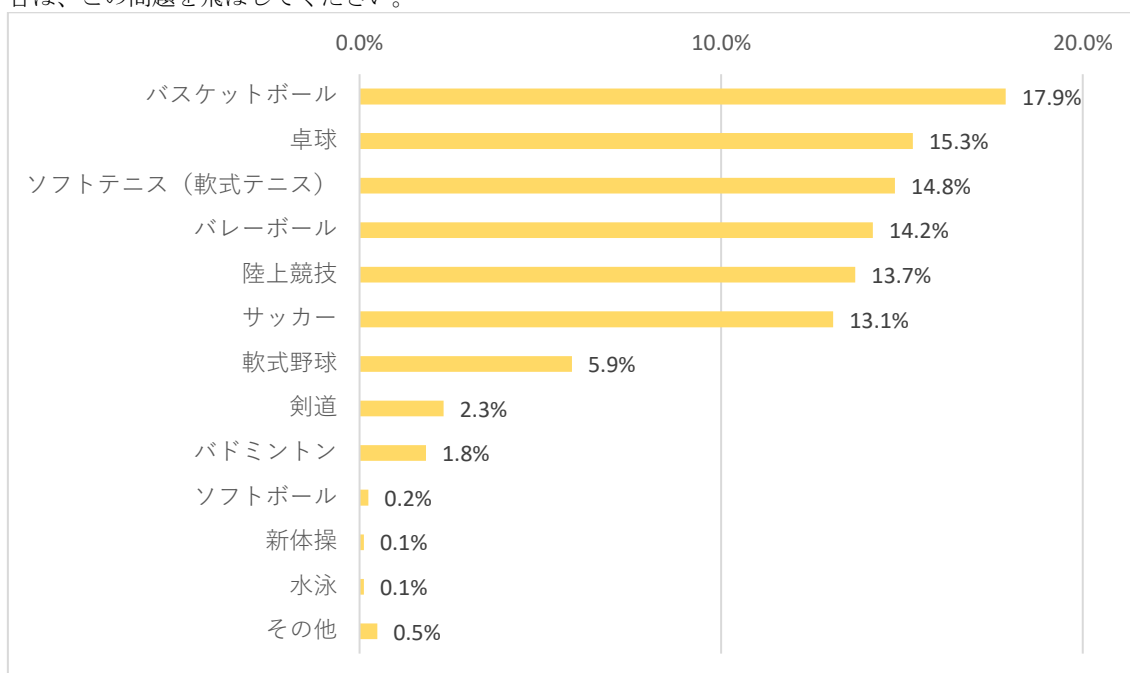


所属		<i>n</i>	%
1	「運動部」のみに所属していた	609	45.1%
2	「文化部」のみに所属していた	242	17.9%
3	「運動部」と「文化部」の両方に所属していた	9	0.7%
4	「運動部」と「地域のスポーツクラブ」の両方に所属していた	192	14.2%
5	「運動部」と「地域の文化クラブ」の両方に所属していた	22	1.6%
6	「文化部」と「地域のスポーツクラブ」の両方に所属していた	23	1.7%
7	「文化部」と「地域の文化クラブ」の両方に所属していた	21	1.6%
8	「地域のスポーツクラブ」のみに所属していた	115	8.5%
9	「地域の文化クラブ」のみに所属していた	10	0.7%
10	「地域のスポーツクラブ」と「地域の文化クラブ」の両方に所属している	7	0.5%
11	学校の「部活動」、「地域のスポーツクラブ」、「地域の文化クラブ」のどれも所属しなかった	100	7.4%
合計		1350	100.0%

3 所属する部活動や地域クラブ活動の種目や活動

主な結果	
✓	所属する部活動の種目は、運動系部活動においては「バスケットボール」「卓球」「ソフトテニス」の順に高い所属率であった。文化系部活動においては「吹奏楽」「美術」「合唱」の順に高い所属率であった。
✓	所属する地域クラブ活動の種目は、運動系においては「サッカー」「卓球」「ソフトテニス」の順に高い所属率であった。文化系においては「その他音楽（吹奏楽及び合唱以外の音楽）」「書道」「外国語」の順に高い所属率であった。

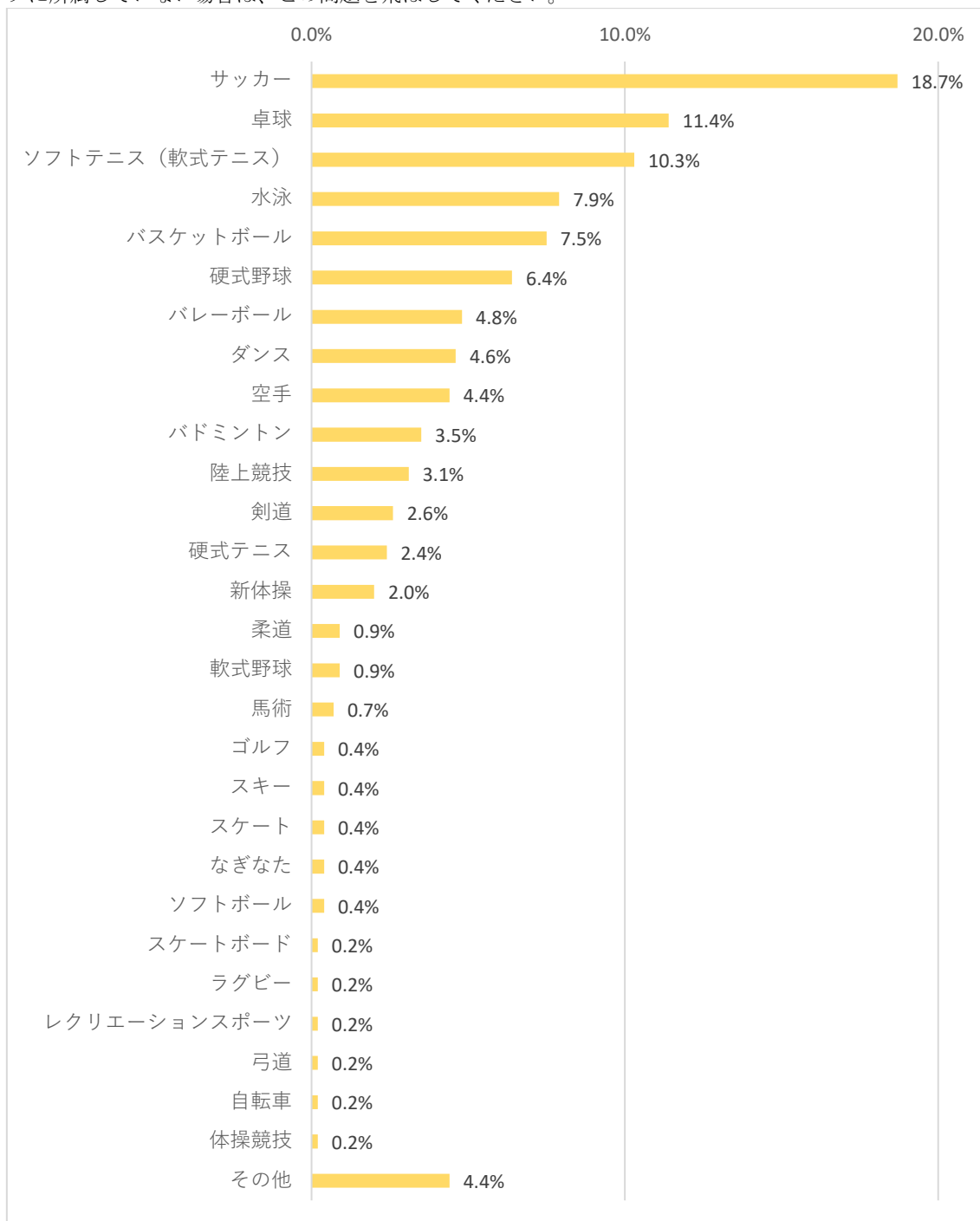
問 5-1 所属していた運動系部活がある場合、どのような種目ですか？運動系部活動に所属していない場合は、この問題を飛ばしてください。



種目	n	%
バスケットボール	146	17.9%
卓球	125	15.3%
ソフトテニス (軟式テニス)	121	14.8%
バレーボール	116	14.2%
陸上競技	112	13.7%
サッカー	107	13.1%
軟式野球	48	5.9%
剣道	19	2.3%
バドミントン	15	1.8%
ソフトボール	2	0.2%
新体操	1	0.1%
水泳	1	0.1%
その他	4	0.5%
合計	817	100.0%

注) 松本市内中学校に設置されていない種目 (たとえば硬式野球、硬式テニス、ラグビー、ダンス) の回答は除外した。

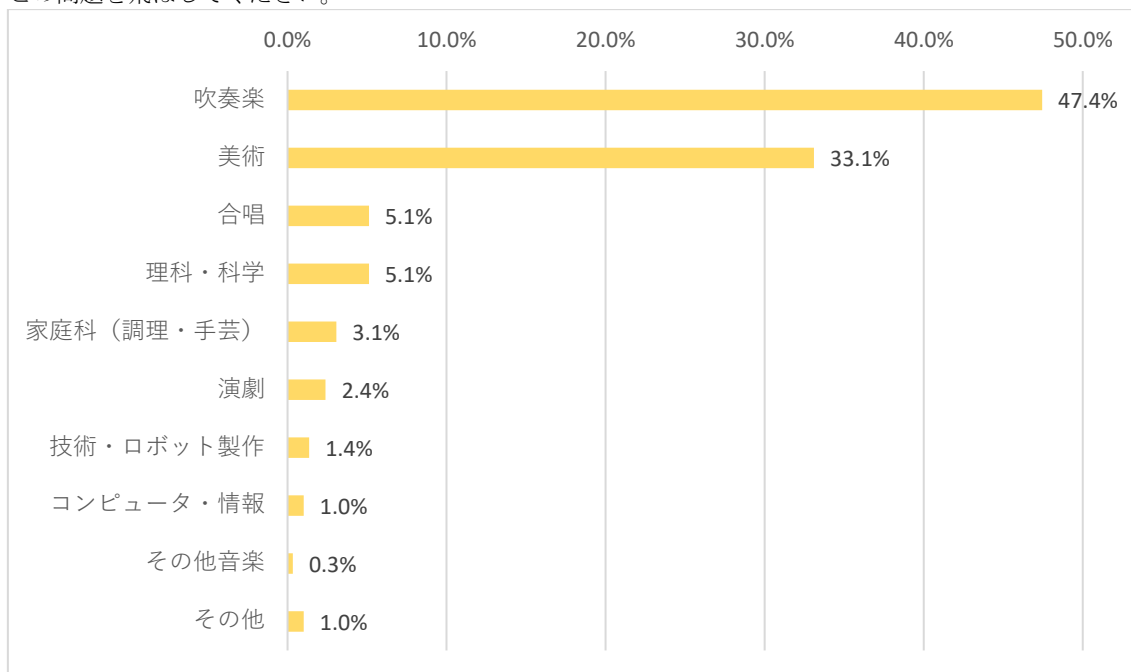
問 5-2・3 所属していた地域のスポーツクラブがある場合、どのような種目ですか？運動系スポーツクラブに所属していない場合は、この問題を飛ばしてください。



種目	n	%
サッカー	85	18.7%
卓球	52	11.4%
ソフトテニス (軟式テニス)	47	10.3%
水泳	36	7.9%
バスケットボール	34	7.5%
硬式野球	29	6.4%
バレーボール	22	4.8%
ダンス	21	4.6%
空手	20	4.4%
バドミントン	16	3.5%
陸上競技	14	3.1%
剣道	12	2.6%
硬式テニス	11	2.4%
新体操	9	2.0%
柔道	4	0.9%
軟式野球	4	0.9%
馬術	3	0.7%
ゴルフ	2	0.4%
スキー	2	0.4%
スケート	2	0.4%
なぎなた	2	0.4%
ソフトボール	2	0.4%
スケートボード	1	0.2%
ラグビー	1	0.2%
レクリエーションスポーツ	1	0.2%
弓道	1	0.2%
自転車	1	0.2%
体操競技	1	0.2%
その他	20	4.4%
合計	455	100.0%

注) 1名につき2種目以上所属している種目は合算している。

問 5-4 所属していた文化系部活がある場合どのような種目ですか？文化系部活に所属していない場合は、この問題を飛ばしてください。

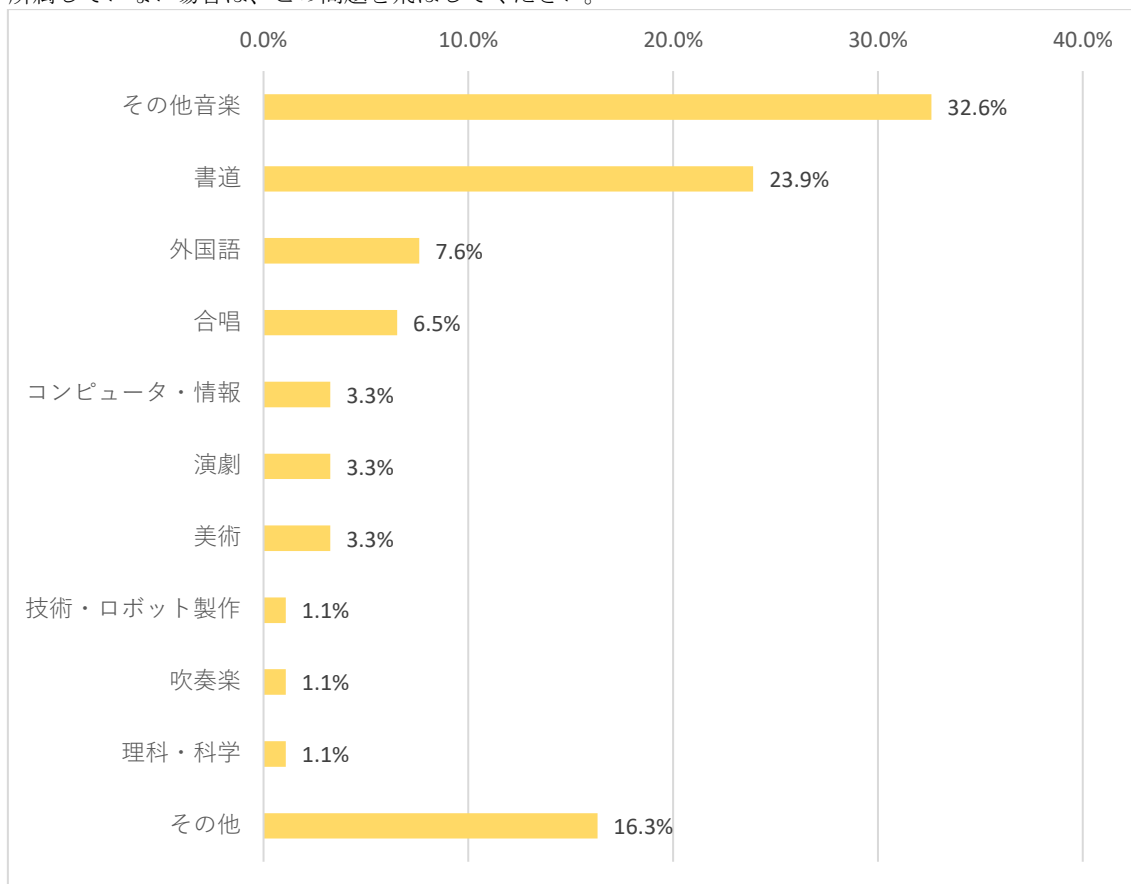


項目	<i>n</i>	%
吹奏楽	139	47.4%
美術	97	33.1%
合唱	15	5.1%
理科・科学	15	5.1%
家庭科 (調理・手芸)	9	3.1%
演劇	7	2.4%
技術・ロボット製作	4	1.4%
コンピュータ・情報	3	1.0%
その他音楽	1	0.3%
その他	3	1.0%
合計	293	100.0%

注 1) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

注 2) 松本市内中学校に設置されていない種目 (たとえば書道、茶道) の回答は除外した。

問 5-5・6 所属している地域の文化系クラブがある場合、どのような種目ですか？地域の文化系クラブに所属していない場合は、この問題を飛ばしてください。



項目	<i>n</i>	%
その他音楽	30	32.6%
書道	22	23.9%
外国語	7	7.6%
合唱	6	6.5%
コンピュータ・情報	3	3.3%
演劇	3	3.3%
美術	3	3.3%
技術・ロボット製作	1	1.1%
吹奏楽	1	1.1%
理科・科学	1	1.1%
その他	15	16.3%
合計	92	100.0%

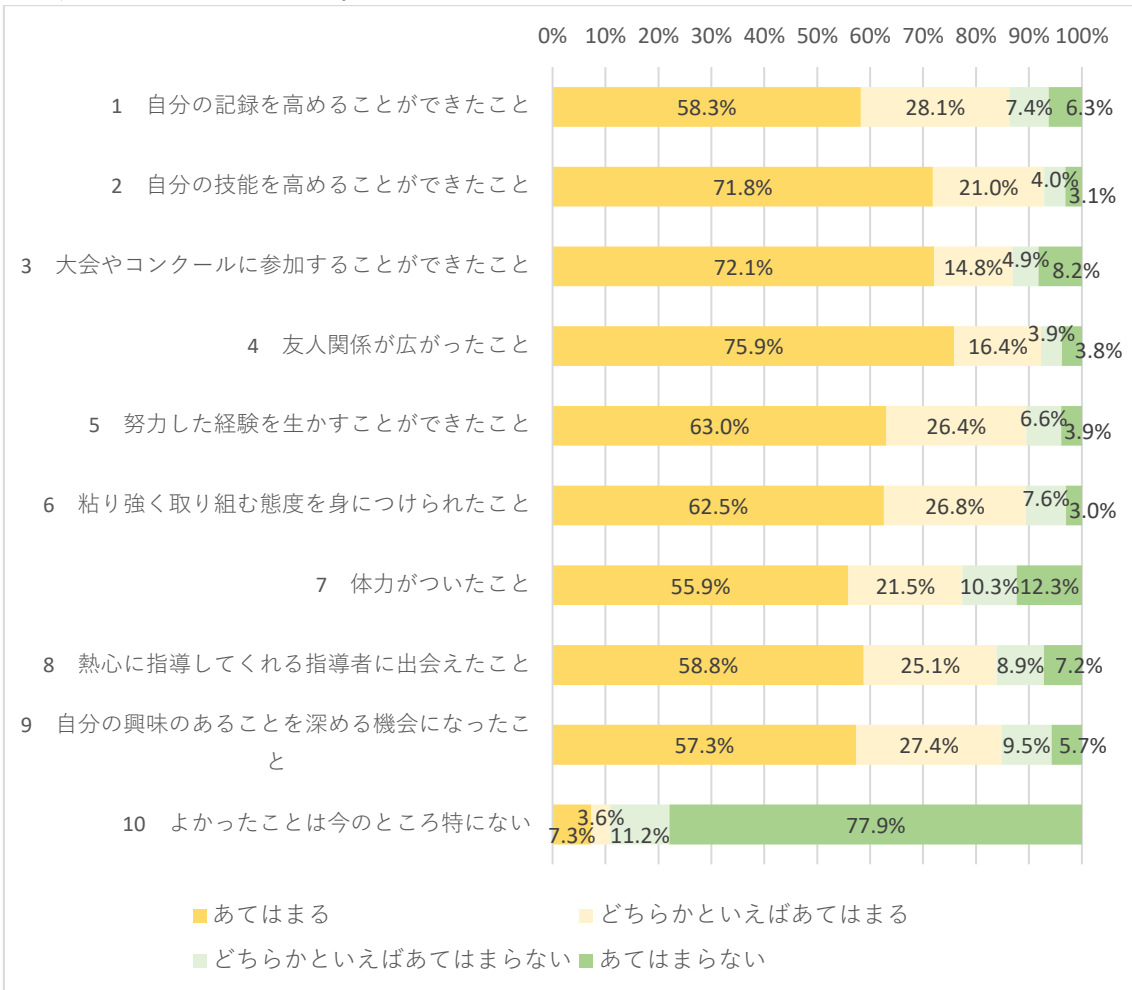
注 1) 1名につき2種目以上所属している種目は合算している。

注 2) 「その他音楽」は吹奏楽及び合唱以外の音楽を指す。

4 部活動に取り組んで「良かった」こと

主な結果	
✓	部活動をして「良かった」と思うことは、「友人関係が広がった」「大会やコンクールに参加できた」「自分の技能を高めることができた」の順に「あてはまる」と回答した割合が高かった。
✓	指導経験のない種目を指導している指導している教員が54.4%いる現状に対し(81p)、「熱心に指導してくれる指導者に出会えた」という項目に「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した者は83.9%であった。

問 6 中学校の部活動を経験して良かったと思うことについて、それぞれが、どの程度自分に当てはまるかを数字で1つ選んでください。

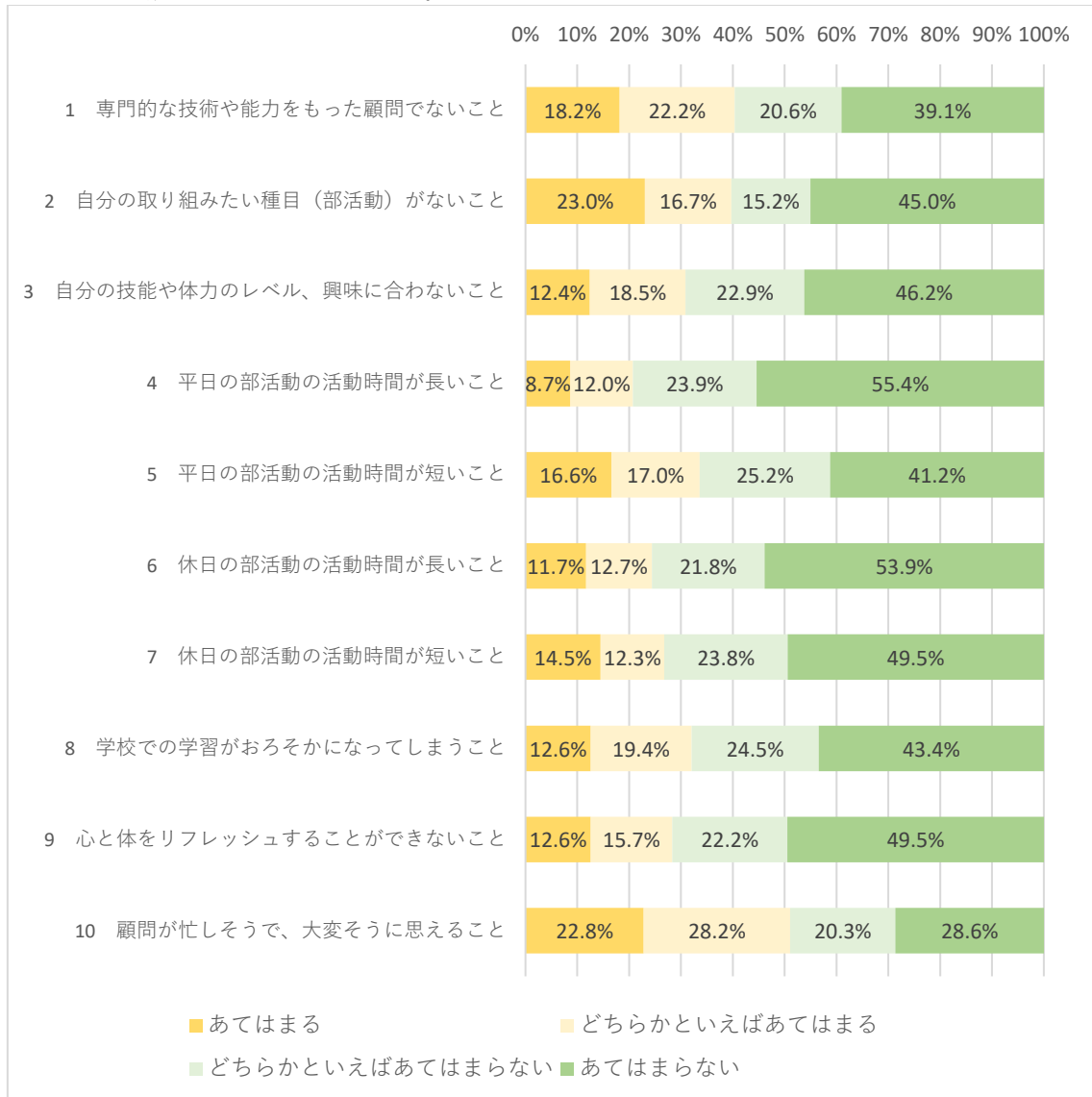


項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 自分の記録を高めることができたこと	650 58.3%	313 28.1%	82 7.4%	70 6.3%	1115 100.0%
2 自分の技能を高めることができたこと	803 71.8%	235 21.0%	45 4.0%	35 3.1%	1118 100.0%
3 大会やコンクールに参加することができたこと	802 72.1%	165 14.8%	55 4.9%	91 8.2%	1113 100.0%
4 友人関係が広がったこと	846 75.9%	183 16.4%	44 3.9%	42 3.8%	1115 100.0%
5 努力した経験を生かすことができたこと	703 63.0%	294 26.4%	74 6.6%	44 3.9%	1115 100.0%
6 粘り強く取り組む態度を身につけられたこと	698 62.5%	299 26.8%	85 7.6%	34 3.0%	1116 100.0%
7 体力がついたこと	621 55.9%	239 21.5%	114 10.3%	136 12.3%	1110 100.0%
8 熱心に指導してくれる指導者に会えたこと	653 58.8%	279 25.1%	99 8.9%	80 7.2%	1111 100.0%
9 自分の興味のあることを深める機会になったこと	640 57.3%	306 27.4%	106 9.5%	64 5.7%	1116 100.0%
10 よかったことは今のところ特にない	75 7.3%	37 3.6%	115 11.2%	802 77.9%	1029 100.0%

5 部活動で改善が必要と感ずること

主な結果	
✓	部活動で改善していくべきだと思うことは、「顧問が忙しそうで、大変そうに思えること」「専門的な技術や能力をもった顧問でないこと」「自分の取り組みたい種目（部活動）がないこと」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問7 問4で部活動（運動部や文化部）に所属していると回答した方（問4で1から7のいずれかを選択した方）にお尋ねします。中学校の部活動で改善していくべきだと思うことについて、どの程度自分に当てはまるかを数字で1つ選んでください。

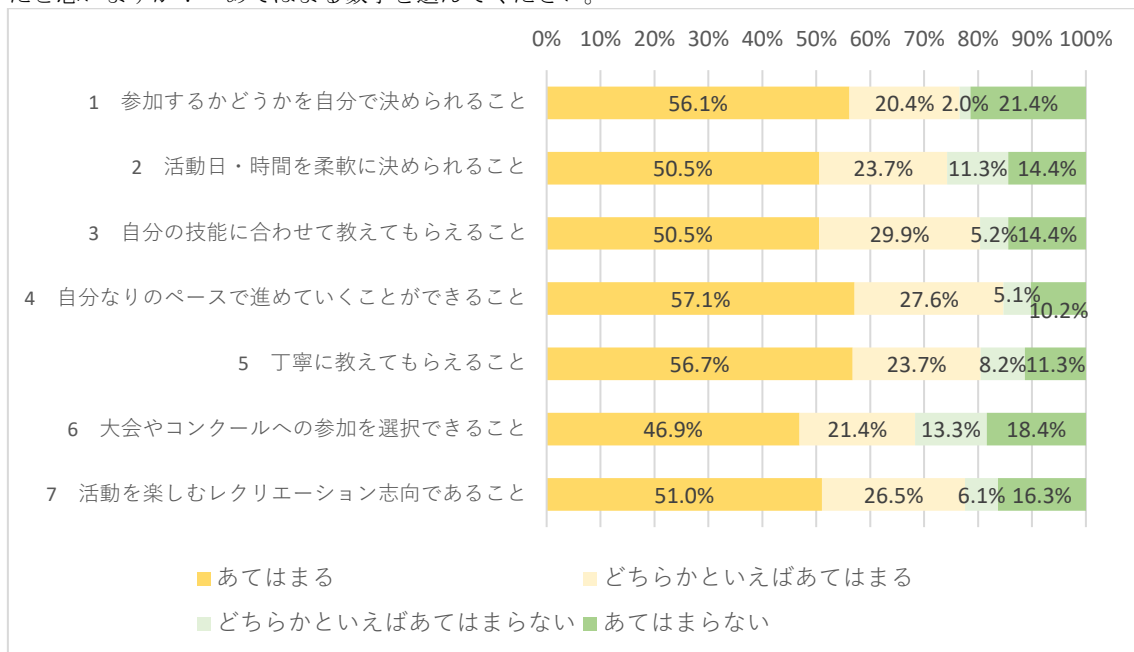


項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 専門的な技術や能力をもった顧問でないこと	201 18.2%	245 22.2%	228 20.6%	432 39.1%	1106 100.0%
2 自分の取り組みたい種目（部活動）がないこと	256 23.0%	186 16.7%	169 15.2%	500 45.0%	1111 100.0%
3 自分の技能や体力のレベル、興味に合わないこと	137 12.0%	204 19.0%	253 23.0%	511 46.0%	1105 100.0%
4 平日の部活動の活動時間が長いこと	96 9.0%	132 12.0%	263 24.0%	610 55.0%	1101 100.0%
5 平日の部活動の活動時間が短いこと	183 17.0%	187 17.0%	277 25.0%	453 41.0%	1100 100.0%
6 休日の部活動の活動時間が長いこと	128 12.0%	139 13.0%	239 22.0%	591 54.0%	1097 100.0%
7 休日の部活動の活動時間が短いこと	159 15.0%	135 12.0%	261 24.0%	543 50.0%	1098 100.0%
8 学校での学習がおろそかになってしまうこと	139 13.0%	214 19.0%	270 25.0%	478 43.0%	1101 100.0%
9 心と体をリフレッシュすることができないこと	138 13.0%	172 16.0%	243 22.0%	542 50.0%	1095 100.0%
10 顧問が忙しそうで、大変そうに思えること	251 23.0%	311 28.0%	224 20.0%	315 29.0%	1101 100.0%

6 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと

主な結果	
✓	「部活動」「地域のスポーツクラブ」「地域の文化クラブ」のどれも所属していない生徒を対象として、どのような活動であればスポーツや文化の活動をしたいかを尋ねたところ、「自分なりのペースで進めていくことができる」「自分の技能に合わせて教えてもらえる」「丁寧に教えてもらえる」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問8 問4で11と回答した方にお尋ねします。どのような活動であればスポーツや文化の活動をしていたと思いますか？ あてはまる数字を選んでください。



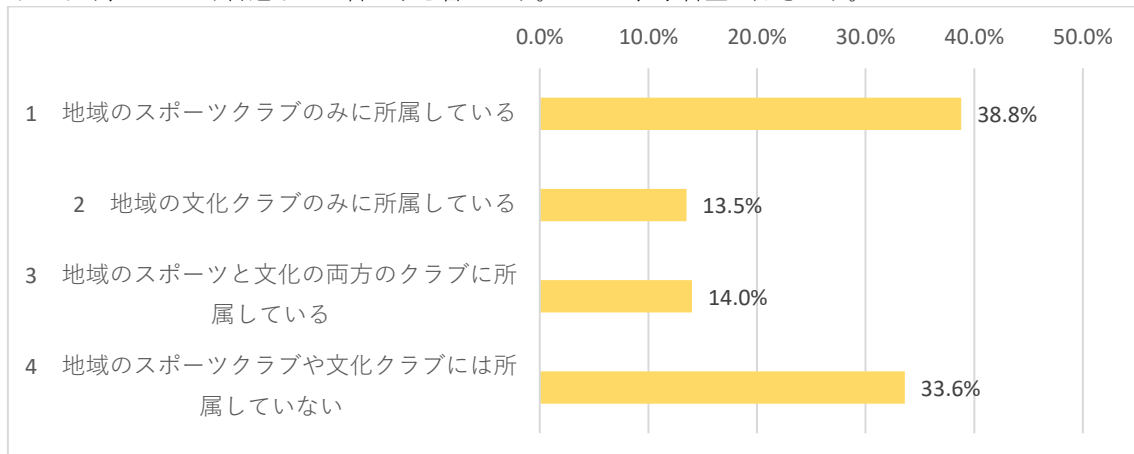
項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 参加するかどうかを自分で決められること	55 56.1%	20 20.4%	2 2.0%	21 21.4%	98 100.0%
2 活動日・時間を柔軟に決められること	49 50.5%	23 23.7%	11 11.3%	14 14.4%	97 100.0%
3 自分の技能に合わせて教えてもらえること	49 50.5%	29 29.9%	5 5.2%	14 14.4%	97 100.0%
4 自分なりのペースで進めていくことができること	56 57.1%	27 27.6%	5 5.1%	10 10.2%	98 100.0%
5 丁寧に教えてもらえること	55 56.7%	23 23.7%	8 8.2%	11 11.3%	97 100.0%
6 大会やコンクールへの参加を選択できること	46 46.9%	21 21.4%	13 13.3%	18 18.4%	98 100.0%
7 活動を楽しむことを大切にしたいレクリエーション志向であること	50 51.0%	26 26.5%	6 6.1%	16 16.3%	98 100.0%

小学5・6年生保護者を対象とした調査の結果

1 地域クラブ活動への所属率と月謝及び年間の費用負担

主な結果	
✓	地域クラブ活動に所属している割合は 66.3%であった。
✓	地域クラブ活動の月謝の平均は 6545.1 円であり、月謝以外の年間費用負担の平均は 28275.8 円であった。

問 1 現在、あなたのお子さんが所属しているクラブはありますか？ なお、クラブは運動やスポーツだけでなく、ピアノや書道などの習い事を含めます。ただし、学習塾は除きます。



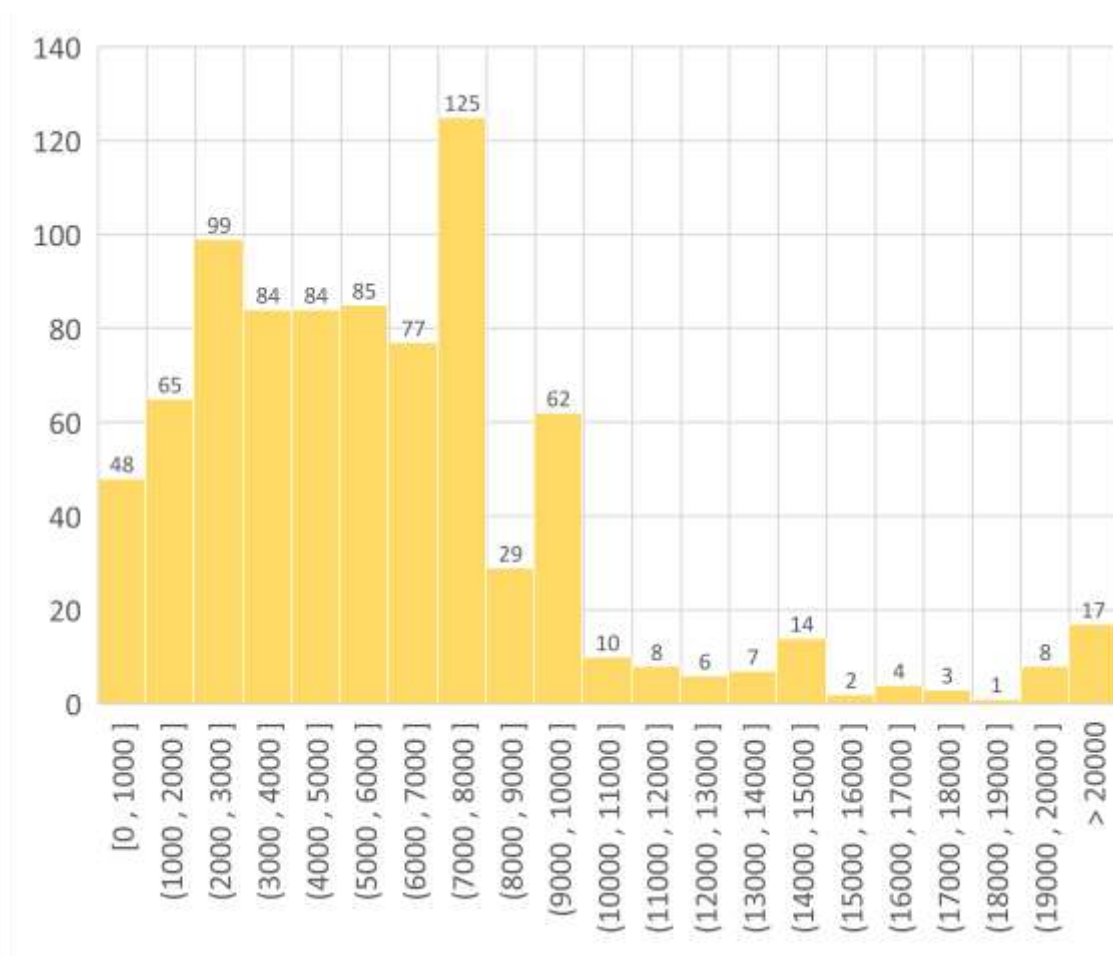
項目	<i>n</i>	%
1 地域のスポーツクラブのみに所属している	496	38.8%
2 地域の文化クラブのみに所属している	173	13.5%
3 地域のスポーツクラブと文化クラブの両方に所属している	179	14.0%
4 地域のスポーツクラブや文化クラブには所属していない	430	33.6%
合計	1278	100.0%

問 2 お子さんが所属するクラブに支払っている月謝はどの程度ですか？概算でかまわないので「〇〇〇円程度」とお答えをお願いします。クラブを掛け持ちして所属している場合は、最も高いクラブの月謝について回答してください。

基礎統計量	
平均値	6545.1
標準偏差	5002.0
中央値	6000
最小値	0
最大値	50000

注 1) 分析対象者は 838 名であった。

注 2) 年間の金額が記載された回答は 12 を除くことで月単位に算出し、月謝の範囲が記載された回答は平均値（例えば月謝は 2000 円から 4000 円と記載の場合は 3000 円）を算出して代入した。



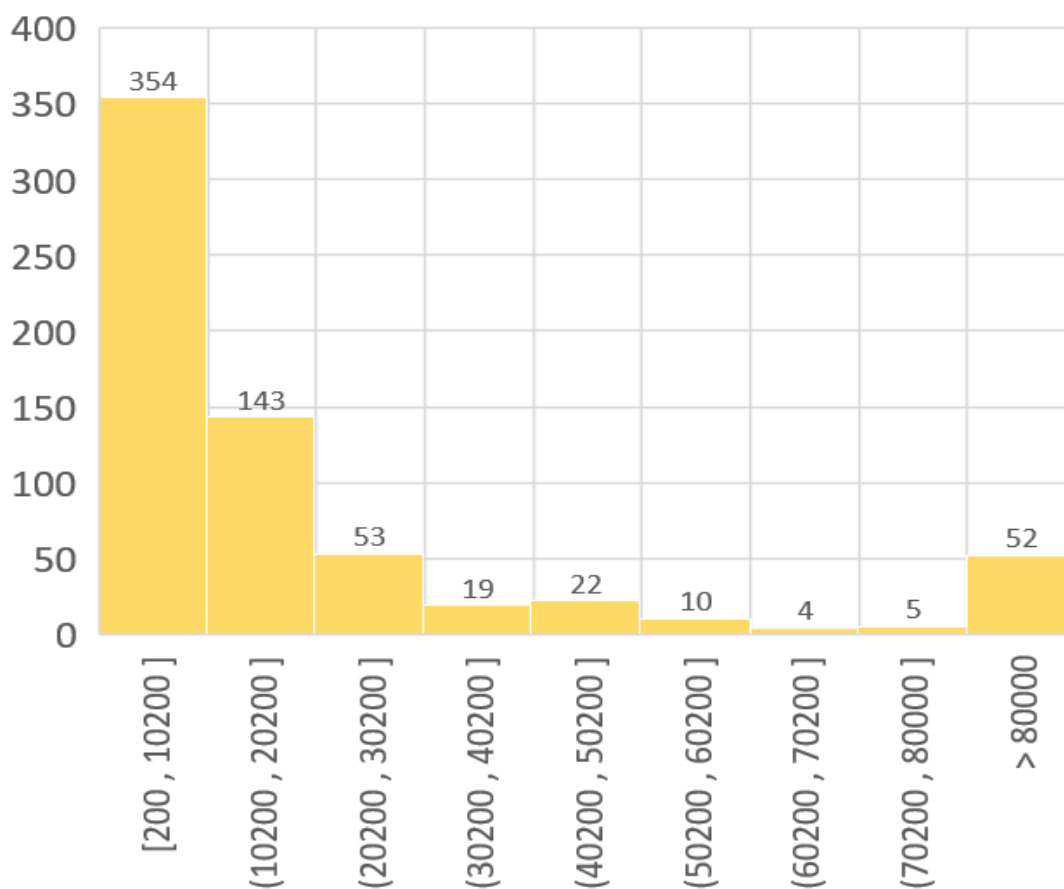
小学生保護者がクラブに支払う月謝の度数分布

問3 月謝以外に支払っている年間の費用負担（例：光熱費、大会・コンクール参加代、遠征代などの諸経費）は、どの程度ですか？概算でかまわないので「〇〇〇円程度」とお答えをお願いします。

基礎統計量	
平均値	28275.8
標準偏差	57637.3
中央値	10000
最小値	200
最大値	500000

注1) 分析対象者は662名（記入漏れ記入ミスを除く）であった。

注2) 年間の費用負担の範囲が記載された回答は平均値（例えば月謝は2000円から4000円と記載の場合は3000円）を算出して代入した。

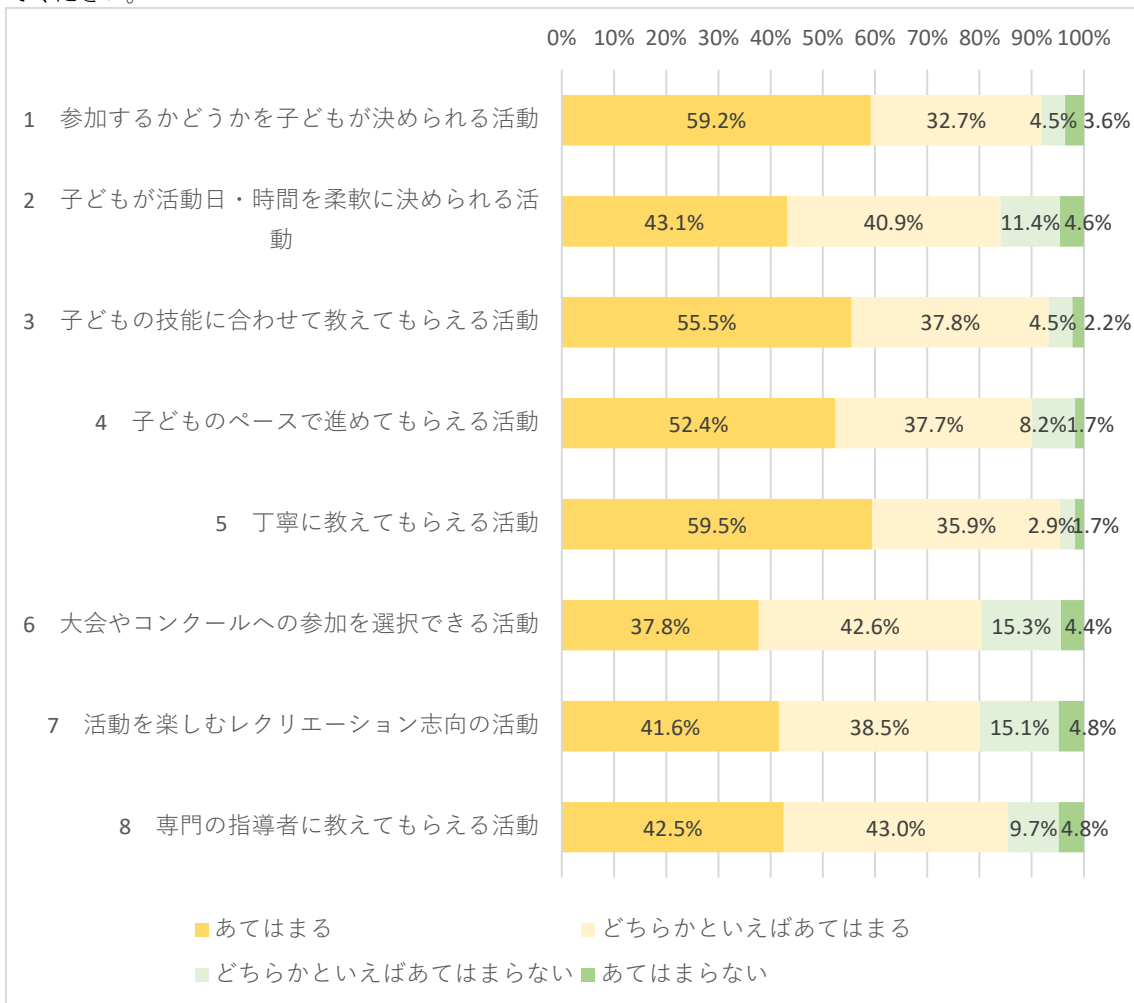


小学生保護者がクラブに支払う年間費用負担の度数分布

2 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと

主な結果	
✓	お子さんが「地域のスポーツクラブや文化クラブには所属していない」と回答した保護者を対象として、どのような活動であれば、お子さんが休日のスポーツや文化の活動をしたと思うかを尋ねたところ、「丁寧に教えてもらえる活動」「子どもの技能に合わせて教えてもらえる活動」「参加するかどうかを子どもが決められる活動」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問4 問1で「地域のスポーツクラブや文化クラブには所属していない」と回答した方にお尋ねします。令和7年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。あなたのお子さんが、休日に地域が運営するスポーツや文化の活動を行うことを想像し、質問にご回答ください。どのような活動であれば、あなたのお子さんは休日のスポーツや文化の活動をしたい（あなたのお子さんを休日のスポーツや文化の活動をさせたいと思いますか？）と思うと考えますか？あてはまるものを選んでください。



項目	あてはまる	どちらかといえはあてはまる	どちらかといえはあてはまらない	あてはまらない	合計
1 参加するかどうかを子どもが決められる活動	248 59.2%	137 32.7%	19 4.5%	15 3.6%	419 100.0%
2 子どもが活動日・時間を柔軟に決められる活動	178 43.1%	169 40.9%	47 11.4%	19 4.6%	413 100.0%
3 子どもの技能に合わせて教えてもらえる活動	232 55.5%	158 37.8%	19 4.5%	9 2.2%	418 100.0%
4 子どものペースで進めてもらえる活動	218 52.4%	157 37.7%	34 8.2%	7 1.7%	416 100.0%
5 丁寧に教えてもらえる活動	247 59.5%	149 35.9%	12 2.9%	7 1.7%	415 100.0%
6 大会やコンクールへの参加を選択できる活動	156 37.8%	176 42.6%	63 15.3%	18 4.4%	413 100.0%
7 活動を楽しむことを大切にしたレクリエーション志向の活動	173 41.6%	160 38.5%	63 15.1%	20 4.8%	416 100.0%
8 専門の指導者に教えてもらえる活動	176 42.5%	178 43.0%	40 9.7%	20 4.8%	414 100.0%

3 地域クラブ活動に移行した場合の月謝の許容額

主な結果	
✓	移行後の地域クラブ活動に対して月謝を支払う場合、許容される金額は、平均 4715.3 円であった。実際に支払っている月謝の平均値 (6545.1 円) からは、1829.8 円低い値であった。

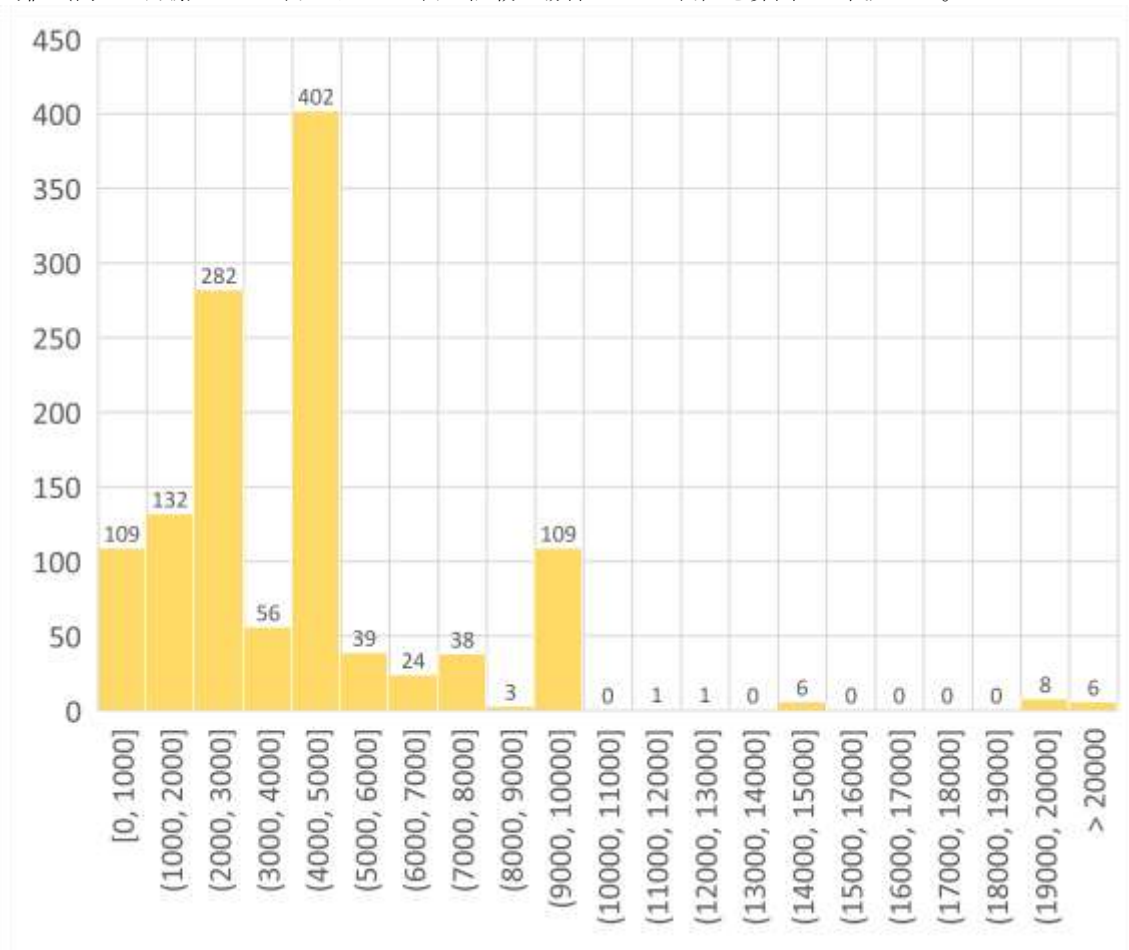
問 5 令和 7 年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。あなたのお子さんが、休日に地域が運営するスポーツや文化の活動を行うことを想像し、質問にご回答ください。

問 5-1 月謝はいくらまでであれば許容できますか？「〇〇〇円程度」とお答えください。

基礎統計量	
平均値	4715.3
標準偏差	3829.2
中央値	5000
最小値	0
最大値	70000

注 1) 分析対象者は 1216 名 (記入漏れ記入ミスを除く) であった。

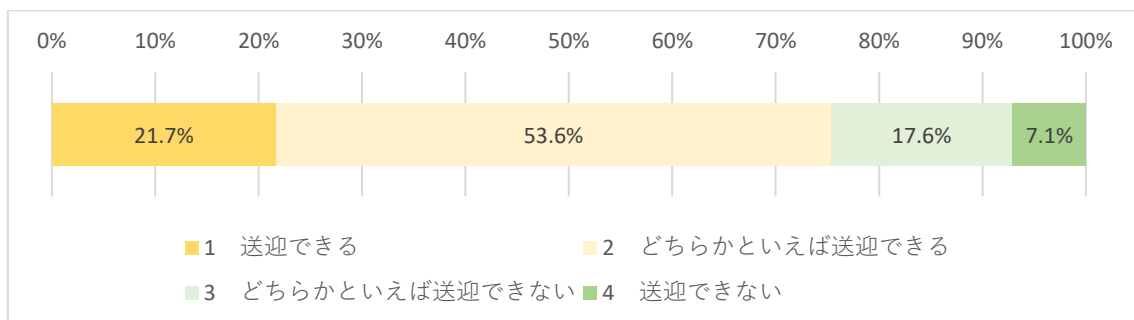
注 2) 年間の金額が記載された回答は 12 を除すことで月単位に算出し、月謝の範囲が記載された回答は平均値 (例えば月謝は 2000 円から 4000 円と記載の場合は 3000 円) を算出して代入した。



4 地域クラブ活動への送迎

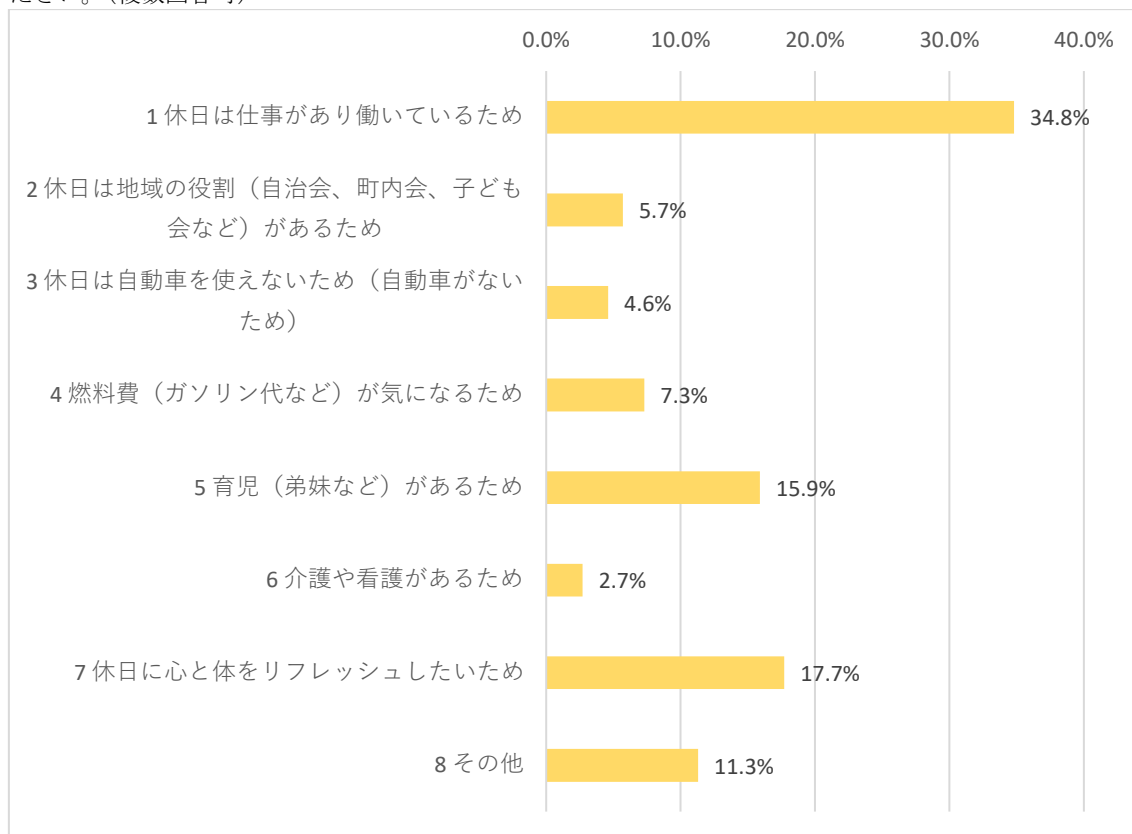
主な結果	
✓	休日の地域クラブ活動の会場までの送迎について尋ねたところ、75.3%の者が「送迎できる」「どちらかといえば送迎できる」と回答した。
✓	「送迎できない」「どちらかといえば送迎できない」と回答した 24.7%の者を対象として、この理由を尋ねたところ、「休日に仕事があり働いている」「休日に心と体をリフレッシュしたい」「育児（弟妹など）がある」の順で高い割合であった。

問 5-2 休日の活動場所が遠くなり、徒歩や自転車で活動場所まで行けない場合、送迎していただくことは可能ですか？



項目	<i>n</i>	%
1 送迎できる	278	21.7%
2 どちらかといえば送迎できる	688	53.6%
3 どちらかといえば送迎できない	226	17.6%
4 送迎できない	91	7.1%
合計	1283	100.0%

問6 問5-2で「送迎できない」「どちらかといえば送迎できない」を選択した理由を以下から選択してください。（複数回答可）



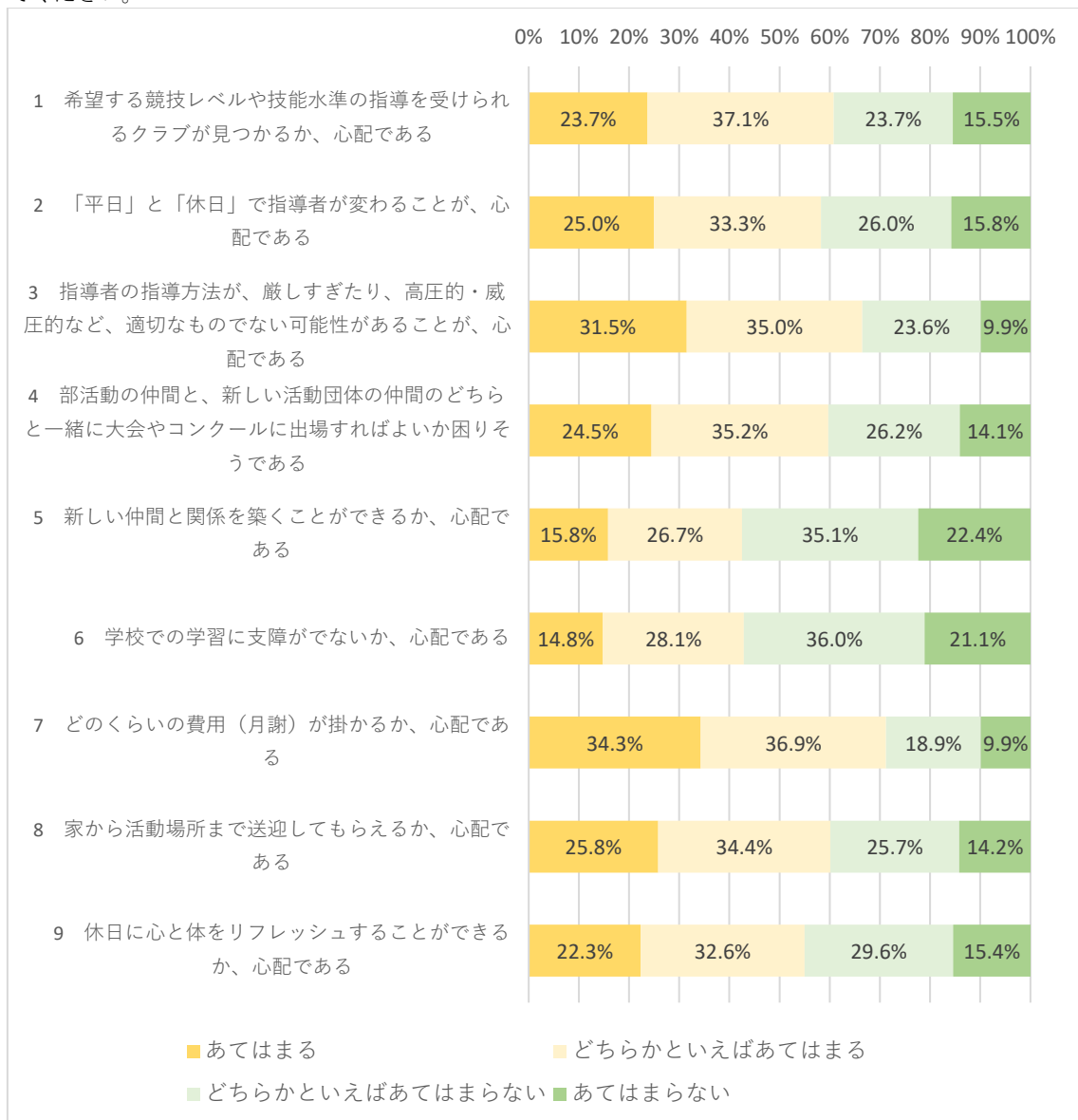
項目	n	%
1 休日は仕事があり働いているため	195	34.8%
2 休日は地域の役割（自治会、町内会、子ども会など）があるため	32	5.7%
3 休日は自動車を使えないため（自動車がないため）	26	4.6%
4 燃料費（ガソリン代など）が気になるため	41	7.3%
5 育児（弟妹など）があるため	89	15.9%
6 介護や看護があるため	15	2.7%
7 休日に心と体をリフレッシュしたいため	99	17.7%
8 その他	63	11.3%
合計	560	100.0%

注) 分析対象者は315名であった。

5 地域クラブ活動への加入に伴う心配

主な結果	
✓	地域クラブ活動への加入に伴う心配や不安としては、「どのくらいの費用（月謝）が掛かるか」「指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があること」「希望する競技レベルや技能水準の指導を受けられるクラブが見つかるか」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問7 令和7年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。このことについて、心配なことや不安なことはありますか？ 今のあなたの考えとして、あてはまるものを選んでください。



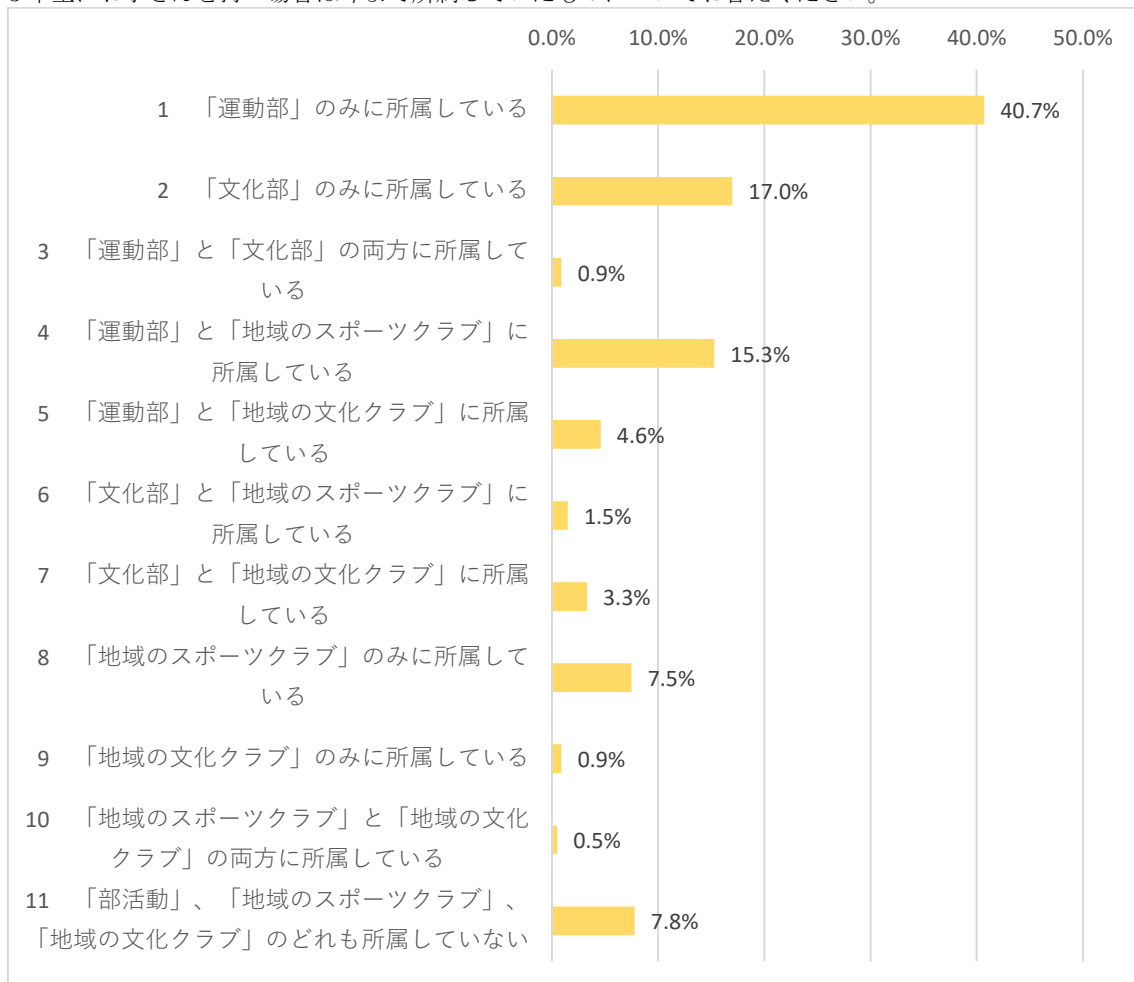
項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 希望する競技レベルや技能水準の指導を受けられるクラブが見つかるか、心配である	298 23.7%	468 37.1%	299 23.7%	195 15.5%	1260 100.0%
2 「平日」と「休日」で指導者が変わることが、心配である	315 25.0%	420 33.3%	328 26.0%	199 15.8%	1262 100.0%
3 指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があることが、心配である	399 31.5%	443 35.0%	298 23.6%	125 9.9%	1265 100.0%
4 部活動の仲間と、新しい活動団体の仲間のどちらと一緒に大会やコンクールに出場すればよいか困りそうである	308 24.5%	443 35.2%	329 26.2%	177 14.1%	1257 100.0%
5 新しい仲間と関係を築くことができるか、心配である	199 15.8%	336 26.7%	441 35.1%	282 22.4%	1258 100.0%
6 学校での学習に支障がでないか、心配である	186 14.8%	354 28.1%	453 36.0%	266 21.1%	1259 100.0%
7 どのくらいの費用（月謝）が掛かるか、心配である	435 34.3%	468 36.9%	240 18.9%	125 9.9%	1268 100.0%
8 家から活動場所まで送迎してもらえるか、心配である	326 25.8%	435 34.4%	325 25.7%	180 14.2%	1266 100.0%
9 休日に心と体をリフレッシュすることができるか、心配である	282 22.3%	413 32.6%	375 29.6%	195 15.4%	1265 100.0%

中学生保護者を対象とした調査の結果

1 地域クラブ活動への所属率と月謝及び年間の費用負担

主な結果	
✓	部活動に参加している者（地域クラブ活動との掛け持ちも含む）は 83.3%、地域クラブ活動に参加している者（部活動との掛け持ちも含む）は 33.6%であった。
✓	部活動にも地域クラブ活動にも参加していない者は 7.8%であった。
✓	部活動や地域クラブ活動の部費や月謝の平均は 3957.8 円であり、月謝以外の年間費用負担の平均は 25471.9 円であった。

問1 現在、あなたのお子さんは、学校の部活動や地域のクラブに所属していますか？なお、クラブは運動やスポーツだけでなく、ピアノや書道などの習い事を含めます。ただし、学習塾は除きます。なお、中学校3年生にお子さんを持つ場合は今まで所属していたものについてお答えください。



	項目	<i>n</i>	%
1	「運動部」のみに所属している	622	40.7%
2	「文化部」のみに所属している	260	17.0%
3	「運動部」と「文化部」の両方に所属している	14	0.9%
4	「運動部」と「地域のスポーツクラブ」に所属している	234	15.3%
5	「運動部」と「地域の文化クラブ」に所属している	70	4.6%
6	「文化部」と「地域のスポーツクラブ」に所属している	23	1.5%
7	「文化部」と「地域の文化クラブ」に所属している	51	3.3%
8	「地域のスポーツクラブ」のみに所属している	115	7.5%
9	「地域の文化クラブ」のみに所属している	14	0.9%
10	「地域のスポーツクラブ」と「地域の文化クラブ」の両方に所属している	7	0.5%
11	学校の「部活動」、「地域のスポーツクラブ」、「地域の文化クラブ」のどれも所属していない	119	7.8%
	合計	1529	100.0%

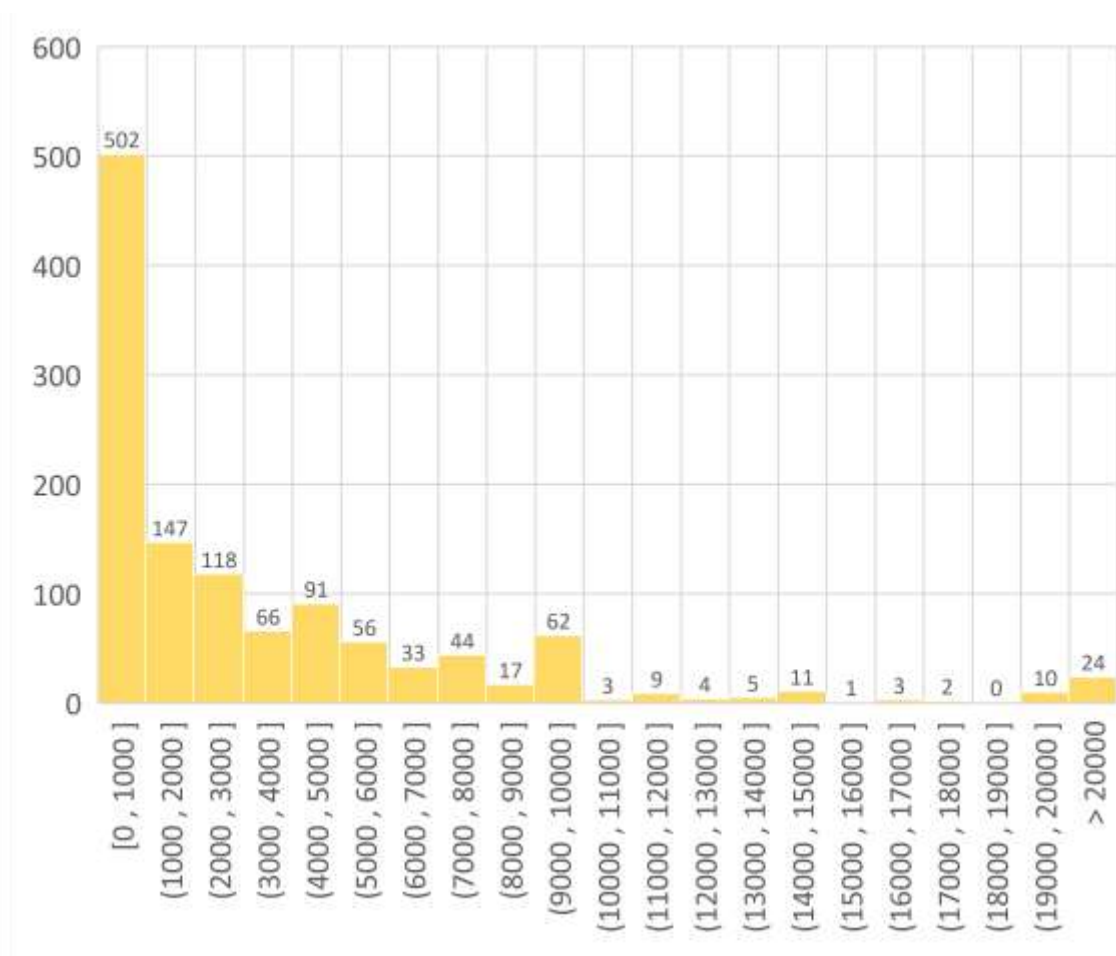
問2 問1で1から10のいずれかに回答した方にお尋ねします。
 お子さんが所属する部活動やクラブに支払っている部費や月謝はどの程度ですか？概数で構いませんので「〇〇〇円程度」とお教えてください。

部活動やクラブを掛け持ちして所属している場合は、最も高い支払い部費や月謝についてご回答ください。

基礎統計量	
平均値	3957.8
標準偏差	6257.1
中央値	2000
最小値	0
最大値	100000

注1) 分析対象者は1208名であった。

注2) 年間の金額が記載された回答は12を除くことで月単位に算出し、月謝の範囲が記載された回答は平均値（例えば月謝は2000円から4000円と記載の場合は3000円）を算出して代入した。



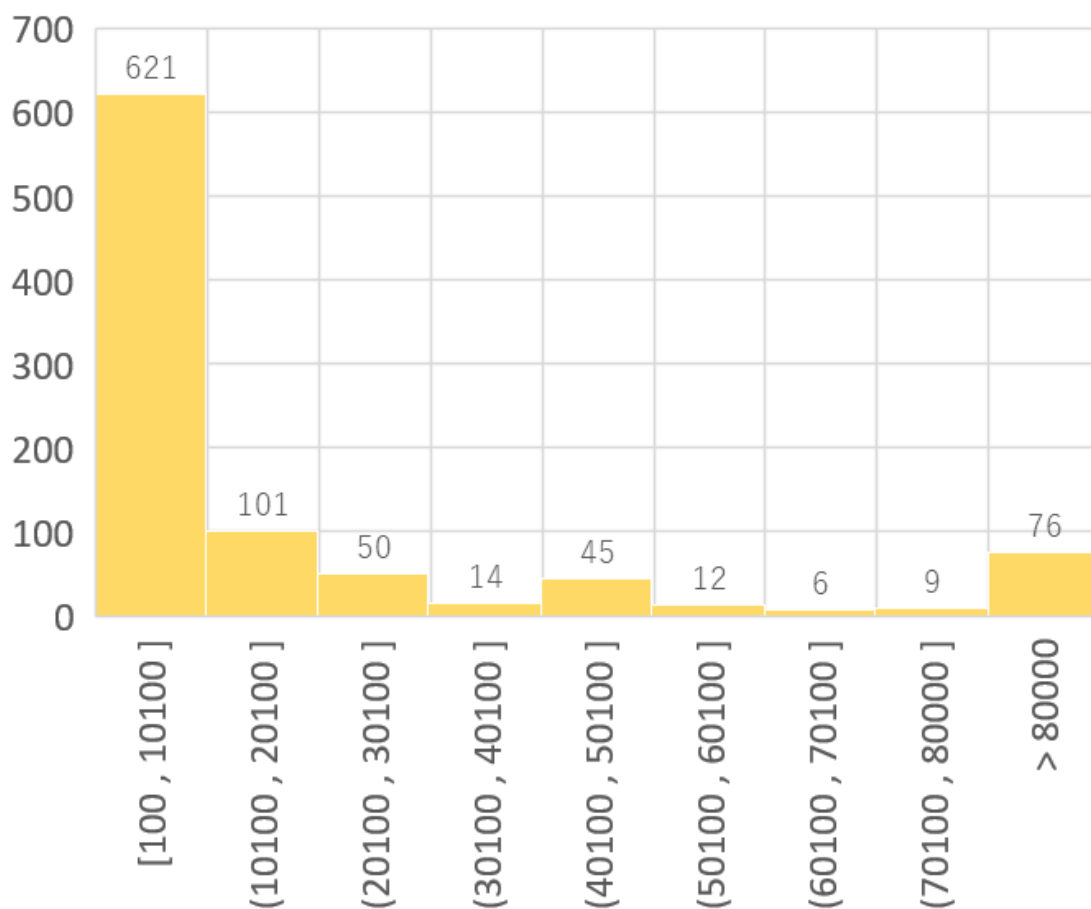
中学生保護者が部活動やクラブに支払う月謝の度数分布

問3 月謝以外に支払っている年間の費用負担（例：光熱費、大会・コンクール参加代、遠征代などの諸経費）は、どの程度ですか？ 概数で構いませんので「〇〇〇円程度」とお教えてください。

基礎統計量	
平均値	25471.9
標準偏差	60264.9
中央値	6000
最小値	100
最大値	900000

注1) 分析対象者は934名（記入漏れ記入ミスを除く）であった。

注2) 年間の費用負担の範囲が記載された回答は平均値（例えば月謝は2000円から4000円と記載の場合は3000円）を算出して代入した。



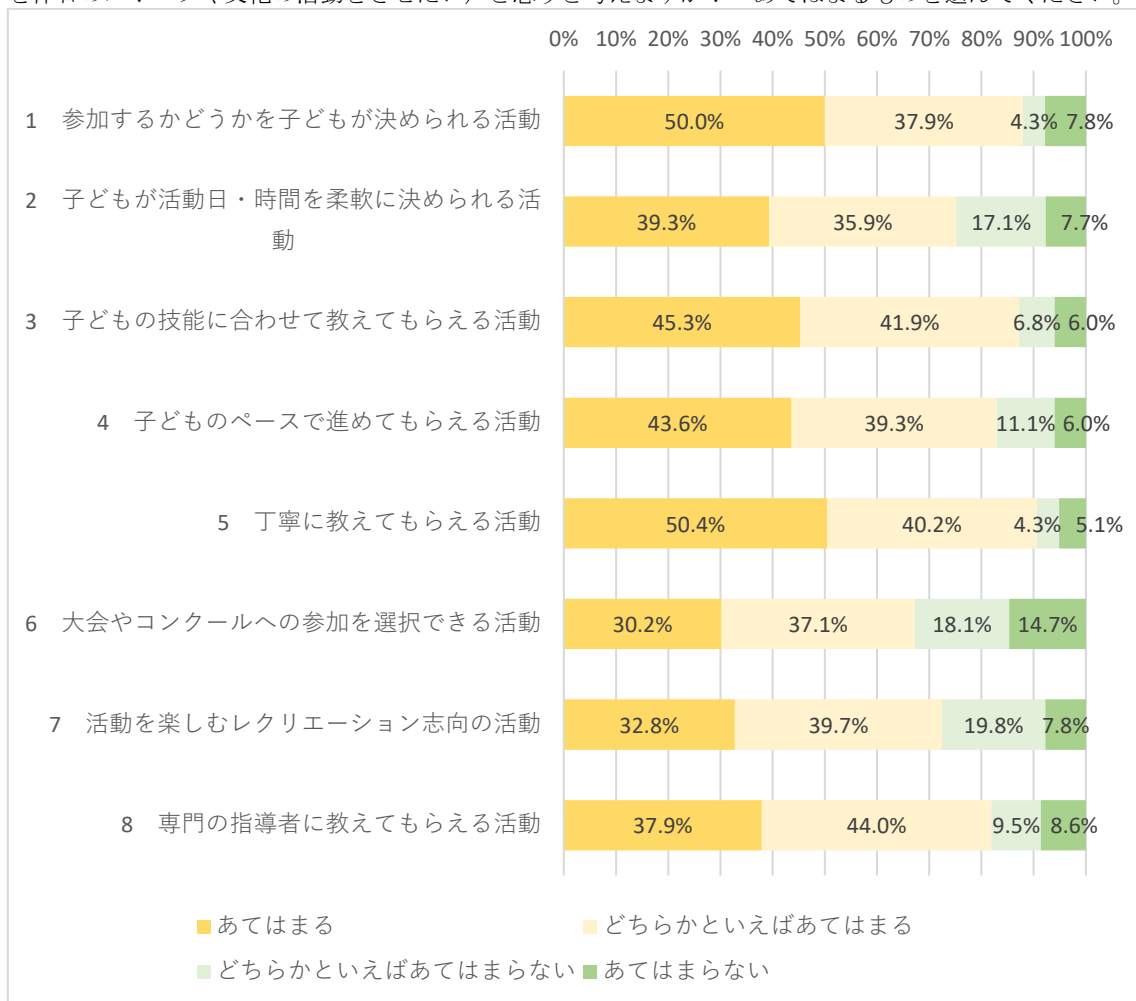
中学生保護者が部活動やクラブに支払う年間費用負担の度数分布

2 スポーツ・文化活動に所属していない者が活動に望むこと

主な結果	
✓	お子さんが「部活動、地域のスポーツクラブ、地域の文化クラブのどれも所属していない」と回答した保護者を対象として、どのような活動であれば、お子さんが休日のスポーツや文化の活動をしたと思うかを尋ねたところ、「丁寧に教えてもらえる活動」「参加するかどうかを子どもが決められる活動」「子どもの技能に合わせて教えてもらえる活動」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問4 問1で11と回答した方にお尋ねします。

令和7年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。あなたのお子さんが、休日に地域が運営するスポーツや文化の活動を行うことを想像し、質問にご回答ください。どのような活動であれば、あなたのお子さんは休日のスポーツや文化の活動をしたい（あなたのお子さんを休日のスポーツや文化の活動をさせたい）と思うと考えますか？ あてはまるものを選んでください。



項目	あては まる	どちら かとい えばあ てはま る	どちら かとい えばあ てはま らない	あては まらない	合計
1 参加するかどうかを子どもが決められる活動	58 50.0%	44 37.9%	5 4.3%	9 7.8%	58 50.0%
2 子どもが活動日・時間を柔軟に決められる活動	46 39.3%	42 35.9%	20 17.1%	9 7.7%	46 39.3%
3 子どもの技能に合わせて教えてもらえる活動	53 45.3%	49 41.9%	8 6.8%	7 6.0%	53 45.3%
4 子どものペースで進めてもらえる活動	51 43.6%	46 39.3%	13 11.1%	7 6.0%	51 43.6%
5 丁寧に教えてもらえる活動	59 50.4%	47 40.2%	5 4.3%	6 5.1%	59 50.4%
6 大会やコンクールへの参加を選択できる活動	35 30.2%	43 37.1%	21 18.1%	17 14.7%	35 30.2%
7 活動を楽しむことを大切にしたレクリエーション志向の活動	38 32.8%	46 39.7%	23 19.8%	9 7.8%	38 32.8%
8 専門の指導者に教えてもらえる活動	44 37.9%	51 44.0%	11 9.5%	10 8.6%	44 37.9%

3 地域クラブ活動に移行した場合の月謝の許容額

主な結果	
✓	移行後の地域クラブ活動に対して月謝を支払う場合、許容される金額は、平均 3605.6 円であった。実際に支払っている部費や月謝の平均値（3957.8 円）からは、352.2 円低い値であった。

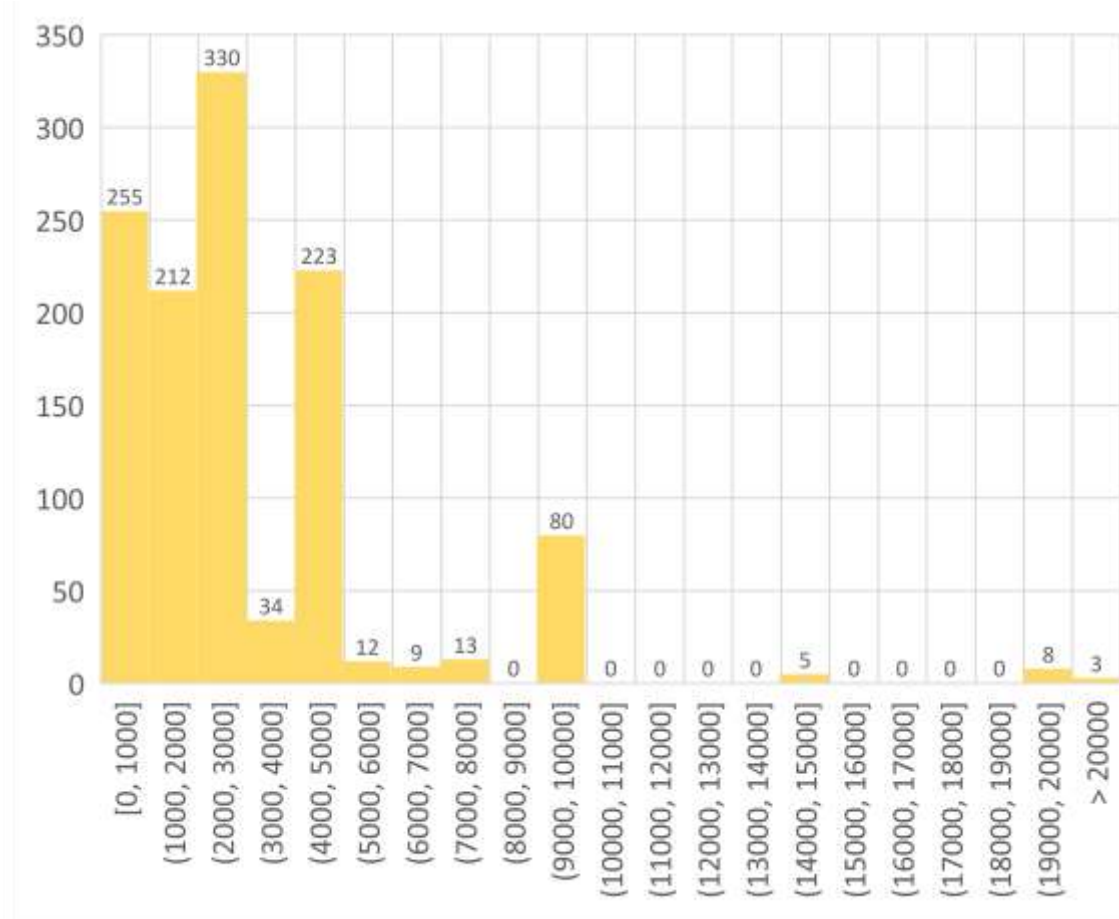
問 5 令和 7 年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。あなたのお子さんが、休日に地域が運営するスポーツや文化の活動を行うことを想像し、質問にご回答ください。なお、中学校 3 年生にお子さんを持つ保護者の皆さんは、ここは回答不要です。飛ばしてください。

問 5-1 月謝はいくらまでであれば許容できますか？（〇〇〇円程度とおおよそで構いません）

基礎統計量	
平均値	3605.6
標準偏差	3507.8
中央値	3000
最小値	0
最大値	50000

注 1) 分析対象者は 1184 名であった。

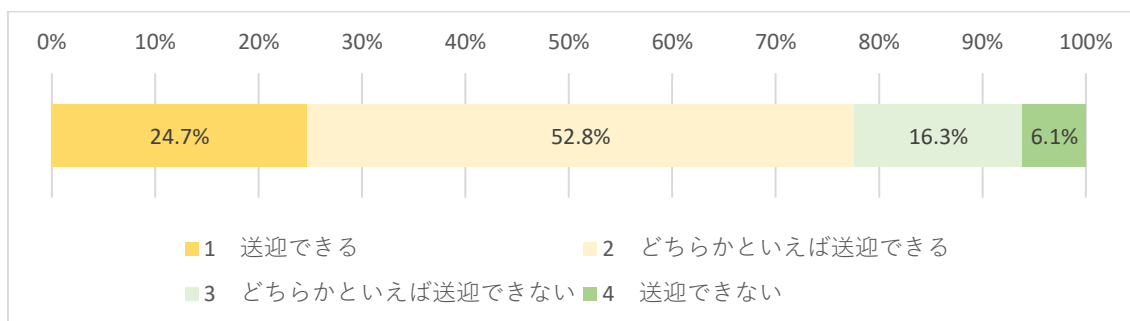
注 2) 年間の金額が記載された回答は 12 を除くことで月単位に算出し、月謝の範囲が記載された回答は平均値（例えば月謝は 2000 円から 4000 円と記載の場合は 3000 円）を算出して代入した。



4 地域クラブ活動への送迎

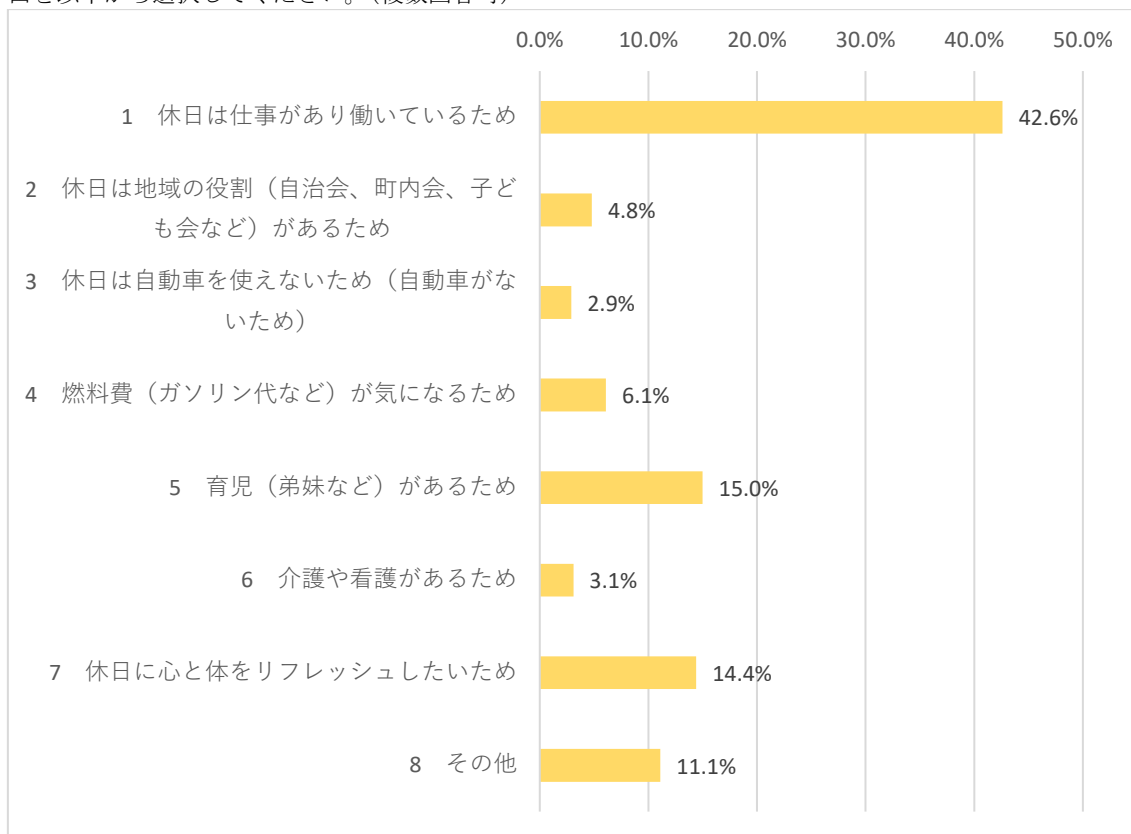
主な結果	
✓	休日の地域クラブ活動の会場までの送迎について尋ねたところ、77.5%の者が「送迎できる」「どちらかといえば送迎できる」と回答した。
✓	「送迎できない」「どちらかといえば送迎できない」と回答した 22.4%の者を対象として、この理由を尋ねたところ、「休日に仕事があり働いている」「育児（弟妹など）がある」「休日に心と体をリフレッシュしたい」の順で高い割合であった。

問 5-2 休日の活動場所が遠くなり、徒歩や自転車で活動場所まで行けない場合、送迎していただくことは可能ですか？



項目	<i>n</i>	%
1 送迎できる	336	24.7%
2 どちらかといえば送迎できる	718	52.8%
3 どちらかといえば送迎できない	222	16.3%
4 送迎できない	83	6.1%
合計	1359	100.0%

問6 問5-2で「送迎できない」「どちらかといえば送迎できない」を選択した方におききます。その理由を以下から選択してください。(複数回答可)



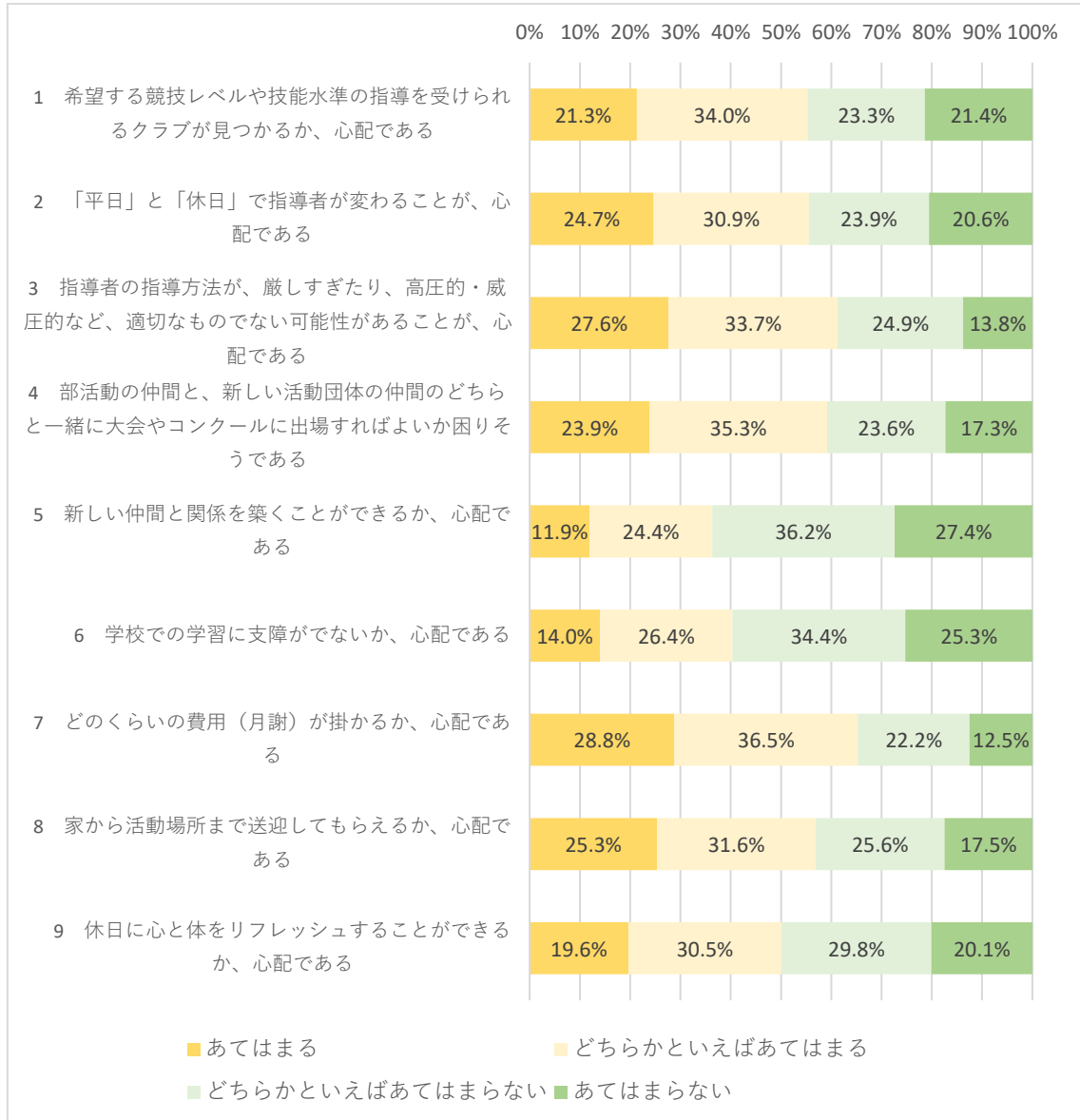
項目	n	%
1 休日は仕事があり働いているため	204	42.6%
2 休日は地域の役割（自治会、町内会、子ども会など）があるため	23	4.8%
3 休日は自動車を使えないため（自動車がないため）	14	2.9%
4 燃料費（ガソリン代など）が気になるため	29	6.1%
5 育児（弟妹など）があるため	72	15.0%
6 介護や看護があるため	15	3.1%
7 休日に心と体をリフレッシュしたいため	69	14.4%
8 その他	53	11.1%
合計	479	100.0%

注) 分析対象者は303名であった。

5 地域クラブ活動への加入に伴う心配

主な結果	
✓	地域クラブ活動への加入に伴う心配や不安としては、「どのくらいの費用（月謝）が掛かるか」「指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があること」「部活動の仲間と、新しい活動団体の仲間のどちらと一緒に大会やコンクールに出場すればよいか」の順で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合が高かった。

問7 令和7年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。このことについて、心配なことや不安なことはありますか？ 今のあなたの考えとして、あてはまる数字を選んでください。



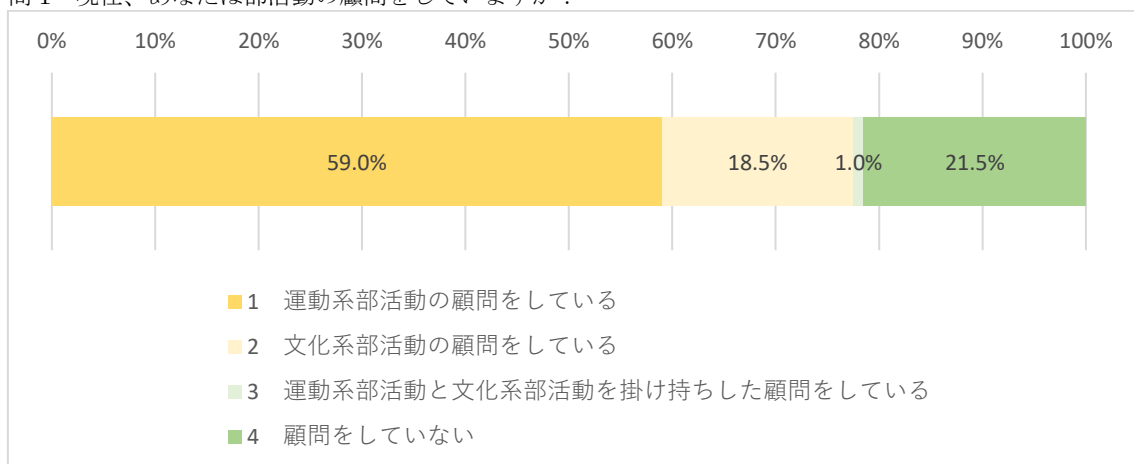
項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	合計
1 希望する競技レベルや技能水準の指導を受けられるクラブが見つかるか、心配である	311 21.3%	496 34.0%	340 23.3%	312 21.4%	1459 100.0%
2 「平日」と「休日」で指導者が変わることが、心配である	361 24.7%	452 30.9%	350 23.9%	301 20.6%	1464 100.0%
3 指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があることが、心配である	404 27.6%	494 33.7%	365 24.9%	203 13.8%	1466 100.0%
4 部活動の仲間と、新しい活動団体の仲間のどちらと一緒に大会やコンクールに出場すればよいか困りそうである	349 23.9%	516 35.3%	345 23.6%	253 17.3%	1463 100.0%
5 新しい仲間と関係を築くことができるか、心配である	175 11.9%	358 24.4%	531 36.2%	401 27.4%	1465 100.0%
6 学校での学習に支障がでないか、心配である	204 14.0%	384 26.4%	501 34.4%	368 25.3%	1457 100.0%
7 どのくらいの費用（月謝）が掛かるか、心配である	421 28.8%	534 36.5%	324 22.2%	183 12.5%	1462 100.0%
8 家から活動場所まで送迎してもらえるか、心配である	371 25.3%	463 31.6%	376 25.6%	256 17.5%	1466 100.0%
9 休日に心と体をリフレッシュすることができるか、心配である	286 19.6%	446 30.5%	436 29.8%	293 20.1%	1461 100.0%

中学校教員を対象とした調査の結果

1 部活動顧問の割合、指導者資格や指導経験の有無、休日部活動の負担感

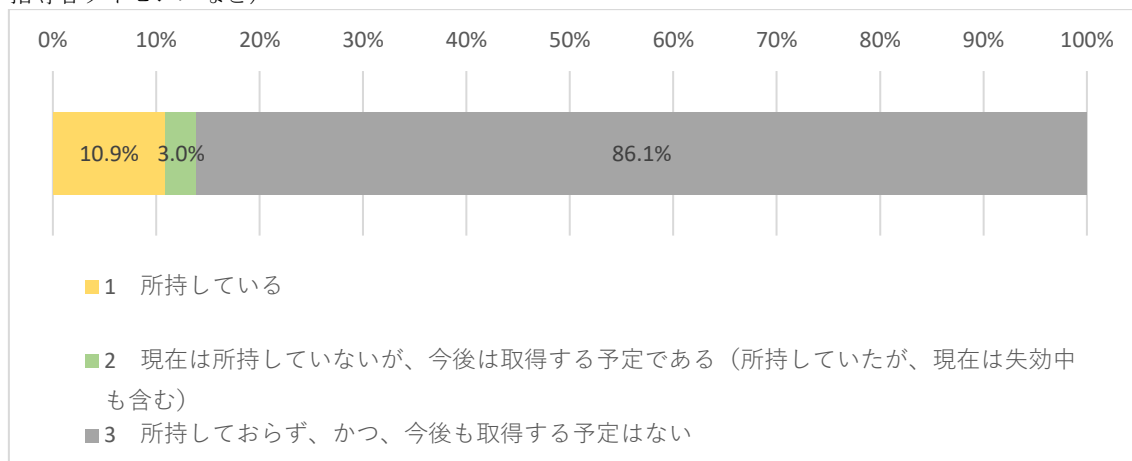
主な結果	
✓	本調査に回答した教員のうち78.5%の者が部活動の顧問を担当していた。
✓	指導者資格について、「所持している」と回答した者は10.9%であった。
✓	担当している部活動の種目について、「顧問になる以前から経験している」と回答した者は45.6%であった。
✓	休日の部活動指導に対して、77.1%の者は「負担である」「どちらかといえば負担である」であった。
✓	この負担感は、時間的拘束、育児との両立困難、休養時間の減少、家族との過ごす時間の減少などが挙げられた。

問1 現在、あなたは部活動の顧問をしていますか？



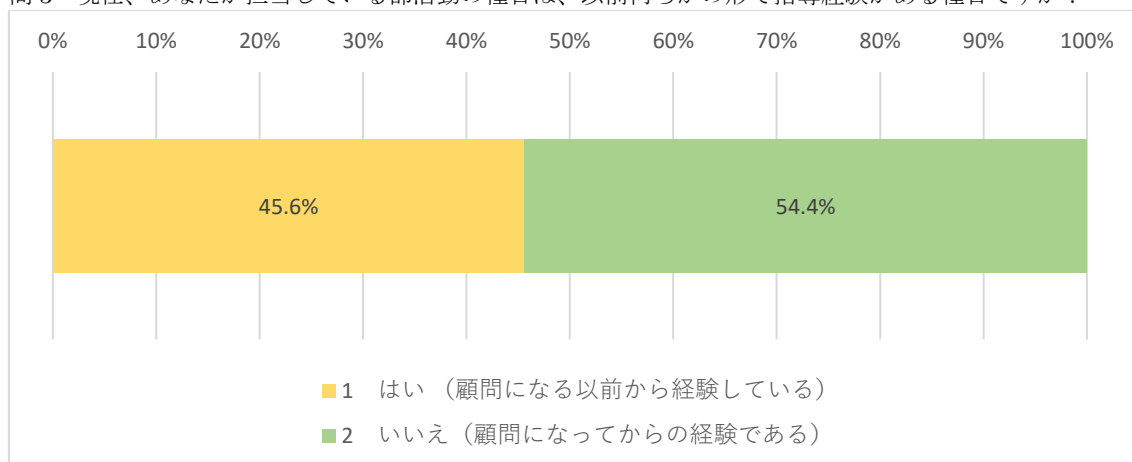
項目	n	%
1 運動系部活動の顧問をしている	121	59.0%
2 文化系部活動の顧問をしている	38	18.5%
3 運動系部活動と文化系部活動を掛け持ちした顧問をしている	2	1.0%
4 顧問をしていない	44	21.5%
合計	205	100.0%

問2 現在、あなたは協会等による指導者資格を所持していますか？（たとえば、日本サッカー協会による指導者ライセンスなど）



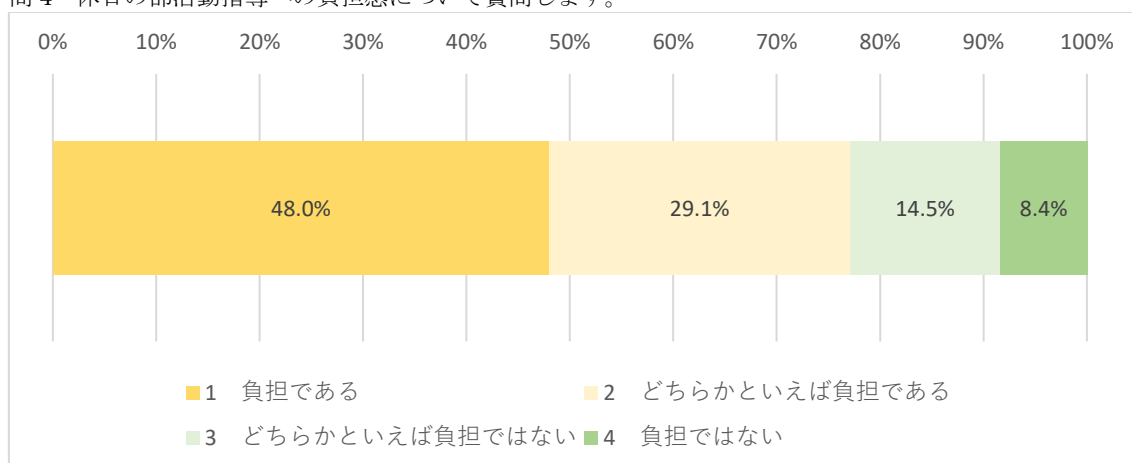
項目	n	%
1 所持している	22	10.9%
2 現在は所持していないが、今後は取得する予定である（所持していたが、現在は失効中も含む）	6	3.0%
3 所持しておらず、かつ、今後も取得する予定はない	173	86.1%
合計	201	100.0%

問3 現在、あなたが担当している部活動の種目は、以前何らかの形で指導経験がある種目ですか？



項目	n	%
1 はい（顧問になる以前から経験している）	78	45.6%
2 いいえ（顧問になってからの経験である）	93	54.4%
合計	171	100.0%

問4 休日の部活動指導への負担感について質問します。



項目	n	%
1 負担である	86	48.0%
2 どちらかといえば負担である	52	29.1%
3 どちらかといえば負担ではない	26	14.5%
4 負担ではない	15	8.4%
合計	179	100.0%

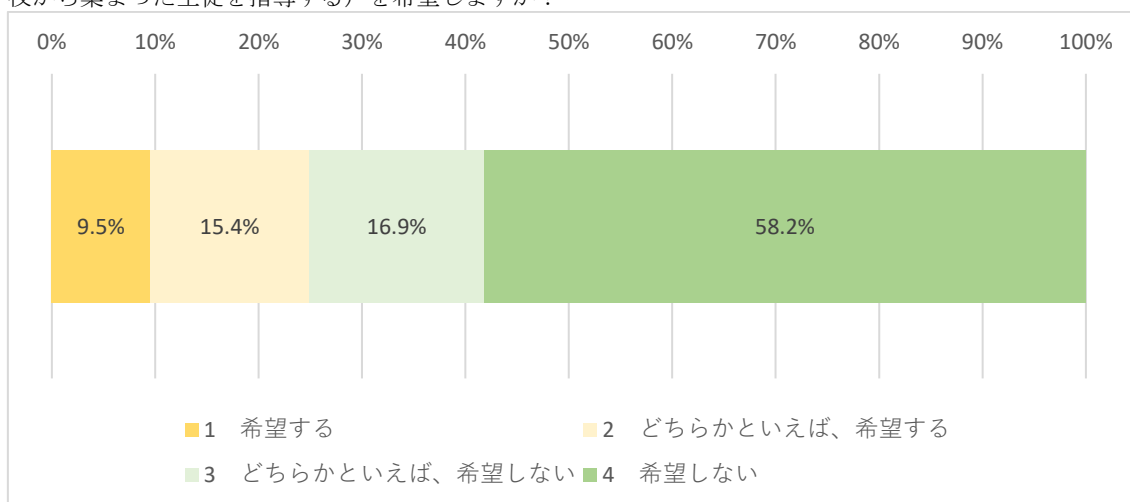
問5 負担の理由を教えてください。(自由記述)

主な回答
心身をリフレッシュする時間を確保できない プライベートの時間を取ることができない 育児や介護などを行えないため家庭に影響がでる 土日に行われる大会の引率や運営が負担である 大会シーズンとなると土日が数週間つぶれる 労働時間に対する手当が少なすぎる 専門的な技術指導や審判ができない 保護者対応が負担である 学校外の会場での活動が負担である 練習や試合などで拘束時間が長すぎる 活動場所までの距離が長い 平日できない校務や教材研究の時間が取れない 急な用事でさえ自由に使えない 実質主顧問が部活動の運営を行うため負担である 本来休日であるべき(勤務日ではない)日に指導に当たること自体が負担である

2 休日の地域クラブ活動の指導希望

主な結果	
✓	休日の地域クラブ活動の指導について、「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した者は 24.9%であった。
✓	指導を希望する理由としては、専門性を生かしたい、子どもの育成に関わりたいなどが挙げられた。
✓	指導を希望する種目は、「テニス・ソフトテニス」「バスケットボール」「サッカー」の順に多かった。
✓	指導を希望する地区は、松本市が多かった。
✓	休日の地域クラブ活動の指導について、指導を「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した理由は、「家族との時間を大切にしたい」「家庭の事情（育児、看護、介護等）がある」「自分の時間を大切にしたい」の順に高い割合であった。
✓	指導を希望しないとする者でも、1時間 1500 円以上の報酬を得られれば指導に携わるとする割合が高かった。

問6 今後、兼職兼業が認められた場合は、自身の専門性を生かして、地域のスポーツや文化の活動の指導等を行うことができる見込みです。あなたは、休日のスポーツ・文化の活動の指導（ある施設に複数の学校から集まった生徒を指導する）を希望しますか？

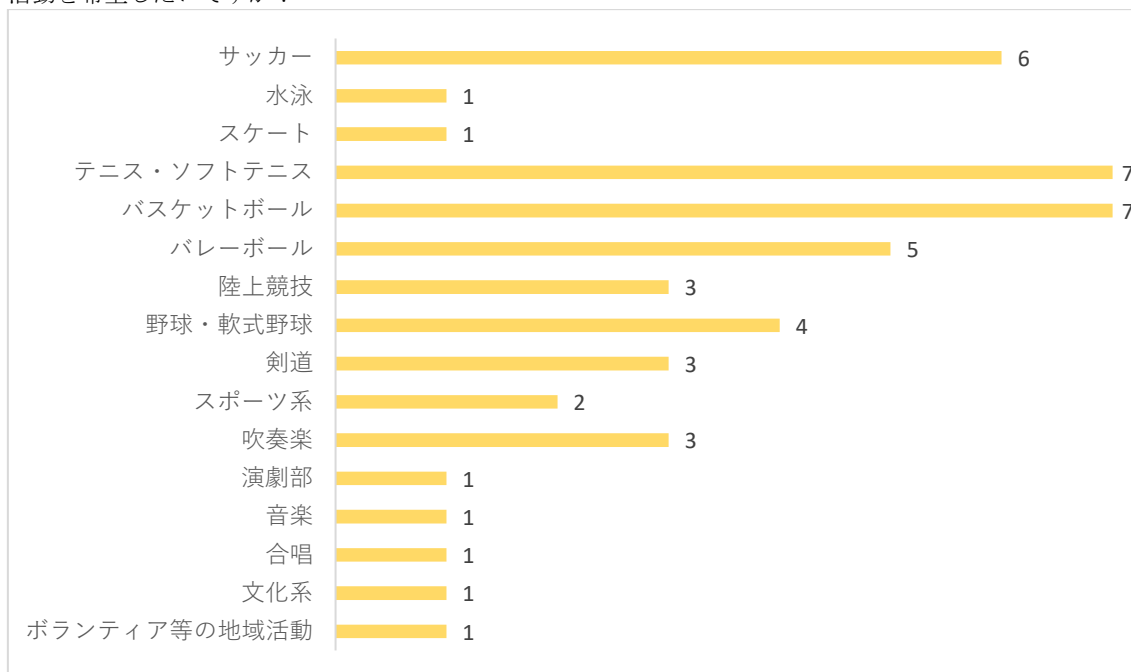


項目	n	%
1 希望する	19	9.5%
2 どちらかといえば希望する	31	15.4%
3 どちらかといえば希望しない	34	16.9%
4 希望しない	117	58.2%
合計	201	100.0%

問 7-1 問 6 で「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した方にお尋ねします。希望する理由を教えてください。(自由記述)

主な回答
学校全体の活気に好影響だから 種目に魅力を感じており、普及を図りたいから 指導の専門性を生かしたいから 専門の指導が好きだから 自分の生活の充実に繋がるから 生徒の成長する姿を見たいから 生徒と関わっていたいから 生徒が一生懸命に取り組む環境を整えたいから

問 7-2 問 6 で「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した方にお尋ねします。どのような種目・活動を希望したいですか？

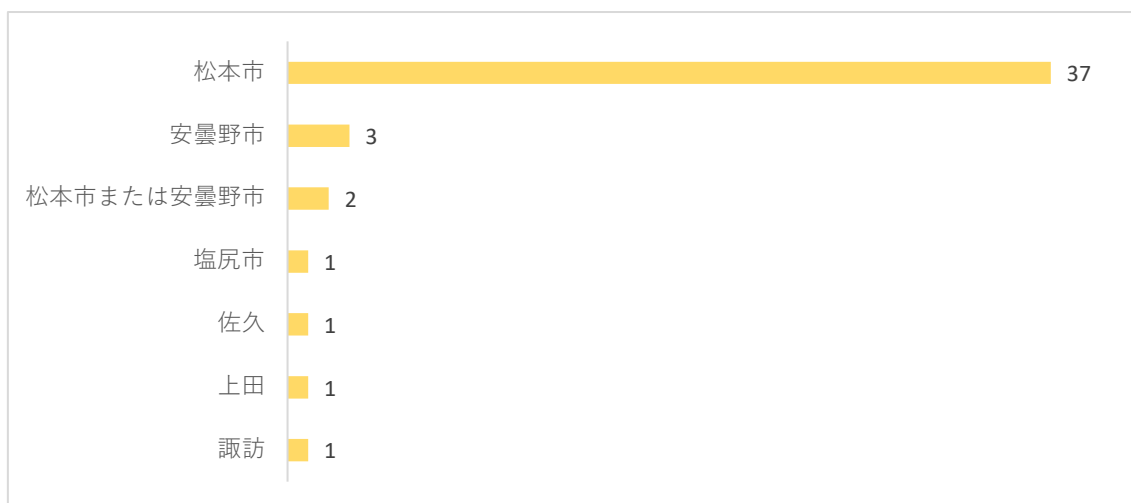


種目・活動	n
サッカー	6
水泳	1
スケート	1
テニス・ソフトテニス	7
バスケットボール	7
バレーボール	5
陸上競技	3
野球・軟式野球	4
剣道	3
スポーツ系	2
吹奏楽	3
演劇部	1
音楽	1
合唱	1
文化系	1
ボランティア等の地域活動	1
合計	47

注 1) 分析対象者は 46 名（具体的な種目の記載のない 1 名の回答を除外した）であった。

注 2) 1 名につき 2 種目を回答した種目や活動を含む。

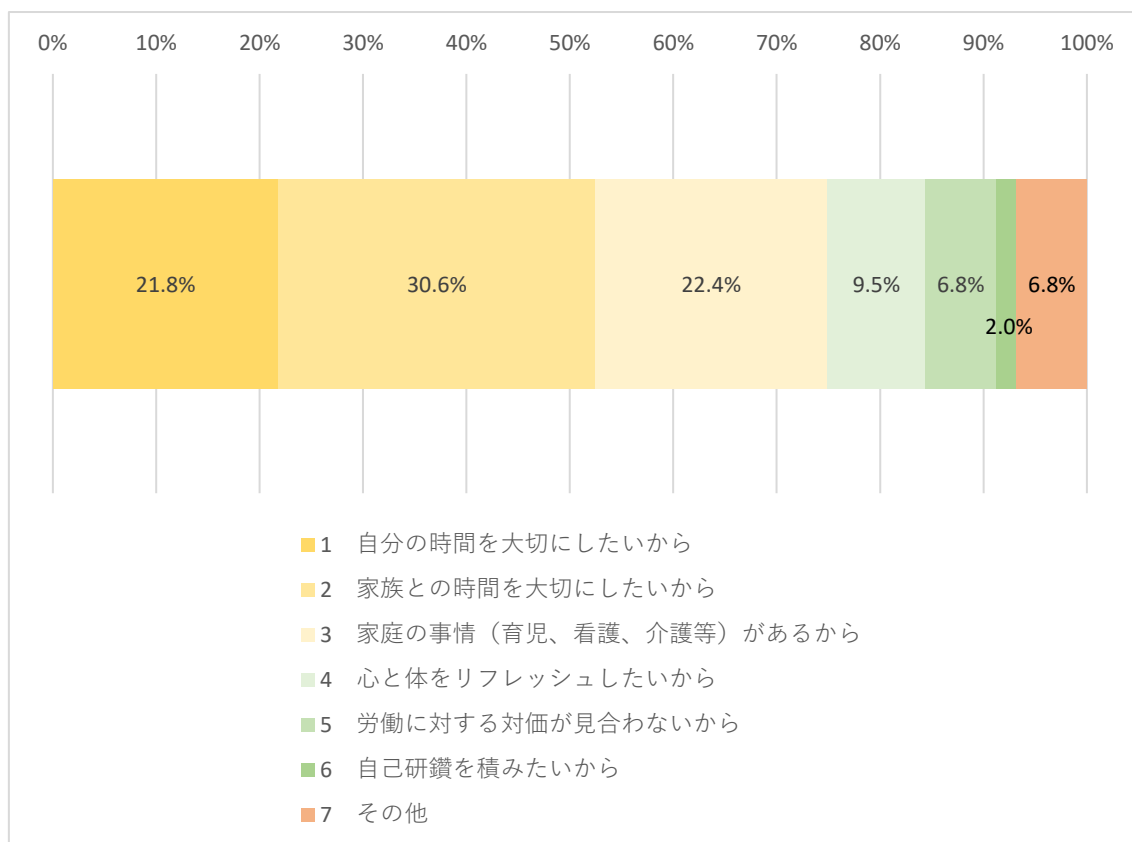
問 7-3 問 6 で「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した方にお尋ねします。指導を希望する場合、その地区はどこですか？ 松本市以外の場合は、市町村名を記入してください。



地区	n
松本市	37
安曇野市	3
松本市または安曇野市	2
塩尻市	1
佐久	1
上田	1
諏訪	1
合計	46

注 1) 分析対象者は 46 名（具体的な地区の記載のない 3 名の回答を除外した）。

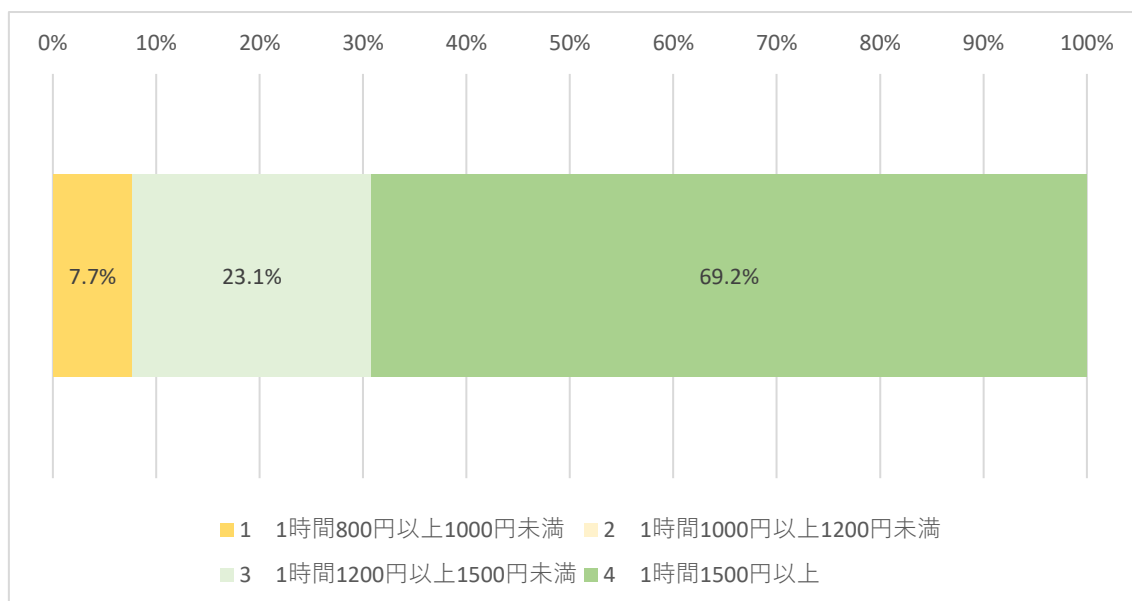
問8 問6で「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した方にお尋ねします。希望しない理由は何ですか？ 最も当てはまるものを1つ選んでください。



項目	n	%
1 自分の時間を大切にしたいから	32	21.8%
2 家族との時間を大切にしたいから	45	30.6%
3 家庭の事情（育児、看護、介護等）があるから	33	22.4%
4 心と体をリフレッシュしたいから	14	9.5%
5 労働に対する対価が見合わないから	10	6.8%
6 自己研鑽を積みたいから	3	2.0%
7 その他	10	6.8%
合計	147	100.0%

注) 「7 その他」の理由としては、①指導技術が無い、②授業準備や教科の専門性を高めるための時間に充てたい、③休日を仕事の時間に充てたい、④教えられる種目が無いといった理由が挙げられた。

問 8 問 6 で「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した方にお尋ねします。どのくらいの報酬であれば、指導に携わりたいと思いますか？

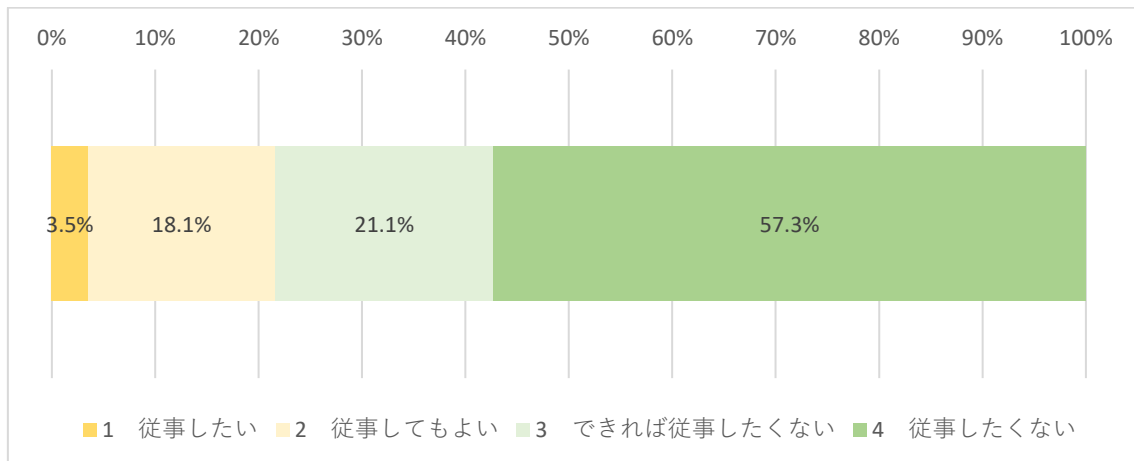


項目	n	%
1 1時間 800 円以上 1000 円未満	1	7.7%
2 1時間 1000 円以上 1200 円未満	0	0.0%
3 1時間 1200 円以上 1500 円未満	3	23.1%
4 1時間 1500 円以上	9	69.2%
合計	13	100.0%

3 休日の大会運営への従事希望

主な結果	
✓	休日の大会運営について、審判員として「従事したい」「従事してもよい」と回答した者は21.6%であった。

問9 休日の中体連、協会、および連盟主催の大会等の運営について、審判員等の運営者として従事したいですか？

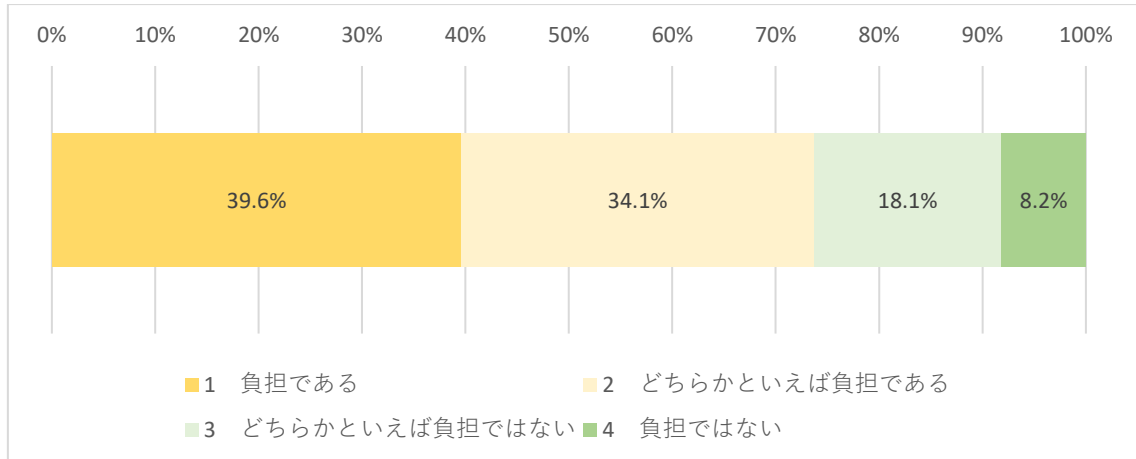


項目	<i>n</i>	%
1 従事したい	7	3.5%
2 従事してもよい	36	18.1%
3 できれば従事したくない	42	21.1%
4 従事したくない	114	57.3%
合計	199	100.0%

4 平日部活動に対する負担感

主な結果	
✓	平日の部活動指導に対して、「負担である」「どちらかといえば負担である」と回答した者は73.7%であった。
✓	この負担感の理由として、帰宅時間の遅延、専門外の種目指導などが挙げられた。

問 10 平日の部活動指導への負担感について質問します。



項目	<i>n</i>	%
1 負担である	72	39.6%
2 どちらかといえば負担である	62	34.1%
3 どちらかといえば負担ではない	33	18.1%
4 負担ではない	15	8.2%
合計	182	100.0%

問 11 問 10 で「負担である」「どちらかといえば負担である」と回答した方にお尋ねします。負担の理由を教えてください。(自由記述)

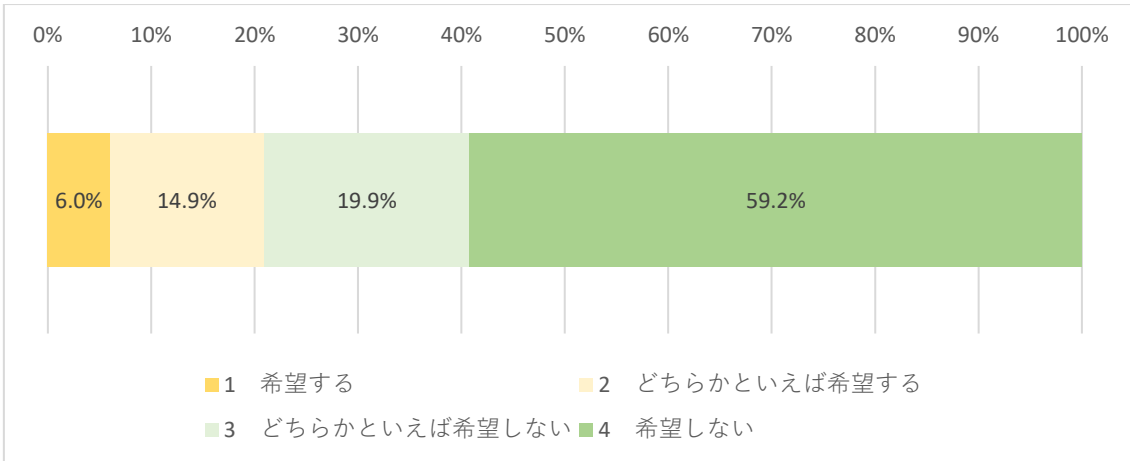
主な回答
部活動後に校務を行うため拘束時間が長く帰宅時間が遅くなる(平日の 18 時 30 分まで部活動がある) 専門的な技術指導や審判を行うことが負担である 勤務時間外に部活動を行っているにも関わらず手当は一切出ない 部活動後によりやく授業準備、教材研究、生徒や保護者対応を行い、できない仕事は持ち帰りとなる 進路指導や生徒会など生徒のために行いことに時間が割けない 部活動で帰宅時間が遅くなり、翌日まで疲労が蓄積する 勤務時間外の業務が負担である 勤務時間外に生徒指導などで部活動には不在時に事故等が起こる責任まで取ることが負担である 勤務時間外に実施される部活動により育児等で家庭に影響がでる(保育園の迎えなど) 授業準備や学級事務があるなかで部活動の終了時間がすでに勤務時間または勤務時間外である ワークライフバランスは崩れている 怪我の予防や生徒指導を考えて部活動を優先するため授業準備等ができない 心身ともにリフレッシュできないから 顧問の主担当であることで負担を多く受けている不公平感がある 夏は夜遅くまで、冬は朝早くから時間外勤務のボランティアをする

注) 分析対象者は 127 名であった。

5 平日の地域クラブ活動の指導希望

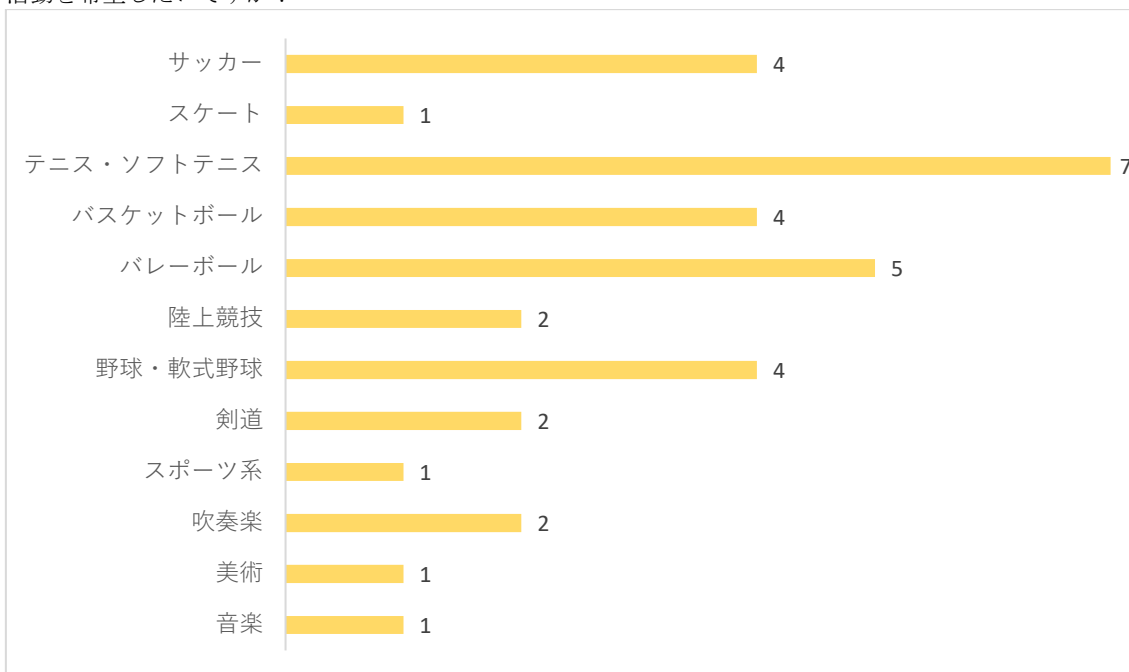
主な結果	
✓	平日の地域クラブ活動の指導について、「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した者は 20.9%であった。
✓	指導を希望する種目は、「テニス・ソフトテニス」「バレーボール」の順に多かった。
✓	指導を希望する地区は、松本市が多かった。
✓	平日の地域クラブ活動の指導について、指導を「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した理由は、「家族との時間を大切にしたい」「家庭の事情（育児、看護、介護等）がある」「自分の時間を大切にしたい」の順に高い割合であった。
✓	指導を希望しないとする者でも、1時間 1500 円以上の報酬を得られれば指導に携わるとする割合が高かった。

問 12 令和 7 年度末を目途に、休日の部活動は、「学校」ではなく、「地域」が運営主体となります。また令和 8 年度以降は、平日の部活動についても、地域が運営主体となることが想定されています。このことを想像し、質問にご回答ください。あなたは、平日の勤務時間外で行われる、地域のスポーツ・文化活動の指導を希望しますか？



項目	n	%
1 希望する	12	6.0%
2 どちらかといえば希望する	30	14.9%
3 どちらかといえば希望しない	40	19.9%
4 希望しない	119	59.2%
合計	201	100.0%

問13 問10で「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した方にお尋ねします。どのような種目・活動を希望したいですか？

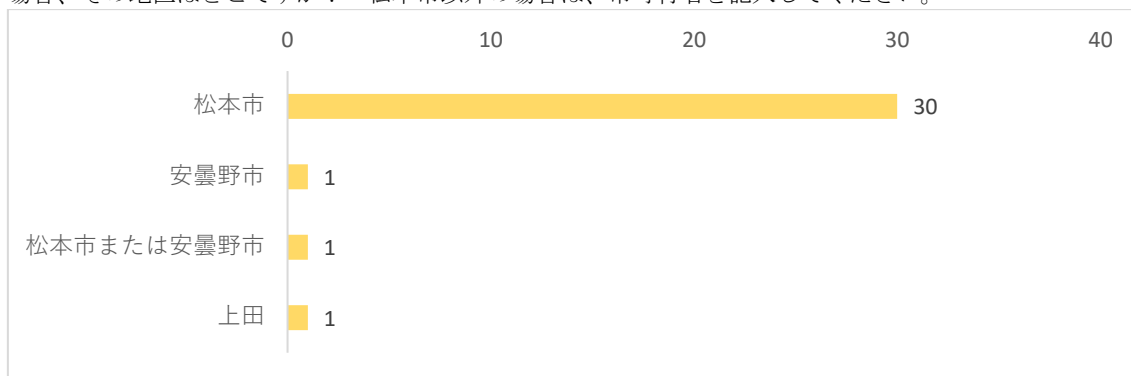


種目・活動	n
サッカー	4
スケート	1
テニス・ソフトテニス	7
バスケットボール	4
バレーボール	5
陸上競技	2
野球・軟式野球	4
剣道	2
スポーツ系	1
吹奏楽	2
美術	1
音楽	1
合計	34

注1) 分析対象者は33名(具体的な種目の記載のない4名の回答を除外した)であった。

注2) 1名につき2種目を回答した種目や活動を含む。

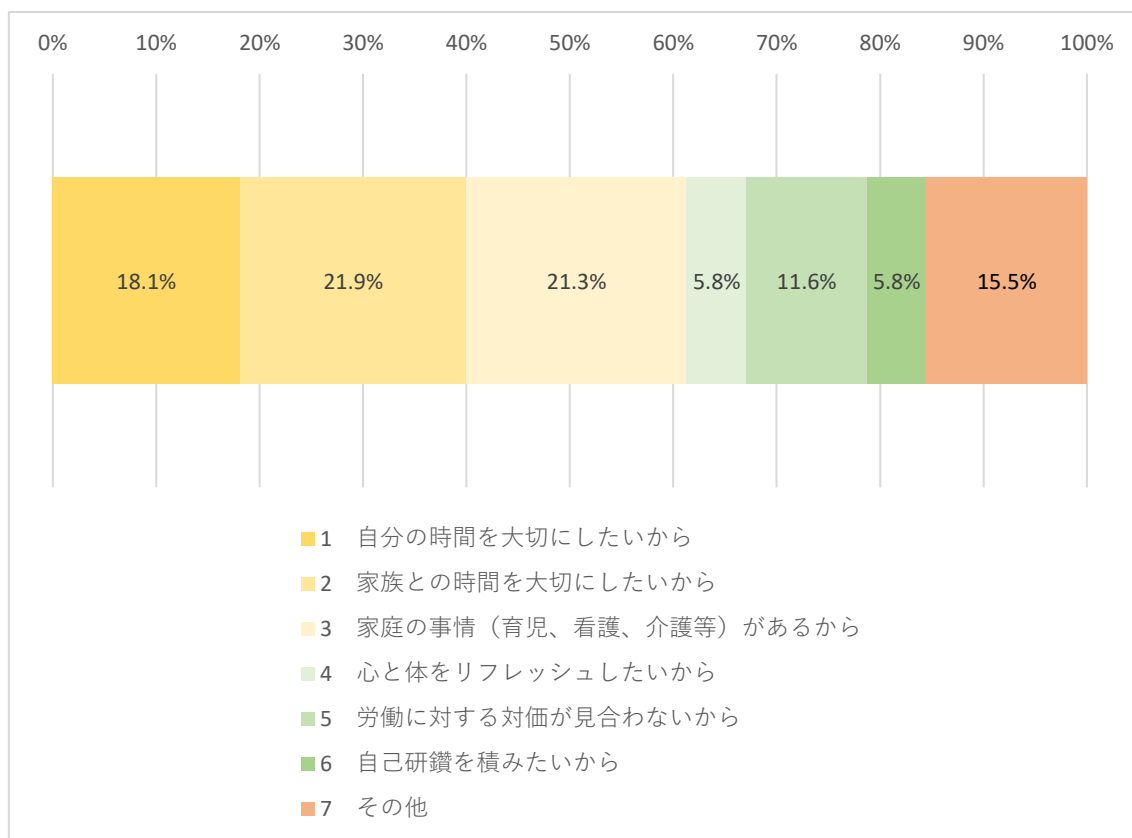
問 13 問 10 で「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した方にお尋ねします。指導を希望する場合、その地区はどこですか？ 松本市以外の場合は、市町村名を記入してください。



地区	<i>n</i>
松本市	30
安曇野市	1
松本市または安曇野市	1
上田	1
合計	33

注) 分析対象者は 33 名 (具体的な地区の記載のない 3 名の回答を除外した) であった。

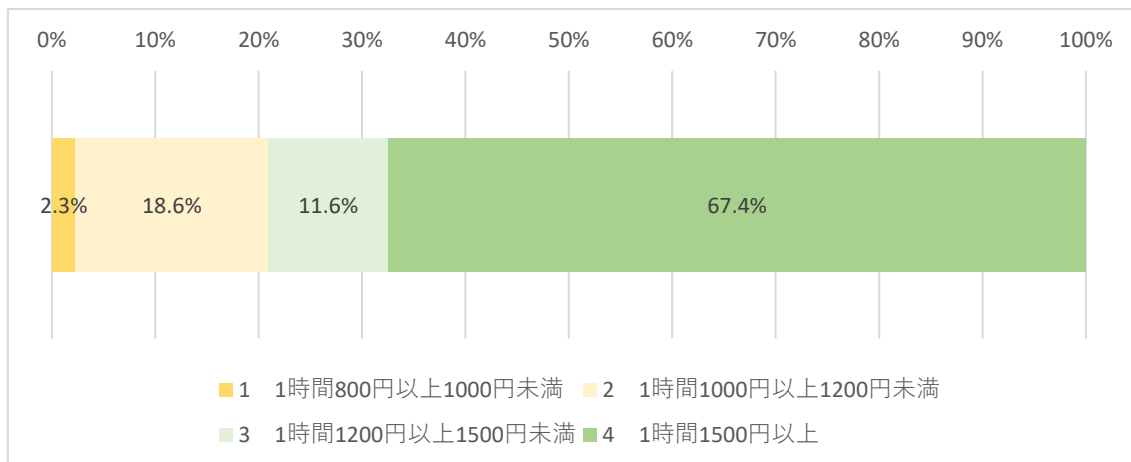
問 14 問 12 で「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答した方にお尋ねします。希望しない理由は何ですか？ 最も当てはまるものを1つ選んでください。



項目	<i>n</i>	%
1 自分の時間を大切にしたいから	28	18.1%
2 家族との時間を大切にしたいから	34	21.9%
3 家庭の事情（育児、看護、介護等）があるから	33	21.3%
4 心と体をリフレッシュしたいから	9	5.8%
5 労働に対する対価が見合わないから	18	11.6%
6 自己研鑽を積みたいから	9	5.8%
7 その他	24	15.5%
合計	155	100.0%

「7 その他」の理由としては、①教材研究、授業準備、学級事務など校務の時間に充てたい、②指導技術がない、③勤務時間外だから、④怪我への対応ができないといった理由が挙げられた。

問 14-2 問 14 で「5 労働に対する対価が見合わないから」を選択された方に質問します。
どのくらいの報酬であれば、指導に携わりますか？

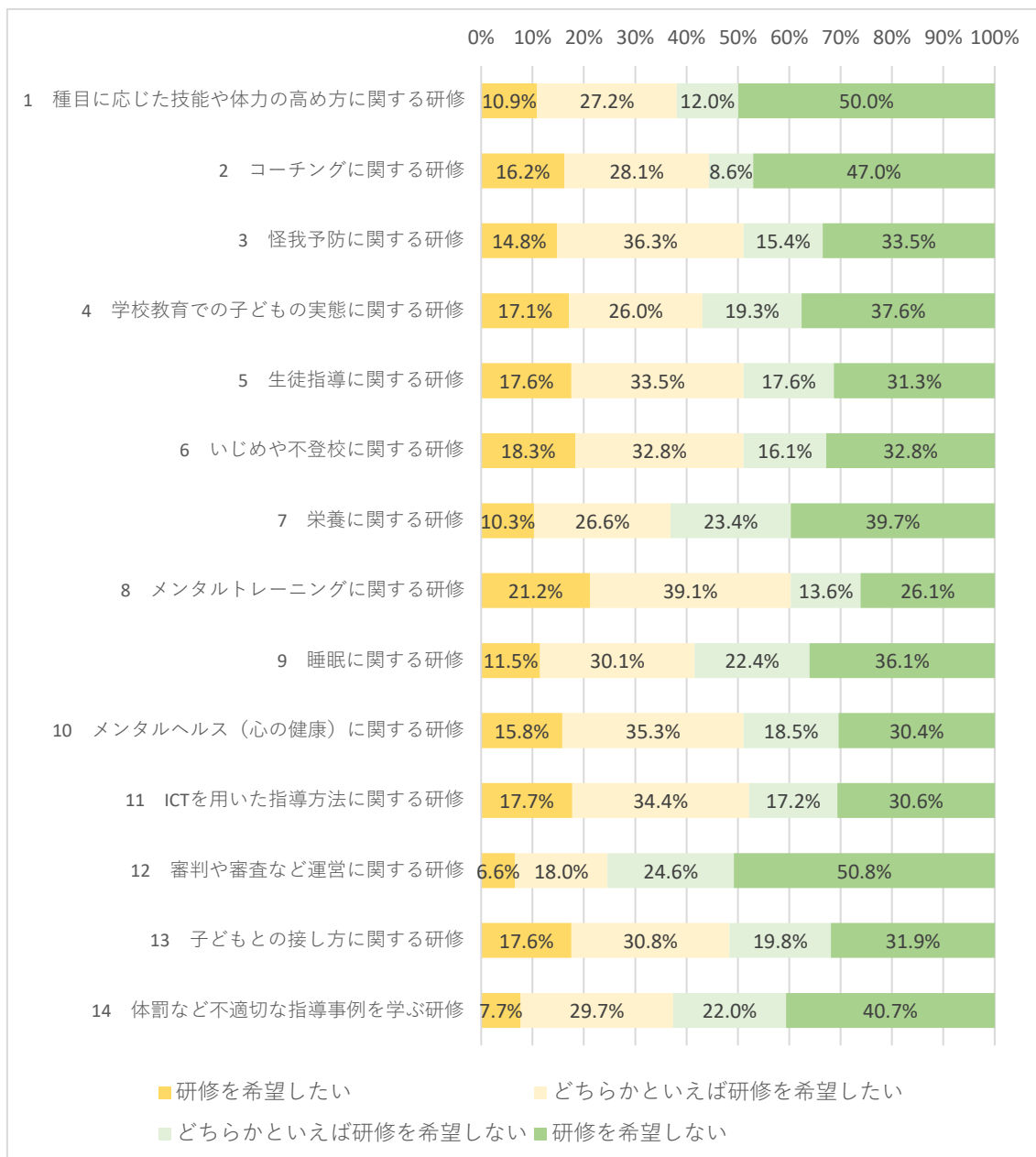


項目	n	%
1 1時間 800 円以上 1000 円未満	1	2.3%
2 1時間 1000 円以上 1200 円未満	8	18.6%
3 1時間 1200 円以上 1500 円未満	5	11.6%
4 1時間 1500 円以上	29	67.4%
合計	43	100.0%

6 指導者研修の希望

✓ 主な結果	
✓	専門性を高めるために受講したい研修について尋ねたところ、「メンタルトレーニングに関する研修」「ICTを用いた指導方法に関する研修」の順で、「研修を希望したい」「どちらかといえば研修を希望したい」と回答する割合が高かった。また、いじめや不登校、生徒指導に係る研修についての希望も高い割合であった。

問 15 指導者が自身の専門性を高めるために、今後受講したい研修について、あなたの考えを教えてください。



項目	研修を希望したい	どちらかといえば研修を希望したい	どちらかといえば研修を希望しない	研修を希望しない	合計
1 種目に応じた技能や体力の高め方に関する研修	20 10.9%	50 27.2%	22 12.0%	92 50.0%	20 10.9%
2 コーチングに関する研修	30 16.2%	52 28.1%	16 8.6%	87 47.0%	30 16.2%
3 怪我予防に関する研修	27 14.8%	66 36.3%	28 15.4%	61 33.5%	27 14.8%
4 学校教育での子どもの実態に関する研修	31 17.1%	47 26.0%	35 19.3%	68 37.6%	31 17.1%
5 生徒指導に関する研修	32 17.6%	61 33.5%	32 17.6%	57 31.3%	32 17.6%
6 いじめや不登校に関する研修	33 18.3%	59 32.8%	29 16.1%	59 32.8%	33 18.3%
7 栄養に関する研修	19 10.3%	49 26.6%	43 23.4%	73 39.7%	19 10.3%
8 メンタルトレーニングに関する研修	39 21.2%	72 39.1%	25 13.6%	48 26.1%	39 21.2%
9 睡眠に関する研修	21 11.5%	55 30.1%	41 22.4%	66 36.1%	21 11.5%
10 メンタルヘルス（心の健康）に関する研修	29 15.8%	65 35.3%	34 18.5%	56 30.4%	29 15.8%
11 ICTを用いた指導方法に関する研修	33 17.7%	64 34.4%	32 17.2%	57 30.6%	33 17.7%
12 審判や審査など運営に関する研修	12 6.6%	33 18.0%	45 24.6%	93 50.8%	12 6.6%
13 子どもとの接し方に関する研修	32 17.6%	56 30.8%	36 19.8%	58 31.9%	32 17.6%
14 体罰など不適切な指導事例を学ぶ研修	14 7.7%	54 29.7%	40 22.0%	74 40.7%	14 7.7%

子どもが主人公

松本市教育委員会

図書館資料特別整理期間の設定について

1 趣旨

毎年度、全図書館において実施している資料特別整理（蔵書点検）を行うため、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、休館日を設定することについて報告するものです。

2 令和5年度特別整理期間

裏面のとおり

3 周知方法について

- (1) 広報まつもと5月号情報チャンネルに掲載
- (2) 松本市図書館ホームページに掲載
- (3) 松本市図書館ツイッター、フェイスブックに掲載
- (4) 各図書館にチラシ及びカレンダーを設置

4 その他

実施にあたっては、利用者への影響を最小限にとどめるよう図書館全体の連携を図りながら対応することとし、事前の周知についても上記により行うこととします。

担当	中央図書館
館長	藤森 千穂
電話	32-0099



学びに、遊びや体験を。



令和5年度特別整理期間

図書館名	特別整理期間	日数
波田図書館	5月15日(月)～5月20日(土)	6日間
鎌田図書館 寿台図書館 本郷図書館	5月22日(月)～5月24日(水)	3日間
梓川図書館	5月29日(月)～6月1日(木)	4日間
あがたの森図書館 中山文庫	6月5日(月)～6月7日(水)	3日間
中央図書館	6月12日(月)～6月23日(金)	12日間
南部図書館	6月27日(火)～7月1日(土)	5日間
島内図書館 空港図書館	7月3日(月)～7月6日(木)	4日間

※ 上記の期間は、松本市図書館条例第4条に規定する休館日（南部図書館は火曜日、南部を除く各館は月曜日）を含め、各図書館を休館するものです。

報告第 7 号

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

1 趣旨

まつもと文化遺産保存活用協議会委員のうち関係行政機関の代表として委嘱をしていた委員の異動に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 退任者

谷 和隆 長野県教育委員会

3 委嘱予定者

馬場 伸一郎 長野県教育委員会

4 任期

まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱第5条に基づき、前任者の残任期間の令和6年9月30日までとします。

※ 直近のまつもと文化遺産保存活用協議会（開催日未定）にて委嘱予定

5 根拠法令等（抜粋）

(1) 文化財保護法

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

(2) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化財所有者

(2) 地域住民代表者

- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。



担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	32-3292

まつもと文化遺産保存活用協議会 委員名簿（案）

任期：令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

1 委員（会長◎、副会長○）

区分	氏名	所属等	備考
文化財所有者	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥秀	牛伏寺副住職	継続
地域住民代表者	はら かつみ ○ 原 勝美 ○	今井地区文化財委員会	継続
	ありま まさとし 有馬 正敏	松本市地域文化財連絡協議会	継続
特定非営利活動法人等関係団体の代表	やまもと けいこ 山本 桂子	新まつもと物語プロジェクト	継続
	たかまつ のぶゆき 高松 伸幸	ココブラ信州実行委員会代表	継続
商工・観光関係団体の代表	はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合	継続
	せはらだ ひさひで 瀬原田 久英	（一社）松本観光コンベンション協会事務局	継続
関係行政機関の代表	ば ば しんいちろう 馬場 伸一郎	長野県教育委員会	新規
	にいむら よしお 新村 芳男	松本市公民館長会	継続
有識者	ごとう よしたか ◎ 後藤 芳孝 ◎	松本市文化財審議委員会	継続
	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	継続
	まきやま けいいち 巻山 圭一	松本大学教職センター	継続

2 関係課

お城まちなみ創造本部
地域づくり課
観光プロモーション課
文化振興課
生涯学習課・中央公民館
博物館

報告第 8 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員のうち関係行政機関の代表として委嘱をしていた委員の異動に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 退任者

軒端 信司（林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官）
 守屋 徹郎（林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官）
 小林 信也（長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐）
 谷 和隆（長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事）

3 委嘱予定者

羽生田 久男（林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官）
 三宅 悠平（林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 治山技術官）
 宮坂 勲（長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐）
 贄田 明（長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 主任指導主事）

4 任期

設置要綱第4条では、委員の任期を委嘱の日から2年としていますが、前任者の残任期間として、令和6年10月23日までとします。

5 根拠要綱（抜粋）

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱
 （組織）

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
 - (2) 地域関係者
 - (3) 行政関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。



担当	文化財課	西部4地区担当
課長	遠藤 守	
電話	94-2304	

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員等名簿

委員任期：令和6年10月23日まで

区 分	氏 名	役 職
有識者	会長 <small>ササキ</small> 佐々木邦博	信州大学農学部 名誉教授【景観】
	副会長 <small>スズキ</small> 鈴木 啓助	信州大学理学部 特任教授・名誉教授【水循環】
	<small>オオバク</small> 大窪久美子	信州大学農学部 教授【植物】
	<small>カヤ</small> 苅谷 愛彦	専修大学 文学部 環境地理学科 教授【地形・地質】
	<small>キハラ</small> 北原 ヒカル	信州大学 名誉教授【治山工学】
	<small>トシノ</small> 東城 幸治	信州大学 理学部教授（副学長）【動物】
地 域 関係者	<small>コバヤシ</small> 小林 清二	上高地町会長(中の湯温泉旅館)
	<small>アヤギ</small> 青柳 浩一郎	上高地観光旅館組合長(上高地温泉ホテル)
	<small>ヤマダ</small> 山田 直	北アルプス山小屋友交会会長(横尾山荘)
行政関 係者 (国)	<small>ハニウダ</small> 羽生田 ヒサオ	林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官
	<small>ミヤケ</small> 三宅 悠平	林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 治山技術官
	<small>オグチ</small> 小口 貴雄	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官
	<small>マノ</small> 松野 ソウタ	環境省 信越自然環境事務所 中部山岳国立公園上高地管理官事務所 国立公園管理官
(県)	<small>カンワギ</small> 柏木 カズキ	長野県 環境部 自然保護課 自然公園整備係長
	<small>ミヤサカ</small> 宮坂 イサオ	長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐
	<small>ニエダ</small> 齋田 アキラ	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 主任指導主事

委員数 16名

報告第 9 号

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の
委嘱について

1 趣旨

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員のうち関係行政機関の代表として委嘱をしていた委員の異動に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 退任者

森田 耕司 (国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長)
藤本 済 (長野県 松本建設事務所長)

3 委嘱予定者

石尾 浩市 (国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長)
太田 茂登 (長野県 松本建設事務所長)

4 任期

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱第4条に基づき、前任者の残任期間の令和6年7月28日までとします。

5 根拠要綱(抜粋)

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱
(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



担当	文化財課	西部4地区担当
課長	遠藤 守	
電話	94-2304	

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会 委員名簿

任期：令和6年7月28日まで

区分	No.	氏名	役職等
有識者	1	オオツカ 大塚 勉	信州大学 特任教授（地質学）
地域 関係者	2	サイトウ シツヒト 齋藤志津人	白骨温泉まちづくり委員会 委員長
			白骨温泉旅館組合 理事長
	3	サイトウ モトキ 齋藤 元紀	一般社団法人 松本市アルプス山岳郷 代表理事
	4	キムラ キヨシ 木村 希喜	大野川区町会長・大野川区長
	5	ツツキ タカオ 筒木 隆雄	丸永旅館経営
行政 関係者	6	モリカワ マサト 森川 政人	環境省 中部山岳国立公園管理事務所長
	7	イシオ コウイチ 石尾 浩市	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長
	8	オオタ シゲト 太田 茂登	長野県 松本建設事務所長
	9	ニエダ アキラ 贄田 明	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事

報告第 10 号

窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

窪田空穂記念館運営委員会委員の任期が令和5年4月30日をもって満了するため、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 同委員会の主な所掌事項

- (1) 資料の収集、整理・保存、展示に関すること
- (2) 記念館の運営に関し、教育委員会が必要と認める事項

3 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり

4 委嘱期間

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで

5 根拠条例（抜粋）

窪田空穂記念館運営委員会設置要綱
（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 歌壇関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 地元関係者
- (4) 記念館創立協力者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当	博物館
館長	加藤 孝
電話	32-0133



学都松本へ

この家と共に古りつつ高野槇^{ふたもも}二百とせの深みどりかも

一歌人・国文学者、窪田空穂^{くぼたうつほ}のふるさは文学の香り漂う空間です。



「学都松本」

窪田空穂記念館運営委員会委員名簿（案）

令和5年（2023）年5月1日現在（50音順）

<任期:令和5年5月1日～令和7年4月30日>

氏名	役職・職業等	選出区分	備考
赤羽 秀明	芝沢小学校校長	学識経験者	令和4年～ (2期目)
大澤 秀夫	鈴蘭幼稚園理事長 前日本キリスト協会松本教会牧師	学識経験者	新規
大下 一真	歌人 空穂会（会長）	歌壇関係者	新規
折井 理智子	茶道教授（裏千家）	学識経験者	平成7年～ (15期目)
窪田 武夫		記念館設立協力者 （血縁者・生家提供）	平成6年～ (15期目)
三枝 浩樹	歌人 空穂会（幹事）	歌壇関係者	新規
萩原 良治	松本市和田公民館館長	地元関係者	令和4年～ (2期目)
高野 毅	松本市校長会会長 （旭町小学校校長）	学識経験者	新規
三ツ井 夏月	信州大学職員 （信大競技かるたサークルOG）	教育委員会が必要 と認める者（百人 一首協力者）	新規

周知事項 1

令和5年度博物館パスポートの配布について

1 趣旨

市内の博物館施設の紹介と利用向上を目的に、民間類似施設の協力を得て、原則入館無料となる博物館パスポートを配布することについて周知するものです。

2 博物館パスポートの対象施設（計22施設）及び観覧料割引内容

松本市立博物館本館・分館（計16館）、国宝松本城天守、松本市教育文化センター（プラネタリウム）、梓川アカデミア館、日本浮世絵博物館は無料。康花美術館、東洋計量史資料館は割引

3 博物館パスポートの種類

(1) 小・中学生親子パスポート（平成8年度から配布）

- ア 児童・生徒1名と付添いの大人1名を対象
- イ 市内小中学校全校計70校に4月17日から配布
- ウ 有効期限 令和6年（2024年）5月31日まで
- エ 配布予定枚数 約22,000枚

(2) 転入世帯パスポート（平成11年度から配布）

- ア 松本市転入世帯を対象
- イ 市民課及び20支所・出張所にて転入手続きの際に通年配布
- ウ 有効期限 転入時から1年間有効

4 パスポート見本

別紙資料のとおり

5 その他

松本地域の大学（4校）及び市内専門学校（11校）の新入生については、窓口での学生証等の提示により博物館パスポートと同様の扱いとする旨を案内しています。（令和6年3月31日まで）

担当	博物館
館長	加藤 孝
電話	32-0133

博物館パスポート
Passport
小・中学生親子
 利用期間：令和6年5月31日まで有効
 松本市・松本市教育委員会

利用案内

- ※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～⑩の施設は無料で、⑪⑫は表記の観覧料でご覧いただけます。
- ※2 松本市立博物館は、移転新築中です。令和5年10月7日に開館予定です。
- ※3 国宝旧開智学校校舎は、耐震工事等のため令和6年秋まで休館予定です。松本市旧司祭館は、通常通り開館しています。
- ※4 年末年始の開館は各施設で異なります。また、諸事情により休館日の変更や臨時休館を行う場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ※5 小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。(大人のみではご利用いただけません。)

キリトリ線

3 松本民芸館
 民芸品の美しさに出会えます
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 旧山辺学校校舎
 八角塔のある和洋折衷校舎
 休館日：12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎32-7602 松本駅から車で15分

5 松本市立考古博物館
 松本の古代にタイムスリップ
 休館日：12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎86-4710 松本駅から車で20分

6 松本市はかり資料館
 昭和がよみがえる、土蔵づくりの資料館
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎36-1191 バス・タウンズニーカー東コース「はかり資料館」下車

7 旧制高等学校記念館
 「どくとるマンボウ青春記」の舞台
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎35-6226 バス・タウンズニーカー東コース「旧松本高校」下車

8 窪田空穂記念館
 郷土が生んだ歌人・国文学者
 休館日：12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎48-3440 バス「和田町郵便局」下車

9 重要文化財 馬場家住宅
 やまぶところの古屋敷
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎85-5070 バス「寿台東口」下車 徒歩15分

10 松本市歴史の里
 (重要文化財旧松本区裁判所庁舎等)
 信州松本の近代の歩みと文化を伝えるたても野の博物館
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎47-4515 バス・タウンズニーカー 西ロングコース「浮世絵博物館・歴史の里」下車

11 松本市時計博物館
 世界の古時計が今も時を刻みます
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎36-0969 バス・タウンズニーカー東コース「大手門駐車場」下車

12 松本市山と自然博物館
 岳都松本の四季と自然を伝えます
 休館日：月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎38-0012 バス「アルクス公園」下車

13 松本市四賀化石館
 世界最古のマッコウクジラに出会えます
 休館日：12月～2月 平日
 3月～11月 月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎64-3900 バス「化石館」下車

14 松本市高橋家住宅
 松本城下に残る数少ない武家住宅
 休館日：12月～2月 月曜日～土曜日
 3月～11月 平日
 ☎33-1818 バス・タウンズニーカー北コース「旧開智学校」下車

16 国宝 松本城
 現存する日本最古の五重六階天守
 ☎32-2902 バス・タウンズニーカー 北コース「松本城・市役所前」下車

17 松本市教育文化センター プラネタリウム
 休館日：月曜日 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎32-7600 松本駅から車で15分

18 梓川アカデミア館
 文化の発信、芸術との出会いの場
 休館日：月曜日 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎78-5000 松本駅から車で20分

19 日本浮世絵博物館
 江戸時代にタイムスリップ
 休館日：月曜日 (月曜祝日の場合は開館、その翌日休館)
 ☎47-4440 バス・タウンズニーカー 西ロングコース「浮世絵博物館・歴史の里」下車

20 康花美術館 若き作家が描く幻想と詩の世界
 休館日：4月～11月 月曜日 / 2月～3月 全日
 12月～1月 月曜日～金曜日
 観覧料：大人400円、小・中学生250円 高校生以下無料
 ☎31-0320 バス「安原町」下車

21 東洋計量史資料館
 日本最大の計量資料館、みどころがたくさん
 休館日：月曜日、12月～2月
 観覧料：大人400円、小・中学生100円
 予約制 ☎080-9741-3795
 バス・タウンズニーカー 南コース「栄町公民館」下車

1 松本市立博物館
 (令和5年10月7日開館予定)
 松本市立博物館
 Matsumoto City Museum
 ☎32-0133 松本駅から徒歩11分
 休館日：火曜日

2 国宝 旧開智学校校舎
 (令和6年秋まで休館)
 松本市旧司祭館
 休館日：12月～2月 月曜日
 3月～11月 第3月曜日
 (当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日)
 ☎32-5725 バス・タウンズニーカー北コース「旧開智学校」下車

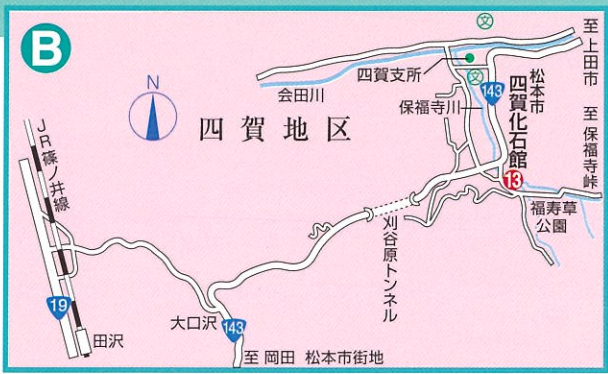
各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】

松本市立博物館 (令和5年10月7日～) 松本民芸館 旧山辺学校校舎
 松本市立考古博物館 松本市はかり資料館 旧制高等学校記念館
 窪田空穂記念館 重要文化財馬場家住宅 松本市歴史の里
 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館 松本市四賀化石館
 国宝松本城 松本市教育文化センター プラネタリウム
 梓川アカデミア館 日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

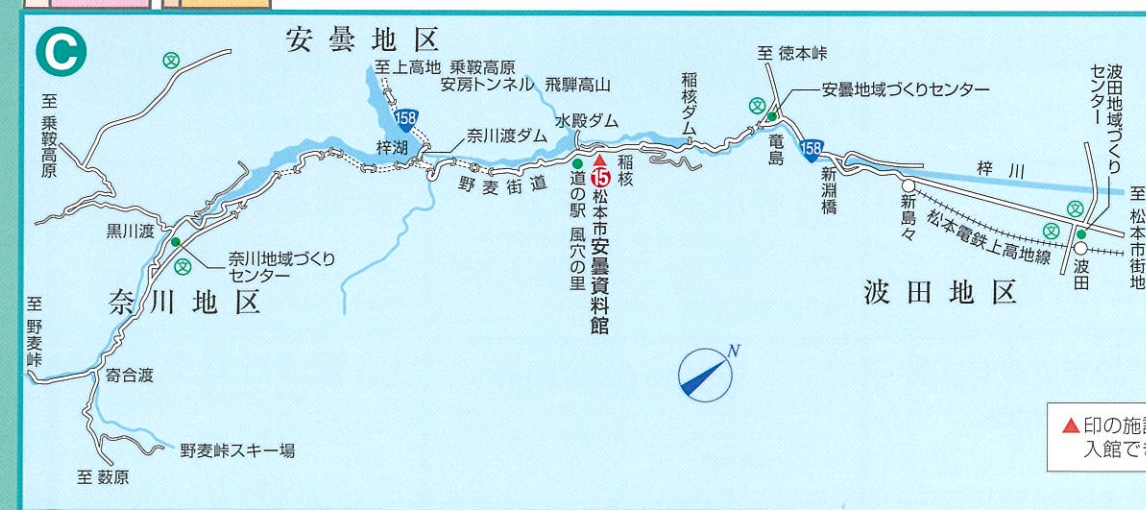
※松本市旧司祭館、松本市高橋家住宅、松本市安曇資料館は料金無料です。
 ※康花美術館、東洋計量史資料館は、割引料金となります。
 ※小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。(大人のみでご利用いただけません)

問合せ先 **松本市立博物館** ☎32-0133



松本まるごと博物館案内図

- ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
- 展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
- この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館 (☎32-0133) までどうぞ。
 e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
 URL <http://www.matsu-haku.com/>



▲印の施設は常時無料で入館できます。

博物館パスポート

Passport

転入世帯

転入日から1年間有効 転入日 年 月 日

松本市・松本市教育委員会

利用案内

学都松本へようこそ

- ※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～⑩の施設は無料で、⑳㉑は表記の観覧料でご覧いただけます。
- ※2 松本市立博物館は、移転新築中です。令和5年10月7日に開館予定です。
- ※3 国宝旧開智学校校舎は、耐震工事等のため令和6年秋まで休館予定です。松本市旧司祭館は、通常通り開館しています。
- ※4 年末年始の開館は各施設で異なります。また、諸事情により休館日の変更や臨時休館を行う場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ※5 同一世帯員のみご利用いただけます。

キリトリ線

3 松本民芸館
民芸品の美しさに出会えます



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 旧山辺学校校舎
八角塔のある和洋折衷校舎



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎32-7602 松本駅から車で15分

5 松本市立考古博物館
松本の古代にタイムスリップ



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎86-4710 松本駅から車で20分

6 松本市はかり資料館
昭和がよみがえる、土蔵づくりの資料館



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎36-1191

7 旧制高等学校記念館
「どくとるマンボウ青春記」の舞台



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎35-6226 バス・タウンズニーカー 東コース「旧松本高校」下車

8 窪田空穂記念館
郷土が生んだ歌人・国文学者



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎48-3440 バス「和田町郵便局」下車

9 重要文化財 馬場家住宅
やまぶところの古屋敷



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎85-5070 バス「寿台東口」下車 徒歩15分

10 松本市歴史の里
(重要文化財旧松本区裁判所庁舎等)
信州松本の近代の歩みと文化を伝えるたても野の野外博物館



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎47-4515
バス・タウンズニーカー 西ロングコース
「浮世絵博物館・歴史の里」下車

11 松本市時計博物館
世界の古時計が今も時を刻みます



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎36-0969

12 松本市山と自然博物館
岳都松本の四季と自然を伝えます



休館日：月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎38-0012

13 松本市四賀化石館
世界最古のマッコウクジラに出会えます



休館日：12月～2月 平日
3月～11月 月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎64-3900 バス「化石館」下車

14 松本市高橋家住宅
松本城下に残る数少ない武家住宅

休館日：12月～2月 月曜日～土曜日
3月～11月 平日

☎33-1818 バス・タウンズニーカー北コース
「旧開智学校」下車

16 国宝 松本城
現存する日本最古の五重六階天守

☎32-2902 バス・タウンズニーカー 北コース
「松本城・市役所前」下車

18 梓川アカデミア館
文化の発信、芸術との出会いの場

休館日：月曜日 (当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎78-5000 松本駅から車で20分

20 康花美術館
若き作家が描く幻想と詩の世界

休館日：4月～11月 月曜日 / 2月～3月 全日
12月～1月 月曜日～金曜日

観覧料：大人400円 (県内の学生250円) 高校生以下無料

☎31-0320 バス「安原町」下車

15 松本市安曇資料館
「杣の村」からの歩みを伝えます

休館日：12月～4月 全日、5月～11月 平日

☎94-2134 バス「水殿ダム」下車

17 松本市教育文化センター プラネタリアム

休館日：月曜日 (当該日以後の休日を除いた最初の日)

☎32-7600 松本駅から車で15分

19 日本浮世絵博物館
江戸時代にタイムスリップ

休館日：月曜日 (月曜祝日の場合は開館、その翌日休館)

☎47-4440
バス・タウンズニーカー 西ロングコース
「浮世絵博物館・歴史の里」下車

21 東洋計量史資料館
日本最大の計量資料館、みどころがたくさん

休館日：月曜日、12月～2月

観覧料：大人400円、小・中学生100円

予約制 ☎080-9741-3795
バス・タウンズニーカー 南コース「栄町公民館」下車

1 松本市立博物館
(令和5年10月7日開館予定)



松本市立博物館
Matsumoto City Museum

☎32-0133 松本駅から徒歩11分

休館日：火曜日

2 国宝 旧開智学校校舎
(令和6年秋まで休館)

松本市旧司祭館



休館日：12月～2月 月曜日
3月～11月 第3月曜日
当該日以後の休日を除いた最初の日

☎32-5725 バス・タウンズニーカー 北コース「旧開智学校」下車

各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】

松本市立博物館(令和5年10月7日～) 松本民芸館 旧山辺学校校舎
 松本市立考古博物館 松本市はかり資料館 旧制高等学校記念館
 窪田空穂記念館 重要文化財馬場家住宅 松本市歴史の里
 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館 松本市四賀化石館
 国宝松本城 松本市教育文化センター プラネタリウム
 梓川アカデミア館 日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

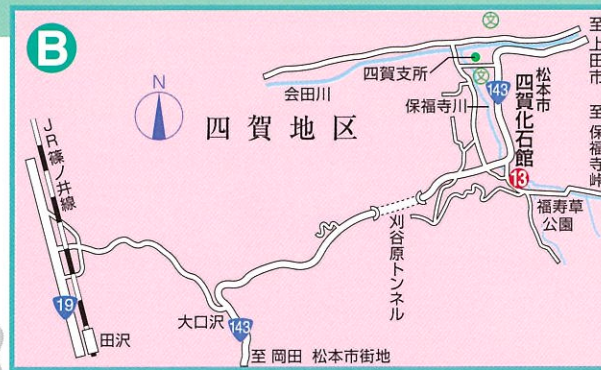
※松本市旧司祭館、松本市高橋家住宅、松本市安曇資料館は料金無料です。
 ※康花美術館、東洋計量史資料館は、割引料金となります。
 ※同一世帯員のみご利用いただけます。

問合せ先 **松本市立博物館** ☎32-0133



松本まるごと博物館案内図

- ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
- 展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
- この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館 (☎32-0133) までどうぞ。
 e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
 URL <http://www.matsu-haku.com/>



▲印の施設は常時無料で入館できます。

